

2023.8.10

輸出対象国・地域における容器・包材規制の最新情報（北米・南米）

（一財）化学研究評価機構
食品接触材料安全センター

輸出対象国・地域における規制の最新情報の記事の作成について、2023年6月10日頃、欧州、8月10日頃、北米・南米、10月10日頃、中国・台湾、12月10日頃、ASEAN諸国、2024年2月10日頃国連他の順に掲載します。
今回、北米・南米の最新情報の記事を掲載いたします。

記

調査地域：北米・南米

調査期間：2022年4月1日～2023年8月1日

調査分野：食品接触材料等のひと健康に係る規制動向、食品接触材料等の環境問題に係る規制動向、食品接触材料等の製造に使用される化学物質の規制動向

記載方法：トピックス（詳細情報付記）、全動向の概要（月度順）

問合せ先：食品接触材料安全センター情報調査・広報室長 石動正和 isurugi@jcii.or.jp

以 上

トピックス（→は詳細情報記載ページ）

食品接触材料等のひと健康に係る規制動向

●FDA は PFAS 問題を、食品接触材料に由来するよりも、環境に由来し、食品、飲料水を汚染する問題として取らえている。FDA は一部魚介類への汚染を指摘しつつも、全体にひと健康リスクは低いとしている。（→p.25）

食品接触材料等の環境問題に係る規制動向

●EPA は TSCA、TRI、スーパーファンド法など既存の仕組みに基づき PFAS 規制を強化している。TSCA、TRI では、PFAS の排出量報告を強化することで問題のある用途、分野を特定し、リスクの高い用途、分野から優先的にフェーズアウトさせていくアプローチが示唆される。一方、スーパーファンド法では、既に汚染が確認された環境回復の原資を製造企業に求めるアプローチが示唆される。（→p.36）

●米 EPA 「バイデン・ハリス政権は先頃プラスチック汚染削減国家計画をアナウンス」2023 年 4 月 21 日。「プラスチック汚染防止のための国家戦略草案」4 月 24 日。「プラスチック汚染を防止するための国家戦略草案」5 月 3 日（→p.71）

●米国防務院が主導する「プラスチック汚染を終焉させる国際的協同体（EPPIC）」設立の動きは、EU などが中心となっている「プラスチック汚染を終焉させる高い野心の連合（HAC）」への対立軸となる可能性があり注目されている。（→p.81）

日本政府は、2023 年 5 月 29 日～6 月 2 日国連政府間交渉委員会第 2 回セッション（INC-2）が迫る 5 月 26 日、高い野心の連合（HAC）加盟を公表した。バージンプラスチックの生産量削減を謳う HAC に敢えて加盟する狙いは、HAC の議論に積極的に参画し、生産量削減ありきではなく、プラスチックのライフサイクルの全ての段階において汚染対策に向けた取組を促し、各国の状況とその有効性を含む社会経済的影響を考慮に入れ、実効的かつ進歩的な条約の策定を目指すことにあった。

一方、もう一つの背景として、EU が主導する HAC に対し、米国が主導する枠組みとして期待されたプラスチック汚染撲滅国際協力（EPPIC）の動きが遅れているという現状があったと聞いている。

こうした中、米国国務省よりプラスチック汚染撲滅国際協力 (EPPIC) 官民パートナーシップが入札公告 (募集期間: 5月9日~7月8日) されているのが確認された。この取り組みはバージンプラスチック生産量削減を前提にしないで、上流の設計及び生産におけるイノベーションにより、プラスチックのライフサイクル全体に亘る循環性を高めるソリューションを推進する。落札は INC-2 に間に合わないが、今後 HAC への対立軸を形成する可能性がある。

●カリフォルニア州「プラスチック汚染防止包装材料生産者責任法」

2022年7月1日米国カリフォルニア州は、「プラスチック汚染防止包装材料生産者責任法」を公布した。プラスチック生産者にEPRを課し、設定された目標をクリアした事業だけが存続する形を取っている。(→p.112)

・使い捨てプラスチック包装と食品サービスウエアを「対象材料」とし、関連する事業者に次のサイクル率を課す: 2028年30%、2030年40%、2032年65% (セクション42050(c))。

・EPRの下「生産者責任組織 (PRO)」という枠組みを導入し、既に実績のある対象材料の生産者からの申請、行政の認可により結成する (セクション42051(b)(2))。この組織には2032年1月1日までに対象材料の重量及び数量で25%の削減を課す (セクション42057(a)(1))。また2027年から10年間、年5億ドルのカリフォルニアプラスチック汚染緩和基金納付を課す (セクション42064(e))。一方、連邦内歳入法1986セクション501(c)(3)に基づき同法の課税は免除される (セクション42041(x))。

・プラスチック廃棄物は、PE,PP,PETの1つ又は複数のみからなる混合物とされる (セクション42041(aa)(4)(B)(i))。

・発泡ポリスチレン製 (押出發泡成形を含む) 食品サービスウエアについて、次のリサイクル率を課し、この率を満たさないとき上市が禁止される: 2025年25%、2028年30%、2030年50%、2032年以降65% (セクション42057(i))。

・生鮮食品の対象材料にリサイクルの要件は課せられない (セクション42060(b)(2))。これにより魚箱などは対象外と判断される。

●カナダの使い捨て製品規制

2022年6月20日カナダはシングルユースプラスチック禁止規則を官報掲載し、対象製品、禁止スケジュールを公表した (カナダ官報、パートII、第156巻、第13号)。6月

24 日 WTO 通報 (G/TBT/N/CAN/661/Add.1/Corr.1)。 (→p.181)

禁止スケジュール

シングルユースプラス チックアイテム	カナダでの販売の ための製造及び輸 入	販売	輸出入のための製 造、輸入及び販売
チェックアウトバッ グ、カトラリー、ストロ ーフードサービスウェ ア、攪拌棒、ストロー*	2022 年 12 月 20 日	2023 年 12 月 20 日	2025 年 12 月 20 日
リングキャリア	2023 年 6 月 20 日	2024 年 6 月 20 日	2025 年 12 月 20 日
飲料容器にパッケージ された可撓性ストロー	N/A	2024 年 6 月 20 日	2025 年 12 月 20 日

シングルユースのフードサービスウェアに使用される禁止材質はつぎの通り：発泡ポリ
スチレン、押出發泡ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、カーボンブラック、オキソ分解性プ
ラスチック

<https://www.tisi.go.th/data/standard/fulltext/TIS-2493-2-2556m.pdf>

2023 年 8 月 1 日カナダ政府は、「カナダはどうすればプラスチック製の食品包装を削
減できるか? 今すぐ発言を」、「あなたの考えを共有されたい：一次食品プラスチック包装
の汚染防止 (P2) 計画通知の作成」、「協議文書：食品用プラスチック一次包装に係る汚
染防止計画通知」を公表した。

カナダは、欧州の包装及び包装廃棄物規則 (案) や国連の動きを見ながら、主な目標を
設定しているように見受けられる：

- ・目標 1：2035 年までに、不要な又は問題のある包装を排除し、循環性を考慮した設計
を通じて、バリューチェーンに沿った一次食品プラスチック包装の環境影響を可能な限
り削減する。
- ・目標 2：生鮮果物及び野菜は、2026 年までに 75%、2028 年までに 95%、バルクで又
はプラスチックを含まない包装で流通及び販売される。
- ・目標 3：2028 年までに、全ての一次食品プラスチック包装は再利用可能、リサイクル
可能、又は堆肥化可能とする。
- ・目標 4：生鮮食品以外で、再利用－再充填システムの対象製品、プラスチック包装を使
用していない製品及び／又は濃縮製品の売上を、2026 年までに 20%、2030 年までに
50%、2035 年までに 60%増加させる戦略を策定する。
- ・目標 5：再利用不可のプラスチック食品包装には、年間平均で 2028 年までに 10%、

2030年までに20%、2035年までに30%消費済リサイクル材(PCR)が含まれる。

食品接触材料等の製造に使用される化学物質の規制動向

- 上記PFAS問題を除き大きな動きは確認されない。

全動向の概要（月度順）

(2022年4月)

- 4月8日政治機関紙 POLITICO 「FDA の食品への失政」

<https://www.politico.com/interactives/2022/fda-fails-regulate-food-health-safety-hazards/>

- 4月11日米国上院健康教育労働年金委員会発 FDA 宛て書簡

<https://www.help.senate.gov/imo/media/doc/220411%20Murray%20FDA%20Letter%20re%20Food%20Safety%20Issues.pdf>

食品及び食品包装に夾雑している重金属の速やかな実態調査実施を促す。

- 4月12日米国地方裁判所ニューヨーク南地区裁判所「NRDC ほか対 FDA」

<https://cases.justia.com/federal/district-courts/new-york/nysdce/1:2019cv10005/525442/65/0.pdf?ts=1649853202>

ニューヨーク南地裁は、環境保護団体 NRDC などが FDA を相手だつて提訴した過塩素酸の安全問題について FDA 勝訴を裁定した。

- 4月20日 FDA は、ボトル入り飲料水のフッ化物許容値を、現在の 0.8~1.7 mg/L の範囲から 0.7mg/L を超えないことに改訂した。

<https://www.federalregister.gov/documents/2022/04/20/2022-08273/beverages-bottled-water>

- 4月22日 FDA 「どこにもあるボトル入り飲料水：安全に保つ」

<https://www.fda.gov/consumers/consumer-updates/bottled-water-everywhere-keeping-it-safe>

- 4月28日 EPA 「EPA は、EPA の PFAS 戦略ロードマップで 3 つの水への取組みを実現」

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-delivers-three-water-commitments-agencys-pfas-strategic-roadmap>

(2022年5月)

- 5月3日 ACC 「高度リサイクルは、廃棄物の焼却ではなく、プラスチックのサーキュラーエコノミーに不可欠である」

<https://www.americanchemistry.com/chemistry-in-america/news-trends/press-release/2022/advanced-recycling-is-not-waste-incineration-and-is-essential-to-a-circular-economy-for-plastics>

●5月20日米国官報（FDA）は、①環境保護団体による食品接触用フタレート28種の消除請願について、同用途に安全でないことが立証されていないことを根拠に却下。一方、②食品接触用フタレート25種について、連邦規則集21 CFR 171.130の下、使用実態がないことを根拠に消除。③食品接触用フタレート8種（DEHP,DINP など）について使用実態情報提供の呼びかけを公布。

<https://www.federalregister.gov/documents/2022/05/20/2022-10530/natural-resources-defense-council-et-al-denial-of-food-additive-petition-denial-without-prejudice-of>
<https://www.federalregister.gov/documents/2022/05/20/2022-10531/indirect-food-additives-adhesives-and-components-of-coatings-paper-and-paperboard-components>
<https://www.federalregister.gov/documents/2022/05/20/2022-10532/ortho-phthalates-for-food-contact-use-request-for-information>

●5月27日米国上院に「安全で無毒な食品を確保する法2022」が上程された。FDAに対し、食品接触物質において食品医薬品化粧品法に規制範囲外にあるGRAS、既認可物質に再評価を求め、新たな「食品化学物質安全性再評価オフィス」の設立を提案する。

https://www.markey.senate.gov/imo/media/doc/ensuring_safe_and_toxic-free_foods_act_final.pdf

（2022年6月）

●EPA“PFOA及びPFOSに関する飲料水健康アドバイス”2022年6月15日

<https://www.epa.gov/sdwa/drinking-water-health-advisories-pfoa-and-pfos>

EPA「EPAはPFAS化学物質に関する新しい飲料水健康勧告、健康保護を強化するための超党派インフラ法資金で10億ドルを発表」2022年6月15日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-new-drinking-water-health-advisories-pfas-chemicals-1-billion-bipartisan>

Federal Register Vol.87, No.118「4つのパーフルオロアルキル物質に関する生涯飲料水健康勧告」2022年6月21日

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-06-21/pdf/2022-13158.pdf>

ACC「4つの特定PFASに関する新しいEPA健康勧告に対するACCコメント」2022年6月15日

<https://www.americanchemistry.com/chemistry-in-america/news-trends/press->

[release/2022/acc-comments-on-new-epa-health-advisories-for-four-specific-pfas](https://www23.ec.gc.ca/2022/acc-comments-on-new-epa-health-advisories-for-four-specific-pfas)

●カナダ「CEPA 1999 の下、製造されたナノ材料のリスク評価の枠組み（案）」

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/evaluating-existing-substances/nanomaterials-draft-plain-language-summary.html>

●カナダ「食品添加物としての二酸化チタン（TiO₂）：現在の科学の報告」2022年6月20日

<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/food-nutrition/reports-publications/titanium-dioxide-food-additive-science-report.html>

●カナダ WTO 通報「G/TBT/N/CAN/661/Add.1/Corr.1」2022年6月24日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/CAN661A1C1.pdf&Open=True>

WTO 通報「G/TBT/N/CAN/661/Add.1」2022年6月21日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/CAN661A1.pdf&Open=True>

「官報シングルユースプラスチック禁止規則: SOR/2022-138」

<https://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2022/2022-06-22/html/sor-dors138-eng.html>

「カナダ政府は、有害なシングルユースプラスチック禁止を約束する」2022年6月20日

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/news/2022/06/government-of-canada-delivers-on-commitment-to-ban-harmful-single-use-plastics.html>

「カナダのプラスチック廃棄物ゼロに向けた包括的アプローチ」

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/news/2022/06/canadas-comprehensive-approach-to-zero-plastic-waste.html>

「シングルユースプラスチック禁止規則－概要」

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/managing-reducing-waste/reduce-plastic-waste/single-use-plastic-overview.html>

「廃棄物と汚染を防ぐために提案されたプラスチック製品の統合管理アプローチ、ディスプレイカッションペーパー」

<https://www.canada.ca/content/dam/eccc/documents/pdf/cepa/proposed-approach-plastic-management-eng.pdf>

「シングルユースプラスチック禁止規則－技術ガイドライン」

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/managing-reducing-waste/reduce-plastic-waste/single-use-plastic-technical-guidance.html>

「シングルユースプラスチック禁止規則－代替品選択ガイドライン」

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/managing-reducing-waste/reduce-plastic-waste/single-use-plastic-guidance.html>

「カナダのプラスチック廃棄物ゼロアジェンダ」

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/managing-reducing-waste/reduce-plastic-waste/canada-action.html>

●ウルグアイ WTO 通報「G/TBT/N/URY/66」2022 年 6 月 24 日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=s:/G/TBTN22/URY66.pdf&Open=True>

食品接触材料関連 GMC 決議 No 46/06 の国内法移転。

●K&H「上院委員会が FDA 安全及びブランドマーク進歩法を可決」2022 年 6 月 28 日

<https://www.dailyintakeblog.com/2022/06/senate-committee-passes-the-fda-safety-and-landmark-advancements-act/>

●FDA「FDA は食品プログラムの 2022 年優先ガイダンストピックの最新情報を公表」2022 年 6 月 30 日

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-releases-update-2022-priority-guidance-topics-foods-program>

「開発中の食品プログラムガイダンス」

<https://www.fda.gov/food/guidance-documents-regulatory-information-topic-food-and-dietary-supplements/foods-program-guidance-under-development>

2022 年 12 月までに「GRAS パネルを召集する適正規範；業界向けガイダンス」、「食品接触物質の上市前提出物の策定（化学の推奨事項）：業界向けガイダンス案」策定予定。後者は消費係数（CF）、食品分配係数（fT）を 15 年ぶりに改訂する。

●パラグアイ WTO 通報「G/TBT/N/PRG/134」2022 年 6 月 30 日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=s:/G/TBTN22/PRY134.pdf&Open=True>

MERCOSUR GMC 決議 46/06 の国内法移転。

(2022 年 7 月)

●7 月 1 日米国カリフォルニア州は、「プラスチック汚染防止包装材料生産者責任法」を公布した。プラスチック生産者に EPR を課し、設定された目標をクリアした事業だけが存続する形を取っている。

https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202120220SB54

・使い捨てプラスチック包装と食品サービスウエアを「対象材料」とし、関連する事業者に次のサイクル率を課す：2028年30%、2030年40%、2032年65%（セクション42050(c)）。

・EPRの下「生産者責任組織（PRO）」という枠組みを導入し、既に実績のある対象材料の生産者からの申請、行政の認可により結成する（セクション42051(b)(2)）。この組織には2032年1月1日までに対象材料の重量及び数量で25%の削減を課す（セクション42057(a)(1)）。また2027年から10年間、年5億ドルのカリフォルニアプラスチック汚染緩和基金納付を課す（セクション42064(e)）。一方、連邦内歳入法1986セクション501(c)(3)に基づき同法の課税は免除される（セクション42041(x)）。

・プラスチック廃棄物は、PE,PP,PETの1つ又は複数のみからなる混合物とされる（セクション42041(aa)(4)(B)(i)）。

・発泡ポリスチレン製（押出發泡成形を含む）食品サービスウエアについて、次のリサイクル率を課し、この率を満たさないとき上市が禁止される：2025年25%、2028年30%、2030年50%、2032年以降65%（セクション42057(i)）。

・生鮮食品の対象材料にリサイクルの要件は課せられない（セクション42060(b)(2)）。これにより魚箱などは対象外と判断される。

●FDA「FDAはシーフードのPFAS試験結果を共有する」2022年7月6日

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-shares-results-pfas-testing-seafood>

●7月7日米国官報「一般サービス管理取得規則（GSAR）；使い捨てプラスチックと包装」

<https://www.federalregister.gov/documents/2022/07/07/2022-14403/general-services-administration-acquisition-regulation-gsar-single-use-plastics-and-packaging>

●7月11日FDAは、EFSAのBPA TDI 5桁切り下げを背景に環境保護団体から請願された食品添加物におけるBPA規制を登録したと公表した。FDAが、21 CFR 175.105、175.300、及び177.2440にリストされているBPAの使用認可の消除を正当化すると判断した場合、§§177.1440、177.1580、177.1585、及び177.2280にリストされている食品接触成形品でのBPAの認可された用途からBPAの移行量制限を設定する、又は新たな措置を設定する。

<https://www.federalregister.gov/documents/2022/07/11/2022-14682/environmental-defense-fund-maricel-maffini-breast-cancer-prevention-partners-clean-water-actionclean>

●7月13日米国議会に「食品安全管理法 2022」が上程された。この法案は、FDAの2つの主要機能、食品（F）と医薬品（D）の行政機能のうち、医薬品の行政機能を残し、食品の行政機能を分離し、新組織の設立を提案する。法案関連資料の中で、組織改編の理由として、FDAの事業運営で医薬品に焦点化され過ぎた実態が指摘され、FDA長官の前任者は殆どが医薬品、医療機器の専門家であったと言及されている。

https://delauero.house.gov/sites/delauero.house.gov/files/DELAUR_068_xml.pdf

<https://delauero.house.gov/sites/delauero.house.gov/files/One%20Pager%20-%20Food%20Safety%20Administration%20Act%20-%20FINAL%207.11%20-%20updated.pdf>

この動きの背景の一つに、2022年4月8日政治系機関紙POLITICOの記事「FDAの食品への失政」がある。<https://www.politico.com/interactives/2022/fda-fails-regulate-food-health-safety-hazards/>

●7月19日FDAは、認可されたフッ素化ポリエチレン製食品接触容器に情報提供を要請した。一部フッ素化ポリエチレンにPFOAが検出されたことによる。

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-issues-rfi-fluorinated-polyethylene-food-contact-containers>

●7月19日FDAは、食品接触物質フタレート関連情報提供の期限を延長へ。新たな期限は後日官報掲載される。

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-limits-use-certain-phthalates-food-packaging-and-issues-request-information-about-current-food>

●先頃カナダはつぎを公表し意見募集。

「コンサルテーションペーパー：プラスチック製品の生産者のため提案された連邦プラスチック登録簿」

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/canadian-environmental-protection-act-registry/consultation-proposed-registry-producers-plastic-manufactured-items.html>

「コンサルテーションペーパー：正確なラベリングを通じプラスチックのリサイクルと堆肥化を強化するカナダ全体の規則に向け」

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/canadian-environmental-protection-act-registry/consultation-rules-recycling-composting-plastics-labelling.html>

●7月25日カナダ「カナダ政府は、プラスチックのリサイクル性、堆肥化可能性、及び追跡の改善に向けて次の一步を踏み出した」

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/news/2022/07/government-of-canada-takes-next-steps-forward-on-better-plastic-recyclability-compostability-and-tracking.html>

●7月28日米国上院議会「S.3742 - リサイクルインフラストラクチャ及びアクセサビリティ法 2022」可決

[S.3742 - 117th Congress \(2021-2022\): Recycling Infrastructure and Accessibility Act of 2022 | Congress.gov | Library of Congress](#)

「S.3743 - リサイクル及び堆肥化責任法」可決

[S.3743 - 117th Congress \(2021-2022\): Recycling and Composting Accountability Act | Congress.gov | Library of Congress](#)

●7月29日 K&H 「カリフォルニア州が使い捨てプラスチック包装及び食品サービスウェアを対象としたEPR法を制定」

https://www.khlaw.com/insights/california-enacts-epr-law-aimed-single-use-plastic-packaging-and-food-service-ware?language_content_entity=en

●7月30日 ACC 「ACC は、PFOS 及び PFOA に関する EPA の改訂された健康勧告に異議を唱える」

<https://www.americanchemistry.com/chemistry-in-america/news-trends/press-release/2022/acc-challenges-epa-s-revised-health-advisories-for-pfos-and-pfoa>

(2022年8月)

●8月8日米国官報「フタル酸ジイソノニルのカテゴリを追加；コミュニティの知る権利有毒化学物質の放出報告」

<https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/08/2022-16908/addition-of-diisononyl-phthalate-category-community-right-to-know-toxic-chemical-release-reporting>

●EPA「パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びパーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) の CERCLA (注：スーパーファンド法) 有害物質としての指定提案」2022年8月26日

<https://www.epa.gov/superfund/proposed-designation-perfluorooctanoic-acid-pfoa-and-perfluorooctanesulfonic-acid-pfos>

WTO 通報「G/TBT/N/USA/1915」2022年9月7日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/USA1915>

[pdf&Open=True](#)

●8月26日米国EPA「パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びパーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) の包括的環境対応補償責任法 (CERCLA) 有害物質指定提案」

<https://www.epa.gov/superfund/proposed-designation-perfluorooctanoic-acid-pfoa-and-perfluorooctanesulfonic-acid-pfos>

(2022年9月)

●9月1日米国EPA「EPAは、農薬製品における特定PFASの認可された使用を停止することを提案する」

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-stop-authorized-use-certain-pfas-pesticide-products>

●米国EPA「EPAは、農薬製品における特定PFASの認可された使用を停止することを提案する」2022年9月1日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-stop-authorized-use-certain-pfas-pesticide-products>

「農薬及びその他の包装におけるパー及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS)」2022年9月14日

<https://www.epa.gov/pesticides/pfas-packaging>

●米国CDC・ATSDR「PFAS暴露評価最終報告書」2022年9月22日

<https://www.atsdr.cdc.gov/pfas/docs/PFAS-EA-Final-Report-508.pdf>

●米国FDA「FDAは、食品包装における特定フタル酸エステル類の使用を制限し、現在の食品接触用途及び安全性データに関する情報提供の要求を公表する」2022年9月26日更新

https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-limits-use-certain-phthalates-food-packaging-and-issues-request-information-about-current-food?utm_medium=email&utm_source=govdelivery

(2022年10月)

●米国WTO通報「G/SPS/N/USA/3339/Corr.1 食品添加物- Bisphenol A (BPA) – 訂正」

2022年10月28日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NUSA3339C1.pdf&Open=True>

<https://www.federalregister.gov/documents/2022/10/27/2022-23384/environmental-defense-fund-maricel-maffini-breast-cancer-prevention-partners-clean-water-actionclean>

7月11日環境保護団体からの請願に対する規制検討の登録内容の一部修正

(2022年11月)

●米国 WTO 通報「G/TBT/N/USA/1938 ハイドロフルオロカーボンの段階的削減：2024年以降の許容量配分方法論」2022年11月4日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/USA1938.pdf&Open=True>

●GAO「食品の安全性：食品の製造、包装、輸送に使用される物質に対する FDA の監視が強化される可能性がある」2022年11月8日

<https://www.gao.gov/products/gao-23-104434>

11月8日米国連邦政府監査院（GAO）は、FDAに認可された食品添加物の再評価に係る2つの勧告を行った：(i) 物質の安全性を再評価するため、企業に必要な情報提供を強制できるよう、議会に特定の法的権限に要請する、(ii) 全ての食品接触物質の最終審査の日付を追跡するよう勧告する。背景に PFAS 問題などがある。

●11月9日米国 CPSC「フタル酸エステル連邦官報通知案 - コメントへの回答及び委員会の調査結果の参照通知」

<https://www.cpsc.gov/s3fs-public/RCA-Phthalates-draft-Federal-Register-Notice-Notice-of-Availability-of-Response-to-Comments-and-Commission-Finding.pdf?VersionId=AJUOjIqpEI5PQJwIsCuwOoNZczWHfJxh>

12月6日米国 WTO 通報「G/TBT/N/USA/947/Add.4 特定フタル酸エステル類を含む子供用おもちゃ及び育児用品の禁止」

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN15/USA947A4.pdf&Open=True>

●FDAは、11月15日官報「政府機関の情報収集活動；管理予算レビュー局への提出；コメント募集；食品接触成形品に使用される物質の規制の閾値」に、規制の閾値の作業状況を公表した。

<https://www.federalregister.gov/documents/2022/11/15/2022-24801/agency-information->

[collection-activities-submission-for-office-of-management-and-budget-review](#)

- EPA「EPAはPFASからのコミュニティ保護に重要な進展を強調する」2022年11月17日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-highlights-important-progress-protecting-communities-pfas>

(2022年12月)

- 12月5日米国「EPAは、PFASデータの毒性物質排出目録への報告を強化するための規則を提案する」、「パーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質に関するTRI報告要件の変更、及び特別懸念のある化学物質に関するサプライヤー通知の変更」、12月6日「EPAは、有害なPFAS汚染を削減するための州へのガイダンスを発行」

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-rule-enhance-reporting-pfas-data-toxics-release-inventory>

<https://www.epa.gov/toxics-release-inventory-tri-program/changes-tri-reporting-requirements-and-polyfluoroalkyl>

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-issues-guidance-states-reduce-harmful-pfas-pollution>

- 12月6日米国WTO通報「G/TBT/N/USA/1950 パーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質の報告要件と特別懸念化学物質の供給者通知の変更」

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/USA1950.pdf&Open=True>

- 12月6日アメリカ科学健康評議会(ACSH)「永遠の化学物質PFOAに適切なバランスを取る」

<https://www.acsh.org/news/2022/12/06/striking-right-balance-pfoa-forever-chemicals-16707>

- カナダ「変化はここに：特定の有害な使い捨てプラスチックに対するカナダの禁止に今月発効がスタートする」2022年12月17日

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/news/2022/12/change-is-here-canadas-ban-on-certain-harmful-single-use-plastics-starts-to-take-effect-this-month.html>

- 12月20日FDA「FDAはGRASパネルを招集する最善の規範に対する最終ガイダンス

を公表」

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-issues-final-guidance-best-practices-convening-gras-panel>

●カナダ「選択された缶詰食品におけるビスフェノール A 及び BPA 代替品 - 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 21 日」

<https://inspection.canada.ca/food-safety-for-industry/food-chemistry-and-microbiology/food-safety-testing-bulletin-and-reports/bisphenol-a-and-bpa-alternatives-in-selected-canned/eng/1668606462760/1668606463494>

●1月5日ブラジル WTO 通報「G/SPS/N/BRA/2124 2022 年 12 月 23 日決議 No.1134 案」
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NBRA2124.pdf&Open=True>

<https://www.in.gov.br/en/web/dou/-/consulta-publica-n-1.134-de-23-de-dezembro-de-2022-454135077>

食品接触用包装、コーティング、調理器具、蓋、及び金属機器の規定に関する技術的規制に関する現在の規則の枠組みの改正案

(2023 年 1 月)

●1月4日米国 EPA 「EPA は、プラスチック、化学品製造に使用される PFAS の国家試験戦略の下、新たな試験命令を公表する」。

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-issues-next-test-order-under-national-testing-strategy-pfas-used-plastics-chemical>

●1月5日米国 EPA 「EPA は新たな PFAS 分析ツールを公表する」。

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-releases-new-pfas-analytic-tools>

●カナダ WTO 通報「G/SPS/N/CAN/1425/Add.1 カナダへの木製包装材料の入国要件 D-98-08」 2023 年 1 月 11 日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NCAN1425A1.pdf&Open=True>

●米国官報「廃棄されたポリ塩化ビニルを RCRA（注：資源保護回収法）有害廃棄物として分類する請願への回答」 2023 年 1 月 12 日

<https://www.federalregister.gov/documents/2023/01/12/2023-00478/response-to->

[petition-to-classify-discarded-polyvinyl-chloride-as-rcra-hazardous-waste](#)

EPA は、生物多様性センター (CBD)の請願を却下

- 1月27日米国 WTO 通報「G/TBT/N/USA/1960 TSCA インベントリで不活性と指定されたパーフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル化学物質。重要新規利用規則 (SNUR)」

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN23/USA1960.pdf&Open=True>

- 1月31日 FDA 「FDA は、調整された予防と対応活動を強化するためのヒューマンフードプログラムの再設計を提案する」

<https://www.fda.gov/news-events/press-announcements/fda-proposes-redesign-human-foods-program-enhance-coordinated-prevention-and-response-activities>

FCN 課を含む食品安全応用栄養センター (CFSAN)など食品安全関連組織機能が「ヒューマンフードプログラム」に統合される。

- カナダ「化学品、プラスチック、ゴム業界における化学物質の環境上適正な管理のための行動規範」2023年1月

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/canadian-environmental-protection-act-registry/guidelines-objectives-codes-practice/management-chemical-substances-plastics-rubber-sectors.html>

- 二酸化チタン製造業者協会 (TDMA) 「米国 FDA は、食品添加物としての二酸化チタンの安全性を再確認する」

<https://tdma.info/news/us-fda-confirms-the-safety-of-titanium-dioxide-as-a-food-additive/>

- カナダ「カナダの飲料水中のパーフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質の目標案：概要」

<https://www.canada.ca/en/health-canada/programs/consultation-draft-objective-per-polyfluoroalkyl-substances-canadian-drinking-water/overview.html>

(2023年2月)

- 2月14日カリフォルニア州 WTO 通報「G/TBT/N/USA/1966 プラスチック含有量の報告とコンプライアンス」

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN23/USA1966>

[pdf&Open=True](#)

●EPA「TSCA の下での累積リスク評価」2023 年 2 月

<https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/cumulative-risk-assessment-under-toxic-substances>

「EPA は TSCA に基づく累積リスクを考慮するためアプローチ案を発表」2023 年 2 月 24 日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-releases-proposed-approach-considering-cumulative-risks-under-tsca>

●FDA「FDA が食品プログラム 2023 年優先ガイダンストピックのリストを公表」2023 年 2 月 23 日

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-releases-list-2023-priority-guidance-topics-foods-program>

「開発中の食品プログラムガイダンス」 2023 年 2 月 23 日

<https://www.fda.gov/food/guidance-documents-regulatory-information-topic-food-and-dietary-supplements/foods-program-guidance-under-development>

2023 年「食品接触物質の上市前提出の準備（化学の勧告）：業界向けガイダンス案」発刊を計画

(2023 年 3 月)

●EPA「バイデン・ハリス政権は、飲料水中の PFAS から地域社会を保護するための史上初の国家基準を提案する」2023 年 3 月 14 日

<https://www.epa.gov/newsreleases/biden-harris-administration-proposes-first-ever-national-standard-protect-communities>

●ACC「ACC は MCL（注：PFAS の最大夾雑レベル）案にコメントする」2023 年 3 月 14 日

<https://www.americanchemistry.com/chemistry-in-america/news-trends/press-release/2023/acc-comments-on-mcl-proposal>

(2023 年 4 月)

●EPA「EPA は PFAS の戦略的ロードマップを前進させるための重要な一步を踏み出し、CERCLA（スーパーファンド法）の下で将来の規制の可能性を知らせるため、一般から意見

とデータを求める」2023年4月13日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-takes-important-step-advance-pfas-strategic-roadmap-requests-public-input-and-data>

●カナダ「技術文書：連邦プラスチック登録簿」2023年4月18日

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/canadian-environmental-protection-act-registry/technical-paper-federal-plastics-registry.html>

「プラスチックのリサイクル材とラベル表示規則：規制の枠組み文書」2023年4月18日

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/canadian-environmental-protection-act-registry/recycled-content-labelling-rules-plastics.html>

●米EPA「バイデン・ハリス政権は先頃プラスチック汚染削減国家計画をアナウンス」2023年4月21日

<https://www.epa.gov/newsreleases/biden-harris-administration-announces-latest-steps-reduce-plastic-pollution-nationwide>

●ACC「プラスチック汚染防止のためのEPAの国家戦略草案に関するACC声明」2023年4月21日

<https://www.americanchemistry.com/chemistry-in-america/news-trends/press-release/2023/acc-statement-on-epa-s-draft-national-strategy-to-prevent-plastic-pollution#:~:text=We're%20linking%20innovation%20with,recycled%2C%20or%20recovered%20by%202040.>

(2023年5月)

●米官報「環境防衛基金等からの着色料請願書の提出：食品中の二酸化チタンの使用について着色添加物リストを取り消す要請」2023年5月3日

<https://www.federalregister.gov/documents/2023/05/03/2023-09366/filing-of-color-additive-petition-from-environmental-defense-fund-et-al-request-to-revoke-color>

WTO 通報「G/SPS/N/USA/3382 環境防衛基金等からの着色料請願書の提出：食品中の二酸化チタンの使用について着色料リストを取り消す要請；請願の通知」2023年5月5日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NUSA3382.pdf&Open=True>

●米「プラスチック汚染防止のための国家戦略草案」2023年5月3日

<https://www.epa.gov/circulareconomy/draft-national-strategy-prevent-plastic-pollution>

「プラスチック汚染防止のための国家戦略草案」2023年4月24日

<https://www.regulations.gov/document/EPA-HQ-OLEM-2023-0228-0001>

●米国官報「環境防衛基金等からの着色料請願書の提出：食品中の二酸化チタンの使用について着色添加物リストを取り消す要請」2023年5月3日

<https://www.federalregister.gov/documents/2023/05/03/2023-09366/filing-of-color-additive-petition-from-environmental-defense-fund-et-al-request-to-revoke-color>

●FDA「FDAの食品に添加される化学物質の審査に対する新しいアプローチが食品の安全性をどのように強化するか」2023年5月26日

<https://www.fda.gov/news-events/fda-voices/how-fdas-new-approach-reviewing-chemicals-added-food-will-strengthen-food-safety>

●FDA「FDAはPFAS関連活動を更新」2023年5月31日

https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-update-pfas-activities?utm_medium=email

●国務省「プラスチック汚染撲滅国際協力（EPPIC）官民パートナーシップのホスト」

<https://www.highergov.com/grant-opportunity/host-of-the-end-plastic-pollution-international-collaborative-eppic-public-pri-348033/>

●カナダ「パーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質（PFAS）のリスク管理範囲」2023年5月

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/evaluating-existing-substances/risk-management-scope-per-polyfluoroalkyl-substanc>

●FDA「FDAの食品に添加される化学物質の審査に対するの新しいアプローチが食品の安全性をどのように強化するか」2023年5月26日

<https://www.fda.gov/news-events/fda-voices/how-fdas-new-approach-reviewing-chemicals-added-food-will-strengthen-food-safety>

●FDA「FDAはPFAS関連活動を更新」2023年5月31日

https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-update-pfas-activities?utm_medium=email

●米国WTO通報「G/TBT/N/UDSA/2005 有害物質管理法（TSCA）に基づく新規化学

物質管理の更新」2023年5月31日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN23/USA2005.pdf&Open=True>

(2023年6月)

●ACC「アメリカのプラスチックメーカーはプラスチック汚染撲滅に向けた国際協定の進展を歓迎する」2023年6月2日

<https://www.americanchemistry.com/chemistry-in-america/news-trends?page=2>

●米国議会「食品化学物質再評価法 2023」2023年6月7日

https://schakowsky.house.gov/sites/evo-subsites/schakowsky.house.gov/files/evo-media-document/schako_024_xml_3.pdf

●Vinyl Institute「国連はプラスチック廃棄物をなくすため拘束力のある世界協定の交渉を積極的に行っている」2023年6月7日

<https://www.vinylinfo.org/news/u-n-is-actively-negotiating-a-binding-global-agreement-to-end-plastic-waste/>

●EPA「EPAは公衆衛生を保護するためパークロロエチレンの全ての消費者及び多くの商業利用の禁止を提案」2023年6月8日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-ban-all-consumer-and-many-commercial-uses-perchloroethylene-protect>

●官報「環境中のPFASへの対処；コメント募集期間の延長」Vol.88, No.111, 37841-37842, 2023年6月9日

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-06-09/pdf/FR-2023-06-09.pdf>

●ACS「環境科学技術：プラスチック容器及び再利用可能な食品パウチからのマイクロプラスチック及びナノプラスチックの放出の評価：人への健康影響」2023年6月21日

<https://pubs.acs.org/doi/10.1021/acs.est.3c01942>

●EPA「EPAは9つのPFASに対し、放出その他廃棄物管理の報告を義務付ける最終規則を発行」2023年6月22日

<https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-issues-final-rule-require-reporting-releases-and-other-waste->

[management#:~:text=As%20previously%20announced%2C%20for%20TRI,of%20Federal%20Regulations%20for%20TRI.](#)

●WTO 通報「G/TBT/N/USA/2011 2023 年報告年から、特定のパーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質（PFAS）を有害物質放出目録に法的に追加することを施行」
2023 年 6 月 26 日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN23/USA2011.pdf&Open=True>

●ACC「フッ素ポリマー：気候変動との戦いに不可欠」2023 年 6 月 28 日

<https://www.americanchemistry.com/chemistry-in-america/news-trends/blog-post/2023/fluoropolymers-critical-in-the-fight-against-climate-change>

●EPA「新たな PFAS 及び PFAS の新たな用途に対処する枠組み」2023 年 6 月 29 日

<https://www.epa.gov/reviewing-new-chemicals-under-toxic-substances-control-act-tsca/framework-addressing-new-pfas-and>

●WTO 通報「G/SPS/N/USA/3382/Add.1」2023 年 6 月 30 日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NUSA3382A1.pdf&Open=True>

●米国プラスチック汚染撲滅国際協力（EPPIC）官民パートナーシップ

<https://www.highergov.com/grant-opportunity/host-of-the-end-plastic-pollution-international-collaborative-eppic-public-pri-348033/>

海洋国際環境科学局「プラスチック汚染撲滅国際協力（EPPIC）官民パートナーシップ」に関する資金提供（NOFO）のお知らせ

https://www.highergov.com/document/eppic-nofo-final-3-docx-328293/#text_preview

（2023 年 7 月）

●FDA「食品接触用食品包装及びその他化学物質の消費者向け情報」2023 年 7 月 6 日更新

<https://www.fda.gov/food/food-ingredients-packaging/food-packaging-other-substances-come-contact-food-information-consumers>

●FDA「物質の使用が GRAS ではないという上市後の決定」2023 年 7 月 12 日

<https://www.fda.gov/food/generally-recognized-safe-gras/post-market-determinations->

[use-substance-not-gras](#)

●ACC「広すぎる PFAS 制限は医療の質とコストを危険に晒す可能性がある」2023 年 7 月 13 日

<https://www.americanchemistry.com/chemistry-in-america/news-trends/blog-post/2023/overly-broad-pfas-restrictions-could-endanger-healthcare-quality-and-cost>

●EPA「DINP のカテゴリーをルールに追加」2023 年 7 月 14 日

<https://www.epa.gov/toxics-release-inventory-tri-program/addition-diisononyl-phthalate-category-rule#:~:text=Additional%20Resources-.Rule%20Summary.and%20the%20Pollution%20Prevention%20Act.>

WTO 通知「G/TBT/N/USA/1909/Add.1 フタル酸ジイソノニルカテゴリーの追加；コミュニティの知る権利のある有毒化学物質放出報告」2023 年 7 月 17 日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/USA1909A1.pdf&Open=True>

ACC「EPA が有害物質放出目録に DINP 追加に対する ACC ハイフタレートパネルの声明」2023 年 7 月 14 日

<https://www.americanchemistry.com/chemistry-in-america/news-trends/press-release/2023/acc-s-high-phthalates-panel-statement-on-epa-adding-dinp-to-the-toxics-release-inventory>

●米国 WTO 通知「G/TBT/N/USA/1909/Add.1 フタル酸ジイソノニルカテゴリーの追加；コミュニティの知る権利のある有毒化学物質放出報告」2023 年 7 月 17 日

●ACC「全米の組織が EPA の欠陥のある飲料水提案に反対」2023 年 7 月 18 日

<https://www.americanchemistry.com/chemistry-in-america/news-trends>

●National Academies「米国はプラスチックの収集とリサイクルを拡大・標準化し、インフラでの利用の可能性を検討すべきと新報告書は述べる」2023 年 7 月 18 日

<https://www.nationalacademies.org/news/2023/07/u-s-should-expand-and-standardize-plastics-collection-and-recycling-study-potential-uses-in-infrastructure-says-new-report>

●IPC「IPC は米国全土で EPS 禁止の影響を受ける企業をどのように支援するか。」

<https://ipcpack.com/resources/eps-packaging-bans/>

FDA の PFAS 規制

官報「ボトル入り飲料水」2022年4月20日

<https://www.federalregister.gov/documents/2022/04/20/2022-08273/beverages-bottled-water>

概要：

食品医薬品局（FDA 又は我々）は、ボトル入り飲料水の品質基準を改訂し、製造業者がフッ化物を添加するボトル入り飲料水に、0.7 ミリグラム/リットル（mg/L）を超えるフッ化物を含まないよう指定する。データは、虫歯の予防と歯のフッ素症のリスクとの間の最適なバランスを提供することを示唆している。この最終規則は、フッ化物が添加された国産の包装された、及び輸入されたボトル入り飲料水中のフッ化物の現在の許容レベル（0.8～1.7 mg/L の範囲）を改訂する。ボトル入り飲料水に添加されるフッ化物の品質基準規制を、虫歯予防のためにフッ化物を添加する地域給水システムに関する米国公衆衛生局（PHS）の2015年勧告と一致させるためこの措置を講じる。このアクションは、メーカーがフッ化物を添加していないボトル入り飲料水中のフッ化物の許容レベルには影響しない（このようなボトル入り飲料水には、元の水由来のフッ化物が含まれている場合がある）。

FDA 「FDA はシーフードの PFAS 試験結果を共有する」2022年7月6日

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-shares-results-pfas-testing-seafood>

今日、米国食品医薬品局（FDA）は、小売店で収集されたシーフードサンプル中のパーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質（PFAS）のテスト結果を参照できるようにした。FDA は、よりの絞った、又より大規模なシーフード調査を実施すべきかどうかを判断するための準備段階として、この限定的調査を実施した。アサリ、タラ、カニ、ポロック、サーモン、エビ、マグロ、ティラピアの81のサンプルをテストしたが、その殆どは米国に輸入されていた。FDA は、入手可能な最高の科学を使用し、毒物学的基準値を持つ PFAS が検出したものを個別に評価した。FDA は、中国産の缶詰のアサリのサンプルから、PFAS の一種であるパーフルオロオクタン酸（PFOA）への推定曝露量が、健康上の懸念の可能性が高いと判断した。2つの最高レベルの PFOA を含む缶詰のアサリのサンプルの場合、消費を月2オンスに制限する必要がある幼児を除いて、これらのアサリを1か月に約10オンス（oz）以上食べる消費者には潜在的な健康懸念がある。

研究によると、PFOA への曝露は、発生への影響、肝機能の変化、免疫応答の低下、特定の種類のがんの増加など、いくつかの深刻な健康上の結果に関連していることが示されている。アサリで評価された他のタイプの PFAS のレベル、及びその他全てのシーフードサンプルで評価された PFAS は、健康上の懸念となる可能性は低い。FDA は、輸入されたアサリの PFOA とアサリ全体の PFAS の範囲を特定し、米国の食料供給の継続的な安全を確保する措置を講じている。

FDA の製品でのテスト結果を知った後、PFOA の 2 つの最高レベルを持つサンプルの 2 つの販売業者は、消費者保護のため自主的行動を起こしている。本日、ある企業が、パッケージ背面のバーコードの下にある特定されたユニバーサル製品コード (UPC) 内の全製品に対し自主回収を公表した。更に 2 番目の会社も、FDA のテストに含まれていた缶詰のアサリ製品の自主回収に取り組んでいる。

FDA は、潜在的汚染源をよりよく理解するため、製品の調達を通じ彼らのアサリ缶詰製品をサンプリングした全ての缶詰のアサリ販売業者と積極的に関わっている。FDA は又、輸入されたアサリをテストし、必要に応じ措置を講じる。更に当局は、公衆衛生を保護する最善のアプローチを決定するため、PFAS レベルをより良く理解するため、輸入及び国内で収穫されたアサリの缶詰及び新鮮なアサリのより広範な試験を実施する予定である。

FDA は、FDA の Total Diet Study (TDS) から得られた一般的食品供給からの食品の以前のテストに基づき、このシーフード調査を開始した。この調査では、PFAS が検出可能なシーフードサンプルの割合、検出された PFAS の種類、及び複数のサンプルで検出されたレベルが、TDS サンプル全体で検出されたものより高くなっている。シーフードは環境からの PFAS 汚染のリスクが高い可能性があるため、これは予想外のことではない。従って、特定種類のシーフードのサンプルを更にテストした。この調査では、研究者は、シーフードでより一般的と文献で特定されている特定タイプの PFAS をテストした。更に、中国とヨーロッパのアサリに関する科学文献の他の研究では、高レベルを含む様々なレベルの PFOA が報告されている。科学が発展し、FDA の研究者と食品安全の専門家が食品中の PFAS の理解を深めるにつれ、FDA はデータに従って、食品中の PFAS に対する規制アプローチを通知し、fda.gov で参照可能になる新しい情報を一般の人々と継続して共有する。追加の企業行動に関する情報は、この **Constituent Update** に掲載される。

シーフードに関連する食生活を変えるべきかどうか疑問に思っている消費者のために、私たちは、あなたとあなたの子供がシーフードを含む様々な年齢に適した健康食品を食べることを推奨する。健康的な食事の一部としてのシーフードは、子供には脳の発達や免疫力の向上、大人には心臓や骨の健康上の利点を含む多くの栄養上の利点を提供し、特定の癌のリ

スクを減らすのに役立つ。中国の缶詰のアサリを定期的に食べたり食べたりする人は、私たちがより多くの情報を得るまで、全体的摂取量を減らしたいと思うことができる。

「パーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS)」 2022 年 7 月 6 日
<https://www.fda.gov/food/chemical-contaminants-food/and-polyfluoroalkyl-substances-pfas>

パーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS) は、幅広い消費者製品及び工業製品で使用される人工的化学物质の多様なグループである。PFAS は容易に分解せず、いくつかのタイプは環境や私たちの体に蓄積することが示されている。一部のタイプの PFAS への曝露は、深刻な健康影響に関連している。

環境中の PFAS 汚染が知られている地域で、栽培又は生産された食品を FDA がテストした結果、土壌、水、又は空気中の PFAS が植物や動物に吸収され、汚染された食品につながる可能性があることは明らかである。ただし、Total Diet Study (TDS) で収集された一般的食品供給からの幅広い食品の FDA のテストでは、PFAS が検出可能なサンプルは全体的に非常に少なく、検出可能なサンプルは低レベルであることが分かった。2022 年、対象を絞ったシーフード調査を実施した。テストした限られたサンプルでは、TDS サンプルでテストした生鮮食品や加工食品と比較し、より多くの種類の PFAS とより高いレベルが見つかった。私たちは、健康上の懸念を引き起こす可能性のある PFAS への食事曝露を減らし、米国の食料供給の継続的な安全を確保する適切な措置を講じるため、シーフード及び食品一般における PFAS の理解を深めるよう取り組んでいる。

調査、テスト、分析

PFAS は 80 年以上使用されているが、食品中の非常に低濃度の PFAS をテストするために必要な科学的理解と技術的機器は、ごく最近始まったばかりである。FDA は、益々多様化する種類の食品に PFAS をテストするため、検証済みの方法を開発して科学をリードしてきた。私たちは、これらの化学物质の非常に低いレベル (1 兆分の 1) をテストしている。私たちは、食品中の PFAS をテストし、食品に含まれる PFAS への曝露による潜在的な健康懸念を評価するため、利用可能な最善の科学を引き続き使用する。

私たちの試験方法と食事曝露を評価するアプローチの詳細、及び最近のサンプリングの結果については、以下を参照されたい：

- ・PFAS の食品のテストと食事曝露の評価
- ・環境汚染による PFAS の食品試験の分析結果

認可された PFAS の規制

FDA は、特定の食品接触用途で使用するため、特定の PFAS を認可している。一部の PFAS は、調理器具、食品包装、及び食品加工で、非粘着性及び耐グリース、耐油性、耐水性のため使用される。食品接触物質がそれらの意図された使用に対して安全であることを保証するため、FDA は上市の認可前に科学的データの厳密なレビューを実施する。食品接触物質の FDA の認可は、入手可能なデータと情報が、意図された使用条件下で害がないという合理的確実性があることを実証することを要求する。

FDA が食品接触用途で使用される PFAS を規制する方法、及び FDA が潜在的な安全上の懸念があると特定した特定の PFAS の上市のフェーズアウト及び撤回の詳細については、食品接触用途での PFAS の認可された用途を参照されたい。

州と連邦の協同

PFAS の科学が進歩するにつれて、FDA は州や他の連邦機関と協力して、PFAS 汚染が知られている地域から地元で栽培及び生産された食品の安全性を特定し評価する。州の場合、このサポートは通常、分析テスト、メソッド開発、及び安全性評価の相談の支援という形で行われ、州の要求に応じて行われる。FDA は、人や動物向けの作物、動物由来の食品など、いくつかの異なる種類の食品の評価において、州に継続的な支援を提供している。食品の種類に応じ、この相談は他の連邦機関と連携して提供される場合がある。

更に FDA は、ホワイトハウスが主導する政府全体のアプローチに参加し、清浄な空気、安全な食品、清浄な飲料水の確保に関する進展を更に進めている。他の連邦機関とのこの協力を通じ、PFAS 曝露の経路を特定し、関連する健康リスクを理解し、健康リスクをもたらす可能性のある PFAS への一般市民の食事曝露を減らすよう努める。

PFAS への曝露を減らす連邦政府のアプローチの詳細については、以下を参照されたい：

- ・ファクトシート：バイデン-ハリス政権は、全てのアメリカ人に清浄な飲料水を保護するため PFAS 汚染と戦う（2022）
- ・ファクトシート：バイデン-ハリス政権が PFAS 汚染と戦う計画を開始（2021）

PFAS とは何か？

パーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS) は、グリース、油、水、

及び耐熱性のため、1940年代から幅広い消費者及び工業製品で使用されてきた化学物質である。例えばPFASは、汚れや水に強い布地やカーペット、クリーニング製品、塗料、消火剤に使用されている。特定のPFASは又、調理器具、食品包装、及び食品加工機器での限定的使用についてFDAにより認可されている。

PFASの広範な使用と、環境内で無傷のままの能力は、過去及び現在の使用からのPFASレベルが時間の経過とともに、環境汚染のレベルを増加させる可能性があることを意味する。特定PFASの蓄積は、血液検査によって人と動物で発生することも示されている。生体内蓄積の潜在的な健康影響を取り巻く科学が発展している間、いくつかのタイプのPFASへの曝露は深刻な健康影響と関連している。

「PFASのための食品のテストと食事曝露の評価」2022年7月6日

<https://www.fda.gov/food/chemical-contaminants-food/testing-food-pfas-and-assessing-dietary-exposure>

PFASは、環境汚染又は食品包装からの移行を通じ食物連鎖に入る可能性がある。通常、環境汚染は特定の地理的領域に限定される。例えば、PFAS製造又は他の製品の製造に使用される産業施設の近く、又はPFASを含む製品が消防に使用される石油精製所、飛行場、又その他場所に限定される。PFASは、埋立地に廃棄された製品を介し環境に侵入することもある。PFASで汚染された土壌、水、又はバイオソリッドを使用し、作物を育てたり、食料を目的とした動物に餌を与えたり、魚やその他魚介類を育てたりすると、PFASが食料供給に入る可能性がある。食品包装から食品に移行できる特定種類のPFASは、上市する前にFDAの審査を受け、意図された用途からの曝露レベルが健康リスクを引き起こさないことを確認する。

詳細については、食品接触用途でのPFASの認可された用途を参照されたい。

食品中のPFASをテストする方法

FDAの科学者は、食品中の低レベルのPFAS濃度を測定するための、より感度の高い新しい試験方法の開発の最前線にいる。2012年以来FDAは、特定食品グループをテストすることにより、PFASの食品をテストする分析方法を改良し、環境PFAS汚染に関連する地域で栽培又は生産された食品にテストの取組みを集中させてきた。

2019年FDAは、以前のテストで使用された方法を拡張し、非常に多様な食品サンプルで16種類のPFASをテストするため、最初の単一ラボで検証された科学的方法を利用できる

ようにした。2021年FDAは、この方法を加工食品で使用するために最適化した。2022年FDAは、4つの新たなPFAS（PFUda、PFDoA、PFTrDA、及びPFTeDA）が分析メソッドに追加され、4番目のTDS地域コレクションの分析及び2022年のシーフード調査に含まれることを発表した。この方法は、一般的な食品供給からの食品のテストを継続するために使用され、環境汚染の影響を受ける可能性のある特定地域からの人及び動物の食品の安全性を評価する際、州を支援する作業で使用されている。

科学的手法については、次のWebサイトを参照されたい。液体クロマトグラフィー-タンデム質量分析（LC-MS / MS）（バージョン2021）を使用した食品中の16個のパー及びポリフルオロアルキル物質（PFAS）の測定。更新：4つの追加PFASを含む拡張手法は、2022年春夏に掲載される。

PFASへの食事曝露の評価

食品からPFASへの潜在的な食事曝露を理解するため、FDAは、米国の人々が最も一般的に食べる食品にテストを集中させた。FDAは又、人や動物の食品の潜在的汚染を検出及び評価するため、既知の環境汚染のある地域で栽培又は生産された食品の試験を実施している。FDAが検出可能なレベルのPFASを発見すると、当局は、検出されたレベルが人健康への懸念の可能性を示し、更なるFDAの対策を正当化するかどうか評価するため評価を実施する。

FDAがテストするPFASの種類は、化学標準の入手可能性に依存し、科学文献からも情報を得ている。例えば、FDAによる2022年のシーフードの調査では、私たちの方法に追加されたPFASの一部が、シーフードでより一般的であると文献で特定された。

一般的な食料供給

FDAは、一般的な食料供給に含まれる食品が、米国の消費者にとってPFASへの重要な曝露源であるかどうかをよりよく理解するため取り組んできた。2019年以降FDAは、FDAのTotal Diet Study (TDS)の一環として最初に収集された食品をテストしている。TDS食品は食料品店で購入され、米国の平均的消費者が食べるパン、乳製品、農産物、肉、魚、家禽、マカロニ、チーズ、サラダドレッシングなど加工食品などの幅広い食品を表している。

特定の種類の食品サンプルサイズは限られているため、決定的結論を引き出すため使用することはできない。PFASのTDSサンプルをテストする目的は、食品中のPFASの発生をより良く理解し、特定食品を対象を絞ったサンプリングの割り当てが必要かどうかを判断

し、将来の監視活動に対する当局のアプローチを知らせるのに役立つことにある。

一般的な食品供給からの食品の分析結果は、他のテスト結果とともに、人及び動物の食品からの PFAS への曝露を減らすため、FDA の活動を特定、優先順位付け、及び実施する FDA のリスクベースのアプローチに情報を提供するのに役立つ。

PFAS で汚染された特定の地理的地域で栽培又は生産された食品

FDA は、PFAS 汚染が知られている地域で栽培又は生産された食品もテストしている。この支援は通常、州の要請により、食品が上市される前に行われる。必要に応じ、FDA は、これら食品から PFAS への潜在的食事曝露を決定する評価を実施する。FDA による以前の分析では、食品が栽培されている環境での PFAS 汚染は、必ずしも食品自体に検出可能な PFAS が含まれていることを意味するわけではないことが示されている。これは、作物が吸収する PFAS の量が、PFAS の特定の種類や食品の特性など、多くの要因に依存するためである。

食品中の PFAS のレベルが人の健康懸念であると判断された場合、FDA は、州及び地方の行政官、並びに連邦政府のパートナーと緊密に協力し、それぞれの状況を評価し、食品が上市しないよう適切な措置を講じる。

FDA の人の健康評価へのアプローチ

食品中に検出可能なレベルの PFAS がある場合、FDA は、検出されたレベルが人の健康懸念の可能性を示しているかどうか評価するため評価を実施する。FDA のアプローチでは、行動レベル又は許容度が設定されているかどうか、特定食品の人々が通常食べる量、その食品で検出された汚染物質のレベル、特定の汚染物質の毒性など、多くの要因が考慮される。

食品からの PFAS への曝露を評価するため利用可能な最良の現在の科学を使用する FDA の継続的な取り組みの一環として、当局は PFAS の科学文献と利用可能な毒物学的参照値 (TRV) を監視し、基礎となる研究のメリットと適用性に基づいて値を更新する。最近、この機関は、有害物質疾病登録局の 2021 年 5 月のパーフルオロアルキルの毒性プロファイルの最終的な最小リスクレベル (MRL)、及び同じく 2021 年に最終化された PFBS 及び HFPO-DA (GenX) の EPA 参照用量の使用、食品で検出された特定の PFAS への曝露の評価を開始した。

毒物学的基準値の開発は、進行中の科学的研究の分野である。環境汚染からの 6 つの PFAS

(PFOA、PFOS、PFNA、PFHxS、HFPO-DA[GenX]、及び PFBS) があり、FDA は食品に含まれるレベルに対する潜在的な人への健康懸念を評価できる。現時点では、FDA がテストする可能性のある他のタイプの PFAS に関する他の適切な毒物学的基準値はない。従って、どのレベルで曝露が潜在的な健康懸念となる可能性があるかを判断することはできない。更に現時点では、特定サンプルで検出された複数のタイプの PFAS への同時曝露による累積的健康リスクがあるかどうか判断できない。

「環境汚染による PFAS の食品試験の分析結果」2022 年 7 月 6 日

<https://www.fda.gov/food/chemical-contaminants-food/analytical-results-testing-food-pfas-environmental-contamination>

食品から PFAS への潜在的食事曝露を理解するため、FDA は、米国の人々が最も一般的に食べる食品にテストを集中させた。FDA は又、人や動物の食品の潜在的汚染を検出及び評価するため、既知の環境汚染のある地域で栽培又は生産された食品の試験を実施している。FDA が検出可能なレベルの PFAS を発見すると、当局は、検出されたレベルが人の健康懸念の可能性を示し、更なる FDA の対応を正当化するかどうか明らかにするため評価を実施する。

FDA の分析方法は、PFAS の種類ごとに検証される。FDA がテストする PFAS の種類は、食品への予想される摂取量と化学的基準の利用可能性（即ち、各 PFAS を個別に検出及び測定できる独自の化学的特徴）に依存する。例えば、FDA による 2022 年のシーフードの調査では、私たちの方法に追加された PFAS の一部が、シーフードでより一般的であると文献で特定された。

毒物学的基準値の開発は、進行中の科学的研究の分野である。毒物学的基準値は、FDA が特定タイプの PFAS への曝露による潜在的な健康懸念があるかどうかを、特定のレベルで評価するのに役立つ。現在、環境汚染による 6 つの PFAS (PFOA、PFOS、PFNA、PFHxS、HFPO-DA[GenX]、及び PFBS) があり、FDA は食品に含まれるレベルに対する潜在的な人健康懸念を評価できる。現時点では、FDA がテストする可能性のある他のタイプの PFAS に関する他の適切な毒物学的基準値はない。従って、これらの他のタイプの PFAS の曝露が、潜在的な健康懸念となる可能性があるレベルを判断できない。更に現時点では、食品サンプルで検出された複数のタイプの PFAS への同時曝露による累積的な健康リスクがあるかどうか判断できない。

・FDA の人間の健康評価アプローチの詳細については、「PFAS のための食品のテストと食事曝露の評価」を参照されたい。

・科学的手法については、次の Web サイトを参照されたい。液体クロマトグラフィー-タン

デム質量分析 (LC-MS / MS) (2021 年版) を使用した食品中の 16 種のパー及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS) の測定。更新：4 つの追加 PFAS を含む拡張手法は、2022 年春～夏に掲載される。

FDA 「FDA は PFAS 関連活動を更新」 2023 年 5 月 31 日

https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-update-pfas-activities?utm_medium=email

構成要素の更新

本日、米国食品医薬品局 (FDA) は、最近の検査結果、水産物関連の研究の進捗状況、検査方法の進歩など、一般食品供給における PFAS をより深く理解するための当社の活動に関する最新情報を共有する。

一般食品供給における PFAS の試験結果

一般的な食品供給からの PFAS への食事経路ばく露を推定するため、FDA は 2019 年から一貫して生鮮食品と加工食品の検査を行っている。これまでに、FDA のトータル・ダイエット・スタディ (TDS) のために収集された、又は対象を絞った課題の一部として収集された幅広い食品から約 800 のサンプルを検査してきた。一般食品供給における PFAS の検査は進行中であり、ラボの能力を増強することで検査スケジュールを迅速化する措置を講じている。

本日、TDS の 2 つの地域コレクション (データセット 6 及びデータセット 7) からの 186 サンプルの PFAS の検査結果を共有する。タラ 2 サンプルとエビ 2 サンプル、ティラピア、サーモン、牛ひき肉の各 1 サンプルから PFAS が検出された。PFAS が検出されたサンプルについては、毒性基準値 (TRV) が存在する各タイプの PFAS が個別に評価された。FDA は、7 サンプルで測定されたレベルでの PFAS へのばく露は、幼児や一般住民にとって健康上の懸念となる可能性は低いと結論付けている。

本日共有されたデータは、以前の TDS テスト結果と一致している。TDS で検査された生鮮食品及び加工食品の 97%以上 (718 品中 701 品目)では PFAS は検出されなかった。少なくとも 1 種類の PFAS が、TDS の水産物サンプルの 44% (32 品中 14 品目) と、2022 年対象水産物調査のサンプルの 74% (81 品中 60 品目)で検出された。

水産物の PFAS を理解するための活動

魚介類中の PFAS に関するデータはまだ非常に限られている。しかし、私たちの検査では、魚介類は他の種類の食品に比べて環境中の PFAS 汚染のリスクが高い可能性が示されている。中国産ハマグリの特許を除いて、FDA による魚介類の検査で測定されたレベルの TRV による他の PFAS ばく露はいずれも人の健康への懸念となる可能性は低いと我々は判断した。アサリの特許については、2 社から自主回収が出されており、輸入品については国境での出荷と国産品について、数量を限定して検査を続けている。アサリなどのろ過物だけでなく、カキ、ムール貝、ホタテ貝などの他の二枚貝も、他の種類の魚介類よりも多くの環境汚染物質を生物蓄積する可能性がある。従って、私たちは市販の水産物中の PFAS をより深く理解するため、輸入および国産の二枚貝の追加サンプリングを追求している。

科学が進化し、商業水産物中の PFAS についての理解が進むにつれ、水産業界が製品中の PFAS 汚染を考慮し、市販の水産物の安全性を確保するため適用される規制に準拠することが重要である。特定食品中に検出可能なレベルの PFAS が含まれており、安全性上の懸念が生じていると FDA が判断した場合、FDA は、製造業者と協力して問題を解決し、製品が米国市場に流入又は残留防止措置を含む措置を講じる。

FDA は、子供と大人に重要な栄養素を提供する安全な魚介類の入手可能性を維持することに取組んでいる。私たちは、魚介類中の PFAS レベル、魚介類の種類内及び種類間の違いの理由について理解を深め、魚介類中の PFAS を削減できる戦略の特定に役立てるため、最新の科学を適用し続ける。安全で栄養価の高い水産物の供給という共通の目標を達成するため、当社は業界との連携を継続し、現在の検査方法、水産物中の PFAS の発生源、潜在的な緩和戦略の理解など、商業水産物中の PFAS について理解を進めていく。更に、FDA は、研究所が魚介類中の PFAS を検査する分析能力を拡大するため取り組んでいる業界に技術支援を提供することができる。

食品中の PFAS 検査の科学を進歩させる

PFAS には何千もの種類がある。FDA が食品中で検査する PFAS の種類を特定するため、当局は科学文献を検討し、食品による予想される摂取量と、その存在を正確に特定するための化学標準の入手可能性に基づいて PFAS を選択する。2019 年には 16 種類の PFAS から開始した。2022 年には、更に 4 つの PFAS をテストに追加し、2023 年にはテスト方法を更に拡大して 30 種類の PFAS をテストした。改訂された手法は、今年後半に一般公開される予定である。

FDA は又、高分解能質量分析(HRMS)を使用して研究活動を拡大している。これにより、現在の方法で特に検査しているもの以外に、食品中にどの種類の PFAS が存在し、今後対象となる方法に含めるべきかを判断できるようになる。

更に FDA は、州への技術支援の一環として、PFAS が植物にどのように吸収されるか、又 PFAS 濃度が植物間及び植物の部分間でどのように変化するかを理解するための研究に貢献している。これは、食品からの PFAS ばく露の大幅な削減に役立つ可能性のある研究分野である。例えば、PFAS の取込みを研究することで、研究者は、植物の可食部分に PFAS を取込むことなく、汚染された土壌でも安全に栽培できる植物を特定するのに役立つ可能性がある。

EPA の PFAS 規制

EPA 「EPA は、EPA の PFAS 戦略ロードマップで 3 つの水への取組みを実現」 2022 年 4 月 28 日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-delivers-three-water-commitments-agencys-pfas-strategic-roadmap>

ワシントン（2022 年 4 月 28 日）-本日、米国環境保護庁（EPA）は、我が国の海域でフッ素系界面活性剤（PFAS）から地域社会と環境を保護する 3 つの対策を発表した。本日発表された対策は、水中の PFAS を検出する方法を改善し、我が国の海域への PFAS の排出を減らし、魚や水生生態系を PFAS から保護することにより、バイデン-ハリス政権の PFAS 汚染と戦う計画の下で進展を促進する。これら取組みは、超党派インフラ法の下で確保された PFAS 及び新たな汚染物質に対処する 100 億ドルの歴史的投資を補完するものである。

「EPA は、これら化学物質から全国のコミュニティを保護するため、政府のより広範な取組みの一環として、PFAS 汚染に対処するため利用可能な全てのツールを使用します」と EPA 管理者 Michael S. Regan は述べる。「これが、私たちが戦略的ロードマップを導入した理由であり、バイデン大統領がこの課題に取り組むため、超党派インフラ法の下で数十億ドルの資金調達に戦った理由です。今日の対策は、PFAS の研究、制限、及び修復への取組みを遂行する際、全てのアメリカ人の健康保護に役立ちます。」

新しい試験方法は、水中の PFAS の検出に役立つ

空気、陸地、水中の PFAS を検出及び測定する堅牢で正確な方法は、環境内にどの PFAS が存在し、どれだけ存在するかを理解するため不可欠である。検出方法は、PFAS から修復し、将来の規制を実施する様々な技術の有効性を評価するためにも不可欠である。

今日、EPA は、水中の PFAS の存在を 10 億分の 1 レベルで広くスクリーニングできる新しい方法を公開する。燃焼イオンクロマトグラフィー（CIC）による水性マトリックス中の吸着性有機フッ素（AOF）測定のための EPA の新しいスクリーニング方法は、炭素-フッ素結合を含む化学物質の総計測定を提供する。PFAS は、廃水中の有機フッ素の一般的供給源である。この新しい方法は、個々の PFAS を対象とする方法と組み合わせて使用すると、廃水中の PFAS の存在と形態を理解するのに特に役立つ。EPA のドラフトメソッド 1621 は、単一のラボ検証を正常に完了した。複数のラボによる検証が今年の夏に行われ、EPA は今年後半にメソッドの更新バージョンを公開する予定である。

新しい許可の方向性は、私たちの水域への PFAS の排出を減らすのに役立つ

国家汚染物排出廃絶システム (NPDES) プログラムは、PFAS が移動して環境に放出され、最終的に人と水質に影響を与える多くの経路と連動する。EPA は、既存の NPDES 当局を積極的に利用し、発生源での PFAS の排出を削減し、PFAS の発生源を監視することでより包括的な情報を入手する。

本日、EPA は、EPA が前処理管理機関である場合 EPA が発行した NPDES 許可及び期待における PFAS 排出に対処するというタイトルのメモを公表した。このメモは、PFAS の排出に対処する監視規定、分析方法、汚染防止の使用、及び最良の管理慣行に指示を提供する。これらの規定は、PFAS 化合物に対処する排水ガイドライン、複数検証済みの分析方法、及び水質基準の推奨事項を公布すべく政府機関が積極的に着手するため、地表水中の PFAS 汚染を減らすのに役立つ。EPA は又、将来の対策において NPDES 許可で PFAS 対処を許可する当局が、州に新しいガイダンスを発行することを計画している。

新しい保護レベルは、健康な魚と水生生態系をサポートするのに役立つ

EPA は又、水生生物を保護するため PFAS の国家推奨周囲水質基準を開発する。州及び部族は、EPA が推奨する水質基準を使用し、水を保護及び回復する水質基準を開発し、PFAS 排出に対処する許可を発行し、PFAS 汚染が地域社会及び環境に与える影響を評価することができる。

EPA は、このグループで最もよく研究されている化学物質の 2 つ、ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) に最初の水質浄化法の水生生物基準を提案している。この基準は、PFOA 及び PFOS の短期及び長期の毒性作用から米国の水生生物を保護することを目的としている。コメント期間に続き、EPA は、パブリックコメント及び新しい毒性データを考慮し、最終的な PFOA 及び PFOS 推奨基準を発行する予定である。州及び部族は、水質基準に最終基準の採用を検討することができる。また、地域及び地方固有の条件に基づく他の科学的防御可能な基準を採用することもできる。

EPA の PFAS 戦略的ロードマップの詳細については、PFAS 戦略的ロードマップ : EPA の行動への取組み 2021-2024 を参照されたい。

ドラフトメソッド 1621 の詳細については、フッ素系界面活性剤及びポリフッ素系アルキル物質 (PFAS) の CWA 分析メソッドを参照されたい。

NPDES メモの詳細については、次の工業廃水の Web サイトを参照されたい。

PFOA 及び PFOS の水生生物基準の詳細については、次の Web サイトを参照されたい。
水生生物基準-ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)、及び、
水生生物基準-ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)

バックグラウンド

PFAS は、消費者製品や工業プロセスで使用される人工化学物質の大規模なグループである。1940 年代から使用されている PFAS は、熱、油、汚れ、グリース、及び水に耐性がある。これらの特性は、環境での難分解性に寄与する。

PFAS ロードマップは、EPA が特定の対策をとることを計画し、公衆衛生を保護し、環境を保護し、汚染者に責任を負わせるため、より大胆な新しい政策にコミットするスケジュールを設定する。PFAS ロードマップに記載される対策はそれぞれ、PFAS 汚染からコミュニティを保護するため、重要で意味あるステップを表している。累積的に、これら対策は相互に構築され、より永続的で保護的なソリューションにつながる。

2022 年 10 月 18 日、PFAS 戦略ロードマップ 1 周年と、水質浄化法 50 周年を記念する。1972 年に可決された水質浄化法は、アメリカの水域への新しい道筋を示した。過去 50 年間で、変革の進歩が達成された。かつては有毒で火事にさえなった水は、浄化された。PFAS 汚染を含む重要課題は残っており、EPA は全てのアメリカ人へ清浄な水の未来に向け取り組みを約束する。

EPA “PFOA 及び PFOS に関する飲料水健康アドバイス” 2022 年 6 月 15 日

<https://www.epa.gov/sdwa/drinking-water-health-advisories-pfoa-and-pfos>

2022 年暫定最新 PFOA 及び PFOS 健康アドバイス

2022 年 6 月 15 日、EPA は、EPA が 2016 年発行したものに代わるペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) の暫定最新飲料水健康アドバイスを発行した。PFOA 及び PFOS は、パーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質と呼ばれる化学物質グループ (PFAS) のメンバーである。新たな科学に基づき、生涯暴露を考慮した最新のアドバイスレベルは、水中の PFOA 又は PFOS の濃度がゼロに近い場合も、健康影響が発生する可能性があることを示している。これらの暫定的な健康アドバイスは、EPA が全国の一次飲料水規制を確立するまで有

効である。

同時に EPA は、他の 2 つの PFAS、パーフルオロブタンスルホン酸とそのカリウム塩 (PFBS)、及びヘキサフルオロプロピレンオキシド (HFPO) ダイマー酸とそのアンモニウム塩 (GenX 化学物質) の最終健康勧告も発行した。製造では、GenX 化学物質は PFOA の代替品と見なされ、PFBS は PFOS の代替品と見なされる。

EPA 「EPA は PFAS 化学物質に関する新しい飲料水健康勧告、健康保護を強化するための超党派インフラ法資金で 10 億ドルを発表」 2022 年 6 月 15 日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-new-drinking-water-health-advisories-pfas-chemicals-1-billion-bipartisan>

当局は、GenX と PFBS の新しい健康勧告を確立し、PFOA と PFOS の健康勧告値を引き下げる。

ワシントン (2022 年 6 月 15 日) 本日、米国環境保護庁 (EPA) は、清浄な水を供給するためのバイデン大統領の行動計画とリーガン管理者の PFAS 戦略ロードマップに基づく最新の行動で、パーフルオロアルキル物質とポリフルオロアルキル物質 (PFAS) に関する 4 つの飲料水健康勧告を発表した。EPA は又、特に小規模または不利な地域で、飲料水中の PFAS やその他新たな汚染物質に対処するため、州と準州に 10 億ドル (超党派インフラ法助成金の最初の 50 億ドル) を申請するよう呼びかけると発表した。これらの行動は、PFAS 汚染からコミュニティを保護するための EPA の進展に基づいており、EPA が 2022 年秋に発表する PFOA 及び PFOS に関する EPA の今後の全国一次飲料水規制を含む今後の取り組みを科学的に通知する。

「PFAS 汚染の最前線にいる人々は、非常に長い間苦しんでいます。そのため、EPA は、これら化学物質が環境に侵入するのを防ぎ、関係する家族をこの広範な課題から保護するため、政府全体のアプローチの一環として積極的な行動を取っています」と EPA 管理者 Michael S. Regan は述べている。「バイデン大統領の超党派インフラ法のおかげで、飲料水中の PFAS やその他新たな汚染物質を減らすため 10 億ドルも投資しています。」

「今日の行動は、PFAS 汚染に取り組み、公衆衛生を保護し、重要な情報を迅速かつ透徹的に提供するために利用可能な最高の科学を使用するという EPA の取り組みを浮き彫りにしています」と Water Radhika Fox の EPA アシスタントアドミニストレーターは述べている。「EPA は又、コミュニティ、特に恵まれないコミュニティが安全な水を届けるのを支援するために、公衆衛生保護を強化する政策とインフラ資金を調和させるというコミットメ

ントを示しています。』

Fox のアシスタントアドミニストレーターは、ノースカロライナ州ウィルミントンで開催された第 3 回全国 PFAS 会議でこれらの行動を発表した。

超党派のインフラ法の資金調達で 10 億ドル

PFAS 汚染に立ち向かう政府全体の取り組みの一環として、EPA は、PFAS 汚染の最前線にいるコミュニティを支援するため、バイデン大統領の超党派インフラ法を通じて 10 億ドルの助成金を利用できるようにする。不均衡な影響に直面しているコミュニティの飲料水中の PFAS を削減するため使用される。これらの資金は、技術支援、水質検査、請負業者のトレーニング、集中処理技術とシステムの設置などのアクションを通じ、飲料水中の PFAS など新たな汚染物質に対処するため、小規模又は不利なコミュニティで使用できる。

EPA は、この新しい助成プログラムに参加する意向書を提出する方法に関する情報を州や準州に連絡する。EPA は又、この助成金プログラムのために確保された部族について、部族及びアラスカ先住民の村と協議する。この資金は、飲料水州回転基金 (SRF) を介した 34 億ドルの資金と、今年水中の PFAS に対処するためにも使用できる Clean Water SRF を介し 32 億ドルを補完する。

4 つの PFAS の生涯飲料水健康勧告

当局は、新たに利用可能な科学に照らして、公衆衛生を保護する EPA の責任に従って、PFAS 健康勧告を発表する。これらの勧告は、それ以下では健康への悪影響が発生しないと予想される飲料水の汚染レベルを示す。健康勧告は、連邦、州、及び地方の役人が監視計画の開発、治療ソリューションへの投資、及び PFAS 曝露から公衆を保護するための将来の方針を通知するため使用できる技術情報を提供する。

EPA の生涯健康勧告は、敏感な集団やライフステージを含む全ての人々を、飲料水中のこれらの PFAS への生涯曝露に起因する健康影響から保護するためのレベルを特定している。EPA の生涯健康勧告では、飲料水以外のこれらの PFAS への潜在的な曝露源（例えば、食品、空気、消費者製品など）も考慮に入れており、これにより追加の保護層が提供される。

EPA は、2016 年に発行された EPA に代わる、ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) に関する暫定的に更新された飲料水健康勧告を発行している。水中の PFOA 又は PFOS の濃度がゼロに近く、現時点で EPA の検出能力を

下回っても、健康への悪影響が発生する可能性がある。PFOA と PFOS のレベルが低いほど、公衆衛生へのリスクは低くなる。EPA は、PFOA 及び PFOS を検出する州、部族、準州、及び飲料水事業者が曝露を減らすため措置を講じることを推奨している。PFOA と PFOS の殆どの使用は米国の製造業者により自主的にフェーズアウトされたが、継続的な使用の数は限られており、これらの化学物質は分解しないため環境に残っている。

EPA は初めて、パーフルオロブタンスルホン酸とそのカリウム塩 (PFBS)、及びヘキサフルオロプロピレンオキシド (HFPO) ダイマー酸とそのアンモニウム塩 (「GenX」化学物質) の最終的な健康勧告を発行する。化学薬品及び製品の製造では、GenX 化学薬品は PFOA の代替品と見なされ、PFBS は PFOS の代替品と見なされる。最近の科学的研究におけるリスク分析に基づくと、GenX 化学物質と PFBS 健康勧告レベルは検出レベルを遥かに上回っています。

政府機関の新しい健康勧告は、連邦、州、及び地方の機関が飲料水中の PFAS に対処する行動を通知するため使用できる技術情報を提供する。これには、水質モニタリング、PFAS を低減する既存の技術の最適化、及びこれら物質への曝露を低減する戦略が含まれる。EPA は、飲料水中の PFAS を発見した州、部族、準州、飲料水事業者、及びコミュニティリーダーに、住民に通知する措置を講じ、汚染のレベル、範囲、及び発生源を評価するため追加の監視を実施し、曝露を減らす措置を検討することを奨励している。飲料水に含まれる PFAS のレベルを懸念する個人は、家庭用又は使用場所用フィルターの設置など、曝露を減らす可能性のある行動を検討する必要がある。

次のステップ

EPA は、2022 年秋 PFAS 全国飲料水規制の提案を進めている。EPA がこの提案された規則を策定するにつれて、EPA は PFOA 及び PFOS 以外の追加の PFAS も評価し、PFAS のグループに対処する対策を検討している。暫定健康勧告は、規制が施行される前の期間について、州、部族、及び水システムにガイダンスを提供する。

PFAS が人の健康と環境にもたらすリスクを特定し、それに立ち向かう EPA の取組みは、これら新たな汚染物質に立ち向かうバイデン-ハリス政権の政府全体のアプローチにおける重要な要素である。この戦略には、食品医薬品局による食品及び包装に含まれる PFAS のテストを強化するための手順、米国農務省による家畜の汚染への対処を支援する手順、及び国防省による汚染された軍事施設及び不要な PFAS の使用を排除する。

超党派インフラ法を通じ本日発表された助成金を受け取るには、州及び準州は 2022 年 8 月

15 日までに同意書を提出する必要がある。

これら対策に関するより多くの情報を一般に提供するため、EPA は 2022 年 6 月 23 日午後 12 時東部にウェビナーを主催する。詳細を確認するか、イベントに登録されたい。

PFAS 戦略ロードマップ

政府機関が 2021 年 10 月の PFAS 戦略ロードマップを実施するにつれ、今日の行動は別の重要なコミットメントを達成する。ロードマップの下で、EPA は、PFAS の健康への影響から一般市民を保護するため、政府機関全体で取り組んでいる。EPA は、PFAS の進歩を実現するため、次のような多くの対策を起こした：

- ・29 の PFAS が国の飲料水システムで検出される頻度とそのレベルについて、EPA の理解を向上させるため、5 回目の規制されない汚染物質監視規則を公表する；
- ・国家 PFAS 試験戦略に基づく最初の有害物質規制法 PFAS 試験指令を発行する；
- ・EPA の汚染されたサイトのクリーンアップテーブルに 5 つの PFAS を追加する；
- ・PFOA 及び PFOS の水生生物の水質基準案を公表する；
- ・水質浄化法で許可されている PFAS に積極的に取り組むためメモを発行する；及び、
- ・全吸着性フッ素廃水法の新たなドラフトを公開する。

Federal Register Vol.87, No.118 「4 つのパーフルオロアルキル物質に関する生涯飲料水健康勧告」 2022 年 6 月 21 日

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-06-21/pdf/2022-13158.pdf>

EPA「パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びパーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) の CERCLA 有害物質としての指定提案」 2022 年 8 月 26 日

<https://www.epa.gov/superfund/proposed-designation-perfluorooctanoic-acid-pfoa-and-perfluorooctanesulfonic-acid-pfos>

ルールの概要

EPA は、パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びパーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) の 2 つのペルフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS) を、それらの塩と構造異性体を含め、包括的環境対応補償責任法 (CERCLA)、スーパーファンドとしても知られる法の下、有害物質として指定することを提案する。この提案された規則制定は、これら有害化学物質の放出に関する透明性を高め、汚染を浄化する責任を汚染者に持たせ

るのに役立つ。

規則制定は、事業者が、報告可能な量以上の PFOA 及び PFOS の放出を、国家対応センター、州又は部族の緊急対応委員会、及び地方又は部族の緊急計画委員会（地元の緊急対応者）に直ちに報告することを要求する。

CERCLA 有害物質としてのペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) の提案された指定の公開前バージョン

以下は、パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びパーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) の CERCLA 有害物質としての指定の提案された規則制定に関する EPA 通知 (NPRM) の公開前バージョンである。EPA は、今後数週間以内に官報で NPRM を公開する予定である。公開後、EPA は、www.regulations.gov のドケット EPA-HQ-OLEM-2019-0341 で連邦官報公開から 60 日間、この提案に対するパブリックコメントを求める。

ルール履歴

PFOA 及び PFOS を有害物質として提案する指定は、PFOA 及び PFOS が人の健康又は福祉及び環境に重大な危険をもたらす可能性があるという重要な証拠に基づいている。PFOA 及び PFOS は人体に蓄積し、長期間持続する可能性があり、実験動物及びヒトの疫学研究からの証拠は、PFOA 及び/又は PFOS への暴露が癌、生殖、発達障害（例えば、低出生体重）、心臓血管、肝臓、腎臓、及び免疫学的影響を引き起こす可能性を示している。

その他のリソース

EPA は、他の PFAS 化学物質を CERCLA 有害物質指定にパブリックコメントを求めるため、将来、提案された規則作成の事前通知を作成する予定である。

「EPA は、特定の PFAS 化学物質を人々の健康を守るためのスーパーファンドの下で有害物質として指定することを提案する」2022年8月26日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-designating-certain-pfas-chemicals-hazardous-substances-under-superfund>

CERCLA の下で PFOA と PFOS を指定することは、透明性、説明責任を改善し、リーガン長官の PFAS 戦略的ロードマップを実現することになる。

ワシントン - 環境不正に取り組み、公衆衛生を改善するというバイデン・ハリス政権のコミットメントに従い、米国環境保護庁 (EPA) は、レーガン長官の PFAS 戦略ロードマップに基づいて、人やコミュニティを「永遠の化学物質」としても知られる特定の PFAS の健康リスクから保護するための重要な対策を取る。EPA は、「スーパーファンド」としても知られる、包括的環境対応、補償、責任法 (CERCLA) の下、最も広く使用されている 2 つのパーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS) を有害物質として指定することを提案する。この規則制定は、これらの有害な化学物質の放出に関する透明性を高め、汚染を浄化する責任を汚染者に持たせるのに役立つ。

この提案は、ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) に適用され、それらの塩及び構造異性体を含み、PFOA 及び PFOS が人の健康、福祉、又は環境に重大な危険をもたらす可能性があるという重要な証拠に基づいている。PFOA と PFOS は人体に長期間蓄積して残留する可能性があり、実験動物及びヒトの疫学研究からの証拠は、PFOA 及び/又は PFOS への曝露が癌、生殖、発達、心血管、肝臓、及び免疫学的影響につながる可能性を示している。

「コミュニティは、これらの永遠の化学物質への暴露により、あまりにも長い間苦しんできました。本日発表された行動は、透明性を向上させ、EPA の PFAS 戦略的ロードマップで概説されるように、この汚染に立ち向かう EPA の積極的取組みを前進させるでしょう」と EPA 長官 Michael S. Regan は述べる。「この提案された規則の下で、EPA はコミュニティを PFAS 汚染から保護するのを支援し、汚染者にその行動の責任を負わせようと努めます。」

PFAS 汚染の多くの既知の及び潜在的発生源は、既に汚染で過負荷になっているコミュニティの近くにある。最終決定された場合、規則制定は PFOA 及び PFOS 放出の報告を開始し、当局に改善されたデータと、公衆衛生を保護し、より良い廃棄物管理を促進するために浄化を要求し、浄化費用を回収するオプションを提供する。

それは又、EPA、州、部族国家、及び地域コミュニティの、国中の PFOA 及び PFOS 汚染の範囲と場所に関する理解を向上させ、全てのコミュニティがこれらの潜在的に危険な化学物質との接触を回避又は削減するのに役立つ。

EPA は、大量の PFOA と PFOS を製造し、環境に放出した人々の責任を追及することに重点を置いている。EPA は、汚染により不注意に影響を受けた可能性のある未成年者の公平性を確保するため、施行の裁量及びその他のアプローチを使用する。EPA は又、提案された規則の検討中に、影響を受けるコミュニティ、廃水施設、企業、農家、及びその他の関

係者から意見を聞くため、更なるアウトリーチと関与を行うことを約束する。

この指定が確定した場合、報告可能な量以上の PFOA 及び PFOS の放出は、国家対応センター、州又は部族の緊急対応委員会、及び地方又は部族の緊急計画委員会に報告する必要がある。これら又その他有害物質の放出は、必ずしもクリーンアップ又は国家優先リスト (NPL) へのサイトの追加、責任、又は強制措置の必要性につながるとは限らない。EPA は、最終規則が PFOA 又は PFOS を取り扱う施設による、より良い廃棄物管理及び処理慣行を促進することを期待している。放出の報告は、民間資金によるクリーンアップを加速し、人の健康と環境への潜在的影響を軽減する可能性がある。

更に提案された規則は、特定の状況では、EPA が潜在的に責任のある当事者から浄化費用を回収しようとする事、又はそのような当事者に浄化の実施を要求することを認めることにより、汚染者に支払いをさせることを促進する。更に、財産を譲渡又は売却する連邦機関は、財産上の PFOA 又は PFOS の保管、放出、又は処分についての通知と、結果として生じた全てのものを片付けたことを保証する誓約（証書におけるコミットメント）を提供する必要がある。CERCLA 120(h) の下で要求されるように、必要に応じて将来そうする予定である。

EPA は、今後数週間以内に連邦官報に提案された規則制定の通知を発行する予定である。発行後、EPA は 60 日間の意見募集期間にコメントを歓迎する。

その後のステップとして、EPA は、他の PFAS 化学物質を CERCLA 有害物質として指定することについてパブリックコメントを求める本日の提案に対するコメント期間の終了後に、提案された規則作成の事前通知を発行する予定である。

本日の行動は、バイデン・ハリス政権の PFAS 汚染と闘い、飲料水を保護するというコミットメント、特に EPA の 2021 年 10 月の PFAS 戦略的ロードマップにおける重要なマイルストーンを表している。ロードマップの下、EPA は、PFAS の健康影響から公衆を保護するため、機関全体で取り組んでいる。EPA は、PFAS の進捗を実現するため、次のような多くの措置を講じてきた：

- ・ 4 つの PFAS に関する飲料水の健康勧告を発表 - 利用可能な最善の科学を使用して PFAS 汚染に取り組み、公衆衛生を保護し、重要な情報を迅速かつ透明性を持って提供する；
- ・ バイデン大統領の超党派インフラ法を通じて、10 億ドルの助成金を利用できるようにする；

- ・ 国家 PFAS 試験戦略の下、最初の有毒物質管理法 PFAS 試験命令を発行する；
- ・ クリーンアップが必要かどうかを判断するために EPA が使用する 5 つの PFAS 地域スクリーニング及び除去管理レベルを追加する；
- ・ PFOA 及び PFOS に関する水生生物の水質基準の草案を発行する；
- ・ 水質浄化法が許可する PFAS に積極的に対処するためのメモを発行する；
- ・ 総吸着性フッ素排水法の新案を公表する；及び、
- ・ 米国の飲料水システムで 29 種類の PFAS が検出される頻度とそのレベルについての EPA の理解を深めるため、第 5 の未規制汚染物質監視規則を発行し、2022 年末までに PFAS 国家飲料水規則の提案を準備する。

彼らが言っていること

「有毒な PFOA と PFOS を有害物質としてリストするよう EPA に 2 年以上働きかけた後、汚染を減らし、公衆衛生を保護するバイデン大統領と EPA 長官レーガンによる本日の発表を誇りに思います。この重要なステップにより、コミュニティは製造業者から無責任な汚染者まで、汚染者を追跡し、損害の責任を彼らに負わせることができます。PFAS 汚染に対処するため EPA の継続的な取り組みに拍手を送り、ロングアイランドからニューバーグ、ウェストチェスター、ナイアガラまで、ニューヨーク全体で迅速なクリーンアップを推進し続けます。」 - 上院多数党院内総務 Chuck Schumer (NY)

「全国のあまりにも多くのコミュニティが、自分たちの土地や水域に存在する PFAS 化学物質に対処するのに苦勞しています。この大胆かつ必要な措置を講じて、この汚染の責任者を参加させ、地域社会の浄化を支援した EPA に敬意を表します。これは、有害な PFAS 化学物質を空気、水、及び土壌から遠ざけるための切望されている全面的な取り組みの第一歩です。」 - 上院議員 (DE)、上院環境公共事業委員会委員長 Tom Carper。

「EPA の発表は、PFAS 汚染に対処し、全てのアメリカ人の健康を守るための重要なステップです。PFOA と PFOS を有害物質として指定することは、コミュニティが危険な PFAS の放出についてよりよく知らされることを保証するだけでなく、汚染者がその行動に対して責任を負うことを可能にする。私は長い間、この指定を支持してきたので、EPA が最終

的に規則制定プロセスを開始したことは素晴らしいことです。PFAS 戦略ロードマップの更なる実施を楽しみにしており、あらゆる面で PFAS 汚染を改善するために戦い続けます。」

-上院議員 (NY) Kirsten Gillibrand

「この発表により、PFAS で汚染された場所の近くに住んでいる何千万人のアメリカ人は、助けが近づいていることを知って、ようやく安心することができます。これは、私たちの地域社会にふさわしいリーダーシップと公衆衛生への配慮であり、企業の汚染者よりもアメリカ国民の最善の利益を優先し続けているリーガン長官を称賛します。この提案された規則により、コミュニティが最終的に現場での活動を開始し、汚染者が請求書を支払うことが保証されることは、特に称賛に値します。この行動は、あまりにも長い間有毒な PFAS 汚染の惨劇に耐えてきた環境正義のコミュニティにとって特に歓迎すべきニュースです。EPA と協力して、この非常に必要な提案された規則が最終ラインを通過できるようにすることを楽しみにしています。」 - 下院エネルギー商業委員会委員長 Frank Pallone, Jr. (NJ-06)

「最も広く使用されている 2 つの PFAS 化学物質を有害物質として指定するという本日の提案は、環境と地域社会の健康に大混乱をもたらすこれらの危険な化学物質と闘おうとする私たちにとって重要なステップです。これらの「永久に化学物質」が上下水道システムを汚染しないようにすることは、汚染者に説明責任と財政的責任を負わせることも意味しなければなりません。私は今日の行動を称賛し、PFAS 汚染に対処するため 100 億ドルを投資する超党派インフラ法を通じ、更なる前進を期待しています。」 - 下院議員 (OR-04)、下院交通インフラ委員会委員長 Peter DeFazio

「メイン州は PFAS 危機の最前線にあり、その範囲を理解する最初の段階にあるだけですが、全国的な汚染に緊急に対処する必要があることは明らかです。これら PFAS 化学物質は持続性があり、生物蓄積性があり、毒性があり、全てのアメリカ人に深刻な健康リスクをもたらします。何年にもわたって連邦政府の行動を推進してきた後、EPA が最終的に汚染された場所を浄化し、汚染者に責任を負わせるための措置を講じていることを知り、私は興奮しています。」 - 下院議員 (ME-01)、内務省、環境、及び関連機関に関する下院歳出小委員会委員長 Chellie Pingree

「国中で、PFAS 汚染はアメリカ人の健康を危険にさらしています。PFOA 及び PFOS に対する CERCLA 有害物質の指定を進めることは、PFAS 戦略ロードマップにおける同機関のコミットメントを達成するための重要なステップであり、コミュニティが PFAS 汚染者に責任を負わせることができるようになります。リーガン長官と EPA スタッフの仕事に感謝し、できるだけ早くこの提案を最終決定することを勧告します。」 - 下院議員 (NY-20)、

環境と気候変動に関する下院エネルギー・商業小委員会委員長 Paul Tonko

「今日、私たちの連邦政府は、PFOS や PFOA のような危険な「永遠の化学物質」から市民を保護するための重要な一歩を踏み出しています。これら 2 つの PFAS 化学物質を有害物質として適切に分類するという EPA の提案は、健康と安全のリスクに関する即時の透明性を保証します。私たちのコミュニティを保護し、将来的に PFAS 汚染の有害な影響からすべてのアメリカ人を更に保護します。私はこの行動を支持することを誇りに思い、リーガン長官と EPA による PFAS 戦略ロードマップの継続的な実施を楽しみにしています。」 - 下院議員 (PA-01)、議会 PFAS タスク フォース共同議長 Brian Fitzpatrick

「私は、有害な PFAS 化学物質で地域社会を汚染する責任を汚染者に負わせるための、この長い間延期されていた行動を称賛します。私の地区のミシガン州オスコダを含む、何千ものコミュニティが PFAS 汚染によって被害を受けています。今日の行動は、最終的にこれらのコミュニティに、これらの危険な永遠の化学物質を浄化し、納税者ではなく汚染者が請求書を負担することを保証するために必要なリソースを提供するための最初のステップです。」 - 下院議員(MI-05)、議会 PFAS タスクフォース共同議長 Dan Kildee

「Granite Stater は、健康影響や環境汚染に結びつく PFAS 化学物質の有害な影響をよく知っています。政権は本日、最も広く使用されている危険な PFAS 化学物質の 2 つである PFOS と PFOA をスーパーファンド法の下で有害物質として分類するための重要な一歩を踏み出しました。私は、透明性を高め、汚染者に責任を負わせるため、この指定を長い間推進してきました。私は、公衆衛生対応を改善し、PFAS 汚染の影響を受けるグラナイト ステートをサポートするために取り組み続けます。」 - 上院議員 Jeanne Shaheen (NH)

「永久に化学物質は、私が代表する地域を含む全国の地域社会にとって緊急の公衆衛生と環境の脅威であり、全国の汚染サイトの数は驚くべき速度で増加し続けています。2018 年、数十年にわたる産業汚染の後、ヒューロン川がこれらの化学物質で端から端まで汚染されていることを知り、それに対応して私は超党派の PFAS 行動法を導入し、PFAS を私たちが知っている有害物質として指定しました。この重要な一歩を踏み出したバイデン大統領と EPA に拍手を送ります。2 つの最も悪名高く有害な化学物質である PFOA と PFOS を指定することは、最終的に全国的なクリーンアップを開始し、将来の PFAS 汚染を防ぎ、汚染者に責任を負わせ、これらの化学物質の危険な影響からアメリカ人を長期的に保護するのに大いに役立ちます。EPA の行動に感謝し、環境と地域社会から永久に有害な化学物質をなくすために、引き続き EPA と協力していきます。」 - 下院議員 Debbie Dingell (MI-12)

「EPA が PFOA と PFOS (最も一般的な「永遠の化学物質」の 2 つ) を CERCLA の下で有害

害物質として指定しようとしていることを嬉しく思います。今月初め、私は 100 人以上の同僚に加わり、EPA にこの行動を取るよう呼びかけました。ノースカロライナ州の人々は、PFAS 汚染の有害な環境と健康への影響にあまりにも精通しており、これは汚染者に責任を負わせ、私たちのコミュニティを浄化するための重要なステップです。この問題に関するリーダーシップを発揮してくれた EPA Regan 長官に感謝します。また、これらの化学物質から国民を守るために彼の機関が講じている措置について、更に詳しく知ることを楽しみにしています。私は同じことをするために議会での仕事を続けます。」 - 下院議員 Deborah Ross (NC-02)

「私は EPA が PFOA と PFOS を有害物質として分類するために大胆かつ必要な行動をとったことを称賛します。ニューヨークでは、これらの有害な化学物質が私たちのコミュニティや水路を汚染しないようにするための闘いの最前線に立っていますが、責任のある人々は、それらが引き起こす汚染をきれいに行っていることを確認しています。私たちはこの決定について EPA を支持し、ニューヨークでコミュニティを汚染物質から保護するために積極的な活動を続けます。」 - Kathy Hochul 知事 (NY)

「PFAS は環境だけでなく、水質汚染や汚染物質の土地利用が行われた地域の生産農業にも影響を与えています。州の農業機関は、既知の汚染された製品を食品供給から取り除くことによって食品供給を保護してきましたが、PFAS 汚染の程度を理解し始めたばかりです。PFAS を有害化学物質として指定することにより、国として、影響を特定し、浄化プロセスを開始するプロセスを開始します。」 - ニューメキシコ州農務長官、EPA 地方自治体諮問委員会健康コミュニティワークグループ議長 Jeff M. Witte

「何十年もの間、汚染者は有毒な PFOA と PFOS を国中の多くのコミュニティに無罪で投棄してきました。今日の提案は、最終的にそれらの汚染者に責任を負わせ、混乱を一掃するよう強制するための重要な新しいツールを EPA とそれらのコミュニティに提供します。」
-環境作業グループプレジデント Ken Cook

EPA「EPA は、農薬製品における特定 PFAS の認可された使用を停止することを提案する」

2022 年 9 月 1 日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-stop-authorized-use-certain-pfas-pesticide-products>

ワシントン-米国環境保護庁 (EPA) は、人の健康と環境をより良く保護するため、農薬製品での使用が承認されている現在の不活性成分のリストから、パーフルオロアルキル物質

及びポリフルオロアルキル物質（PFAS）として特定された 12 種の化学物質を消除することを提案する。

「PFAS への曝露は、わが国における緊急の公衆衛生および環境問題であり、これらの危険な化学物質の使用を減らすために積極的に取り組んでいます」と、化学物質安全及び汚染防止局アシスタント管理者 Michal Freedhoff は述べる。「これら 12 種の化学物質が殺虫剤に使用されないようにすることは、労働者、公衆、地球を不必要な PFAS 曝露から守るための重要なステップです。」

PFAS 戦略的ロードマップの下で、EPA は以前の PFAS 決定を再検討することを約束し、この見直しの一環として、農薬製品の不活性成分としての使用が承認された化学物質リストを徹底的に見直した。その後、EPA はその権限を利用して、現在登録農薬製品に使用されていない PFAS 不活性成分に対し迅速な措置を講じました。

農薬製品には、少なくとも 1 つの有効成分と意図的に添加されたその他不活性成分が含まれている。不活性成分は、農薬の有効性と製品の性能において重要な役割を果たした。例えば、製品の貯蔵寿命を延ばしたり、ケーキングや泡立ちを防ぐことで散布のしやすさを改善したりする。EPA は、不活性成分が殺虫剤に含まれる前に、それらの安全情報を審査する。

これら PFAS は登録された殺虫剤製品ではもはや使用されていないが、EPA は、承認された不活性成分のリストからこれらの 12 の化学物質を削除し、これらの化学物質が将来使用される場合、必要とされる入手可能な情報の最新のレビューを可能にすることが重要であると判断しました。今後殺虫剤製品の使用で要求されるのはつぎである：

- ・2-Chloro-1,1,1,2-tetrafluoroethane (CAS Reg. No. 2837-89-0);
- ・ α -(Cyclohexylmethyl)- ω -hydropoly(difluoromethylene) (CAS Reg. No. 65530-85-0);
- ・Dichlorotetrafluoroethane (CAS Reg. No. 1320-37-2);
- ・Ethane, 1,1,1,2,2-pentafluoro- (CAS Reg. No. 354-33-6);
- ・Hexafluoropropene, polymer with tetrafluoroethylene (CAS Reg. No. 25067-11-2);
- ・Montmorillonite-type clay treated with polytetrafluoroethylene (No CAS Reg. No.);
- ・Poly(difluoromethylene), α -chloro- ω -(1-chloro-1-fluoroethyl) (CAS Reg. No. 131324-06-6);
- ・Poly(difluoromethylene), α -chloro- ω -(2,2-dichloro-1,1,2-trifluoroethyl)- (CAS Reg. No. 79070-11-4);
- ・Poly(difluoromethylene), α -(2,2-dichloro-2-fluoroethyl)-, ω -hydro- (CAS No. 163440-89-9);
- ・Poly(difluoromethylene), α -fluoro- ω -[2-[(2-methyl-1-oxo-2-propenyl)oxy]ethyl]- (CAS

Reg. No. 65530-66-7);

- ・ Poly(oxy-1,2-ethanediyl), α -hydro- ω -hydroxy-, ether with α -fluoro- ω -(2-hydroxyethyl)poly(difluoromethylene) (1:1) (CAS Reg. No. 65545-80-4); and
- ・ Propane, 1,1,1,2,3,3,3-heptafluoro- (CAS Reg. No. 431-89-0).

連邦官報の通知が発行されると、EPA は、www.regulations.gov のドケット EPA-HQ-OPP-0542 で、この提案に対するパブリックコメントを 30 日間受け付ける。リストから削除された場合、これらの化学物質を不活性成分として将来使用する提案は、潜在的な発がん性、生殖毒性、発生毒性、遺伝毒性、及び環境影響に関するデータを評価するため、研究を含むデータにより裏付けられる必要がある。

農薬登録の決定は、有効成分と最終用途製品に含まれる不活性物質の両方に適用される 40 CFR 158 に概説される広範なデータ要件に基づいている。EPA は引き続き全ての農薬有効成分を評価し、現在の PFAS の構造定義を満たすものがあるかどうか、又は利害関係者により懸念があると特定された他の関連化学物質の一部であるかどうかを判断する。EPA は、より多くの情報が入手可能になり次第、最新情報を継続して提供する。

この提案の公開前のバージョンを読み、殺虫剤製品での使用が承認されている不活性成分の詳細については、不活性成分の概要とガイダンスのページを参照されたい。

WTO 通報「G/TBT/N/USA/1915」2022 年 9 月 7 日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/USA1915.pdf&Open=True>

EPA「EPA は PFAS からのコミュニティ保護に重要な進展を強調する」2022 年 11 月 17 日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-highlights-important-progress-protecting-communities-pfas>

ワシントン - 本日、米国環境保護庁 (EPA) は、「EPA の PFAS 戦略ロードマップの下での進展の年」を発表した。EPA は、公衆衛生を保護し、環境を保護し、汚染者に責任を負わせるため、科学を進歩させ、法律に従って、機関全体のアプローチを実施している。

「EPA は、PFAS に立ち向かい、全国の人々と地域社会の健康を守るという約束を果たし続けています」と、EPA の水担当副管理者であり、PFAS 評議会同議長 Radhika Fox は述

べる。「本日の進捗報告書は、PFAS ロードマップの実装の最初の 1 年で私たちがどれだけ達成したかを強調しています。この報告書は又、バイデン大統領の超党派インフラ法から 100 億ドルを PFAS のような新たな汚染物質からコミュニティを保護するソリューションに投資するという私たちの取り組みを含め、政府機関が今後 1 年間に講じる重要な行動を示しています。」

2021 年 10 月ロードマップがリリースされて以来、EPA は:

- ・ 2 つの PFAS を CERCLA 有害物質として指定することを提案した。最終決定された場合、これは PFAS の放出に関する透明性を高め、汚染者に汚染の浄化の責任を負わせるための重要なステップとなる。

- ・ 飲料水の健康勧告を発表した。公衆衛生を保護し、新しい科学が利用可能になったとき地域社会と公衆衛生当局に情報を提供する EPA の使命に従って行動するため、EPA は 4 つの PFAS について飲料水の健康勧告を発行した。

- ・ PFAS に関するデータを強化する基礎を築いた。これには、EPA の国家 PFAS テスト戦略の下、企業に PFAS テストを実施することを要求する命令と、2023 年から始まる飲料水中の 29 の PFAS の全国的サンプリングが含まれる。

- ・ 超党派インフラ法の下で新たな汚染物質に対処するため、100 億ドルの資金の分配を開始した。EPA は、特に小規模又は不利な立場に置かれたコミュニティにおいて、水中の PFAS 及びその他新たな汚染物質を浄化する変革的な投資を行っている。

- ・ PFAS の科学的理解を広げた。EPA は、EPA の研究者による 30 以上の科学出版物を発行し、EPA の PFAS 熱処理データベースを公表した。

- ・ 最新の科学を EPA の省庁横断的な PFAS の取組みに翻訳した。これには、EPA の汚染サイト浄化表の更新、新たな PFAS 毒性評価の方法の開発と実施、水生生物を保護するための国家推奨水質基準の草案の発行が含まれる。

- ・ 一般市民と継続的な関与を続ける。EPA の PFAS 作業は、公開ウェビナー、利害関係者会議、議会証言、及び EPA の連邦諮問委員会との関与により情報を得た。

このレポートは、EPA の進捗状況を一般の人々に知らせ続けることにより、透明性と説明責任を持って PFAS に対応する EPA のコミットメントを示している。本日の進捗報告書は、PFOA と PFOS の国家飲料水基準の提案、CERCLA 有害物質指定の規制プロセスの前

進、PFAS に関するデータの入手可能性の改善、更に上流の PFAS 排出制限を含む。

今後の地域コミュニティへの取り組み

本日 EPA は、2023 年に各 EPA 地域でバーチャルコミュニティエンゲージメントイベント開催も発表した。これらのエンゲージメントは、国家環境正義諮問委員会の勧告と、利害関係者と直接関与する EPA のロードマップの取り組みに沿っている。部族コミュニティに対する PFAS の個別の広範な影響を認識し、EPA は、部族パートナーからの意見を聞くために特別に設計されたセッションの開催も計画している。これらのセッションの詳細については、EPA の Web サイトで入手できる。これには、意見を提供するための登録の機会が含まれる。

政府全体の取り組み

EPA は、その権限とリソースを使用して重要な作業を進めているため、公衆衛生と環境を PFAS から保護するため、バイデン-ハリス政権の政府全体のアプローチの一環としてこれを行っている。この取り組みはホワイトハウスにより調整されている。環境品質評議会は、PFAS 政策行動に焦点を当てた高レベルの省庁間政策グループを主導し、科学技術政策局は、連邦の技術的及び科学的リーダーの省庁間専門家ワーキンググループを主導している。これらの取り組みを通じ、EPA とそのパートナーは、機関間の調整を強化し、研究、分析方法、汚染場所の浄化、及びその他分野での作業を進めている。

EPA 「EPA は、PFAS データの毒性物質排出目録への報告を強化するための規則を提案する」 2022 年 12 月 5 日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-rule-enhance-reporting-pfas-data-toxics-release-inventory>

ワシントン - 本日、米国環境保護庁 (EPA) は、他の提案された変更の中でも特に、施設が、これらの化学物質が少量又は微量の濃度で使用されている場合、PFAS に関する情報報告を避けることを認めるような免除を廃止することにより、パーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS) の毒性放出目録 (TRI) への報告を改善する規則を提案した。PFAS は多くの製品で、低濃度で使用されているため、この規則により、TRI にリストされた PFAS を製造、又は使用する対象産業セクター及び連邦施設は、PFAS 排出及びその他の情報を開示することを避けるため、これらの化学物質の廃棄物管理量に最小限の免除に頼ることができなくなる。

「PFAS は我が国に差し迫った脅威を齎し続けており、コミュニティは、これらの化学物質が管理、リサイクル、又は放出される方法のため暴露される可能性があるかどうかを知るに値します」と EPA 長官 Michael S. Regan 氏は述べている。「この報告の抜け穴を取り除くことで、当局の PFAS 戦略ロードマップで設定された作業を進め、企業が僅かな濃度の PFAS であっても情報を報告できるようにします。この情報を一般に公開して、EPA やその他の連邦、州、地方の機関が健康と環境を最大限に保護するために使用できるようにします。」

この提案は、これらの永遠の化学物質の影響に対処するというバイデン・ハリス政権のコミットメントを反映しており、PFAS の人の健康と環境へのリスクに立ち向かうために EPA の PFAS 戦略的ロードマップを前進させる。

TRI データは、一定量を超える TRI リストの化学物質を製造、処理、その他の方法で使用する、特定の産業部門の施設及び連邦施設により、毎年 EPA に報告される。このデータには、環境に放出された、又は廃棄物として管理された化学物質の量が含まれる。TRI を通じて収集された情報により、コミュニティは、地域の施設がリストされた化学物質をどのように管理しているかを知ることができる。収集されたデータは、企業、政府機関、非政府組織、及び一般市民による情報に基づいた意思決定のサポートにも役立つ。

2020 年国防認可法 (NDAA) は、特定 PFAS を 2021 年報告年の TRI が対象とする化学物質のリストに直ちに追加し、将来的に他の PFAS を自動的に追加するためのフレームワークを提供した。NDAA は、TRI の製造、処理、及びその他の方法で、これらのリストされた PFAS ごとに 100 ポンドの報告しきい値を設定した。しかし、前の主管庁は、TRI に報告する施設が、混合物又は商品名製品中の化学物質に特定の最小濃度又は微量濃度を配慮しないことを認める方法の中に NDAA 措置を配置した (TRI にリストされている各 PFAS の濃度が 1%未満であることを除いて、濃度が 0.1%に設定される PFOA の場合)。

本日発表された規則案は、その免除の利用可能性を排除し、施設が製品中の濃度に関係なく PFAS について報告することを要求する。

現在、施設は NDAA の要件に従って 180 PFAS について TRI に報告する必要がある。しかし、2021 年と 2022 年に EPA に提出されたデータでは、TRI に PFAS を報告した施設は予想よりも少なかった。これに対応して、EPA はアウトリーチを実施し、接触した多くの施設が、報告しない理由として微量の免除を主張した。本日提案された規則は、PFAS を「特別に懸念される化学物質」としてリストし、微量の免除の対象外とするものである。

この提案が最終決定された場合、特別懸念化学物質のリストにある全ての化学物質について、下流施設への供給者通知要件の目的で、軽微な免除も利用できなくなる。これには、鉛、水銀、及びダイオキシンがある。この変更により、これらの化学物質を含む混合物及び商品名製品の購入者は、購入した混合物及び製品に化学物質が含まれていることを確実に知ることができる。

「パーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質に関する TRI 報告要件の変更、及び特別懸念のある化学物質に関するサプライヤー通知の変更」

<https://www.epa.gov/toxics-release-inventory-tri-program/changes-tri-reporting-requirements-and-polyfluoroalkyl>

ルールの概要

EPA は、2020 会計年度の国防認可法(NDAA)に基づき、緊急時計画及びコミュニティの知る権利に関する法律 (EPCRA) 及び汚染防止法 (PPA) に基づく報告の対象となるパーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS) を、特別懸念化学物質の下限しきい値のリストに追加 (特別懸念化学物質)に追加することを提案している。

これらの PFAS を特別懸念化学物質のリストに追加すると、そうした PFAS は他の特別懸念化学物質と同じ報告要件の対象となる。それは、施設が報告様式 A を使用するオプションである微量の免除の使用を排除し、PFAS の範囲報告の使用を制限する。

これらの負担軽減報告オプションの利用可能性を取り除くことは、これらの PFAS の放出と廃棄物管理量のより完全な全体像を齎すだろう。更に EPA は、特別懸念化学物質のリストにある全ての化学物質について、サプライヤー通知要件の目的で、微量の免除の利用可能性を削除することを提案している。この変更は、そうした化学物質を含む混合物及び商品名製品の購入者が、購入する混合物及び製品に化学物質が含まれていることを確実に知らせるのに役立つ。

PFAS は多くの製品で、低濃度で使用されているため、微量の免除を廃止することで、これらの化学物質の放出やその他の廃棄物管理量をより完全に把握できるようになる。

連邦官報の通知を表示する。

ルール履歴

2019年12月20日に、NDAAは法律に署名された。NDAA セクション 7321 は、特定 PFAS を EPCRA セクション 313 に基づく TRI の対象となる化学物質のリストに直ちに追加し、追加の PFAS を毎年 TRI に追加するための枠組みを提供した。更に NDAA は、記載されている PFAS ごとに 100 ポンドの製造、処理、及びその他の使用の報告しきい値を確立した。

「EPA は、有害な PFAS 汚染を削減するための州へのガイダンスを発行」2022年12月6日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-issues-guidance-states-reduce-harmful-pfas-pollution>

ワシントン - 米国環境保護庁 (EPA) は本日、パーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS) から保護するため、国の岩盤清浄水許可プログラムを使用する方法に関する指示を提供する覚書を州に公表した。本日発表されたガイダンスは、州がどのように PFAS 排出を監視し、検出された場合、それらを削減するための措置を講じるかを概説しており、EPA の PFAS 戦略的ロードマップの下でこれらの永久に有害な化学物質に対処するための当局の全体論的アプローチの一部である。

この措置は、PFAS を発生源で制限する EPA の取り組みにおける重要なステップである。これにより、廃水や雨水システムに入る PFAS のレベルが低下し、最終的には水泳、釣り、飲酒、その他の経路による PFAS への人々の曝露が低下する。

「EPA は、全国の州及び地域社会が PFAS の既知又は疑いのある排出に対処する権限を与えるというコミットメントを遂行しています」と、Water Radhika Fox の EPA アシスタント管理者は述べる。「今日の対策は、水質浄化法許可プログラムを使用して、PFAS 汚染源が水域に入る前に特定して削減することにより、コミュニティを保護するために既にいくつかの州で使用されている成功した革新的取組みに基づいています。」

覚書、国家汚染物質排出除去システム (NPDES) 許可における PFAS 排出に対処し、前処理プログラム及び監視プログラムを通じ、廃水及び雨水の NPDES 許可及び前処理プログラムの実施活動を、EPA の PFAS 戦略的ロードマップの目標に合わせる。メモは、州が NPDES プログラムで最新のサンプリング及び分析方法を使用し、既知の又は疑わしい PFAS の発生源を特定し、PFAS 排出源に技術ベースの制限を課すなど、前処理及び許可権限を使用し措置を講じることを推奨している。このメモは、EPA が PFAS 排出の発生源と量を監視することで、包括的情報を取得するのにも役立ち、PFAS に対処するための他の EPA の取り組みに情報を提供する。

いくつかの州では、州が管理する NPDES 許可プログラムを活用し、これらの永遠の化学物質が処理施設や地表水に入る前に PFAS の発生源を特定して削減することの利点を既に実証している。例えば、ミシガン州は、地方自治体の廃水処理施設と提携し、PFAS の上流の発生源を特定するのに役立つ監視アプローチを開発している。州は、その監視情報を活用して、電気めっき会社などの業界と協力し、PFAS 排出を大幅に削減できた。ノースカロライナ州は又、NPDES プログラムをうまく活用し、PFAS の既知の産業排出者向けに施設固有の技術ベースの排水制限を開発した。このメモは、これらのアプローチを複製し、メモに記載されている他の方法を使用して PFAS 排出を特定及び削減するよう州に促している。

このメモは、EPA 地域への 2022 年 4 月 EPA 地域へのメモに基づいており、対象を州に拡大し、バイオソリッド、許可制限、及び関連する州機関間の調整に関連する新しい推奨事項を含めている。このメモは、監視規定と分析方法、及び汚染防止と最良の管理慣行の使用に関し、いくつかの州でのこれらのツールの使用の成功に根ざした NPDES 許可書作成者と前処理コーディネーターへの推奨事項を提供する。これらの条項は、当局が排水ガイドラインの公布、複数の研究所で検証された分析方法の最終化、PFAS 化合物に対処する水質基準の公表にも取り組んでいるため、地表水の PFAS 汚染を削減するのに役立つ。

バックグラウンド

PFAS は、消費者製品及び工業プロセスで使用される化学物質の大きなグループである。1940 年代から使用されている PFAS は、熱、油、染み、油脂、水に耐性があり、環境での難分解性に寄与している。

米国の水域に廃水を排出する人は誰でも、NPDES 許可を取得する必要がある。この許可には、水と公衆衛生を保護するため、必要に応じ河川や環境に直接排出される廃水から汚染物質を確実に除去するための規定が含まれている。多くの産業は、河川や小川に直接排出するのではなく、PFAS を除去するように設計されていない地方自治体の廃水処理プラント (WWTP) に排出している。産業界が自治体の下水処理場へ送る PFAS の量を減らすことは、環境に放出される PFAS の量を制限する上で重要な部分である。

2021 年 10 月、EPA 長官 Michael S. Regan は、EPA の PFAS 戦略的ロードマップを発表した。これは、PFAS に対処し、PFAS 汚染の影響を受ける全ての人々に具体的な公衆衛生上の利益を提供するため機関全体のアプローチを示している。先月、EPA はロードマップの下で最初の年次進捗報告書を発表し、実施の最初の年に開始又は完了した成功した対策を強調し、翌年に達成する重要なマイルストーンに注目した。

WTO 通報「G/TBT/N/USA/1950 パーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質の報告要件と特別懸念化学物質の供給者通知の変更」2022年12月6日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/USA1950.pdf&Open=True>

内容の説明: 規則案 - 環境保護庁 (EPA) は、緊急時計画及びコミュニティの知る権利法 (EPCRA) 及び汚染防止法 (PPA) を、2020 会計年度の国防認可法 (NDAA) に従って、特別懸念化学物質 (特別懸念化学物質) の下限しきい値のリストに追加する。これらの PFAS には、既に 100 ポンドという低い報告しきい値がある。これらの PFAS を特別懸念化学物質のリストに追加することにより、そうした PFAS は他の特別懸念化学物質と同じ報告要件の対象となる (即ち、微量の免除の使用と様式 A 使用、及び PFAS の範囲レポートの使用制限のオプションが排除される)。これらの負担を軽減する報告オプションを利用できないようにすることで、これら PFAS の放出と廃棄物管理量をより完全に把握できるようになる。更に、EPA は、特別懸念化学物質のリストにある全ての化学物質について、サプライヤー通知要件の目的で、微量の免除の利用可能性を削除することを提案する。この変更により、そうした化学物質を含む混合物及び商品名製品の購入者は、購入した混合物及び製品にそうした化学物質が含まれていることを確実に知ることができる。

EPA 「EPA は、プラスチック、化学品製造に使用される PFAS の国家試験戦略の下、新たな試験命令を公表する」2023年1月4日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-issues-next-test-order-under-national-testing-strategy-pfas-used-plastics-chemical>

EPA 「EPA は新たな PFAS 分析ツールを公表する」2023年1月5日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-releases-new-pfas-analytic-tools>

EPA 「EPA は、PFAS の制限、栄養素の新しい研究を含む、廃水規制と研究の計画を発表」2023年1月20日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-plans-wastewater-regulations-and-studies-including-limits-pfas-new-study>

ワシントン - 本日、米国環境保護庁 (EPA) は、排水ガイドラインプログラム計画 15 (計画 15) を発表した。これは、科学と水質浄化法に従って技術ベースの開発、工業排水源からの廃水の排出に関する汚染限界と研究を行うことにより、同庁が国の水路を保護するためにどのように取り組むかを示している。

この計画は、栄養分とパーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS) の両方の排出量と性質の評価に焦点を当てている。計画 15 は、多面的な排水制限ガイドライン プログラムを通じて産業発生源からの PFAS 排出を制限するという、PFAS 戦略ロードマップにおける EPA のコミットメントを更に前進させる。

EPA は 50 年間に亘り、健全な地域社会に不可欠なわが国の水を保護するために水質浄化法を実施してきた。この排水ガイドライン プログラム計画は、PFAS や栄養素などの汚染物質が私たちの健康や環境に害を及ぼす前に、発生源で対処するための重要な次のステップを表している。「この行動により、EPA は、利用可能な最高のデータと処理技術を使用して有害な産業汚染物質を削減するという私たちのコミットメントを引き続き示している。

計画 15 は、埋立てからの浸出水の PFAS を削減するため、修正された排水制限ガイドラインと前処理基準 (ELG) が正当化されるという EPA の決定を発表する。当局は、予備排水ガイドラインプログラム計画 15 で議論された詳細な調査を終了した後、この決定を下した。

当局はまた、今日の行動の一環として、以下を含むいくつかの新しい研究及び拡張された研究を発表している：

- ・ 繊維メーカーからの PFAS 排出に関する進行中の研究の拡大。
- ・ 産業排出者から POTW までの PFAS 濃度を特徴付け、それらに対処するための前処理プログラムの実施を通知するための公有処理施設 (POTW) の影響に関する新しい研究、及び、
- ・ CAFO の ELG を改訂するための規則制定に着手するかどうかについて、十分な情報に基づいた合理的な決定を下すための集中動物飼養事業 (CAFO) に関する新しい研究。

WTO 通報「G/TBT/N/USA/1960 TSCA インベントリで不活性と指定されたパーフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル化学物質。重要新規利用規則」2023 年 1 月 27 日
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN23/USA1960.pdf&Open=True>

内容の説明: 規則案 - 有害物質規制法 (TSCA) に基づき、EPA は、製造されていない (輸

入を含む)又は長年に亘って処理され、その結果、TSCA 化学物質目録で不活性であると指定されているパーフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル化学物質を重要新規利用規則 (SNUR) に提案している。PFAS は、耐水性や耐汚染性などの有用な特性のため、1940年代から産業用及び消費者用製品で使用されてきた化学物質のグループである。多くのPFASは非常に緩慢に分解され、時間の経過とともに人、動物、及び環境に蓄積する可能性がある。特定のレベルで特定PFASに晒されると、人の健康や他の生物に悪影響を与える可能性がある。SNURの対象者は、重要新規利用への化学物質の製造(輸入を含む)又は処理を開始する少なくとも90日前にEPAに通知する必要がある。EPAが通知を受け取ると、EPAは通知を確認して肯定的な決定を下し、重要新規利用のための製造(輸入を含む)又は処理を開始する前に、そのような決定によって必要とされる措置を講じなければならない。EPAは、そうしたレビューが、使用が健康や環境に不当なリスクをもたらす可能性があるかどうかを評価し、このSNURの対象となるPFASの将来安全でない環境への放出を防止できることを保証する。

EPA「バイデン・ハリス政権は、飲料水中のPFASから地域社会を保護するための史上初の国家基準を提案する」2023年3月14日

<https://www.epa.gov/newsreleases/biden-harris-administration-proposes-first-ever-national-standard-protect-communities>

ワシントン-本日、バイデン・ハリス政権は、PFAS汚染と闘うバイデン大統領の計画とリーガン長官のPFAS戦略ロードマップの下での最新の行動で、6つのパーフルオロアルキル物質とポリフルオロアルキル物質(PFAS)の史上初の国家飲料水基準を提案していると発表した。この行動を通じて、米国環境保護庁(EPA)はPFAS汚染から公衆衛生を保護するための大きな一歩を踏み出し、最新の科学を活用し、州で水を飲んで発生することが知られている6つのPFASの法的強制力のあるレベルを確立することを提案することで、PFASを制限する州の取り組みを補完する。

この提案は、2つのPFASをCERCLAの有害物質として指定するというEPAの提案を含む、PFASと闘うための他の重要なマイルストーンに基づいている。EPAのNational PFAS Testing Strategyに基づくPFASに関するデータの強化、および公共の飲料水システムにおける29のPFASの全国的なサンプリングを通じて、EPAの水質浄化法の許可及び規制プログラムを使用し、産業による環境中のPFAS汚染を低減する。超党派インフラ法(BIL)の下で新たな汚染物質に対処するため100億ドルの資金配分を開始する。

「この国中のコミュニティは、常に存在するPFAS汚染の脅威にあまりにも長い間苦しん

できました。そのため、バイデン大統領はこれらの有害な化学物質に積極的に立ち向かうために政府全体のアプローチを開始し、EPA は前進する道をリードしています」と EPA 長官 Michael S. Regan は述べる。「飲料水中の PFAS の国家基準を確立するという EPA の提案は、入手可能な最良の科学に基づいており、地域社会を最善に保護する決定を下すために必要なガイダンスを州に提供するのに役立ちます。この行動は、何万もの PFAS 関連の病気を予防する可能性があり、これらの危険な汚染物質からすべてのコミュニティを保護するための大きな一歩を示しています。」

この提案が最終化されれば、PFOA と PFOS を個別の汚染物質として規制し、他の 4 つの PFAS (PFNA、PFHxS、PFBS、及び GenX 化学物質) を混合物として規制することになる。

PFOA と PFOS: EPA は、PFOA と PFOS を 4ppt で確実に測定できるレベルに規制することを提案する。

PFNA、PFHxS、PFBS、及び GenX 化学物質: EPA は、PFNA、PFHxS、PFBS、及び又は GenX 化学物質の 1 つ又は複数を含む混合物を制限する規制も提案する。これらの PFAS について、水システムは、提案された規則で定義された危険指数計算と呼ばれる確立されたアプローチを使用し、これらの PFAS の合計レベルが潜在的リスクをもたらすかどうかを判断する。

規制案が最終決定された場合、これらの化学物質を監視する公共の水システムが必要になる。また、レベルが提案された規制基準を超えた場合、公衆に通知し、PFAS 汚染を減らすシステムも必要になる。EPA は、この規則が完全に実施されれば、時間の経過とともに、何千人もの死亡を防ぎ、PFAS に起因する何万もの深刻な病気を減らすことができると予想している。この行動は、環境正義コミュニティを含むすべての人々を PFAS 汚染から全国的に保護することを確立する。

ニューハンプシャー州のジーン・シャヒーン上院議員は「ニューハンプシャー州の家庭にとって水が安全であり、両親が安心して水道の蛇口をひねれるようにするために、この大胆な一歩を踏み出したリーガン長官とバイデン大統領に拍手を送ります」と述べた。「これは私にとって長い間最大の関心事であり、超党派のインフラ法案の水条項の主任交渉者として、PFAS への暴露と戦うために歴史的なレベルの資金 - 100 億ドル - を含めるために戦った理由です。これらの資金は、地方自治体がこれらの新しい規制に準拠するために必要なリソースを提供する上で非常に重要です。これにより、コミュニティのためにきれいな水を優先することができます。このプロセスが前進し、規則が最終決定されることを見越して、

私はバイデン政権が迅速に行動し、公共水道事業者がこれらの新しい強制可能な飲料水レベルを満たすために作業を開始するのを支援するため、インフラ法案からタイムリーな資金配分を確保するよう強く求めます。」

超党派議会 PFAS タスクフォースの共同議長であるブライアン・フィッツパトリック下院議員は、次のように述べる。「今日の発表は、私たちの水が PFAS の「永遠の化学物質」に汚染されるのを防ぐために取り組んでいるため、正しい方向への一歩であり、高水準の水質を強制するために行政と協力し続けることを楽しみにしています。」

「何十年もの遅れの後、バイデン大統領の EPA は PFOA と PFOS の飲料水基準を発表しました。これは最終的には、国内で最も厳しいものになるでしょう」と、活動家で俳優のマーク・ラファロは述べた。「バイデン EPA は、他の 4 つの PFAS を混合物として規制することを提案することで、私たちのコミュニティを汚染者よりも先に進めています。バイデン大統領と彼のチームは、PFAS を優先事項にすることを約束し、彼はそれを実行しました。バイデン政権ほど、これらの有毒な永久化学物質によって齎される差し迫った脅威に対処するため、これ以上のことを行った政権はありません。汚染者への私のメッセージはシンプルです。あなたの労働者と隣人を何十年も被毒させた後、あなたの利益ではなく、私たちの公衆衛生を私たちの最優先事項にする時が来ました。PFAS 汚染によって荒廃した地域社会への私のメッセージも同様にシンプルです。」

クリーン・ケープ・フィアの共同創設者であるエミリー・ドノバンは、次のように述べている。「複数の政権ができなかったことを行う勇氣を持っているバイデン EPA に拍手を送ります。今日、祈りは答えられました。」

本日の行動は、PFAS 汚染と闘い、飲料水を保護するというバイデン・ハリス政権のコミットメントにとって重要なマイルストーンを表している。バイデン大統領は、超党派インフラ法からの 100 億ドルを含む、PFAS のような新たな汚染物質に対処するための歴史的な資金を確保した。2023 年 2 月、EPA は、バイデン大統領の超党派インフラ法から 20 億ドルの利用可能性を発表し、全国の飲料水に含まれる PFAS を含む新たな汚染物質に対処した。これらの資金は、地域経済を支援しつつ、小規模で農村部の不利な立場に置かれたコミュニティで安全できれいな水へのアクセスを促進する。

EPA は、公衆、水システムの管理者、公衆衛生の専門家を含む全ての利害関係者からの提案に対する意見を求めている。コメントは、www.regulations.gov のドケット ID 番号 EPA-HQ-OW-2022-0114 で識別される公開ドケットを通じて提出できる。

この提案の詳細については、EPA のパー及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS) の Web ページをご覧ください。

バックグラウンド

PFAS は、人々が長期間に亘って晒されると、がんなどの深刻な健康問題を引き起こす可能性がある製造化学物質のカテゴリである。2021 年 10 月、EPA 長官 Michael S. Regan が EPA の PFAS 戦略的ロードマップを発表して以来、EPA は科学を進歩させ、法律に従って公衆衛生を保護し、環境を保護し、汚染者に説明責任を負わせることにより、機関全体のアプローチを実施し続けてきた。PFAS ロードマップに記載されているアクションはそれぞれ、コミュニティを PFAS 汚染から保護するための重要かつ意味のある手順を表している。これらのアクションは累積的に相互に構築され、より永続的で保護的なソリューションにつながる。2022 年 11 月 EPA は「EPA の PFAS 戦略ロードマップの下での進歩の年」を発表しました。これは、PFAS ロードマップの実装の最初の年に、EPA が取った主要な行動を強調している。

EPA は、連邦、州、準州、部族政府及び飲料水システムと協力して、飲料水中の PFAS に対処し、人の健康リスクを軽減するための解決策を実施している。また EPA は、アメリカ人の PFAS への曝露を減らすため、次のような幅広い行動を取ることに取り組んでいる。

今年から、数十の PFAS について全国の数千の飲料水システムを監視する；
2つの PFAS を「有害物質」として指定し、汚染者に責任を負わせるための提案について最終的な行動を取る；
浄水法の基準を強化することにより、PFAS の水路への排出を制限する；
PFAS に関する知識を増やし、より迅速かつ戦略的に行動できるようにし、従来の PFAS が生産に再び参入するのを制限する化学データと安全規則を完成させる；及び、
全国的な PFAS 飲料水基準に関する最終的な行動に向けて、本日提案された規則に対し提出されたパブリック コメントを検討する。

EPA 「EPA は PFAS の戦略的ロードマップを前進させるための重要な一歩を踏み出し、CERCLA の下で将来の規制の可能性を知らせるため、一般から意見とデータを求める」

2023 年 4 月 13 日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-takes-important-step-advance-pfas-strategic-roadmap-requests-public-input-and-data>

ワシントン - 本日、米国環境保護庁(EPA)は、「スーパーファンド」としても知られる包括的環境対応、補償及び責任法 (CERCLA) の下、パーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質(PFAS)への潜在的な将来の有害物質指定に関し、一般から情報提供を求めるルール作成案の事前通知 (ANPRM) を公表する。

「本日の発表は、透明性への EPA のコミットメントと、PFAS 汚染に取組み、これらの永遠の化学物質へのばく露から人を保護するために利用可能な最良の科学の使用を強調するものです」と、EPA の土地及び緊急事態管理局のアシスタント管理者代理 Barry N. Breen は述べる。「これは、当局の PFAS 戦略的ロードマップの下での重要な取組みであり、公共、州及び地方政府、部族、産業、企業、環境グループ、及び大学を含む、大きく多様な利害関係者グループに意見を提供する機会を提供し、EPA が PFAS に関する最新の科学と情報を収集するのを支援します。」

このコメントと情報の要求は、2022 年 9 月に提案された EPA の 2 つの PFAS (パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びパーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS))、及びそれらの塩と構造異性体を CERCLA の有害物質として指定する規則案に従っている。EPA は現在、この規則案に対して寄せられたコメントを検討している。

この ANPRM を通じ、EPA は、特定の PFAS を形成するために生分解、光分解、加水分解などのプロセスによって環境中で分解する HFPO-DA、時には GenX と呼ばれる化合物を含む、追加の PFAS を指定することを提案するかどうかについて意見を求める。EPA はまた、一部の PFAS 化合物をグループ又はカテゴリとして指定できるかどうか、又は指定する必要があるかどうかについての情報も求める。

PFAS は人体に蓄積し、長期間持続する可能性があり、実験動物及びヒトの疫学研究からの証拠は、これらの化合物への暴露が癌、生殖、発達、心血管、肝臓、及び免疫学的影響につながる可能性があることを示している。PFAS 汚染の多くの既知及び潜在的発生源は、既に汚染で過負荷になっているコミュニティの近くにある。

連邦官報通知は、連邦官報のドケット EPA-HQ-OLEM-2022-0922 に掲載されており、www.regulations.gov で閲覧できる。ANPRM は、2023 年 6 月 12 日まで 60 日間のコメント期間が設けられる。

EPA は、この ANPRM に応じて受け取った全てのコメントと情報を慎重に検討する予定である。

政府機関は、コメントを求めより多くの情報を入手するため、官報で ANPRM を公開することができる。EPA が追加の PFAS 化合物を CERCLA の下で有害物質として指定することを決定した場合、EPA は提案された規則を公開し、一般からコメントを求める。

EPA は、この ANPRM を通じて既存の規制を再開したり、修正することを提案していない。

ロードマップの下で、EPA は、PFAS 危機に対する解決策を開発し、公衆衛生を保護するため、そのプログラム全体及びバイデン・ハリス政権全体の連邦パートナーと協力している。

WTO 通報「G/TBT/N/UDSA/2005 有害物質管理法 (TSCA) に基づく新規化学物質管理の更新」2023 年 5 月 31 日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN23/USA2005.pdf&Open=True>

内容の説明：ルール案 - 米国環境保護庁 (EPA) は、有毒物質規制法 (TSCA) に基づく新規化学物質の手続き規制の改正を提案する。これらの改正は、2016 年 6 月 22 日制定されたフランク R. ローテンバーグの 21 世紀化学物質安全法に含まれる TSCA の新規化学物質審査規定と規制文の改正を整合させ、EPA の審査プロセスの効率を改善し、既存の政策と新規化学物質プログラムの実施経験に基づく規制を意図している。この提案には、新規化学物質の通知で最初に提出された情報を改善することにより、リスク評価の全部又は一部をやり直す必要性を減らす改正が含まれており、これは新規化学物質の通知の審査期間の短縮にも役立つはずである。EPA は又、低容量免除 (LVE) 及び低放出及びばく露免除 (LoREX) に関する規制に対するいくつかの改正を提案する。これには、ペルフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS) の製造開始前に免除通知の EPA 承認を要求することが含まれる。EPA の 1999 年の PBT 政策と整合させ、これらの免除の対象に適格でない特定の難分解性、生物蓄積性、有毒 (PBT) 化学物質が、これらの免除の対象外であることを条件とする。

官報「環境中の PFAS への対処 ; コメント募集期間の延長」Vol.88, No.111, 37841-37842, 2023 年 6 月 9 日

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-06-09/pdf/FR-2023-06-09.pdf>

EPA 「EPA は 9 つの PFAS に対し、放出その他廃棄物管理の報告を義務付ける最終規則を

発行」 2023 年 6 月 22 日

<https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-issues-final-rule-require-reporting-releases-and-other-waste-management#:~:text=As%20previously%20announced%2C%20for%20TRI,of%20Federal%20Regulations%20for%20TRI.>

本日、2023 年 1 月発表のフォローアップとして、米国環境保護庁(EPA)は、報告義務の対象となる 9 つの追加の PFAS を特定するため、有害物質放出目録 (TRI) 化学物質リストを更新する最終規則を発行する。これらの PFAS の追加は、これらの永久化学物質の影響に対処するというバイデン・ハリス政権の取り組みを支援し、PFAS による人の健康と環境リスクに立ち向かう EPA の PFAS 戦略的ロードマップを前進させる。

2020 会計年度の国防権限法 (NDAA) は、毎年 TRI に PFAS を追加する枠組みを提供する。以前発表されたように、2023 年度の TRI 報告 (2024 年 7 月 1 日までに報告フォームが提出される) では、9 つの追加の PFAS について報告が必要である。現在、合計 189 の PFAS が TRI 報告要件の対象となる。本日の最終規則では、これらの要件が TRI の連邦規則集に正式に組み込まれる。

TRI データは、一定量を超える TRI リストに掲載された化学物質を製造、加工、又は使用する連邦施設を含む特定の産業部門の施設から EPA に毎年報告される。データには、環境に放出されたか廃棄物として管理された化学物質の量が含まれる。収集されたデータは、企業、政府機関、非政府組織、一般大衆による情報に基づいた意思決定をサポートするのに役立つ。収集されたデータは、リストされた物質をより深く理解するため EPA の取り組みを知らせるのにも役立つ。

ビジネス機密情報として主張されない 4 つの PFAS を追加

2020 NDAA に基づき、化学物質の名称が開示からの保護の要求の対象となる場合、EPA は PFAS を TRI リストに追加する前に、機密ビジネス情報 (CBI) の要求を審査する必要がある。EPA は以前、NDAA の制定時に特定の PFAS を含めるという NDAA の規定に基づいて、TRI リストに追加する 4 つの PFAS を特定した。しかし、CBI がその身元に関する主張を行ったため、これらの PFAS は当時 TRI リストに追加されなかった。これらの PFAS の名称は、化学データ報告規則に基づく事前報告時に少なくとも 1 社の製造業者が機密であると主張しなかったため、2022 年 2 月の TSCA インベントリの更新でその後、機密解除された。これらの化学物質は機密ではなくなったため、NDAA に従って、以下の 4 つの化学物質が TRI リストに追加された：

Alcohols, C8-16, γ - ω -perfluoro, reaction products with 1,6-diisocyanatohexane, glycidol and stearyl alc. (2728655-42-1)

Acetamide, N-[3-(dimethylamino)propyl]-, 2-[(γ - ω -perfluoro-C4-20-alkyl)thio] derivs. (2738952-61-7)

Acetic acid, 2-[(γ - ω -perfluoro-C4-20-alkyl)thio] derivs., 2-hydroxypropyl esters (2744262-09-5)

Acetamide, N-(2-aminoethyl)-, 2-[(γ - ω -perfluoro-C4-20-alkyl)thio] derivs., polymers with N1,N1-dimethyl-1,3-propanediamine, epichlorohydrin and ethylenediamine, oxidized (2742694-36-4)

最終毒性値を含む 5 つの PFAS を追加

2020 年 NDAA には、当局による毒性値の最終決定時に PFAS を TRI リストに自動的に追加する条項が含まれる。2022 年 12 月、EPA はペルフルオロブタン酸(PFBA)、その陰イオン、及びその関連塩の毒性値を最終決定した。NDAA に従って、次の 5 つの化学物質が TRI に追加された：

PFBA (375-22-4)

Perfluorobutanoate (45048-62-2)

Ammonium perfluorobutanoate (10495-86-0)

Potassium perfluorobutanoate (2966-54-3)

Sodium perfluorobutanoate (2218-54-4)

これらの PFAS の報告フォームは、2023 暦年のデータに関して 2024 年 7 月 1 日までに EPA に提出される予定である。

EPA の PFAS 戦略的ロードマップの一環として、EPA は 2022 年 12 月に、化学物質が低濃度又は極微量の濃度で使用されている場合、施設が PFAS に関する情報の報告を回避できる例外規定を廃止することで、TRI への PFAS 報告を強化する規則も提案した。PFAS は多くの製品で、低濃度で使用されているため、この規則により、TRI リストに登録された PFAS を製造又は使用する対象産業部門及び連邦施設は、PFAS の放出及びこれらの化学物質の廃棄物管理量などの開示を避けるため、最小限度の免除に頼ることができなくなる。。

WTO 通報「G/TBT/N/USA/2011 2023 年報告年から、特定のパーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS) を有害物質放出目録に法的に追加することを施行」
2023 年 6 月 26 日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN23/USA2011.pdf&Open=True>

内容の説明：最終規則 - 環境保護庁(EPA)は、緊急計画及び地域住民の知る権利に関する法律(EPCRA)及び公害防止法 (PPA) に基づく有毒化学物質放出報告の対象となる化学物質のリストを更新する。具体的には、この措置は、2019 年 12 月 20 日制定された 2020 会計年度の国防権限法(2020 年度 NDAA)に従って報告する必要がある 9 つのパー及びポリフルオロアルキル物質(PFAS)を特定するため規則を更新する。この対応は議会の立法権限に対する規制、通知及びコメントなので、規則作成は不要である。

EPA 「新たな PFAS 及び PFAS の新たな用途に対処する枠組み」 2023 年 6 月 29 日

<https://www.epa.gov/reviewing-new-chemicals-under-toxic-substances-control-act-tsca/framework-addressing-new-pfas-and>

新たな PFAS 及び PFAS の新しい用途に対処する EPA の枠組みでは、商業参入が許可された場合、それらが人の健康と環境に害を及ぼさないことを保証するため、新たな PFAS 及び既存の PFAS の新たな用途を検討する際の EPA の計画されたアプローチの概要が示されている。この枠組みは、これらの永遠の化学物質の影響に対処するというバイデン・ハリス政権の取組みを支持し、PFAS による人の健康と環境リスクに対処するための EPA の PFAS 戦略的ロードマップを前進させるものである。

新たな PFAS は、それらが齎す可能性のあるリスクを定量化し、その結果としてそれらを規制する方法について効果的決定を下すための情報が不十分なことが多いため、EPA が評価する際の課題となっている。多くの PFAS は、環境や人々の中に残留し、生物濃縮(即ち蓄積)することが知られており、化学物質を直接製造、加工、流通、使用、廃棄する人々だけでなく、一般の人々にも潜在的リスクを齎す。これらの化学物質は時間の経過とともに放出され、環境中に蓄積される可能性があるためである。この枠組みは、難分解性、生物蓄積性、毒性 (PBT) 化学物質である可能性が高い PFAS を定性的に評価するため使用される。

この枠組みに基づき、EPA は、半導体やその他の電子部品を製造するための閉鎖システムで使用される PFAS など、一部の PBT PFAS は、労働者、一般人、消費者へのばく露を齎さず、環境への放出をないと予想している。こうした無視できる程度のばく露と環境放出の

シナリオでは、EPA がそうした PBT PFAS が適切に処分でき、物質に関する物理化学的特性データの情報など、消費者ばく露が予想されないことを保証できれば、EPA は通常、その PFAS 又は PFAS の新たな用途が基本的な製品の入手後に商業入りすることを許可すると予想する。この初期データが懸念を引き起こす場合、EPA は先に進む前に追加のテストとリスク軽減を必要とする。

放出及び環境暴露の可能性は低いものの、無視できる以上に大きいと予想される PBT PFAS について、EPA は一般に、製造開始を許可する前に、毒物動態データなどの物理化学的特性に加えて試験データを要求すると予想している。最初の検査結果に懸念がある場合、EPA は先に進む前に追加の検査とリスク軽減を要求する。

ばく露と環境放出に繋がることが予想され、試験の進行中に限定的かつ制限された製造を必要とする物質に対する重大な又は軍事的必要性が存在しない PBT PFAS については、EPA は一般に、その物質が広範囲に及ぶ商業入りを許可されないと予想している。それまで物理的/化学的特性、毒性、運命に関する試験が行われる。例えば、スプレーで塗布される汚染防止に PFAS を使用すると、本質的に環境への放出が伴う。試験結果が懸念を引き起こす場合、EPA は作業を進める前に追加の試験とリスク軽減を要求するか、その物質の製造を全面禁止する可能性がある。

環境への放出や潜在的な労働者や消費者へのばく露をもたらす使用と、そうでない使用を区別し、多くの PFAS に対して事前のテストを義務付けることにより、枠組みの適用は、新しい PFAS が人の健康及び環境に害を及ぼさないことを保証するのに役立つ。同時に、ばく露と放出を軽減できる場合、特定の PFAS を使用することも可能になる。これは半導体などの重要な分野にとって重要である。これらの政策変更は、EPA PFAS 戦略的ロードマップに沿ったものであり、安全でない新しい PFAS が環境に侵入するのを防ぐのに役立つ。

EPA がこの枠組みに基づいて新規 PBT PFAS の物理的/化学的特性に関して取得するデータ、及び潜在的なばく露又は放出する PFAS のより広範な毒性及び行き着き先のデータも、国家 PFAS 検査戦略に基づく EPA の取組みをサポートし、PFAS に対する EPA の理解をより幅広く促進することになるだろう。

この枠組みは、現在 EPA 審査中の新しい PFAS 又は新規用途通知、及び EPA が将来受け取る全ての通知に適用される。この夏の終わりに、EPA は枠組みに関する公開ウェビナーを提供する予定である。日時、参加登録情報などは近日中にお知らせする。

米国プラスチック汚染削減国家計画

EPA 「バイデン・ハリス政権は先頃プラスチック汚染削減国家計画をアナウンス」 2023 年 4 月 21 日

<https://www.epa.gov/newsreleases/biden-harris-administration-announces-latest-steps-reduce-plastic-pollution-nationwide>

EPA は、バイデン・ハリス政権が地球週間を記念し、生産から廃棄まで、プラスチックの影響を受ける地域社会への有害影響に対処する戦略案を発表する。

本日、米国環境保護庁(EPA)は、「プラスチック汚染防止国家戦略」の草案を一般協議のため公開した。EPA の戦略案には、2040 年までに陸上の発生源から環境へのプラスチックやその他の廃棄物の放出をなくすという野心的な行動が含まれている。

「プラスチック汚染は私たちの環境と公衆衛生に悪影響を及ぼし、十分なサービスを受けられず過負荷になっているコミュニティが最も大きな打撃を受けています」と、EPA 管理者マイケル S. リーガンは述べている。「これらの課題に取り組む、未来への道を開く取り組みの世界的リーダーとして、私たちはあらゆる角度からプラスチック汚染と闘い、プラスチックのライフサイクルのあらゆる段階でそれを防止しなければなりません。EPA の国家戦略草案についてコメントする際、EPA は人々と地球を保護するためこの作業を継続し、最も脆弱なコミュニティに利益が確実に届くようにします。」

EPA の国家戦略草案の発表は、EPA とバイデン・ハリス政権が地球週間を祝っているときに行われ、プラスチック汚染と循環経済に関する新しいホワイトハウス省庁間政策委員会(IPC)とともに発表された。IPC は、プラスチック汚染に対する連邦政府の取り組みを調整し、公衆衛生、経済発展、環境正義、及び公平性を優先して、プラスチック汚染に対処することの利点(雇用、有害な化学物質への曝露の最小化、クリーンなコミュニティなど)が全ての人に提供されるようにする。

過去 20 年間で、世界のプラスチックとプラスチック廃棄物の年間生産量は 2 倍以上になった。その結果、コミュニティは、プラスチックや関連する化学物質の製造と輸送による汚染だけでなく、何百万トンものプラスチック製品が最終的に廃棄物の流れとなり、公園、近隣、水路、海に「漏れる」ことによる汚染に直面している。買い物袋やテイクアウト用の食品容器から、飲料用ボトル、食品包装紙、ボトル キャップなど、様々な製品が環境の中にある。

業界のリーダーやその他の利害関係者と緊密に協力し、EPA は戦略の 3 つの重要な目標を

特定した：

- ・目標 A：プラスチック生産時の汚染を減らす。
- ・目的 B：使用後の材料管理を改善する。
- ・目標 C：ごみやマイクロ・ナノプラスチックの水路への侵入を防ぎ、流出したごみを環境から取り除く。

「プラスチック汚染防止国家戦略」案は、EPA の「国家リサイクル戦略」とともに、プラスチック汚染を防止し、プラスチックやその他の廃棄物を土地から削減、再利用、リサイクル、回収するため、EPA が米国の組織と協力してベースのソースに取り組む方法を特定している。これらの行動は、プラスチックの管理に対する循環型アプローチをサポートする。これは、設計によって再生可能であり、資源が可能な限り長く最高の価値を維持できるようにし、廃棄物の排除を目指すものである。

ドラフト戦略のアクションの例には、次がある：

- ・プラスチック製品の設計を改善し、再利用と詰め替えの機会を増やす。
- ・固形廃棄物の収集を増やし、固形廃棄物管理がコミュニティに悪影響を及ぼさないようにする。
- ・使い捨て、リサイクル不可、頻繁にポイ捨てされるプラスチック製品の生産を減らし、プラスチック生産施設からの汚染を減らす。
- ・水路のプラスチックやその他のごみを減らす方法について、一般の人々の意識を高める。

EPA は、「プラスチック汚染を防止する国家戦略」草案に関するパブリック コメントを募集している。EPA は、一般及び他の組織がフィードバックを提供できるように、レポート草案に特定の質問を含めた。EPA は、年末までにこの戦略を最終決定する予定である。

更に EPA は、連邦取引委員会が環境マーケティングの主張を使用するための「グリーンガイド」を更新する可能性にコメントを求めていることについて、パブリックコメントを掲載している。マーケティングの主張には、とりわけ、リサイクル可能、堆肥化可能、再生可能エネルギー、及び一般的な環境利益の主張が含まれる。EPA は、プラスチック製品や包装をリサイクル可能として販売するため、より高い基準を要求するなど、環境マーケティングの主張の要件を強化し、グリーンウォッシングと戦うことを支持している。

バックグラウンド

プラスチック汚染と海洋ごみに対する地方、国、及び世界的懸念の高まりに対応して、議会は超党派の Save Our Seas 2.0 Act を可決した。タイトル 3「セクション 301 海洋ごみを防

止するための国内インフラの改善、消費後の材料管理と水管理を改善する戦略」は、消費後の材料管理とインフラストラクチャを改善してプラスチック廃棄物や水路や海の物質その他の消費後の廃棄物を削減する戦略の開発を EPA に課している。議会は又、EPA に対し、「この戦略を州に配布し、消費後の材料管理に関与する営利目的の民間団体やその他の非政府団体による使用を含め、一般に利用できるようにする」よう要請した。「国家リサイクル戦略」とともに、「プラスチック汚染防止国家戦略」がこの使命を果たす。

これは、プラスチックやその他の廃棄物が環境に入るのを削減、再利用、収集、及び防止するため、米国の全ての組織が実施できる戦略目標と自発的な行動を特定する国内戦略である。この行動は EPA の権限や管轄に限定されるものではなく、EPA が非政府組織、政府、部族などの団体と協力してプラスチック汚染に対処できる行動である。この戦略は、使用済みの材料、特に都市の固形廃棄物の流れを通り抜けると予想されるが、使い捨てプラスチックなど、漏れたり散らかったりするアイテムを対象としている。更に、この戦略は、プラスチック製品の生産、製造、及び輸送に関連する有害な影響が、これらのプロセスに関連する大気及び水質汚染からコミュニティに与えることを認識している。各目標の下で提案された行動は、地域社会、公園、水路、海洋におけるプラスチックやその他の汚染の量を削減する機会を全ての人にもたらす。

「プラスチック汚染を防止するための国家戦略草案」 2023 年 5 月 3 日

<https://www.epa.gov/circulareconomy/draft-national-strategy-prevent-plastic-pollution>

戦略草案の概要

「プラスチック汚染を防止するための国家戦略草案」は、EPA の国家リサイクル戦略を基礎としており、プラスチック廃棄物の削減、再利用、収集、回収に重点を置いている。

プラスチック材料を削減及び回収し、経済、社会、環境への影響を改善するには、新しく革新的なアプローチが必要である。EPA は組織からの意見をもとに、戦略の 3 つの重要な目標を特定した。

目標 A: プラスチック製造時の汚染を削減する。

目標 B: 使用後の材料管理を改善する。

目標 C: ゴミやマイクロ/ナノプラスチックが水路に流入するのを防ぎ、逃げたゴミを環境から除去する。

米国におけるプラスチック管理の循環型アプローチへの移行には、以下に関する行動が含

まれる：

- ・プログラムや政策の有効性を理解し、陸上発生源からのプラスチックの削減、再利用、収集、回収を通じてプラスチック汚染を防止する。
- ・米国における製品の再利用及び詰め替え能力を向上させる。
- ・データの可用性を高め、ライフサイクル評価を実施して、プラスチックに起因する環境、経済、社会、健康への影響を理解する。
- ・消費者への働きかけと、プラスチックやその他の廃棄物の適切な管理に対する理解に取り組み、改善する。
- ・廃水/雨水の管理と回収システムを改善する。

戦略草案 (pdf)(8.4 MB) をぜひ一読されたい。

エグゼクティブサマリー (pdf) (554 KB) にアクセスされたい。

EPA は草案に対するフィードバックを求める

EPA はこの草案に対するフィードバックを得るために 45 日間のパブリックコメント期間を設ける。コメントの期限は 2023 年 6 月 16 日まで。提供されるオンライン手順に従って、Docket ID No. EPA-HQ-OLEM-2023-0228 で識別されるコメントを、Regulations.gov に送信されたい。このパブリックコメントの要請への回答は任意である。

EPA は一般の人々に対し、戦略草案を検討しコメントする際、その草案に含まれるいくつかの重要な質問を検討するよう求めている：

- ・どの行動が最も重要であり、地方、地域、国家、世界レベルで最も大きなプラスの影響を与えるか？ つぎを考慮して：
 - ・人の健康と環境の質を最もよく保護できるのはどの行動か？
 - ・環境正義と気候変動に取り組むため最も重要なのはどの行動か？
 - ・戦略草案の行動をうまく実行するため必要な重要なステップとマイルストーンは何か？
- ・連邦政府機関が主導すべき最も重要な役割及び/又は行動は何か？
- ・あなたの組織は行動を主導する、或いは他の人と協力して行動を実行する意欲はあるか？
- ・あなたの組織では、行動を主導するかどうかを決定する際に、どのような要素を考慮するか？
 - ・生産や管理方法の変更など、過剰な負荷がかかっている又は脆弱であると考えられる地

域社会に影響を与える可能性がある、提案された行動の潜在的な予期せぬ結果は何か?

・水路や海洋におけるプラスチックやその他の廃棄物の削減の進捗状況を測定するため、EPA はどのような重要な指標や指標を使用する必要があるか?

・「リサイクル活動」とみなされるため、プロセスはどのような基準を満たす必要があるか (例:「これらのプロセスが従来のメカニカルリサイクルと比較してライフサイクルの環境への影響を軽減する場合、プラスチックからプラスチックへの生産物は「リサイクル」である) ?

・戦略に含めるべき他のアクションはあるか?

・EPA は戦略の範囲を海洋由来の発生源も含めるように拡大すべきか?

・この戦略では、特定の種類のプラスチック製品を削減または再利用の対象にする必要があるか?

・戦略草案で提案されているこれらの行動又はその他の行動に関し、EPA に対する追加情報や推奨事項はあるか?

「プラスチック汚染防止のための国家戦略草案」2023年4月24日

<https://www.regulations.gov/document/EPA-HQ-OLEM-2023-0228-0001>

まとめ

環境保護庁(EPA) は、Save Our Seas 2.0 法第 301 条の議会の指示に従い、水路や海洋のプラスチック廃棄物やその他の使用済み物質を削減するため、プラスチック汚染を防止するための国家戦略草案を策定した。この通知は、プラスチック汚染を防止し、陸上からプラスチックやその他の廃棄物を削減、再利用、収集、回収するため、EPA が利害関係者と協力できる行動を特定する戦略草案について情報を共有し、フィードバックを提供する機会を国民に提供する。EPA は、使用済み資材の管理とインフラストラクチャに携わる幅広い利害関係者、業界; 研究者、学界、非営利団体、コミュニティグループ及び国際機関からのパブリックコメントを求めている。受理したパブリックコメントは、戦略を完成させて実行するため当局の取り組みを知らせ、行動を実行するために利害関係者と更に協力する予定である。

日付

コメントは 2023 年 6 月 16 日までに受理する必要がある。

住所

Docket ID No. EPA-HQ-OLEM-2023-0228 を参照して、コメントを送信されたい。この通知に応じて提出されたコメントは、次の方法で提出できる。

・ 連邦電子ルール作成ポータル: <http://www.regulations.gov> にアクセスする。コメントを送信するには、オンラインの指示に従われたい。

コメントを送信した後は、編集したり、[Regulations.gov](https://www.regulations.gov) から削除はできない。EPA は受理したコメントを公開文書に掲載する可能性がある。事業上の機密情報 (CBI) とみなされる情報、又は法律によって開示が制限されるその他の情報を電子的に送信しないこと。マルチメディア (オーディオ、ビデオなど) の提出には、書面によるコメントを添付する必要がある。追加の提出方法、完全な EPA パブリック コメント ポリシー、CBI 又はマルチメディア提出に関する情報、効果的なコメントを作成するための一般的ガイダンスについては、<https://www.epa.gov/dockets/commenting-epa-dockets> を参照されたい。

指示: 受理した全ての提出物には、この通知のドケット ID 番号 OLEM-2023-0228 が含まれる必要がある。受理したコメントは、提供された個人情報を含め、変更せずに <https://www.regulations.gov/> に投稿される場合がある。コメントの送信に関する詳細な手順および情報要求プロセスに関する追加情報については、この文書の補足情報セクションの「一般参加」の見出しを参照されたい。

詳細については、問い合わせられたい

この文書に関する質問については、つぎに連絡されたい : Tameka Taylor, telephone number 202-564-1510, Resource Conservation and Sustainability Division, Office of Resource Conservation and Recovery, Office of Land and Emergency Management, Mail Code 5306T, Environmental Protection Agency, 1200 Pennsylvania Avenue NW, Washington, DC 20004; Email: CircularPlastics@epa.gov。この戦略及び全ての人のための循環経済の構築に関する EPA シリーズの一環として開発されたその他の戦略の詳細については、<https://www.epa.gov/circular-economy> をご覧ください。

補足情報

I. 一般の参加

このパブリックコメントの要請への回答は任意である。コメントは、Docket ID No. EPA-HQ-OLEM-2023-0228 で特定され、<https://www.regulations.gov/> (当局の推奨方法)、又「アドレス」セクションに記載されている他の方法で送信されたい。コメントを送信すると、編集したり、ドケットから削除はできない。EPA は受理したコメントを公開文書に公開することができる。このパブリックコメントの要請に対する回答は、単一の当事者又はチームによって提出される場合がある。回答は、Microsoft Word(.docx)又は Adobe PDF(.pdf) ファイル形式を使用してのみ受け付けられる。応答文書には次の内容が含まれている必要がある。

- ・明確に区切られた 2 つのセクション: (1) 会社名と連絡先情報が記載された表紙、(2) トピックごとの回答、及び/又は特定の EPA の質問に対処する回答。
- ・余白 (上下左右) は 1 インチ程度。
- ・タイムズニューローマン、12 ポイントフォント。

広く公開されていない参考文献、研究、研究、その他の実証データを含むコメントには、参照資料へのコピー又は電子リンクを含める必要がある。事業上の機密情報(CBI)、事業上の専有情報(PBI)、又は法律によって開示が制限されているその他の情報と見なされる情報は、<https://www.regulations.gov/> にある EPA の文書に提出しないこと。マルチメディア (オーディオ、ビデオなど) の提出には、書面によるコメントを添付する必要がある。書面によるコメントは公式コメントと見なされ、主張したい全ての点についての議論が含まれる必要がある。EPA は通常、一次提出の外部(即ち、Web、クラウド、又はその他のファイル共有システム上)にあるコメント又はコメントの内容を考慮しない。その他の提出方法については、<https://www.epa.gov/dockets/commenting-epa-dockets>: EPA の完全なパブリック コメント ポリシー、CBI、PBI、又はマルチメディアの提出に関する情報、効果的なコメントをするための一般的なガイダンスを参照されたい。この通知に対して、機密情報や企業専有情報、著作権で保護された情報、又は個人を特定できる情報を提出してはならない。

プライバシーに関する注意: 一般のメンバーから受理した全てのコメントは、[Regulations.gov](https://www.regulations.gov/) で一般公開される。FAR 15.202(3) に従い、この通知に対する回答は提案ではなく、連邦政府が拘束力のある契約を結ぶために受け入れることはできない。更に、回答を提出する者は、回答の準備に関連する全ての費用に対して単独で責任を負う。

II. 一般情報

A. 今回のパブリックコメント募集の目的は何か?

Save our Seas 2.0 法第 301 条は、水路や海洋におけるプラスチック廃棄物やその他の使用済み材料を削減するために、関係者と協議し、使用済み材料の管理とインフラを改善する戦略を策定するよう EPA に課している。プラスチック汚染を防止するための国家戦略草案は、プラスチック廃棄物やその他の使用済み廃棄物の削減を目的として、使用済み資材の管理とインフラを水路や海洋の物質から改善する戦略を策定するという、Save Our Seas 2.0 法第 301 条の EPA に対する議会の指示を満たしている。EPA の国家リサイクル戦略は 2021 年 11 月に発表され、都市固形廃棄物中のプラスチック製品を含む国の都市固形廃棄物リサイクルシステムの強化と推進に主に焦点を当てている。この戦略、「プラスチック汚染を防止するための国家戦略草案」は、プラスチック廃棄物の削減、再利用、収集、回収の行動に焦点を当て、国家リサイクル戦略を基礎としている。

プラスチック汚染を防止するための国家戦略草案は、2040 年までに陸上発生源から環境中へのプラスチック廃棄物の放出をなくすことを目的として、米国で実施できる自主的な行動を規定している。これは、EPA が米国の利害関係者と協力してプラスチック汚染を防止し、陸上発生源からプラスチックやその他の廃棄物を削減、再利用、収集、回収できる戦略目標と自主的な行動を特定する国内戦略である。各目標の下で提案された行動は、プラスチック材料管理における直線的なアプローチからより循環的なシステムに移行する機会を生み出す。これは、設計によって修復または再生が可能であり、資源を可能な限り長期間に亘って最高の価値を維持できるようにし、廃棄物の排除を目指す。海洋由来の発生源はこの戦略の範囲には含まれない。

関係者からの意見をもとに、EPA は戦略の 3 つの目標草案を特定した：(A) プラスチック生産中の汚染を削減する。(B) 使用後の材料管理を改善する。(C) ゴミやマイクロプラスチックが水路に流入するのを防ぎ、流出したゴミを環境から除去する。各目的の下で提案された行動は、設計により修復的又は再生的であり、資源が可能な限り長期間最高の価値を維持できるようにし、プラスチック製品の管理における無駄を排除することを目的とした循環型アプローチへの米国の移行を支援するものである。EPA は、この戦略草案で特定された目標と自主的な行動に関する情報を求めている。パブリックコメントは、戦略を最終決定するための当局の取組みを知らせ、水路や海洋のプラスチック廃棄物やその他の使用済み物質を削減するための行動を実行するために関係者と更に協力する予定である。この通知は、EPA の国家リサイクル戦略に対する以前のパブリックコメント期間に続いて行われ、SOS 2.0 法に基づいて議会によって EPA に与えられた責任を総合的に満たしている。

III. 情報を求める

2021 年 11 月、EPA は連邦機関、州、準州、部族、業界、非営利団体と複数の関係者フィ

ードバックセッションを開催し、この戦略の策定について情報を提供した。2021年11月から2022年7月にかけて、EPAはインフラ投資及び雇用法によって確立された新しい補助金プログラムの開発について情報を提供するため、関心のある関係者とのバーチャル会議を全国各地で開催し、この戦略の開発に更なる情報を提供した。この通知及び今後の通知は、利害関係者との対話セッションを補足し、関心のある全ての個人及び組織に、この戦略で特定された自主的行動について貴重な意見を提供する機会を提供することを目的としている。EPAは、戦略草案に関する一般的なフィードバックを受け取ることに加え、以下に関するフィードバックの受け取りにも関心を持っている：

・地方、地域、国、世界レベルで最も重要で、最も大きなプラスの影響を与えるのはどの行動か？

○ 人間の健康と環境の質を最もよく保護できる行動はどれか？

○ 環境正義と気候変動に取り組むため最も重要な行動はどれか？

○ 戦略草案の行動をうまく実行するため必要な重要なステップとマイルストーンは何か？

・連邦政府機関が主導すべき最も重要な役割及び/又は行動は何か？

・あなたの組織は行動を主導する又は他の人と協力して行動を実行する意欲があるか？

○ あなたの組織では、行動を主導するかどうかを決定する際に、どのような要素を考慮するか？

・生産や管理方法の変更など、過剰な負荷がかかっている又は脆弱であると考えられる地域社会に影響を与える可能性がある、提案された行動の潜在的な予期せぬ結果は何か？

・水路や海洋におけるプラスチックやその他の廃棄物の削減の進捗状況を測定するためEPAが使用すべき重要な指標や指標は何か？

・「リサイクル活動」と見られるためには、メカニカルリサイクル以外のプロセスがどのような基準を満たす必要があるか（例：「プラスチックからプラスチックへの生産物は、その生産物が再び別の製品にリサイクルできる製品である場合、又はその範囲で「リサイクル」されている）新しいプラスチック材料の実行可能な原料を実現できるか？」）これらの基準では、健康と環境への影響をどのように考慮する必要があるか？

・この戦略に他に含めるべき対策はあるか？

○ EPA は戦略の範囲を拡大し、海洋起源の発生源を含めるべきか？

○ この戦略では、特定の種類のプラスチック製品を削減または再利用の対象とする必要があるか？

・ この戦略草案で提案されているこれらの行動又はその他の行動に関し、EPA に対する追加情報や推奨事項はあるか？

IV. 免責事項と重要な注意事項

このパブリックコメントの要請は、情報、調査、計画の目的のみで発行され、提案依頼書(RFP)や申請依頼書(RFA)を構成するものではない。この通知に応答することは、その後発行される勧誘、RFP、又は RFA において、いかなる組織又は個人にも利益を与えたり、妨げたりするものではない。この活動に関連する今後の開発活動については、別途発表される。この通知は、米国政府側の裁定の約束を表すものではなく、回答の準備と提出にかかる費用を政府に支払う義務もない。

米国プラスチック汚染撲滅国際協力（EPPIC）官民パートナーシップ

解説

日本政府は、5月29日～6月2日国連政府間交渉委員会第2回セッション（INC-2）が迫る5月26日、高い野心の連合（HAC）加盟を公表した。バージンプラスチックの生産量削減を謳うHACに敢えて加盟する狙いは、HACの議論に積極的に参画し、生産量削減ありきではなく、プラスチックのライフサイクルの全ての段階において汚染対策に向けた取組を促し、各国の状況とその有効性を含む社会経済的影響を考慮に入れ、実効的かつ進歩的な条約の策定を目指すことにあった。

一方、もう一つの背景として、EUが主導するHACに対し、米国が主導する枠組みとして期待されたプラスチック汚染撲滅国際協力（EPPIC）の動きが遅れているという現状があったと聞いている。

こうした中、米国国務省よりプラスチック汚染撲滅国際協力（EPPIC）官民パートナーシップが入札公告（募集期間：5月9日～7月8日）されているのが確認された。この取組みはバージンプラスチック生産量削減を前提にしないで、上流の設計及び生産におけるイノベーションにより、プラスチックのライフサイクル全体に亘る循環性を高めるソリューションを推進する。落札はINC-2に間に合わないが、今後HACへの対立軸を形成する可能性がある。

国務省「プラスチック汚染撲滅国際協力（EPPIC）官民パートナーシップのホスト」

<https://www.highergov.com/grant-opportunity/host-of-the-end-plastic-pollution-international-collaborative-eppic-public-pri-348033/>

追加情報：OES（注：海洋国際環境科学局）は、米国税法 501(c) (3) のステータスの有無に係らず、米国を拠点とする非営利/非政府組織、海外に拠点を置く非営利団体/非政府組織（NGO）、公的国際機関、外国の公的機関、私立、公立、又は州の高等教育機関、及び営利目的の組織又は企業（団体のコンソーシアムを含む）からの申請を歓迎する。申請者はコンソーシアムを形成し、組み合わせて申請を提出できる。ただし、1つの組織を主な申請者として指定し、他のメンバーをサブ受賞パートナーとしてリストする必要がある。

掲載日～最終日：2023年5月9日～7月8日

予想プログラム資金：14,500,000 ドル

予想助成金数：1 件

海洋国際環境科学局「プラスチック汚染撲滅国際協力 (EPPIC) 官民パートナーシップ」に関する資金提供 (NOFO) のお知らせ

https://www.highergov.com/document/eppic-nofo-final-3-docx-328293/#text_preview

資金調達機会番号 SFOP0009701 のお知らせ

連邦国内援助カタログ番号：19.017

募集の種類：一般競争

応募締切：2023 年 7 月 8 日 (土) 午後 11 時 59 分 (EST)

合計資金上限：1,450 万ドル (2022 年度)

予想される受賞数：1 件

賞の種類：ESF 資金による協力協定

実施期間：36 ヶ月

資金調達までの予想期間：5 か月 (2023 年 4 月から)

A. プログラムの説明

A.1 概要

米国国務省 (Department of State) 海洋国際環境科学局 (OES) 環境質課 (ENV) は、新たな国際公共施設の主催者としての申請に関心のある組織を対象としたオープンコンペティションを発表。プラスチック汚染撲滅国際協力 (EPPIC) 民間パートナーシップは、環境を強化し、国民の意識を高め、特に上流の設計及び生産におけるイノベーションにより、プラスチックのライフサイクル全体に亘る循環性を高めるソリューションを推進するマルチステークホルダーの関与を促進することにより、プラスチック汚染の大幅削減を目的としている。

世界的にリサイクルされるプラスチックは 10%未満で、推定 1,100 万トンのプラスチック汚染が毎年海に流入している。世界が行動を起こさなければ、この数字は 2040 年までに 3 倍に増加すると予測されている。環境へのプラスチック汚染の放出を削減及び排除するには、ライフサイクル全体を通じてプラスチックを削減、再利用、リサイクル、回収するソリューションを推進する社会全体のアプローチが必要である。

2022 年 3 月、国連環境総会は、プラスチック汚染に関する世界協定の交渉を開始する決議案について合意に達した。これらの交渉を支援し、より広範にこの危機を解決する解決策を見つけるため、OES はプラスチック汚染危機を解決するため必要な、世界、地域、国家、地方レベルでの政策及び技術的な協力、行動、イノベーションの推進を目指している。世界は、政府、企業、市民社会、慈善活動の関係者を結集し、プラスチックの削減、再利用、リサイクルのための循環性と科学に基づいたソリューションを推進することに特化した新たな協力的で包括的な取組みを必要としている。

正式なパートナーシップの状況（即ち、約束している他の政府や非政府機関）、柱や目的、活用したいリソースなどに関する背景を更に挿入する。OES は現在、外国政府や政府と協力している最中である。非政府組織がこのパートナーシップを設立する。パートナーシップに関する省の承認が完了次第、新たな情報が公開される予定である。

議会の承認、官民パートナーシップに関する省の承認、及び資金の利用可能性を条件として、2022 年度の経済支援基金（ESF）において最大 1,450 万ドル（USD）の協力協定が授与される予定である。この賞の最初の実施期間は 36 か月間である。資金提供の権限は対外援助法 1961（改正版）にある。

A.2. プログラムの目標

EPPIC は、プラスチック汚染をなくすための世界的取組みを支援する政府と利害関係者の行動を橋渡しすることで、循環性を最大化できるソリューション、イノベーション、投資を促進するよう設計される。

EPPIC は、以下を含むがこれらに限定されないで、プラスチックの循環型アプローチへの移行を進めるよう取組んでいく：

1. プラスチックの循環性に関する革新的なアイデアと適正規範を共有する。
2. 新しいソリューションを実装するためパイロットプロジェクトを実施する。

3. プラスチック汚染に対処する能力を構築する。
4. 変化を促すための名声と可視性を提供するため、プラスチックの循環性を実践する卓越性を評価する。
5. プラスチック汚染に関する将来の国際協定の発効後も含め、プラスチック汚染に対処する政府の取組みを補完する。
6. 環境へのプラスチックの放出により不釣り合いな悪影響が生じる可能性がある、脆弱で疎外されたコミュニティに対処する。

EPPIC は、その招集メカニズムを活用し、利害関係者による行動、成果、コミットメントを推進する。EPPIC のパートナーは、注目を集めるプラットフォームで紹介できるプログラムやプロジェクトを開発及びサポートする。こうしたプラットフォームは、プラスチック汚染に対する世界的行動を活性化する目的で、EPPIC 以外の利害関係者や政府にも公開できる。官民パートナーシップとして、EPPIC は単一の慈善団体、NGO、企業、又国の政府が単独で活動するのに匹敵する範囲と機会を得ることができる。

A.3 活動

EPPIC プログラムの活動には以下が含まれるが、これらに限定されない：

- ・ 発展途上国において、プラスチック汚染と闘い、プラスチックの循環を促進するためのイノベーションを促進する技術的能力構築活動を開発し、支援する；
- ・ 各国政府と利害関係者を招集し、行動を強調し、技術交流を実施し、能力を構築し、循環性の推進とプラスチック汚染の終結に向けた約束を確保する。これには、世界中の多様な利害関係者と専門家を集めて課題やアイデアを議論する年次のハイレベル会議が含まれ、そして関係者が成功を共有し、プラスチックの循環を促進する行動にコミットするためのプラットフォームを提供する；
- ・ 循環性を促進し、プラスチック廃棄物を削減、再利用、リサイクルするため行われた、又は約束された行動及び/又は投資を促進し、認識する；
- ・ 設計、生産、リサイクルにおける革新を評価する、プラスチックの循環性を推進する優秀な企業に対するインセンティブと賞を開発及び管理する；

- ・ プラスチックのライフサイクル全体に亘って、プラスチック汚染に対する適正規範の解決策を特定し、共有し、その導入を支援する；
- ・ プラスチックの循環性を促進する国民啓発キャンペーンなどを通じ、社会と企業の行動変容を奨励する；
- ・ プラスチック廃棄物管理の改善とプラスチックのリサイクル増加を可能にする条件の実施と施行を支援する機会を特定する；
- ・ プラスチックの循環性を促進するため、必要な分野と各国への財政支援と対象を絞った資金調達の潜在的な財源を特定する；
- ・ プラスチックの循環を推進し、プラスチック汚染の解決策の技術的能力を向上させるため、国及び地方レベルでの課題と機会を特定する；及び、
- ・ プラスチック汚染の国及び地方の監視と報告を含め、特にプラスチック汚染により疎外され、不当に大きな影響を受けている地域社会における研修と技術的能力の構築を促進する；
- ・ 循環性を促進し、プラスチック汚染に対処するためイノベーションを奨励し、パートナーシップの全体的目標と目的に貢献するプロジェクトの賞コンテストを通じて、イノベーション「賞」を管理する。

A.4 期待される結果：

具体的な結果は、EPPIC のパートナーにより特定された戦略と活動によって異なるが、以下の点で測定可能な結果を生み出す活動が含まれる可能性がある：

- ・ 即時行動を可能にし、国、企業、地域社会がプラスチック汚染危機の解決に向けて共同で貢献できるプラットフォームを提供する；
- ・ プラスチックの循環を促進し、プラスチック汚染に対処するため国民の認識、理解、及び世界的取組みを強化する；
- ・ 上流の設計と生産における革新的ソリューションの推進、プラスチック汚染との闘い、及び行動の拡大、及び政府と関係者からの約束の確保を目的としたこれまでの公的、民間、国

際的な取組みを基礎とする；

- ・ プラスチック汚染に対処するため、様々な関係者間のネットワークを構築し、支援する；
- ・ プラスチック汚染に対処する取組みにおける利害関係者の効果的な参加を増やす；及び、
- ・ データ収集と行動計画を含む、プラスチック循環のための能力構築を支援するプログラム/活動を発展途上国で実施する。

A.5 指標：

申請者は、以下の出力指標のいくつかを必要に応じて選択する必要があり、協力協定の主な目的及び提案されたプログラムに期待される結果に関連する他の指標を提案することもできる。最終的な指標は、国務省と選択された組織との間の協議を通じて決定される。

- ・ EG.5.2-2：USG（注：米国政府）の支援の結果として経営慣行や技術を改善した民間企業の数。
- ・ EG.10.1-2：USG の支援により環境から転用された都市固形廃棄物の量（メトリックトン）。
 - a.プラスチック廃棄物
- ・ EG.10.1-3：USG の支援により裏付けられたプラスチック汚染の削減と都市固形廃棄物の持続可能な管理を促進する政策手段の数。
- ・ EG.10.2-4：USG 援助の結果として持続可能な天然資源管理及び/又は生物多様性保全について訓練を受けた人の数。
 - a.男性の数
 - b.女性の数
 - c.その他
- ・ 交易指標 1：プラスチック/製品の設計と生産における革新に焦点を当てた取組みの数。
- ・ 交易指標 2：二次材料としてリサイクルされるプラスチック廃棄物の量（メトリックトン）。

- ・ 交易指標 3：対象地域におけるプラスチック汚染への取組みの数。

A.6. 主な考慮事項

申請者は以下の能力を証明する必要がある：

- ・ 戦略的パートナーであることに加え、管理、財務、物流上の責任を管理し、EPPIC パートナーシップのホストを監督している。
- ・ アフリカ、ヨーロッパ、ラテンアメリカ、中東、東南アジアなど、地域を超えて世界中で働いている。
- ・ USG が資金提供する活動のプロジェクト実施者にモニタリング技術支援を提供し、プロジェクト設計、データ収集、及び必要な報告を支援する。
- ・ 海外の政府から民間部門、非政府組織まで幅広い利害関係者と効果的に関与する；及び、
- ・ プラスチックのライフサイクルと循環性と革新の推進に精通したパートナーを招集する。
- ・ パートナーシップの目標と目的の達成を支援するため、募金活動やプロモーション活動を実施する。
- ・ 政府、民間部門、慈善活動などからの複数の資金の流れを管理する。こうした基金には、パートナーシップの下で他の資金源と混合してはならない米国政府（USG）の基金が含まれる。

この通知は資金の有無に拠る。

B. 連邦の賞の情報

一次組織は、NOFO に応じて 1 つの申請を提出できる。申請者がこの NOFO に複数の申請を提出した場合、タイムスタンプが押された最初の申請のみが審査される。

米国政府は、(a) 一部又は全ての申請を拒否する、(b) 最低コストの申請以外を受け入れる、(c) 複数の申請を受け入れる、及び (d) 受理した申請の不正行為を放棄することができる。

米国政府は、議論や交渉を経ずに、受理した最初の申請に基づいて裁定を行う場合がある。

従って、各最初の申請には、コストと技術的な観点から申請者にとって最良の条件が含まれている必要がある。ただし、米国政府は、説明、追加の詳細を得るため、又はプロジェクトの説明、予算、又は申請の他の側面に内容の改善を提案するため、1人以上の申請者と協議する権利を留保する（ただし、そうした義務はない）。

OES は協力協定の締結を予定しているが、授与メカニズムの最終決定は補助金担当官によって行われる。助成金と協力協定の区別は、「実質的な関与」の有無を中心に展開される。協力協定には、連邦政府のプロジェクトへのより大きな参加が必要である。協力協定が締結された場合、OES は合理的かつプログラム上必要な実質的な関与を引き受ける。実質的な関与の例としては、以下が挙げられるが、これらに限定されない：

- ・ 賞の実施における受領者とともに積極的に参加又は協力する；
- ・ その他の作業を開始する前に、作業の 1 つの段階をレビューして承認する；
- ・ 既存の連邦政策を超えたサブアワードパートナーシップ又は下請け契約の選択及び/又はレビューと承認に関し協力する；
- ・ 受賞前の受領者の予算又は作業計画を承認する；そして、

この資金提供の機会に対する権限は、改正対外援助法 1961 (FAA) にある。

この NOFO から生じる裁定の影響と持続可能性を最大化するため、OES は非競争的な継続改正を実行する権利を保持する。潜在的な非競争的な継続改正を含むあらゆる裁定の合計期間は、54 か月又は 4 年半を超えてはならない。競争力のない継続は、業績と資金の確保次第である。非競争的な継続は保証されず、国務省はこのオプションを行使するか否かの権利を留保する。

C. 資格情報

C.1 適格な申請者

OES は、米国税法 501(c) (3) ステータスの有無に係らず、米国を拠点とする非営利/非政府組織、外国に拠点を置く非営利団体/非政府組織 (NGO)、公的国際機関、外国の公的機関、私立、公立、又は州の高等教育機関、及び営利目的の組織又は企業（団体のコンソーシアムを含む）からの申請を歓迎する。申請者はコンソーシアムを形成し、組み合わせて申請を提出できる。ただし、1 つの組織を主な申請者として指定し、他のメンバーをサブの受賞パー

トナーとしてリストする必要がある。

営利団体により提出された申請書は、パネルの選択プロセス後に追加の審査を受ける場合がある。更に、国務省はその援助奨励金に基づいて、営利団体又は営利団体への営利を禁止する。利益は、許容される直接コスト及び間接コストを超える金額として定義される。営利組織が負担するコストの許容範囲は、連邦調達規則 (FAR) の 48 CFR 30、原価計算基準管理局、及び 48 CFR 31 の契約原価の原則と手順の規定に従って決定される。

プログラム収入に関する規制については、2 CFR 200.307 を参照されたい。

C.2 コストの共有又はマッチング

コストの共有、マッチング、又はコスト参加の提供は要件ではないが、この NOFO の適格要素であり、コストシェアの提供により、競争上のランキングがより有利になる可能性がある。2 CFR § 200.306 に従って、コストシェアとして提案されている品目は、2 CFR § 200、サブパート E - コスト原則に従って許容されねばならない。

C.3 その他

申請者は、関連する利害関係者とのパートナーシップを既存又は発展させる能力があり、成功した、できれば同様のプロジェクトを管理した実証的な経験を持っている必要がある。

報奨金管理システム (SAM.gov) (www.sam.gov) の除外当事者リスト システムにリストされている申請者、及び/又は米国政府に対して現在借金を抱えている申請者は、次の規定に従って支援報奨金を申請する資格はない。大統領令 12549 (3 CFR, 1986 Comp., p. 189) および 12689 (3 CFR, 1989 Comp., p. 235) 「Debarment and Suspension」を実施する 2 CFR 180 の OMB ガイドライン、更に、SAM.gov の除外当事者リスト システムにリストされているいかなる組織又は個人も、裁定に基づく活動に参加できない。全ての申請者は、SAM.gov の除外当事者リストシステムを確認し、申請に不適格な団体や個人が含まれていないことを確認することを強く推奨する。

D. 申請及び提出情報

D.1 申請パッケージを要請するアドレス

申請者は、www.grants.gov 及び SAMS 国内 (<https://mygrants.servicenowservices.com>)

で「プラスチック汚染に対処するための小規模助成プログラム」という発表タイトルの下で、申請に必要な申請フォーム、キット、又は資金提供の機会番号「SFOP0009701」、その他の資料を見出すことができる。障害のある人又は安全上の理由から合理的配慮を要求する場合は、セクション G に記載される OES の連絡先に連絡されたい。合理的配慮に期限の延長は含まれないことに注意されたい。

D.2 申請書の内容と提出形式

全ての申請書類について、次を確認されたい：

- ・ 書類は全て英語で、費用は全て米ドルで表示する。申請書の原本が別の言語で書かれている場合は、英語の翻訳を提供する必要がある（2 CFR 200.111 に示されているように、国務省は全ての裁定書類の公用語を英語で求めていることに注意されたい）。文書が英語と外国語の両方で提供されている場合、英語版が管理版となる；
- ・ 予算や添付資料を含む全てのページに番号が付けられている；
- ・ 全ての書類は 8 1/2 x 11 用紙にフォーマットされている；及び、
- ・ 全ての書類はシングルスペース、12 ポイントの Times New Roman フォントで、余白は 1 インチである。キャプションと脚注には 10 ポイントの Times New Roman フォントを使用できる。予算を含むグラフや表のフォント サイズは、1 ページ幅内に収まるように再フォーマットできる。

D.2.1 申請要件

完全な申請書には以下を含める必要がある：

1. 記入及び署名された SF-424、SF-424A 及び SF-424B 様式。
2. 議会を含む米国政府へのロビー活動に従事する組織、又はその代わりにロビー活動を行う別の団体に料金を支払う組織も、SF-LLL「ロビー活動の開示」様式に記入する必要がある（該当する場合のみ）。
3. 組織名、プロジェクトのタイトル、対象国、申請の要点に関する名前と連絡先情報を記載した表を含む表紙/要旨（できれば Word 文書として 1 ページを超えないよう）連絡先と、(1) プロジェクトが取り組む問題点、(2) 申請者のアプローチを正当化する研究に基づく証拠、(3) 定量化可能なプロジェクトの成果と影響を明確に概説する簡単なセクション。

4. 提案書の説明（できれば Word 文書として 10 ページを超えないよう）。10 ページという制限には、表紙/要旨、目次、添付資料、詳細な予算、予算説明、監査、又は NICRA は含まれないことに注意されたい。申請者は、複数の書類を 1 つの Word 文書又は PDF に結合することを推奨される（即ち、表紙、目次、要旨、提案説明を 1 つのファイルにまとめたもの）。文章には次の内容を含める必要がある：

- ・ 組織の紹介：米国大使館及び/又は米国政府機関からの過去の助成金による全ての関連又は類似タイプのプロジェクトに関する情報を含む、プロジェクトを実行する能力を示す過去及び現在の業務の説明。

- ・ プログラムの方法と設計：指定された問題を解決し、目標を達成するためにプログラムがどのように機能すると予想されるかの説明。

- ・ プログラムの目標：「目標」は、意図されるより大きな成果の説明。

- ・ プログラムの目標：目標を達成するための中間成果と測定可能な目標。プログラムの目標は SMART である必要がある：

- § 具体性：達成される内容を詳細に示す

- § 測定可能：成功の指標や測定値が関連付けられている

- § 達成可能：適切に挑戦的であり、利用可能なリソースがあれば目標は合理的に達成できる

- § 関連性：政策/プログラムの目標と一致し、国内又は受益者層内で適切である

- § 期限付き：プログラムの期間内で達成可能

- ・ プログラム活動：目的に基づいて実行される具体的なアクションについて説明する。全ての活動は明確に展開され、リソースと時間の要件（インプット）と実行又は生成されるもの（アウトプット）を十分に説明する必要がある。活動では、対象分野、参加者グループ、または参加者の選択基準、関連する利害関係者がどのように関与するか、適切/関連性に応じて現地パートナーが講じた措置を詳細に説明する必要がある。

- ・ 将来の資金調達又は持続可能性 助成金期間を超えてプログラムを継続するための申請者の計画、又は該当する場合は他のリソースの利用可能性、プログラム活動が持続可能性を確保する方法を含める。

- ・ リスク分析 - 提案されたプロジェクトに関連する内部及び外部のリスクを特定し、リスクの可能性を評価し、プロジェクトに対するリスクの潜在的影響を評価し、リスクの軽減に

役立つ可能性のあるアクションを特定する。

5. OES への要求、コスト分担の寄与、及び総予算を含む 3 つの列を含む予算（できれば Excel ワークブックとして）。別のタブの OMB 承認予算カテゴリ（サンプルとして SF-424A を参照）を使用して、概要予算も含める必要がある。費用は米ドルでなければならない。補助受領者の詳細な項目予算は、Excel ワークブック内の追加タブとして含める必要がある（提出時に利用可能な場合）。添付の予算ガイドライン・複数年度の賞のテンプレート（2023 年度）を参照されたい。

6. 予算の説明（できれば Word 文書として）予算の各項目を正当化し、金額がどのように導き出されたか、申請者が文書化した方針との整合性、及び提案された全ての費用（及び費用負担、該当する場合）の出典と記述を説明する。話は、予算で提供される情報を繰り返すのではなく、予算を補完するものである必要がある。例えば、説明文では、コストの目的、コストの合理性、原価分析、配分の説明、年次変動の説明、必要に応じて経費をプログラムの活動や目的に結び付けるなどの詳細を提供する必要がある。申請で提供される全てのコスト分担のソースを特定し、予算説明の中で説明する必要がある。詳細については、タブ 1 予算ガイドライン・複数年度の賞のテンプレート(2023 年度)を参照されたい。

7. ロジックモデル（できれば Word 文書として）。論理モデルと代替アプローチは、プログラムを計画及び設計するときに役立つ。これらのツールを使用すると、プロジェクトがどのように、そしてなぜ機能するのか、プロジェクトのアプローチの背後にある理論的根拠を視覚的に描写又は概要を示すことができる。プログラムの計画された活動が特定の結果にどのようにつながるかを詳しく説明することは、多くの場合、応募者がアプローチ内の前提を理解するのに役立つ。ロジックモデル内のポリシーの変更（即ち、外部要因）など、制御できない要因を詳細に説明することで、プログラムのリスク分析に含めるべき領域を特定できる。計画された活動、プロジェクト活動の即時のサービス又は成果物（成果）、及び活動の実施後に予想される変化又は利益（成果）について詳しく説明する。申請者は、目的を指定し、必要なリソース（インプット）を特定し、サンプルロジックモデルを参照し、提案された活動（アウトプット）と受益者の概要を示し、活動が期待される結果にどのようにつながるかを説明する必要がある。

8. プログラムのモニタリングと評価の説明と計画:

・ M&E（注：モニタリングと評価）の文章(最大 1 ページ)は、プロジェクトの M&E システムが誰によってどのように実行されるかを概説する。ここでは、プロジェクトの目標に向けたパフォーマンスを長期的に追跡する方法について詳しく説明する。アプローチとデー

タ収集戦略、及び使用するツール（テスト前後のアンケート、インタビュー、フォーカスグループなど）を明確に説明する。説明には、申請者が、活動が発生したかどうか（アウトプット）、及びこれらの活動によって引き起こされた結果又は変化（成果）をどのように追跡及び文書化するかを含める必要がある。プロジェクトに地元パートナー又はサブパートナーとの協力が含まれる場合、M&E の取組みがこれらの組織間でどのように調整されるかを説明されたい。外部評価が入るかどうか説明されたい。内部又は外部の評価は、プロジェクトのパフォーマンスに関する特定の質問に対処するための調査手法を使用した体系的な研究である必要がある。これらは、継続的な監視活動に貴重な補足を提供する必要がある。評価活動には通常、ベースライン評価、中間評価、最終評価が含まれる。

・ M&E 計画は、ロジックモデルからの目的、活動、及び予想される変更を活用し、それらの領域を指標にリンクする必要がある。M&E 計画は通常、成果ベースの指標と結果ベースの指標を備えた表として構成される。特定の変化が発生したことを示すためにデータが収集される方法（データ収集方法）について説明する。各指標のベースライン（プロジェクトの開始点）と四半期目標（達成したいこと）の概要を示す。

9. 主要担当者(できれば Word 文書として 2 ページを超えないよう)。これは、プログラムの成功に不可欠な、管理又は技術的責任を遂行する、組織内又は組織外のスタッフ（補助受領者、コンサルタント、請負業者）を表すことができる。関連する専門的な経験を強調する短い略歴を含める。プログラムに関与する主要な担当者の名前、役職、役割、経験/資格を提供する。スペースが限られているため、CV（注：履歴書）の提出は推奨できない。3～5名に限定とする。

10. タイムライン(できれば Word 文書又は Excel シートとして 1 ページを超えないよう)。全体的な提案のスケジュールには、活動、評価の取組み、及びプログラムの終了を含める必要がある。内部/外部評価を実施し最終的に行うのに十分な時間を確保し、サンプルのタイムラインを参照し、下位受領者に最終報告の時間を与える必要がある。

11. 関連するジェンダー規範、十分なサービスを受けていないコミュニティや疎外された人々の平等と平等、力関係、対象地域、国における紛争のダイナミクスの簡潔な分析を提供するジェンダーとインクルージョン分析（できれば Word 文書として 2 ページを超えないよう）。潜在的な分析領域には、制度上の慣行と障壁、文化的規範、性別役割、資産や資源へのアクセスと管理、意思決定のパターンなどが含まれる。申請者は、現地のパートナー/受益者とのジェンダー及び収載分析の定期的な見直しと更新、及びプログラムの実施に必要な調整を行う計画など、分析の結果をプロジェクト設計及び/又はその他の提案文書にどのように統合したかを簡単に説明する必要がある。

12. 付録：

- ・ 各パートナーの役割と責任を説明したプログラム パートナーからのサポートレター（該当する場合/事前に特定されている場合）
- ・ プロジェクト活動に必要な場合、正式な許可書

上記の要素が含まれていない申請は、技術的に不適格と見なされる。全ての申請がバランスの取れた評価を受けることを保証するために、審査パネルは各セクションの最初のページからページ制限まで審査し、それ以上は審査しない。

D.2.2 意図の通知を受け取る人に要求される追加情報

合格した申請者は、連邦の賞を発行する意図を通知した後、連邦の賞の発行前に以下を提出する必要がある：

- ・ 審査委員会からの条件及び推奨事項に対処する書面による回答及び改訂された申請書類；
- ・ 申請者が NICRA を所有しており、予算に NICRA 料金が含まれている場合は、申請者の最新の NICRA のコピー（PDF ファイル）；
- ・ 初めて USG から資金提供を受ける場合、同省の財務管理調査の完全なコピー；
- ・ 初めて OES 資金を受け取る場合は、保健福祉省が管理する支払い管理システムに登録するため必要な書類を提出する（免除が提供されている場合を除く）；
- ・ 連邦裁定を行う意図の通知、又は連邦裁定の発行前のその後の通信に含まれるその他の要求された情報又は文書；
- ・ Grants.gov を通じて申請書を提出する申請者は、最終的な賞を受け取るために SAMS 国内アカウントを作成する必要がある。アクティブなアカウントを維持するには、60 日ごとにアカウントにログインする必要がある。

D.3 固有の組織の識別子と賞品管理システム (SAM)

全ての主要な組織は、本拠地が米国であろうと他国であろうと、申請を提出する前に、固有の組織の識別子(UEI) (以前は DUNS と呼ばれた) と、SAM.gov への有効な登録を持っている必要がある。事務局は、適用される UEI 及び SAM.gov の要件を全て満たしていない申請者からの申請を審査したり、申請者に裁定を与えることはできない。UEI は、公法 109-282、連邦資金説明責任透明性法 (FFATA) により全ての連邦裁定に義務付けられているデータ要素の 1 つである。

2 CFR 200 では、副被付与者が UEI 番号を取得することが求められる。サブ被付与者の UEI は申請時には必要ないが、特典が処理される前及び又はサブ被付与者に送られる前に必要となるので注意されたい。

注：SAM.gov 登録を取得するプロセスには 4~8 週間かかる場合がある。可及的速やかに登録を開始されたい。

- ・ 米国に拠点を置く組織、又は米国内で従業員に給与を支払う組織には、内国歳入庁 (IRS) からの雇用者識別番号 (EIN) が必要である。Commercial and Government Entity (CAGE) コードと UEI 番号は、SAM.gov を通じて発行される。受理したら、残りの SAM.gov 登録を続行する。
- ・ 米国外に拠点を置き、米国内の従業員に給与を支払わない組織は、IRS からの EIN を必要としない。
- ・ 米国外に拠点を置き、米国内の従業員に給与を支払わない組織には、IRS からの EIN は必要ないが、SAM.gov に登録する前に UEI 番号が必要である。2022 年 12 月の時点で、米国国防総省 (DoD) の賞を申請する予定のない米国外に拠点を置く組織は、NATO CAGE (NCAGE) を持つ必要がなくなった。

助成金を申請する全ての組織 (個人を除く) は、これらの登録を取得する必要がある。全て無料：

- ・ NCAGE/CAGE コード (該当する場合)
- ・ www.SAM.gov UEI と登録

米国外に拠点を置く組織で、国防総省との取引を計画している場合：

ステップ 1：NCAGE 番号を申請する

NCAGE ホームページ：

<https://eportal.nspa.nato.int/AC135Public/sc/CageList.aspx>

NCAGE コードリクエストツール (NCRT) :

<https://eportal.nspa.nato.int/Codification/CageTool/home>

米国内から NCAGE のサポートが必要な場合、1-888-227-2423 まで電話

米国外からの NCAGE サポートが必要な場合、1-269-961-7766 まで電話

NCAGE コードの取得に関する問題については、NCAGE@dliis.dla.mil に電子メールを送信

ステップ 2 : NCAGE コードを受信した後、SAM.gov に進み、UEI を取得して完全な登録を取得する。SAM 登録は毎年更新する必要がある。

米国外に拠点を置く組織で、国防総省と取引する予定がない場合 :

ステップ 1 : SAM.gov に進み、UEI を取得し、登録を完了する。SAM 登録は毎年更新する必要がある。

また、全ての主要組織は、有効な連邦裁定又は連邦裁定機関によって検討中の申請がある間、常に最新の情報を使用してアクティブな SAM.gov 登録を維持し続ける必要がある。SAM.gov では、SAM でアクティブな登録ステータスを維持するため、全ての事業者が年に 1 回登録を更新することを要求している。SAM.gov に有効な登録があることを確認し、その有効な登録を維持するのは申請者の責任である。申請者が申請時に要件を完全に遵守していない場合、その申請者は技術的に賞を受け取る資格がないと見なされ、その判断が他の申請者に賞を与えるための基礎として使用される場合がある。

注 : SAM.gov は SAMS 国内とは異なる。どちらのシステムにも無料で登録できるが、登録プロセスが異なる。

SAM.gov Web サイトには、国際登録に役立つ情報が掲載されている。

https://www.fsd.gov/gsafsd_sp?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0016380&sys_kb_id=194695221bfe4d983565ed3ce54bcbbb&spa=1

SAM.gov のガイダンス及び SAM.gov への登録要件に関する GSA の Web サイトのガイダンスは変更される可能性があり、現在更新中であることに注意されたい。申請者は、最新のガイダンスを得るためウェブサイトを頻繁に確認する必要がある。

添付の「UEI 及び SAM.gov FAQ 更新 021623」は、補助金政策局によって提供されるリリースである。SAM.gov から表示されるコンテンツは、国務省が所有するものではない。このガイダンスと指示は、この勧誘を投稿した時点での当局の知る限りのものである。この添付ファイルのガイダンスが SAM.gov Web サイトと異なる場合は、SAM.gov が優先され、申請者は SAM.gov ヘルプデスクが提供する明確さを求めて文書化することが推奨される。

D.3.1 免除

以下の場合、これらの要件の免除がケースバイケースで許可される場合がある：

- ・ 助成担当者が UEI の取得又は SAM.gov への登録が現実的ではないと判断した場合、米国外で実施される 25,000 ドル未満の助成金を受け取る外国組織が受領者となる。
- ・ 受取人が海外の学校であり、現在 UEI 番号を持っていない。
- ・ この賞は機密事項又は国家安全保障問題に関連する。
- ・ 受領者の使命、組織の地位、従業員、又は受領者がサービスを提供している受益者が危険に晒される可能性があるため、受領者の身元は保護されねばならない。
- ・ 受領者が賞を受け取る前に UEI を受け取り、SAM 登録を完了することができない緊急の状況がある。これらの状況は以下の正当な理由で特定されており、受領者は 2 CFR 25 に従って授与日から 30 日以内に登録する必要がある。

UEI 又は SAM.gov の要件からの免除を要求する組織は、NOFO の期限の少なくとも 2 週間前に、NOFO に記載される連絡先に、要求の正当性を示す電子メールを送信する必要がある。SAM.gov の免除の承認は、申請が審査の対象とみなされる前に、保証された補助金担当官から得られる必要がある。

D.4 提出日時

申請期限は、2023 年 7 月 8 日の東部標準時 (EST) 午後 11 時 59 分までに <https://www.grants.gov/> 又は SAMS 国内 (<https://mygrants.servicenowservices.com>) でつぎの発表タイトルの下に提出される。「プラスチック汚染撲滅国際協力官民パートナーシップ (EPPIC)」、資金調達機会番号「SFOP0009701」。

Grants.gov 及び SAMS 国内では、申請書の提出日時が自動的に記録され、国務省はこの情

報を使用して申請書が期限どおりに提出されたかどうかを判断する。遅れた申請は審査も考慮もされない。申請者の管理外にある Grants.gov 又は SAMS 国内 (<https://mygrants.service-now.com>) により引き起こされる既知のシステム エラーは、ケースバイケースで検討される。申請者は、OES が申請書を受け取ったときに通知が届くことを期待しないこと。

D.5 資金の制限、制限、及びその他の考慮事項

OES は、指定テロ組織のメンバー、関連団体、又は代表者に対するいかなる種類の支援も反映する申請を考慮しない。外国のテロ組織についてはリンクを参照されたい。

<https://www.state.gov/foreign-terrorist-organizations/>

外国の軍隊、民兵組織、又は個人が直接受益者となるプロジェクト活動は、資金提供の目的に制限があるため、OES 資金提供の対象とは見なされない。

リーヒー (Leahy) 法は、国務長官が、外国治安部隊が重大な人権侵害を行っているという信頼できる情報を入手した場合、国務省対外援助基金がその部隊を支援することを禁じている。22 USC § 2378d(a) (2017) により、「本章[外国援助]又は武器輸出管理法[22 USC 2751 et seq.]に基づいて、外国の治安部隊のいかなる部隊に対しても援助は提供されない」その部隊が重大な人権侵害を犯したという信頼できる情報を国務長官が持っている場合。」警察又はその他の法執行機関に対する援助の提案には制限が適用される場合がある。このうち、改正対外援助法 1961 (FAA) 第 620M 条に従い、外国の治安部隊のいかなる部隊に対しても、こちらの部隊が被害に遭っている、重大な人権侵害を犯したという信頼できる情報がある場合には、この資金提供の機会を通じて提供されるいかなる援助も提供できない。リーヒー法としても知られる FAA 第 620M 条の要件に従って、プロジェクトの受益者又は外国政府の治安部隊からの参加者は、援助を提供する前に同省による審査を受ける必要がある可能性がある。提案されている助成金又は協力協定が外国の治安部隊又は要員への支援を提供する場合、リーヒー法の遵守が必要である。

これらの制限には、プログラム受益者の適切なデューデリジェンスと、これらの制限を確実に遵守するため OES との協力が必要となるため、組織はプロジェクト提案を作成する際にこれらの制限を認識する必要がある。デューデリジェンスによる精査の対象となるプログラム受益者には、海外からの援助資金や支援の受益者である個人又は団体が含まれる。デューデリジェンスの審査には、オープンソース資料のレビューが含まれる。

D.6 その他の提出要件

全ての申請書の提出は、www.grants.gov 又は SAMS 国内 (<https://mygrants.servicenowservices.com>) 経由で電子的に行う必要がある。どちらの制度も申請組織による登録が必要である。全ての登録手順が適時に完了した場合でも、Grants.gov の登録プロセスには 10 営業日以上かかる場合があることに注意されたい。

SAMS 国内又は Grants.gov に有効な登録があることを確認するのは申請者の責任である。申請者は、申請書全体が SAMS 国内又は Grants.gov によって受領されたことを文書化する必要がある。OES は、申請者が期日までに登録されていないことによる失格、SAMS 国内又は Grants.gov のシステムエラー、又は申請プロセスにおけるその他のエラーに起因する失格について責任を負わない。更に、申請者は、文書が正常にアップロードされなかった場合に備えて、提出された全ての文書を示すチェックリストのスクリーンショットを保存する必要がある。

FAX、宅配便、又は電子メールで送信された文書は受け付けられない。適切な状況においては、障害のある応募者又は安全上の理由から、合理的な配慮が提供される場合がある。申請者は、該当する NOFO 及びこれらの指示にある全てのフォーマット指示に従わなければならない。

当局は、組織が通常の営業時間（月曜日から金曜日、東部標準時間（EST）の午前 9 時から午後 5 時）に申請書を提出することを奨励している。申請者が技術的な問題に遭遇し、適切なヘルプデスクに連絡したにも係らず、タイムリーな支援を受けられなかった場合（例：ヘルプデスクに連絡してから 48 時間以内に返答がなかった場合）、セクション G の NOFO に記載されている OES の連絡先に連絡できる。連絡窓口は、適切なヘルプデスクへの連絡を支援する場合がある。

注：助成担当者は、全ての申請の技術的適格性を判断する。

SAMS 国内申請：

初めて SAMS 国内をご利用される方は「新規組織登録」を行われたい。SAMS 国内に登録するには、「<https://mygrants.servicenowservices.com> にログイン」をクリックし、「アカウントの作成」リンクをクリックする。

組織は、文書が正常にアップロードされなかった場合に備えて、提出された全ての文書を示すチェックリストのスクリーンショットを忘れずに保存する必要がある。

SAMS 国内ヘルプデスク :

SAMS 国内アカウントに関するサポート及びシステムに関連する技術的問題については、電話 +1 (888) 313-4567(国際電話には通話料がかかる)で ILMS ヘルプ デスクにお問い合わせるか、アクセスできるセルフサービス オンライン ポータルを通じて ILMS ヘルプ デスクに問い合わせられたい。<https://afsitsm.service-now.com/ilms/home> から。カスタマーサポートは年中無休で利用可能。

Grants.gov 申請書: SAMS 国内経由で申請書を提出しない申請者は、www.grants.gov 経由で申請書を提出できる。

Grants.gov からユーザー名とパスワードを取得するため必要な登録手順を全て完了するには、10 営業日以上かかる場合があることに注意。

様々な「申請ステータス」の定義、及び提出受領書と提出検証の違いについては、Grants.gov Web サイトを参照されたい。申請者は、申請書の提出が成功すると、Grants.gov から検証電子メールを受け取る。Grants.gov を介した電子申請の検証には、最大 2 営業日かかる場合がある。更に、組織は、ドキュメントが正常にアップロードされなかった場合に備えて、提出された全ての文書を示すチェックリストのスクリーンショットを忘れずに保存する必要がある。

Grants.gov ヘルプデスク :

Grants.gov に関するサポートが必要な場合は、コンタクトセンター (+1 (800) 518-4726) に電話するか、support@grants.gov に電子メールで問い合わせられたい。コンタクトセンターは、連邦休日を除き、年中無休、24 時間利用できる。連邦休日のリストについて、<https://www.opm.gov/policy-data-oversight/pay-leave/federal-holidays/> を参照されたい。

E. 申請審査情報

E.1 提案の審査基準

OES 審査パネルは、競合する出願ではなく、重要性の順に以下にリストされている以下の基準に照らして各出願を個別に評価する。以下の基準を参考として使用されたい。ただし、サブセクションに従って申請を構成しないこと。

品質とプログラム設計 - 20 ポイント：プログラムのアイデアはよく開発されており、NOFO の政策とプログラム目標に対応している。申請者は、問題報告書で取り上げられている問題の解決に対するプロジェクトの潜在的な貢献について説明する。申請は問題、その原因、利害関係者、及び既存の研究/データ、問題を解決するために取られたアプローチ、進捗を示す現実的なマイルストーンを明確に定義する。

組織能力 - 20 ポイント：申請者は、提案された内容分野で成功したプロジェクトの組織的記録を実証する。申請者は、提案された国/地域/地域での経験（例、以前に働いたことがある、及び/又は連絡先/パートナーを確立したことがある）を証明する。この組織は指定された分野の専門知識を有しており、提案されたプロジェクトを管理するため、適切な人員を配置する。申請者は、寄付者の資金に責任を持って財政管理できる能力を実証する（例：以前の補助金や副賞の適切な管理）。

プログラムの計画/目標を達成する能力 - 20 ポイント：目標と目的が明確に記載されており、プロジェクトのアプローチは提案された結果の達成に最大限の効果を齎す可能性がある。申請者は、イノベーションを促進するため、実行可能であり、実際の及び/又は経験的な性質を持つ活動を提案する。申請者は、プロジェクトが関連する利害関係者とどのように連携又は支援を得るのかについて言及し、及び/又は地元のパートナーを特定する。プログラム ロジックは、プロジェクトの成果を達成するためのありうる経路を示す健全なロジックである。主要な前提条件とリスクが特定され、それらの潜在的な影響が説明される。申請者は、提案されたものと同様の活動が既に行われているか、又は以前に行われたことを認め、提案された新しい活動がどのように重複するものではないか、既存/最近の活動に追加されるだけであるかについて説明を提供する。

予算と予算の説明 - 10 ポイント：予算の正当性が詳細に説明されており、提案された活動を達成するために必要な全ての経費が説明される。コストは、提案された活動と予想される結果に関連して合理的であり、見積り方法、数量、単位コスト、労働投入と責任、調達慣行と政策情報、及びその他の同様の定量的な詳細を含む計算の詳細を提供する。

モニタリングと評価/持続可能性 - 20 ポイント：申請者は、主要な指標に照らしてプログラムの成功を測定できることを実証し、提案で概説された目標に向けた進捗を示すマイルストーンを提供する。このプログラムには、成果と成果の指標が含まれており、それらがいつどのように測定されるか、及び誰が責任を負うのかが示される。申請者は、活動が資金提供期間を超えて継続する利益をどのように齎すかを明確に説明する。

公平性と十分なサービスが受けられていないコミュニティの支援 - 10 点：提案では、プロ

グラムがどのように公平性をサポート及び推進し、十分なサービスを受けていないコミュニティをプログラムの管理、設計、実施に参加させるかを明確に示す必要がある。

E.2 審査と選択のプロセス

国務省は、資金を授与するための競争力のある標準化されたプロセスを確保することに取り組んでいる。申請は最初に技術適格性審査段階で審査され、申請者がセクション C に概説されている適格要件を満たしているかどうか、及びセクション D に概説される全ての必要書類を提出しているかどうか判断される。これらの要件を満たしていない申請は、技術適格性審査段階を超えて進むことはできない。そして、この NOFO に基づく資金提供を受ける資格がないと見なされる。

読みにくいと見なされた全ての申請書は、米国政府の主題及び/又は国別の専門家で構成されるメリット審査パネルに送られ、100 点満点で評価される。OES は、要請に適切な場合、米国政府以外の主題専門家 (SME) の支援を要請する権利を留保する。申請の個々の要素のポイント値は、このパートの E.1 に示される。パネルレビュー担当者の評価及びその結果としての推奨事項は、助言として提供される。パネル審査員は、提案されたプロジェクトを強化するため申請書に条件や推奨事項を提供する場合があるが、賞を更に検討する前に申請者はこれに対処する必要がある。

最終的な選考権限は OES の上級職員にある。最終的な受賞決定は、その申請が国務省のプログラム上の目標と目的を満たしているかどうか、国務省の包括的な外交政策の優先事項をどのようにサポートしているか、及び上位にランクされた申請の地理的分布によって影響を受ける。

E.3 連邦受賞者の業績及び誠実性情報システム

国務省は、簡易取得基準を超える連邦株式総額で連邦裁定を行う前に、SAM (現在は FAPIIS) を通じてアクセス可能な指定された完全性及び履行システムに含まれる申請者に関する情報をレビュー及び検討する必要がある (41 U.S.C. 2313 を参照)。申請者は、その裁量により、SAM を通じてアクセス可能な指定完全性及び履行システム内の情報を検討し、連邦授与機関が以前に入力し、現在 SAM を通じてアクセス可能な指定完全性及び履行システムにある自身に関する情報にコメントできる。国務省は、申請者の誠実性、ビジネス倫理、及び連邦裁定 § 200.205 に基づく業績の記録についての判断を下す際に、指定された完全性及びパフォーマンスシステムの他の情報に加え、申請者のコメントを考慮して、連邦授与機関による申請者によって齎されるリスクのレビューに記載される申請者により齎されるリス

ク審査を完了する際に連邦裁定に基づくものとする。

申請組織は、機会均等雇用慣行の遵守と受益者に対する無差別への取組みを証明する必要がある。無差別には、人種、宗教、民族性、性別、所属政党に関係なく平等に扱われることが含まれる。

申請者は、米国大統領令及び米国法により、テロリズムに関連する個人又は組織との取引又はそれらへの支援が禁止されていることを思い出されたい。

- ・ 選挙で選ばれた政府議員を含む、メンバー、関連団体、代表者、又はテロ組織や麻薬密売業者の指定者に対するあらゆる種類の支援を反映する提案は考慮されない。この条項は、この契約に基づいて発行されるサブ契約/下位契約に含める必要がある。
- ・ 米国の申請団体は、機会均等雇用慣行の遵守と受益者に対する無差別への取組みを実証しなければならない。人種、宗教、民族性、性別、所属政党に関係なく無差別に、平等に扱われることが含まれる。
- ・ 国務省が資金提供するプロジェクトに参加する申請者は、適用される全ての租税条約と、源泉徴収とプロジェクト参加者の報告に関する連邦、州、地方の法律を遵守する責任がある。

F. 連邦賞の管理情報

F.1 連邦裁定通知

OES は申請者に申請結果について別途通知する。合格した申請者には、審査委員会の条件と推奨事項に応じるよう求める手紙が電子メールで送信される。この通知は活動開始の許可ではなく、正式な承認や資金提供の約束を構成するものではない。

最終承認は、申請者が審査委員会の条件と推奨事項に適切に対応すること、必要なシステムに登録されていること、OES 又は助成金担当官から要求された追加書類を記入し提出することを条件とする。最終承認は、議会通知の要件が満たされていること、及び同省の認可を受けた補助金担当官による最終審査と承認も条件となる。

同省の認可を受けた補助金担当官が署名した連邦裁定通知が、唯一の権限を与える文書である。受領者は、補助金担当官が署名した補助金授与文書に記載されている開始日からのみプログラム費用の負担を開始できる。裁定された場合、連邦裁定の通知は、SAMS 国内経

由で申請者の指定した権限当局に提供され、システム内で電子的に副署名される。

この特典に基づく支払いは、米国保健福祉省（HHS）の支払い管理システム（PMS）を通じて、又はフォーム SF-270 - 前払い又は払い戻しのリクエストに記入して送信することによって行われる。最終的な決定は補助金担当者と相談して行われる。特段の定めがない限り、受領者は払い戻し又は前払いに基づいて支払いを要求できる。PMS 経由で支払いをリクエストする手順は、<https://pms.psc.gov/> で参照できる。SF-270 経由で支払いをリクエストする手順は、<https://www.grants.gov/forms/post-award-reporting-forms.html> で参照できる。

前払いは必要な最小限の金額に制限し、この特典の目的を遂行する際の受領者の実際の即時の現金需要に合わせてタイミングを調整する必要がある。前払いのタイミングと金額は、プログラム又はプロジェクトの直接費用および許容される間接費用の比例配分に対する受領者による実際の支出に管理上可能な限り近づけなければならない。

F.2 行政政策及び国家政策及び法的要件

OES は、外国援助資金の全ての受領者に対し、以下を含むがこれらに限定されず、該当する全ての該当する省及び連邦法及び規制を遵守することを義務付けている：

2 CFR 200 (サブの章 A から F) に規定されている連邦裁定に関する統一管理要件、費用原則及び監査要件は、個人及び外国公共団体に対する援助裁定を除き、全ての非連邦団体に適用される。サブの章 A から E は全ての外国組織に適用され、サブの章 A から D は全ての米国及び外国の営利団体に適用される。賞の申請者/受領者及び賞の副受領者は、受賞通知に含まれる保証及び認定に加え、該当する全ての利用規約に従わなければならない。本省の標準利用規約は、次の URL で参照できる：

<https://www.state.gov/about-us-office-of-the-procurement-executive/>

申請書を提出する前に、申請者はこの賞に適用される全ての利用規約と必要な認定を確認し、遵守できることを確認する必要がある。これらには次が含まれる：

- ・ 2 CFR 25 - 賞管理のための普遍的な識別子及びシステム
- ・ 2 CFR 170 - 下位報酬及び役員報酬情報の報告
- ・ 2 CFR 175 - 人身売買の裁定条件
- ・ 2 CFR 182 - 薬物のない職場に対する政府全体の要件（財政援助）
- ・ 2 CFR 183 - 敵と決して契約しない
- ・ 2 CFR 600 - 国務省の要件

2 CFR パート 200 にある管理予算局のガイダンス、適用される全ての連邦法、及び関連する行政指導に従って、国務省は、この通知に従って、特定のプログラムに適用される資金の申請を審査及び検討する。以下に基づいて資金調達の手続きを提供する：

・ 2020 年 8 月 13 日連邦官報 85 FR 49506 で更新された連邦規則集 (2 CFR) 第 2 編の助成金及び協定に関するガイダンス、特に以下について：

○ 連邦賞の申請を評価する客観的なプロセスを通じて、プログラムの目的に基づいて結果を齎す可能性が最も高い受賞者を選択する (2 CFR パート 200.205)、

○ 国防権限法 2019 第 889 条 (Pub. L. No. 115-232) (2 CFR パート 200.216) に準拠して、特定の通信及びビデオ監視サービス又は機器の購入を禁止する、

○ 言論の自由と信教の自由の推進 (E.O. 13798) 及び大学における自由な調査、透明性、説明責任の改善 (E.O. 13864) に沿った言論の自由と信教の自由を推進する (§ § 200.300、200.303、200.339、及び 200.341))、

○ 法律で認められる範囲で、米国で生産された物品、製品、及び材料を最大限に使用するための優先事項を提供する (2 CFR パート 200.322)、及び、

○ 裁定がプログラムの目標又は政府機関の優先事項に有効でなくなった場合、法律で認められる最大限の範囲で契約の全体又は一部を終了する (2 CFR パート 200.340)。

人種的公平性と十分なサービスを受けられていないコミュニティの推進に関する大統領令に従って、提案書は、プログラムが人種、民族、宗教、収入、地理、性同一性、性的指向、障害に関する公平性をどのように推進するかを示す必要がある。また、この提案では、プログラムが十分なサービスを受けられていないコミュニティや、十分なサービスを受けられていないコミュニティの人々とどのように関わっていくかを示す必要がある。提案では、人種的公平性と十分なサービスを受けられていないコミュニティに取り組むことが、プログラムの目標と目的、及び参加者の経験をどのように向上させるかを示す必要がある。

十分なサービスを受けられていないコミュニティの支援は、この機会の審査基準の一部となる。従って、提案では、プログラムが公平性をどのように支援及び推進し、十分なサービスを受けていないコミュニティをプログラムの管理、設計、実施に参加させるかを明確に示す必要がある。

2022 年度人身取引被害者保護法 (TVPA) に基づく決定により、以下の国の政府に利益をもたらす支援は TVPA に基づく制限を受ける可能性がある。国務省は、政府に対する支援

とは何かをケースバイケースで決定する。以下に示す一般原則が適用される。

政府への支援には以下が含まれる：

- ・ あらゆるレベル（国、地域、地方）の政府の全ての部門（行政、立法、司法）；
- ・ 公立学校、大学、病院、国有企業、及び政府職員；
- ・ 政府に直接提供される現金、研修、設備、サービス、又はその他の援助、政府の利益のため NGO 又はその他実施者に提供される援助、及び政府職員への援助。

2023 年度中に義務付けられる資金に対する TVPA の対象：

AF：エリトリア、ギニアビサウ、南スーダン

EAP：ビルマ、中国（PRC）、マレーシア、北朝鮮

EUR：ベラルーシ、ロシア

NEA：イラン、シリア

SCA：アフガニスタン

WHA：キューバ、キュラソー、ニカラグア、シント・マールテン島

プログラムの内容によっては追加の要件が含まれる場合がある。

F.3 レポート

申請者は、OES の受賞では、OES の決定に従い、四半期ごとまたは半年ごとに、全てのレポート(財務及び進捗状況)を SAMS 国内の助成金ファイルにアップロードする必要があることに注意されたい。連邦財務報告書(FFR 又 SF-425) は財務報告書に必要な形式であり、PMS で提出する必要がある。また、PMS からのコピーを SAMS 国内の助成金ファイルにアップロードする必要がある。SAMS 国内の助成金ファイルにアップロードされる進捗レポートには、以下に説明する説明と、F フレームワーク指標のプロジェクト指標(又は助成金担当者が承認したその他の相互に合意された形式)が含まれている必要がある。F フレームワーク指標は、賞を発行する最終段階で検討され交渉される。

物語的な進捗レポートは、包括的な目標を達成するためのプロジェクトの進捗状況の測定に焦点を当てている必要があり、賞のロジックモデルとモニタリングと評価の物語に概要が示されている目的、活動、結果、及び成果物に従って編集される必要がある。期待される成果に向けた進捗状況と目標達成に向けた成果が活動にどのように反映されるかを説明し評価する。M&E 計画に設定されたベンチマーク/目標の達成に向けた進捗状況を含める。更に、指標の目標値と実績値を比較した M&E 計画を添付されたい。プロジェクト全体の影響の評価は、各進捗報告書に含める必要がある。関連する場合、進捗レポートには以下も含

める必要がある：

- ・ 関連するコンテキスト情報 (限定的)；
- ・ 可能な場合、プロジェクトからの具体的な影響又は成功事例；
- ・ プロジェクト活動に関連する関連文書又は製品 (記事、会議リストと議題、参加者アンケート、写真、マニュアルなど) を別の添付ファイルとして提供；
- ・ プロジェクトの実施における問題や課題、及び活動の更新されたタイムラインを含む是正措置計画；
- ・ 活動が実施されなかった、又は成果物がスケジュールに従って達成されなかった理由；
- ・ 四半期の必要な F フレームワーク指標のデータ及び会計年度ごとの集計データ；
- ・ プログラム指標、又は補助金担当官により承認されたその他の相互に合意された形式；及び、
- ・ 次の四半期の活動の提案。

申請者は、2 CFR 200 付録 XII「受領者の誠実性と業績に関する授与条件」に反映されている授与後の報告要件を認識しておく必要がある。

対外援助データレビュー：議会の要求に応じて、国務省は対外援助データレビュー(FADR)を通じて対外援助データの追跡と報告を改善する取組みを進めなければならない。FADRは、予算編成、計画、配分から義務と支出に至るまでの対外援助活動データの追跡を義務付けている。合格した申請者は、受賞文書に示されている適切な FADR データ要素に基づいて連邦資金を報告し、取出す必要がある。複数の FADR データ要素 (通常はプログラム、セクター、及び/又は地域、国) の場合、合格した申請者は個別の会計記録を維持する必要がある。

最終的な説明及び財務報告書も、賞の有効期限後 120 日以内に提出する必要がある。

注意：報告が遅れると支払いの承認が遅れる可能性があり、必要な報告を提出しないと受取人が将来米国政府資金を受け取る能力が損なわれる可能性がある。OES は、特典期間中に追加のプログラム及び/又は財務プロジェクト情報を要求する権利を留保する。

G. 連絡先情報

この NOFO に関する技術的な提出に関する質問については、Emilie Winch (WinchEC@State.gov) まで連絡されたい。

SAMS 国内アカウントに関するサポートおよびシステムに関連する技術的な問題については、電話 +1 (888) 313-4567 (国際電話には通話料がかかる) で ILMS ヘルプ デスクに問い合わせるか、アクセスできるセルフサービス オンライン ポータルを通じて ILMS ヘルプ デスクに <https://afsitsm.service-now.com/ilms/home> から問い合わせられたい。カスタマーサポートは年中無休で利用できる。

SAMS 国内アカウントを作成するには、多要素認証 (MFA) のためにスマートフォンの使用が必要になる場合があることに注意されたい。アカウント作成時に申請者がスマートフォンにアクセスできない場合、ヘルプデスクに連絡し、Windows PC の MFA に関する指示を求められたい。

Grants.gov アカウントに関するサポート及びシステムの使用に関する技術的な問題については、コンタクトセンター (+1 (800) 518-4726) に電話するか、support@grants.gov に電子メールで問い合わせられたい。コンタクト センターは、連邦休日を除き、年中無休、24 時間利用できる。

連邦祝日のリストについては、以下を参照されたい。

<https://www.opm.gov/policy-data-oversight/pay-leave/federal-holidays/>

技術的な提出に関する質問を除き、NOFO 期間中、ワシントン及び海外の米国国務省職員は、提案審査プロセス全体が完了し、却下及び承認の手紙が送信されるまで、このコンテストについて申請者と話し合ってはならない。

H. その他の情報

申請者は、OES が申請書に含まれる一部の情報が機密又は専有情報であると見なされる可能性があることを理解しており、そうした情報を保護するために適切な努力を行うことを認識する必要がある。ただし、OES は、情報公開法 (FOIA) またはその他の同様の法令に基づく場合を含め、そのような情報が開示されないことを保証できないことを申請者に通知する。

この NOFO の情報には拘束力があり、OES 代表者によって変更できない。この文言と矛盾する OES により提供される説明情報には拘束力はない。この NOFO の発行は、米国政府側の裁定の約束を構成するものではなく、また、米国政府が提案の準備と提出にかかる費用を支払うことを約束するものでもない。更に、米国政府は、受け取った提案の一部又は全てを拒否する権利を留保する。

適用される連邦授与機関の方針に従って、申請者は連邦授与機関又はパススルー事業体に対して潜在的な利益相反を書面で開示する必要がある。

OES に関する背景情報

OES は、現在及び将来の世代の繁栄、平和、安全のため、地球環境、海洋、健康、宇宙を保全し保護するために、米国のリーダーシップ、外交、科学協力を提供するという使命を持っている。

OES とその取組みに関する追加の背景情報は、米国国務省海洋国際環境科学局で参照できる。

国務省「フェルナンデス次官補は、米国代表団を率いてパリでプラスチック汚染の交渉へ」
2023 年 5 月 26 日

<https://www.state.gov/under-secretary-fernandez-leads-u-s-delegation-to-plastic-pollution-negotiations-in-paris/>

ホセ・W・フェルナンデス国務次官補（経済成長・エネルギー・環境担当）は、プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会第 2 回会合に先立ち、米国代表団の活動を率いるため、5 月 27 日までフランスのパリを訪問している。同氏の退任後は、海洋・国際環境科学局のジェニファー・R・リトルジョン次官補代理が米国代表団の団長となる。

プラスチック汚染は国境を越えた世界的な危機であり、自然界、その生物多様性、そして人間の健康と福祉に影響を与える。米国は他国と協力して、この問題に対処するための野心的かつ革新的な国際協定の策定に取り組んでいる。

フェルナンデス次官補とリトルジョン次官補代理は、世界が世界合意に向けて取り組む中、プラスチック汚染との戦いにおける協力を促進するため、政府指導者や企業、市民社会、その

他の利害関係者の代表と会談している。

パリで、フェルナンデス次官補は、一部の発展途上国がプラスチック汚染と闘い、情報共有と優良事例を促進し、政府間交渉委員会のプロセスへの参加を支援するため、国家行動計画の策定と実施を支援することを目的とする国連環境計画に700万ドルの助成金を発表した。更に次官補は、国務省が官民パートナーシップであるプラスチック汚染撲滅国際協力（EPPIC）の設立に向けて取組んでおり、この取組みの開始を支援するため最大1,450万ドルを提供することにも言及した。EPPICは、政府、企業、市民社会、慈善団体などを招集し、プラスチック汚染に対する世界的な行動を活性化し、プラスチックの削減、再利用、リサイクルのための循環性と科学に基づいた解決策の推進に焦点を当てる。

最新情報を入手するには、Twitter、Facebook、LinkedInでフェルナンデス次官補をフォローされたい。

国務省「フェルナンデス次官補は、スウェーデン、ノルウェイ、フィンランド、フランス及びUKを訪問」2023年5月31日

<https://www.state.gov/under-secretary-fernandezs-travel-to-sweden-norway-finland-france-and-the-uk/>

ホセ・W・フェルナンデス国務次官補（経済成長・エネルギー・環境担当）は、重要な経済成長と安全保障の優先事項に関する大西洋を越えた協力を深めるため、2023年6月9日までスウェーデン、ノルウェー、フィンランド、フランス、英国を訪問する。これには、貿易、技術、気候、エネルギー、食料安全保障などの幅広い政策分野と、経済回復と復興の取組みにおけるウクライナへの継続的な支援が含まれる。

5月29日から31日までスウェーデンのルーレオで開催される第4回通商技術評議会（TTC）会議にフェルナンデス次官補はブリンケン長官とともに出席し、そこで米国とEUの関係をサポートする予定である。技術標準、世界貿易、サプライチェーンの安全保障に関する政策の連携、世界的なクリーン技術移行における大西洋横断協力の深化、残忍かついわれのないウクライナ侵略に対するロシアの責任を追及し、ウクライナへの継続的な支持を集める。

フェルナンデス次官補は6月1日にスウェーデンのストックホルムを訪問し、重要な鉱物のサプライチェーンの確保と気候危機の影響の緩和について米国とスウェーデンの企業と連携する。また、スウェーデン当局者とも会談し、北極への取り組みを再確認し、ノルウェーの北極評議会議長国をサポートする予定である。

6月2日にノルウェーのオスロで次官補は米国の経済政策、ウクライナ復興支援、ノルウェー企業とのサプライチェーン強化の取り組みについて話し合う予定である。同氏は又、北極評議会に対するノルウェーの優先事項を推進するため政府当局者らと会談し、北極における平和協力を確保し、評議会の重要な技術的取り組みを継続する予定である。

フェルナンデス次官補は6月4日から5日までフィンランドのヘルシンキで、引き続き北欧諸国との協力を深め、大西洋横断経済の重要な優先課題への支持を集める。同氏は政府や企業と会合し、大西洋の両側で雇用と繁栄を促進する強力なエネルギー産業基盤を備えたクリーンエネルギーのサプライチェーンエコシステムを推進する機会について話し合う予定である。

フェルナンデス次官補はその後、第15回ラテンアメリカ・カリブ海国際経済フォーラム、2023年OECD閣僚級理事会会合、経済協力開発機構（OECD）会合、6月6～7日に開催されるOECDグローバルテクノロジーフォーラムの第1回イベントなどに出席するためフランスのパリを訪問する。これらの会合を通じて、米国は、より包摂的で公平で豊かな未来の構築など、重要な経済政策のテーマに関する包括的で複数の利害関係者による対話を優先している。地域の環境と投資の持続可能性をサポートする。特に新興国との間で、新興テクノロジーのガバナンスに関する将来を見据えた戦略的な議論を促進する。

次官は6月8日から9日にかけてイギリスのロンドンを訪問し、経済安全保障問題やロシアの不当なウクライナ侵略によって引き起こされた緊急課題について協力を継続するため政府関係者と会談する予定である。

最新情報を入手するには、Twitter:@State_E、Facebook:@StateDeptE、LinkedIn:@State-E でフェルナンデス次官補をフォローされたい。

カリフォルニア州「SB-54 固形廃棄物：報告、包装、及びプラスチック食品サービスウェア」2022年7月1日

https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202120220SB54

上院法案第 54 号

第 75 章

固形廃棄物に関連する公的資源法セクション 41821.5 を改正し、第 3 章 (セクション 42040 から始まる) を第 30 節第 3 部に追加し、セクション 42064 を廃止する法律。

[2022年6月30日知事により承認。2022年6月30日国務長官に提出。]

立法顧問のダイジェスト

SB 54、Allen。固形廃棄物：報告、包装、及びプラスチック製食品サービスウェア。

(1) カリフォルニア統合廃棄物管理法 1989 は、資源リサイクル及び回収局により管理されており、一般に固形廃棄物の処分、管理、及びリサイクルを規制する。この法律は、処理施設の運営者が処理施設で処分される処分トン数に関する情報を部門に提出することを要求し、固形廃棄物処理業者と中継基地の運営者がその要件の目的で処分施設の運営者に情報を提供することを要求する。この法律は、リサイクル及び堆肥化の操作及び施設が、他のリサイクル又は堆肥化施設又は特定の事業体に廃棄、販売、又は輸送される材料の種類及び量に関する定期的情報を部門に提出することを要求する。

この法案は、これらの報告要件は、部門により採用された規制に従ってエンドユーザーとして定義された施設により使用される材料、又はそれらの規制に従って免除される材料には適用されないと規定する。法案は又、リサイクルは、そうでなければ固形廃棄物となる材料の処理に限定されず、固形廃棄物を構成する材料が廃棄されたかどうかに関わりなく、主にその処理の原料として価値がある無害な材料に適用されるプロセスも含むことを明確にする。法案は更に、リサイクル事業又は施設が部門により採択された特定の規制に従って登録及び報告する必要があるかどうかに関わりなく、その事業又は施設が実際にそうでない限り、リサイクル事業、固形廃棄物の処理又は施設は固形廃棄物処理業者ではないことを明確にする。

(2) カリフォルニア統合廃棄物管理法 1989 は、とりわけ固形廃棄物、プラスチック包装容器、及び使い捨て食品サービスウェアの廃棄、管理、及びリサイクルを規制する。

カリフォルニア州法 2018 の持続可能な包装は、州の施設にある食品サービス施設が、国有財産のコンセッションネアとして運営されているか、機能しているか、州機関に食品サービスを提供する契約を結んでいるとき、食品サービスウエアの種類が、リユース可能、リサイクル可能、又は堆肥化可能な承認済み食品サービスウエアの種類を含むインターネット Web サイトで公開及び維持しているリストにない限り、食品サービスウエアのタイプを使用し調理済み食品の配送を禁止する。

既存の法律は、毎年発生する固形廃棄物の 75%以上を発生源の削減、リサイクル、又は堆肥化することが州の政策目標であると立法宣言している。

この法案は、プラスチック汚染防止包装材料生産者責任法を制定し、提供された特定の使い捨て包装及びプラスチック使い捨て食品サービスウエアを対象とする。その包括的な法定スキームの一部として、法案は、定義されるように、これら対象材料の生産者に、プラスチック対象材料を調達することを要求し、対象材料が販売、配送、又は州の内に又は州へ輸入されることを保証する。2032 年 1 月 1 日、リサイクル可能又は堆肥化可能であり、州の内に又は州へ、販売、配送、又は輸入されるプラスチック対象材料が指定されたリサイクル率を満たしていることを確認する。特にこの法案は、2032 年 1 月 1 日以降、プラスチック対象材料の 65%以上をリサイクルすることを要求し、特定の状況で指定されたリサイクル率を増減することを部門に許可する。この法案は、特定の材料のタイプとフォームが州内でリサイクル可能であると見なされることを要求し、特定の状況下でそれらの材料タイプとフォームにリサイクル可能としてラベル付けすることを許可する。

この法案は、生産者が発生源削減に規定されているように、生産者責任組織（PRO）の生産者責任計画に参加することを承認されない限り、州内での対象材料の販売、販売への供給、輸入、又は配送、対象材料の収集、処理、及びリサイクルを禁止する。或いは、法案は、PRO の計画に参加することなく、生産者が個別に法律を遵守することを要求する。この法案は、登録、報告、記録管理、監査の要件、予算と年次報告書の作成など、法律に関連し PRO と生産者に様々な要件を課す。この法案は、PRO 又は生産者が偽証罪の罰則の下、特定の認証を提供することを要求することになる。偽証罪の範囲を拡大することにより、法案は州が義務付けた地方プログラムを課すことになる。この法案は、PRO が参加生産者に対し、法の要件が PRO により満たされることを保証するのに十分な料金を設定することを要求するため税金が課せられる。法案は、PRO の費用、法案が作成する生産者責任諮問委員会の費用、及び PRO の予算で指定されたその他の費用を含む、料金からの収入が使われる可能性のある目的を指定する。

この法案では、PRO が 2027 暦年に開始し、2037 年 1 月 1 日まで、提供されている通り、毎年 5 億ドルの追加料金をカリフォルニア州税務局 (CDTFA) に送金し、法案が作成し、追加料金の徴収と管理に適用される要件の概要を説明するプラスチック汚染軽減基金としてカリフォルニアに預ける必要がある。この法案は、PRO が参加生産者に、その金額を引き上げてそれらのお金を送金するのに十分な金額の環境緩和追加料金を設定して課すことを要求し、PRO がプラスチック対象材料を販売するプラスチック樹脂メーカーから、規定の通り、PRO の参加者である生産者に最大 1 億 5000 万ドルを集めることを承認する。以上、法案は税金を課す。この法案は、プラスチックの環境影響を緩和することに関連する目的で、州議会による割り当てに応じ、特定の州機関によりカリフォルニアプラスチック汚染緩和基金の資金を支出することを要求することになる。この法案は、予算法 2019 の特定歳出を含め、これらの歳出が他の資金源からのこれらの目的のための資金を置き換えたり削減したりすることを禁じる。

この法案は、規定通り法を実施するための規則を採用することを部門に要求し、インターネット Web サイトに特定の情報とリストを公開することを部門に要求する。この法案は、指定されている場合を除き、地域の管轄区域及びリサイクルサービスプロバイダーが、収集及びリサイクルプログラムに部門が発行するリストに含まれる対象材料を含めることを要求する。地方の管轄区域に追加の要件を課すことにより、法案は州が義務付けた地方プログラムを課すことになる。この法案は、法の要件を達成するため対象材料に必要な手順と投資を決定するため、設計された 1 つ以上の初期の州全体のニーズ評価を準備するか、完了するために独立した第三者請負業者を選択することを部門に要求する。この法案は、PRO がニーズ評価を開発する費用を部門に払い戻すことを要求し、それにより税金を課す。

この法案では、PRO が「カリフォルニアサーキュラーエコノミー管理費」という名前の料金を部門に支払う必要があり、部門及びその他州機関が包括的に実施し、実施するためのコストをカバーするのに十分な金額を部門に法廷制度を設定する必要がある。この法案では、法案が作成するカリフォルニアサーキュラーエコノミー基金に管理費を預ける必要がある。この法案は、州議会が法に基づく部門の活動のため、部門に充当したときに基金の資金を利用できるようにし、部門の活動の初期費用を賄うために使用された他の基金からの未払いのローンを返済する。この法案は、法の下で資金を受け取る部門と機関に、法の実施に関して議会に特定の情報を報告することを要求することになる。法案は、PRO 又は生産者が法律に従って設定された特定の目標を達成していないと部門が判断した場合、規定に従って、法律の特定の規定を含む規制を採用することを部門に要求する。

この法案は、法律の要件に準拠していない事業者に対し、指定されている場合を除き、違反ごとに 1 日当たり 50,000 ドルを超えない金額の行政罰を課す権限を部門に与えることを含

め、その施行を規定する。この法案は、法案が作成するサーキュラーエコノミーペナルティアカウントに徴収されたペナルティを預けることを部門に要求する。この法案は、州議会が法案を推進する目的で充当すると、口座の預金を利用できるようにする。

(3) 既存の憲法の規定は、公的機関の会議又は公務員及び機関の文書へのアクセス権を制限する法令が、制限によって保護された利益及びその利益を保護する必要性を実証する調査結果とともに採択されることを要求する。

この法案は、その趣旨を立法上で見出すことになる。

(4) カリフォルニア州憲法は、州が義務付けた特定の費用を地方機関及び学区に払い戻すことを州に義務付ける。法定規定は、その償還を行うための手順を確立する。

この法案は、特定の義務に関して、特定の理由でこの法律によって償還が要求されないことを規定する。

その他の義務に関して、この法案は、州の指令委員会が法案に州が義務付けた費用が含まれていると判断した場合、上記の法定規定に従ってそれらの費用の払い戻しを行うと規定する。

(5) この法案には、カリフォルニア州憲法第 XIII A 条セクション 3 の意味する範囲内で納税者がより高い税金を支払うことになる州法の変更が含まれるため、議会の各メンバーシップの 2/3 の承認が必要になる。

投票：2/3 予算：否決 財政委員会：可決 ローカルプログラム：可決

法案

カリフォルニア州の人々は次を制定する：

SEC 1.公共ソース法典セクション 41821.5 は、次のように改正される：

41821.5. (a) 処分施設の運営者は、各処分施設で処分される管轄区域又は原産地別の処分トン数に関する情報を、部門及び情報を要求する郡に、部門が規定する形式で提出するものとする。処分施設の運営者がその情報を提供できるようにするために、固形廃棄物処理業者と中継基地の運営者は、処分施設に配達する固形廃棄物の出所に関する情報を処分施設の

運営者に提供しなければならない。

(b) (1) リサイクル及び堆肥化の操作及び施設は、州内外のエンドユーザーである他のリサイクル又は堆肥化施設に廃棄、販売、又は輸送される材料の種類と量、州、又は州内又は州外で販売する輸出業者、ブローカー、又は輸送業者に関する定期的情報を部門に提出するものとする。

(2) リサイクル又は堆肥可能物の輸出業者、ブローカー、自己運搬業者、及び輸送業者は、処分、販売、又は輸送される材料の種類、数量、及び仕向地に関する定期的情報を部門に提出するものとする。部門は、「セルフハウラー」を定義するこのセクションを実装する規則を作成し、少なくとも、自社の従業員と設備を利用して、自社の食品廃棄物を1週間に1立方ヤード以上生成し、及びその個人又は団体により所有及び運営されていない場所又は施設へ輸送する個人又は団体を含めるものとする。

(3) このサブディビジョンに従って提出された報告の情報は、施設全体の集計ベースで部門に提供される場合があり、契約条件（価格設定、クレジット条件、ボリュームディスカウント、及び取引条件その他専有情報を含む）などの財務データ、資料の出所の管轄、又は資料を受け取る組織に関する情報が除外される場合がある。部門は、要求に応じ、会社ごとに集計されたこの情報を管轄区域に提供する場合がある。会社ごとに集計されたもの以外の集計情報は公開情報である。

(4) (A) (3) 項にかかわらず、この細目に従って提出される報告書の情報には、プラスチック廃棄物の混合物である輸出材料の管轄区域又は原産地が含まれるものとする。このサブパラグラフは、セクション 18015 で樹脂タイプに割り当てられているプラスチック樹脂 1、2、又は 5 のみからなるプラスチック廃棄物、又はこれら樹脂の組み合わせのみからなるプラスチック廃棄物の混合物には適用されない。

(B) 部門は、管轄区域又は原産地に関する情報、及びプラスチック廃棄物の混合物である輸出材料のトン数情報を公開するものとする。

(C) この細分化の目的のため、「輸出」はセクション 41781.4 に記載されているのと同じ定義を持つ。

(5) このセクションに従って課される報告要件は、このセクションに従って部門により採用された規則に従ってエンドユーザーとして定義された施設によって使用される材料、又はそれらの規則に従って免除される材料には適用されない。

(c) 部門は、このセクションを実施するために合理的かつ必要な慣行と手順を要求し、取扱い、処理、又は廃棄される固形廃棄物とリサイクル可能な材料の代表的な会計を提供する、このセクションに従った規則を採用するものとする。部門により承認されたこれらの規制は、廃棄物及びリサイクルの取扱い、処理、又は処分作業に不当な負担を課したり、固形廃棄物及びリサイクル可能物の安全な取扱い、処理、及び処分を妨害したりしてはならない。部門は、これらの規則に次の両方を含めるものとする：

(1) セクション 41821.7 により承認された執行の開始前に、遵守する機会が提供されることを保証する手順。

(2) セクション 45016 に規定されるものと同様のペナルティ額を決定する際に考慮すべき要素。

(d) このセクションに従って採択された規制により要求される情報の提出を拒否又は提出しなかった人は、個別の規定、又は違反が続く場合、違反が続く日ごとに、違反ごとに 500 ドル (500 ドル) 以上 5,000 ドル (5,000 ドル) 以下の民事罰の責任を負う。

(e) 故意又は意図的に虚偽の報告を提出した者、又は部門又はその代表者に記録の検査又は検査を許可することを拒否した者、又は部門の検査のために記録を保持しなかった者、又は、このセクションに従って採択された規制により要求される記録を改ざんする目的で記録のエントリを変更、キャンセル、又は抹消した者は、個別の規定の違反ごとに 500 ドル (500 ドル) 以上の、又違反が続く場合は、違反が続く日ごとに 1 万ドル (\$ 10,000) 以上の民事罰の責任を負う。

(f) 本条に基づく責任は、民事訴訟において課される場合があり、又は本条に従って行政的に課される場合がある。

(g) (1) 民法第 4 部第 1 部タイトル 5 (セクション 3426 から始まる) 及び証拠法第 8 部第 4 章第 11 条 (セクション 1060 から始まる) に係らず、全ての施設、又はオペレーターは、部門がサブディビジョン (a) 及び (b) に従って必要な報告の情報を検証し又は検証できるようにすることを合理的に要求され、施行規則は部門による検査及びコピーの対象となるものとするが、機密情報であり、カリフォルニア公共記録法 (政府法典タイトル 1 ディビジョン 10 (セクション 7920.000 から始まる)) に基づく開示の対象とはならない。

(2) 民法第 4 部第 1 部のタイトル 5 (セクション 3426 から始まる) 及び証拠法第 8 部第 4 章第 11 条 (セクション 1060 から始まる) に係らず、政府機関の従業員は、許可され

た固形廃棄物施設、2015年7月1日以降に施設で受け取り、政府機関の地理的管轄内で発生したトン数に関連する記録を検査及びコピーする。これらの記録は、許可された固形廃棄物施設で受け取った廃棄物の運搬業者、車両、数量、日付、種類、及び出所を識別する重量タグに限定されるものとする。これらの記録は、サブディビジョン (a) の目的で、又地方料金の徴収を実施するために必要に応じて、これらの政府機関が利用できるものとするが、これらの記録は機密情報であり、カリフォルニア公共記録法 (第 10 節) (政府法典のタイトル 1 のセクション 7920.000 から始まる) に基づく開示の対象とはならない。特定の埋立地を使用する運送業者の名前は、地方のプログラムに資金を提供したり、地方のフランチャイズを執行したりする行政又は司法の執行の一環として必要な場合を除き、政府機関により開示されないものとする。

(3) 政府機関は、(2) 項に基づく権限を行使するため、差止命令又は宣言的救済を上級裁判所に申し立てることができる。これらの手続において対応する訴状及び聴聞会の時間は、可能な限り早い時期にこれらの問題に関する決定を確保することを目的として、裁判所の裁判官により設定されるものとする。

(4) このセクションの目的上、「政府機関」とは、セクション 40145 で識別される組織、又はセクション 40976 に従って形成された組織である。

(5) このサブディビジョンの目的上、「処分」及び「処分施設」は、それぞれセクション 40120.1 及び 40121 で規定されているものと同じ意味を持つ。

(6) このサブディビジョンにおけるいかなるものも、2015年12月31日読んだように、このセクション及び実施規則により提供された可能性のある政府機関の権限を制限又拡大すると解釈されないものとする。

(7) (1) 項に従って部門による、又は (2) 項に従って政府機関の従業員による検査及びコピーの対象となる記録は、記録に含まれる機密価格情報を除外するため、契約条件 (価格設定、クレジット条件、ボリュームディスカウント、及びその他の独自のビジネス条件に関する情報を含む) などは、編集された情報が部門に報告する必要のある情報でない場合、検査前にオペレーターにより編集される場合がある。

(h) 統一電子取引法 (民法第 3 部第 2 部タイトル 2.5 (セクション 1633.1 から始まる)) に係らず、このセクションで要求される記録は、部門により確立された電子レポート形式システムを使用し電子的に提出されるものとする。

(i) このセクションに従って提供される全ての記録は、セクション 40062 の対象となるものとする。

(j) このセクションの目的のため：

(1) リサイクル作業及び施設は、セクション 40180 で定義されるリサイクルを実施する施設である。ただしリサイクルは、そうでなければ固形廃棄物となる材料の処理に限定されず、主に材料が廃棄されたか固形廃棄物を構成するかに関係なく、その処理のための原料のような価値のある無害な材料に適用されるプロセスも含まれる。

(2) 本条に従って部門が採択した規則に従ってリサイクル事業又は施設が登録及び報告する必要があるかどうかに係らず、その事業又は施設が実際にそうでない限り、リサイクル事業又は固形廃棄物の処理施設は、固形廃棄物処理業者ではない。

SEC.2. 第 3 章 (セクション 42040 から始まる) が、公共リソース法典ディビジョン 30 パート 3 につきの通り追加される：

第 3 章 プラスチック汚染防止及び包装生産者責任法

第 1 条 一般規定

42040. (a) この章は、プラスチック汚染防止及び包装生産者責任法として知られ、引用される場合がある。

(b) 州議会は、以下の全てを見出し宣言する：

(1) 不利な立場にある低所得のコミュニティは、プラスチック汚染と化石燃料の採掘による人の健康と環境影響により不釣り合いに影響を受けている。

(2) (A) 地域の管轄区域は、カリフォルニアにおける固形廃棄物の管理とリサイクルの取り組みのバックボーンである。この章で確立された新たな州全体の包括的サーキュラーエコノミーのフレームワークは、材料の収集、処理、リサイクルにかかる費用の負担を地域の管轄区域からプラスチック製品の生産者に移すことを目的とする。

(B) この章の実施に関連して発生した新たな費用とその実施規則について、地方の管轄区域が財政的に完全になることを保証することは、この章を制定する際の州議会の意図である。

(3) (A) 2021年には、米国の消費後のプラスチック廃棄物の僅か5%しかリサイクルされず、米国が数百万トンのプラスチック廃棄物を中国に輸出した2014年の最高値の9.5%から減少した。それでも、この材料の多くは焼却又は環境に投棄され、リサイクルされなかった。

(B) 議会の意図は、このプログラムの対象となる使い捨て包装及び食品サービスウェアの生産者が、その材料の寿命管理に関連する費用を負担することを保証するように設計された生産者責任プログラムを確立することにある。材料がリサイクル可能又は堆肥化可能であることを確認されたい。この標準化により、リサイクルと堆肥化に関する消費者の混乱が減り、料金支払者のコストが削減され、システムの効率が向上する。

(C) これらの改善により、カリフォルニア州は、廃品回収に適していることが判明した場合、地域の管轄区域がリサイクル可能又は堆肥化可能として識別された材料を収集するため、今後、廃品回収プログラムをより調和できるようにすることも議会の意図である。

(4) リサイクルは、金属、ガラス、紙、一部のプラスチック樹脂などの一部の天然資源をリサイクル利用する効果的方法である。ただし、状況によって、リサイクルは費用がかかり、対象材料の寿命を処理するための効果のない手段となる。こうした状況では、州議会は、一部の材料タイプがこの章の要件を効果的に満たすことができないことを認め、生産者は、包装又は食品サービスウェアを排除、再設計、又はこの章の要件をより効率的に満たすことができる対象材料のカテゴリにシフトする必要がある。

42041.この章では、次の定義が適用される。

(a) 「諮問委員会」とは、セクション 42070 に従って設立された生産者責任諮問委員会を意味する。

(b) 「バルク又は大包装」とは、大量の製品を大きな包装に包装することを意味し、それによって同じ量の製品に対して複数の小さな包装単位の必要性を相殺する。

(c) 「カリフォルニアサーキュラーエコノミー管理手数料」とは、セクション 42053.5 に従って部門が課す手数料を意味する。

(d) 「圧縮物」又は「圧縮」とは、以前の大量の製品と同じ目的で少量の製品を使用できるように製品を再配合することにより、製品に必要な包装の量を減らすことを意味する。

(e) (1) 「対象材料」とは、次の両方を意味する：

(A) 内容物が使用又は開梱された後、定期的に取りサイクル、廃棄、又は廃棄され、通常は生産者が再充填又はリユースしない使い捨て包装。

(B) プラスチックコート紙又はプラスチックコート板紙、製造プロセス中に意図的にプラスチックが添加された紙又は板紙、及び多層フレキシブル材料を含むがこれらに限定されないプラスチック使い捨て食品サービスウェア。このサブパラグラフの目的上、「使い捨て食品サービスウェア」には次の両方が含まれる：

(i) トレイ、プレート、ボウル、クラムシェル、蓋、カップ、調理器具、攪拌機、ヒンジ付き又は蓋付きの容器、及びストロー。

(ii) 外食産業に販売されるラップ又はラッパー及びバッグ。

(2) (1) 項に係らず、「対象資料」には次のいずれも含まれない：

(A) 次の製品のいずれかに使用される包装：

(i) 連邦食品医薬品化粧品法 (21 U.S.C. Secs.321 (g)、321 (h)、及び 353 (b) (1)) で指定される、医療製品及びデバイス又は処方薬として定義される製品。

(ii) 動物用寄生虫駆除剤製品を含むがこれに限定されない、動物用医薬品に使用される薬物。

(iii) 連邦食品医薬品化粧品法 (21U.S.C.Sec.301 et seq.)、連邦ウイルス・血清・毒素法 (21U.S.C.Sec.151 et seq.)、又は連邦殺虫剤、殺菌剤、及び殺鼠剤法 (7U.S.C.Sec.136 et seq.) など動物に意図される製品

(iv) 合衆国法典第 21 編セクション 321 (z) に定義される乳児用調製粉乳。

(v) 合衆国法典第 21 編セクション 360ee (b) (3) で定義される医療食品。

(vi) 疾病の国際分類第 10 次改訂、又は部門により決定されたその他の病状による癌、慢性腎臓病、糖尿病、栄養失調、又は生殖の失敗に直接関連する特別な食事の必要性のために栄養ニーズを満たすために栄養補給又は唯一の栄養源を必要とする人に使用される強化経口栄養補助食品。

(B) 連邦殺虫剤・殺菌剤・殺虫剤法 (7U.S.C.Sec.136 et seq.) により規制される製品を収容するため使用される包装。

(C) 輸送用に危険物又は危険物として連邦規則に分類された製品を収容及び出荷するため使用されるプラスチック包装容器。

(D) 連邦労働安全衛生局の危険通信基準 2012 (29 C.F.R. 1910.1200) により規制されている危険物又は可燃性の製品を収容するため使用される包装。

(E) カリフォルニア飲料容器リサイクル及び削減法 (ディビジョン 12.1 (セクション 14500 から始まる)) の対象となる飲料容器。

(F) 部門によって決定され、5 年以上の寿命を持つ製品の長期保護又は保管に使用される包装。

(G) パート 7 第 5 章 (セクション 48700 から始まる) に従って確立された建築用塗料回収プログラムの対象となる製品に関連する包装。

(H) (i) 対象材料が以下の全ての基準を満たしていると生産者が部門に証明する対象材料：

(I) 対象材料は、住宅のリサイクル回収サービスで回収されない。

(II) 対象材料は、混合リサイクル処理施設で他の材料から分離されない。

(III) 対象材料は、責任ある最終市場でリサイクルされる。

(IV) この材料は、2027 年 1 月 1 日より前の 3 年連続で 65% のリサイクル率を示し、それ以降は、2 年ごとに部門に示されているように、毎年 70% 以上のリサイクル率を示している。

(ii) 生産者により州内又は州で販売された対象材料の一部のみが条項 (i) の基準を満たしている場合、条項 (i) の基準を満たしている対象材料の一部のみがこの章から免除される。また基準を満たさない部分は、この章の対象材料である。

(f) 「対象材料のカテゴリ」とは、部門により決定され、同様のタイプ及び形態の対象材料を含むカテゴリを意味する。

(g) 「廃品回収」とは、対象となる材料を含むがこれらに限定されないで、地域の管轄区域

又は地域の管轄区域との契約に基づくリサイクル又は堆肥化サービスプロバイダーによる材料の収集を含むプログラムを意味する。

(h) 「部門」とは、資源のリサイクル及び回収部門を意味する。

(i) 「不利なコミュニティ」とは、健康安全法典セクション 39711 に従ってカリフォルニア環境保護庁によって特定された地域、又は政府法典のセクション 65302.10 に従って不利な非法人コミュニティとして特定された地域を意味する。

(j) 発生源の削減に関する「除去する」又は「除去」とは、プラスチック部品を非プラスチック部品に交換せずに、規制範囲にある材料からプラスチック部品を除去することを意味する。

(k) 「発泡ポリスチレン」とは、発泡したポリスチレン、及びスチレンモノマーを利用し、ポリマーの球（発泡可能なビーズ状のポリスチレン）の溶融、射出成型、発泡成形、及び押出ブロー成形（押出發泡ポリスチレン）を含むがこれらに限定されない任意の技術により処理された熱可塑性石油化学材料である発泡ポリスチレン又は押出成形される発泡体を意味する。

(l) 「地方管轄」とは、政府法典タイトル 1 ディビジョン 7 第 5 章（セクション 6500 から始まる）又はパート 2 第 1 章第 3 条（セクション 40970 から始まる）に従って形成された市、郡、市及び郡、地域機関、又は固形廃棄物収集サービスを提供する特別地区を意味する。

(m) 「軽量化」とは、包装又は食品サービスウェアを機能的に変更することなく、特定の包装又は食品サービスウェアに使用される材料の重量又は量を減らすことを意味する。「軽量化」には、リサイクル可能又は堆肥化可能な被覆材料がリサイクル不可能又は堆肥化不可能になる、又はリサイクル又は堆肥化される可能性が低くなるような変更は含まれない。

(n) 「低所得コミュニティ」とは、健康安全法典セクション 50093 に従って採用された、制限世帯収入が州全体の中央値の 80% 以下であるか、住宅及びコミュニティ開発局の州所得リストで低所得として指定された閾値以下の世帯収入を持つ地域を意味する。

(o) 「マルス料金」とは、対象材料の環境又は公衆衛生への悪影響のため、対象材料に対して PRO が参加者の生産者に課す料金を意味する。

(p) 「材料回収施設」又は「MRF」とは、ブローカー又は最終市場に販売する規格グレー

ドの商品に機械的又は手動で分類するため、対象材料を含むがこれらに限定されないリサイクル可能な材料を受け取るリサイクル施設を意味する。

(q) 「ニーズ評価」とは、セクション 42067 に従って作成されたニーズ評価を意味する。

(r) 「最適」又は「最適化」とは、最小限の材料で製品又包装のニーズを満たすことにより、包装に使用される対象材料の量を制限することを意味する。これには、不要なコンポーネントの排除、適切なサイズ設定、集中、バルク又は大きな形の包装の使用が含まれるが、これらに限定されない。

(s) 「包装」とは、原材料から加工品に至るまで、生産者がユーザー又は消費者のため、商品を封じ込め、保護、取扱い、配送、又は展示するため使用する、分離可能で別個の材料コンポーネントを意味する。「包装」には、以下の全てが含まれるが、これらに限定されない：

(1) ユーザー又は消費者に製品の個々の供給又はユニットを提供することを目的とし、製品、食品、又は飲料を最も密接に含む販売包装又は一次包装。

(2) 製品をバンドル、バルク販売、ブランド化、又は展示を目的としたグループ化された包装又は二次包装。

(3) 輸送中に製品を保護することを目的とした輸送用包装又は三次包装。

(4) 以下の両方を除き、製品に直接吊るされた、又は製品に取り付けられ、包装機能を実行する、包装に統合された包装部品及び補助要素：

(A) 部門により決定された、独立したプラスチック部品ではない、最小限の重量又は体積の包装又は食品サービスウェアの要素。

(B) 製品の全てのコンポーネント又は要素が、一緒に消費又は廃棄されることを意図している場合、製品の不可欠な部分であるコンポーネント又は要素。

(t) 「プラスチック」とは、様々な剛性及び柔軟性のある形態に成形できる有機物質の重合により化学合成された合成又は半合成材料を意味し、コーティング及び接着剤を含む。「プラスチック」には、ポリエチレンテレフタレート (PET)、高密度ポリエチレン (HDPE)、塩化ポリビニル (PVC)、低密度ポリエチレン (LDPE)、ポリプロピレン (PP)、ポリスチレン (PS)、ポリ乳酸 (PLA)、ポリヒドロキシアルカノエート (PHA) 及びポリヒドロキシブチレート (PHB)、脂肪族バイオポリエステルなどがある。「プラスチック」には、天然ゴム、又はタンパク質やデンプンなど天然に存在するポリマーは含まれない。

(u)「プラスチック部品」とは、部分的又は全体的にプラスチックで作られた単一の対象材料を意味する。プラスチック部品は、対象材料の全体、又は対象材料の別個の又は分離可能な部分を構成し得る。

(v)「処理」とは、責任ある最終市場に販売するための規格を満たすよう材料を分類、分離、破壊又はフレック化、及び洗浄することを意味する。

(w) (1)「生産者」とは、対象材料を使用する製品を製造し、その製品が営利企業で使用、販売、販売のため供給、又はその状態で配送され販売されるブランド又は商標の所有者又はライセンス保持者である人を意味する。

(2) (1) 項の目的で生産者である人が州にいない場合、対象材料の生産者は所有者であり、所有者が州にいない場合は、ブランドの独占的ライセンス、又は対象材料を使用した対象製品が営利企業で使用、販売、販売への供給、又は州内で配送される商標保持者である。このサブディビジョンの目的において、ライセンス保持者とは、対象材料にされた、又は対象材料から作られた製品の製造、販売、又は配送に関連し、州で商標又はブランドを使用する独占的権利を保有する人を意味する。

(3) (1) 項又は (2) 項の目的で生産者である人が州にいない場合、対象材料の生産者は、州内の又は州への対象材料を使用する製品を販売、販売のため供給、又は配送する人を意味する。

(4)「生産者」には、農産物が栽培又は飼育された場所で農産物を生産、収穫、包装する者は含まれない。

(5) この章の目的上、対象材料の販売は、対象材料が州の購入者に配送された場合、州で行われたと見なされるものとする。

(x)「生産者責任組織」又は「PRO」とは、連邦内歳入法 1986 セクション 501 (c) (3) に基づいて課税が免除され、この章の要件を満たす計画を実施する目的で設立された組織を意味する。

(y)「生産者責任計画」又は「計画」とは、文脈上特段の定めがない限り、セクション 42051.1 に準拠し、PRO により作成された計画、又はこの章を個別に遵守する責任を負うことを選択し生産者により作成され、諮問委員会及び部門に提出された計画を意味する。

(z) 「インバウンド夾雑率」とは、材料回収施設又はその他リサイクル又は堆肥化施設に到着するリサイクル不可能又は堆肥化不可能な材料の量を意味する。

(aa) (1) 「リサイクル」又は「リサイクル化」とは、最終的に陸地又は水又は大気中に廃棄される材料を収集、選別、洗浄、処理、及び再構成し、それらを元に戻す、又は維持するプロセスを意味する。それらの中で、市場で使用するのに必要な品質基準を満たす、堆肥、新しい、リユースされた、又は再構成された製品の回収材料の形での経済の主流を含む。

(2) 「リサイクル」又は「リサイクル化」には、次のいずれも含まれない：

(A) 燃焼。

(B) 焼却。

(C) エネルギー生成。

(D) 燃料生産。ただし、発生源で分離された有機物質の嫌気性消化は除く。

(E) その他の形態の処分。

(3) リサイクルされたと見なされるためには、対象材料は責任ある最終市場に送られるものとする。

(4) (A) 部門は、規制を採用して、州外に出荷され、リサイクルのために他の国に輸出される対象材料のガイドラインと検証要件を定義できる。これには、処理要件や汚染基準が含まれる。

(B) 他国に輸出されるプラスチック廃棄物の混合物について、PRO 又は生産者は、使用されるプロセスとリサイクル技術が部門により決定された次の要件の両方を満たしていることを部門に証明するものとする：

(i) プラスチック廃棄物は、ポリエチレン、ポリプロピレン、又はポリエチレンテレフタレート の 1 つ又は複数のみからなるプラスチックタイプの混合物であり、輸出は各材料の個別のリサイクルに向けられる。

(ii) プラスチック廃棄物の輸出は、目的地の管轄区域の適用法又は条約により禁止されておらず、目的地の管轄区域へのプラスチック廃棄物の輸入は、その目的地の管轄区域

の全ての適用法及び条約に従って行われる。

(C) 他の州又は国に輸出されるプラスチック廃棄物の混合物について、PRO 又は生産者は、使用されるリサイクル技術がこのサブディビジョンの要件を満たしていることを部門に証明するものとする。

(D) サブパラグラフ (B) 及び (C) の要件を満たす際、PRO 又は生産者は、この認証を検証するため必要な文書を提供し、偽証罪の罰則の下で認証を行うものとする。

(5) 部門の規制は、有害廃棄物の発生、温室効果ガスの発生、環境影響、環境正義への影響、及び公衆衛生への影響を最小限に抑えるリサイクルを奨励するものとする。規制には、大量の有害廃棄物を生成するプラスチックリサイクル技術を除外するため基準を含めるものとする。

(ab) 「リサイクル率」とは、最終的にリサイクルされ、州で販売、販売への供給、配送又は輸入された対象材料の全体的及びカテゴリ別の割合を意味する。リサイクル率は、特定の年にリサイクルされた対象材料の量を、セクション 40192 サブディビジョン (b) で定義されるように、そして、部門が規制によってリサイクル率を計算するための新しい方法論を採用するまで、廃棄された対象材料の合計量で割ったもの、及びリサイクルされた対象材料の量として計算されるものとする。

(ac) 「リサイクルサービスプロバイダー」とは、地域の管轄区域に代わって固形廃棄物処理サービスを提供する固形廃棄物企業を意味する。

(ad) 「責任ある最終市場」とは、環境に利益をもたらし、公衆衛生及び労働者の健康と安全へのリスクを最小限に抑える方法で、材料のリサイクルと回収又は汚染物質の処分が行われる材料市場を意味する。部門は、責任ある最終市場を特定し、環境への利益に関する基準を確立し、公衆衛生及び労働者の健康と安全へのリスクを最小限に抑えるための規制を採用する場合がある。

(ae) (1) 「小売業者」又は「卸売業者」とは、次のような、州内の対象材料を購入者に販売する、又は州内の対象材料を購入者に提供する個人又は団体を意味する：

(A) 販売店又はカタログを含むリモート提供。

(B) インターネットを介して電子的に。

(C) 電話。

(D) メール。

(E) 直接販売。

(2) (3) 項に記載されているオンラインマーケットプレイスを使用して第三者販売者として対象材料を販売する人は、そうした取引の目的で、小売業者又は卸売業者と見なされるものとする。オンラインマーケットプレイスの所有者又は運営者は、そうした販売の小売業者又は卸売業者とは見なされないものとする。

(3) この細分化の目的において、「オンラインマーケットプレイス」とは、次の全てが当てはまる、消費者向けの電子的にアクセスされるプラットフォームを意味する：

(A) プラットフォームには、注文処理、支払い、保管、配送、又は配送サービスを提供する以外に、プラットフォームの所有者又は運営者が取引に関与することなく、第三者の販売者が、州の消費者に消費者製品を直接販売できるようにする機能が含まれる。

(B) 第三者の販売者は、サブパラグラフ (A) で説明されている機能を使用し、州内の消費者に直接販売する。注文の受領時及び注文履行プロセス全体を含む、取引中の任意の時点でのオンラインマーケットプレイスにおいて、消費者製品の所有権は、第三者の販売者から直接消費者に渡され、所有者又は運営者により保持されない。

(C) サブパラグラフ (E) で規定されている場合を除き、プラットフォームの所有者又は運営者は、この州の消費者製品の包装及び出荷に使用される対象材料を直接的又は間接的に管理しない。

(D) プラットフォームを運用する個人又は団体は、消費者製品を購入するためプラットフォームの使用を管理する消費者との契約上又は同様の関係を持つ。

(E) 第三者の販売者は、プラットフォームの利用規約又はその他強制力のある合意に従って、プラットフォームを使用し、この章の要件を満たさない州の対象資料を販売、販売、又は配布しないことに同意する。

(af) 包装又は食品サービスウェアに関し、「リユース可能」又は「詰め替え可能」又は「リユース」又は「詰め替え」とは、次のいずれかを意味する：

(1) 生産者がリユース又は補充する包装又は食品サービスウェアの場合、次の全てを満

たしている：

(A) 同じ製品、又はサプライチェーンでの別の目的のある包装の使用に複数回使用されるよう明示的に設計及び販売されている。

(B) 複数の用途で元の状態で適切に機能する耐久性を備え設計されている。

(C) 適切なインフラストラクチャによりサポートされているため、包装又は食品サービスウェアを複数のサイクルで便利かつ安全にリユース又は補充できる。

(D) 必要に応じ、繰り返し回収、検査、修理し、サプライチェーンに再発行しリユース又は複数サイクルの補充を行う。

(2) 消費者がリユース又は補充する包装又は食品サービスウェアの場合、次の全てを満たしている：

(A) 同じ製品に複数回使用されるように明示的に設計及び販売されている。

(B) 複数の用途で元の状態で適切に機能する耐久性を備えて設計されている。

(C) 包装又は食品サービスウェアを消費者が何度も便利かつ安全にリユース又は補充できるようにするため、補充できるバルク又は大型の包装に適切かつ便利な可用性と小売インフラストラクチャによりサポートされている。

(ag) 「適切なサイズ」又は「適当なサイズ」とは、不要なスペースを削減するか、包装の不要なコンポーネントを排除することにより、商品の包装に使用される材料の量を削減することを意味する。

(ah) 「農村地域」は、健康安全法典セクション 50101 で定義されているのと同じ意味を持つ。

(ai) 「使い捨て」とは、従来、1回の使用後に廃棄されるか、リユース可能又は詰め替え可能であるには十分な耐久性又は洗浄可能性がない、又は意図されていないものを意味する。

(aj) 「ソース削減」とは、セクション 42057 サブディビジョン (b) に従って確立されたベースラインと比較し、生産者による作成された対象材料の量の削減を意味する。ソース削減の方法には、対象材料のシフト、リユース可能又は詰め替え可能な包装又はリユース可能な製品、又は不要な包装の排除が含まれるが、これに限定されない。「ソース削減」には、次

のいずれも含まれない：

(1) リサイクル可能又は堆肥化可能な他対象材料を、リサイクル不可能又は堆肥化不可能な対象材料、又はリサイクル又は堆肥化される可能性が低い対象材料と交換する。

(2) 未使用の対象材料から消費後のリサイクル材への切り替え。

(ak) 「発生源削減計画」とは、セクション 42057 に従って PRO 計画の一部として作成された計画を意味する。

(al) 「未使用の資金」とは、組織が契約、請求、又は同様のメカニズムに従って支払う義務をまだ負っていない PRO の予算の資金を意味する。「未使用の資金」には、カリフォルニアのサーキュラーエコノミー管理費は含まれない。

第 2 条 生産者責任

42050. セクション 41780.01 で確立された政策目標と、セクション 40051 で確立された廃棄物階層と一致して、彼らがプロデューサーであるため州で販売のための提供、配送又は輸入、又は配送される対象材料の生産者は、材料に関して次の全てを達成するものとする：

(a) 全てのプラスチック対象材料は、セクション 42057 及びセクション 42060 サブディビジョン (a) パラグラフ (6) で確立された要件に従ってソースが削減される。

(b) 2032 年 1 月 1 日以降に州内で又は州への販売への供給、配送又は輸入される全ての対象材料が、州内でリサイクル可能であるか、第 5.7 章 (セクション 42355 から始まる) に従って「堆肥化可能」とラベル付けされる資格があることを確認する。

(c) 州内で又は州への販売への供給、配送又は輸入される全てのプラスチック対象材料が、次のリサイクル率を達成していることを確認する：

(1) 2028 年 1 月 1 日以降、対象材料の 30% 以上。

(2) 2030 年 1 月 1 日以降、対象材料の 40% 以上。

(3) 2032 年 1 月 1 日以降、対象材料の 65% 以上。

42051. (a) 2024 年 1 月 1 日までに、対象材料の生産者は、この章に準拠する目的で PRO を結成し、PRO に参加するものとする。PRO の統治機関は、セクション 42061.5 で説明されるように、PRO がこの章に従って承認された PRO になるための要件をどのように満た

すかを説明する申請書を部門に提出するものとする。部門が PRO を承認した場合、PRO はこの章の要件の実行に進むものとする。2024 年 1 月 1 日までに複数の PRO の申請が部門に提出された場合、部門は、提案されたどの PRO がこの章を最も効果的に実装できるかを決定するものとする。

(b) (1) (2) 項に規定されている場合を除き、セクション 42063 に基づく計画の承認時、又は 2027 年 1 月 1 日からのいずれか早い方の時点で、生産者は、この章の要件を満たすため、対象材料の発生源の削減、収集、処理、及びリサイクルについて部門により承認された PRO の計画への参加が生産者に承認されない限り、州内の対象材料の販売、販売への供給、輸入、又は配送を行ってはならない。事業体が生産者としての資格を持たず、2027 年 1 月 1 日より前にこの章の対象ではないが、2027 年 1 月 1 日以降に、対象材料の販売、販売への供給、輸入、又は配送を開始することにより生産者になる場合、生産者は 6 か月以内に、州内で PRO の参加者になり、この章を遵守するものとする。

(2) (A) (1) 項に係らず、生産者が部門にデモンストレーションでき、部門が独自の裁量で生産者が以下の全ての基準、又は 2027 年 1 月 1 日より前の 3 年連続で 65% のリサイクル率を示すことができ、その日以降は、年間 70% 以上のリサイクル率を示す：

(i) 2013 暦年から 2022 暦年まで、生産者は、補充、リユース、又は除去に移行することにより、対象材料のネットに 5% 以上発生源削減を達成した。

(ii) 2013 暦年から 2022 暦年まで、生産者は、最適化、集中、適切なサイジング、バルキング、非プラスチック包装への移行、又は軽量化、又は消費者の使用数を増やし、対象材料のネットに 8% 以上の発生源削減を達成した。

(iii) 州に販売、販売への供給、配送、又は輸入された生産者の対象材料の 75% は、2023 年 1 月 1 日時点で 30% のリサイクル率を満たす対象材料のカテゴリに属している。

(B) この章を個別に遵守することを選択した生産者は、以下の全てを含むがこれらに限定されない、この章を遵守する個人の責任を負うものとする：

(i) レビュー、更新、及び承認プロセスを含むがこれらに限定されない、生産者責任計画の該当する全ての要件を満たす計画を作成及び実装する。計画には、レビュー、更新、承認プロセスを含むがこれらに限定されない、セクション 42057 サブディビジョン (d) に従って作成された PRO ソース削減計画の該当する全ての要件を満たす生産者ソース削減計画が含まれるものとする。

(ii) 対象材料のプロデューサーのシェアに基づいて、PRO に参加している他のプロ

デューサーと同程度にこの章の実装に関連するコストを完全にカバーしている。

(iii) 部門が決定した方法で、セクション 42052 及び 42057 に従って、販売、リサイクル、堆肥化、及び発生源削減のデータを部門に毎年報告する。

(c) 生産者が PRO 計画に参加するかどうかに関わりなく、州内の各生産者は、この章に従って規制で規定された方法で、その主要な事業所の住所を部門に提出するものとする。各生産者は、30 日以内に事業所の住所に変更があった場合、部門に通知するものとする。PRO は、セクション 42051.3 サブディビジョン (a) パラグラフ (3) サブパラグラフ (B) に従って、計画、更新、又は年次報告書に、生産者の主要な事業所住所を含めることにより、プロデューサーに代わってこのサブディビジョンの要件を満たすことができる。それ以外の場合、住所及び住所の変更を部門に通知する。

(d) 承認された計画を持つ PRO の各参加者は、この章の要件に準拠するものとする。PRO は、次のいずれかが発生した場合、30 暦日以内に部門に通知するものとする：

(1) PRO が参加プロデューサーから料金、記録、又は情報を取得しようとして失敗した、又はセクション 42052 又は 42053 に従って、不完全又は不正確な記録又は情報を受け取って 3 か月の期間が終了した。

(2) 生産者が PRO の承認済みプランに参加しなくなった日。

(3) 参加した生産者による違反の事例。

(e) PRO は、各カテゴリがセクション 42050 サブディビジョン (c) で要求されるリサイクル率をより適切に満たすことができるよう、各対象材料のカテゴリに十分に焦点を当てるため、小委員会又は対象材料のカテゴリによる表現を含む他の同様の構造に組織化できる。

42051.1. (a) 生産者責任計画の承認の条件として、PRO 計画は、セクション 42060 に従って部門により採用された規則に準拠するものとする。PRO は、生産者が計画はこの章への準拠の対象となることを保証するため、部門に必要な規定を含む計画と予算を提出するものとする。

(b) 計画には、以下の全てが含まれるものとする：

(1) この章の要件を満たし、ニーズ評価で特定されたニーズと投資に対処するため PRO が実施するアクションと投資。

(2) セクション 42057 に従って要求される発生源削減計画。PRO がこの章の要件を達成することを合理的に予想しない対象資料については、PRO は、対象材料のカテゴリの使用を中止するため、タイムラインと対策を計画に含めるものとする。

(3) リサイクル要件を達成するため利用される技術及び手段。これには、手段及び技術がセクション 42041 サブディビジョン (aa) で指定された条件を満たすことの実証が含まれる。

(c) 計画には、可能な限り客観的で測定可能な基準を含め、以下の全てを説明するものとする：

(1) PRO がこの章の要件をどのように満たすか。これには、経済的に効率的かつ実用的な方法で、対象材料がニーズ評価に基づくセクション 42050 の要件を確実に達成するよう、必要なインフラストラクチャと実行可能な責任ある最終市場を提供する方法が含まれるがこれに限定されない。

(2) PRO がどのようにサポート及び達成し、予算がどのように資金を提供するか、この章の要件を満たすための対象材料の収集、処理、リサイクル、又は堆肥化、及び実行可能な責任ある最終市場の開発。これには、責任ある最終市場に販売するために、材料を分類、分離、破壊又はフレーク化し、規格に合わせて処理する必要な対策が含まれるがこれらに限定されない。この段落の目的において、「規格」とは、新製品に再処理するためにリサイクル材の購入者又は複数の購入者により発行された第三者の購入規格を意味する。

(3) (A) 計画が、地域の固形廃棄物処理要件及びセクション 40004 に記載される意図に従ってサービスを提供する固形廃棄物ネットワークのパフォーマンスを補完し、それと矛盾せず、破壊的な又は悪影響を及ぼさない方法。また、PRO が既存の収集プログラムとリサイクル、堆肥化、選別、及び処理インフラストラクチャをどのように活用及び利用するか。

(B) セクション 42060.5 サブディビジョン (b)、(c)、(d)、及び (e) で指定されている場合を除き、指定されたシステムとして固形廃棄物収集プログラム及び固形廃棄物施設を利用する方法で、計画が対象材料の路上収集と処理のためどのように実施されるか。

(4) セクション 40059 に従って、計画及び計画に従って実施される活動が、固形廃棄物処理に適用される州及び地方の法律、規則、規制に準拠し、既存のフランチャイズに違反しない方法でどのように実施されるかについての合意。

(5) リサイクルのために収集された対象材料が、実行可能な責任ある目的に転送されることを保証することを含め、この章で要求される目標、基準、及び慣行に従って、対象材料がどのように収集、処理、管理され、リサイクル、再製造、又は堆肥化されるか計画が製造など、カリフォルニアで実行可能な責任ある最終市場、新しい包装又は製品に加工するため、市場をどのように強化又は拡大するかを含むがこれに限定されない。

(6) 処理中の対象材料のコストをカバーするため行われる投資を含め、実行可能な責任ある最終市場で、路上収集プログラムにより収集されなかった対象材料が収集及びリサイクルされることを保証し、又は加工業者やリサイクル業者によりリサイクルされるための処理業者又はリサイクル業者との取り決め。

(7) リユース又は補充インフラストラクチャを確立し資金を提供するため、施設の改修、又はプラスチック対象材料を排除するため、その他必要なインフラストラクチャ、プラスチックから非プラスチック対象材料のカテゴリへの移行、又は実行される、又は実行されるその他の対策、セクション 42057 に従ってソース削減要件を実装する取決め。

(8) 使用済みリサイクル材の量を含め、使用済みリサイクル材が対象材料にどのように組み込まれるか。

(9) セクション 40051 で確立された廃棄物階層と一致する方法で計画がどのように実施されるか。

(d) (1) 計画には、セクション 42053 の規定に準拠した PRO の参加者の料金が含まれ、料金の計算が記載され、PRO が参加者である生産者から PRO の承認された計画の料金を徴収するプロセスが説明されるものとする。

(2) 計画には、料金体系の説明と、PRO の承認された計画の参加者である生産者に実際に請求される料金のスケジュールを含めるものとする。

(e) 計画には、収集及び堆肥化の収集及びリユース及び補充システムのリサイクル及び堆肥化への適切な参加を促進するため、教育及び促進を利用する取り組みが含まれるものとする。PRO は、これらの取り組みと既存の教育及びプロモーションの取り組みとの間の調整を確実にするものとする。これらには、以下の全てが含まれるがこれらに限定されない：

(1) インバウンド夾雑物又は不要な物質の割合を減らすための教育と関与。

(2) 収集サービス及びリユース及び補充システムへの一貫して高いレベルの市民参加及

び使用を得るためのアウトリーチ。

(3) 適切なリサイクル、堆肥化、リユース及び補充行動に関する教育と住民との関わり。

(4) 計画の目標を達成するため必要な、州全体及び地域への働きかけの拡大に対するサポート。

(f) 計画には、PROの承認された計画の参加者である生産者が組織の解散又は計画の取り消しの場合、義務を果たし続けることを保証する、PROの業務を解決するための閉鎖又は移転計画が含まれるものとする。部門によって、それは部門、諮問委員会、地方の管轄区域、及び解散する請負業者に通知するためのプロセスを説明する。閉鎖又は譲渡計画は、PROの承認された計画の参加者が参加者になるまで、PROが解散した場合、PROが全ての義務を果たすことができるように、セクション 42056 に従って確立された信託基金又はエスクロー口座に別のPROの承認された計画への十分な準備金を提供するものとする。

(g) (1) 計画には、本章に基づいて、地域の管轄区域、リサイクルサービスプロバイダー、代替収集システムなどが負担する費用を決定及び支払うためのプロセスが含まれるものとする。これらの費用の支払いは、サブディビジョン (j) に従って予算に反映されるものとする。

(2) 計画には、PROと地域の管轄区域又はリサイクルサービスプロバイダーとの間で発生する、(1) 項に従って合理的な費用を決定及び支払いのための紛争を解決するプロセスが含まれるものとする。このプロセスは、PROがこの章に関連するコストをカバーし、部門による計画の承認時に有効になることを確認するために、諮問委員会によりレビューされるものとする。

(h) 計画には、セクション 42057 サブディビジョン (c) で指定されたソース削減データを含めるものとする。

(i) (1) 計画には、ニーズ評価と、ニーズ評価で特定されたニーズを満たし、予算に通知するための推奨投資の検討が含まれるものとする。

(2) 予算は、セクション 40004 又はセクション 40059 に従って締結された合意に違反する活動への投資を提案してはならず、特定された活動に資金を支払うメカニズムを含むものとする。

(3) 予算には、以下の全てを達成する要素が含まれる場合があるがこれらに限定されない。

(A) 可能な限り、路上収集サービスへのアクセスの拡大又は改善。

(B) 廃品回収サービス又は路上収集サービスが実行不可能なその他のメカニズムへのアクセスの拡大、又は必要に応じ、この章の要件を達成するために路上収集サービスを補完する。

(C) 公共スペースでの収集サービスへのアクセスの拡大。

(D) 人工知能やロボット工学など高度な技術を利用し、対象材料の識別と分類を改善するリサイクルセンター又は MRF 内で、革新的な強化された収集、堆肥化、リサイクルシステム及び革新的なリサイクルシステムの展開を提供又は実行可能性の促進。

(E) 集合住宅のリサイクル又は堆肥化サービスへのオンプレミスアクセスの作成。

(F) 遠隔地又は農村地域から一元化された仕分け施設、ブローカー、又は実行可能な責任ある最終市場への材料の効率的輸送に資金提供、提出、又は促進。

(G) 実行可能な責任ある最終市場を満たす望ましい材料の分離、処理、包装、リサイクル、堆肥化、再製造、及び輸送のコストをカバーする十分な品質インセンティブ支払い、助成金、及びその他メカニズムを開発することにより、品質規格、又は堆肥化施設へのインバウンド夾雑物の割合を減らすため、既存の材料リサイクル又は堆肥化インフラストラクチャを強化する。

(H) リユース、補充、及び堆肥化インフラストラクチャへの投資を含むがこれらに限定されない発生源削減計画を実施するために必要なインフラストラクチャ又はその他メカニズム。

(I) 計画に基づく全ての対象材料のリサイクル率を達成し、対象材料がリサイクル可能又は堆肥化可能であることを保証するため、必要なインフラストラクチャ又はその他の活動。

(4) 予算を作成する際に、PRO は、対象材料のカテゴリに基づいて PRO が行う投資を示す場合がある。

(j) (1) 計画には、この章の実施に必要な費用を完全に賄うよう設計された予算が含まれるものとする。予算には、計画への完全な資金提供と、以下の全てを含むがこれらに限定されない。計画の実施に関連するその他全ての費用が含まれるが、これらに限定されない：

(A) 予算とニーズに資金を提供するための計画で特定された行動と投資、及びニーズ評価で特定された投資。

(B) 地域の管轄区域、リサイクルサービスプロバイダー、及びその他収集プログラムによって発生したこの章に関連する費用、及び消費者への働きかけと教育に関連する費用。対象材料の材料回収施設、ブローカー、又は実行可能な責任ある最終市場への輸送。必要に応じ、対象材料を洗浄、分類、集約、及び包装包し、それらの材料を実行可能な責任ある最終市場に持ち込む。この章で地方自治体に要求される廃棄物の流れのサンプリングと報告。対象となる資料の準備と分類を改善するために料金支払者を教育するために発生した費用。リサイクル率を達成するため必要な収集、選別、除染、再製造、及びその他のインフラストラクチャの改善。これらの費用には、路上と路上以外の両方の収集プログラムに関連する費用が含まれ、人口密度、実行可能な責任ある最終市場までの距離、及びその他の関連要因に基づいて変動する可能性がある。

(C) 部門及びカリフォルニア州税務局が負担した費用の払い戻し。

(D) PRO の管理。

(E) セクション 42064 に関連する環境緩和活動。

(F) 対象各材料のカテゴリの実行可能な責任ある最終市場を開発及び維持するための投資。

(G) この章の他の要件を達成するために必要なその他投資不利な立場にある、又は低所得のコミュニティや農村地域で、計画を実施し、発生源の削減、リサイクル可能性と堆肥化可能性、リサイクル率、及び計画の実施が環境又は公衆衛生への悪影響を回避及び最小化を保証することを含むがこれらに限定されない。

(H) 合理的であり、個別に指示できる場合、材料タイプから得られた資金は、その特定の材料タイプに必要な投資に費やされる場合がある。

(2) 生産者又は PRO は、以下の目的のいずれかのため、計画の実施のために集められた収入を費やしてはならない：

(A) セクション 42081 に従って行政上の民事罰を支払うこと。

(B) 生産者又は組織と州との間の訴訟に関連する費用を支払うこと。

(C) 地方、州、又は連邦政府機関により検討されている法律の通過、否決、承認、又は改正に関し主に PRO を代表する立場にある人を補償するため、又、検討中の、又は前の立法会期中に検討された立法の通過、否決、承認、又は改正を奨励する目的で、立法会期の 30 暦日前又はその間に有料広告のためのこれらの資金について、PRO はその使用を使用又は許可しないものとする。

(D) 焼却、工学的都市固形廃棄物の転換、エネルギー又は燃料の生産を助成、奨励、又はその他の方法で支援すること。ただし、発生源で分離された有機物質の嫌気性消化を使用して生産された燃料、又はその他の処分活動を除く。

(3) (A) PRO は、財務会計基準審議会の会計基準更新 2016-14、非営利団体（トピック 958）の要件に従って、年間営業費用の 60%を超えるプログラム準備金の合計を維持、及びその標準に対し将来更新してはならない。

(B) 部門は、PRO の年間予算を承認する際、この章の要件を実装するために増額が必要であると部門が判断した場合、総準備金を PRO の年間営業費用の最大 75%まで増額を承認できる。

(C) PRO の準備金がサブパラグラフ (A) 又は (B) で指定された金額を超える場合、部門は PRO 又は参加した生産者にこの章の要件の実装への支出を増やすよう要求する場合がある。

(k) サブディビジョン (l) と整合して、計画の一部として、PRO 又は参加者の生産者は、収集及びリサイクル又は堆肥化されていない様々なカテゴリの対象材料を収集及びリサイクル又は堆肥化するため、ドロップオフリサイクルサービス及び小売業者の回収を含むがこれらに限定されない廃品回収プログラムなど様々な手段に依存する場合がある。

(l) (1) 計画には、以下のいずれかの状況下での対象材料の路上リサイクル及び堆肥収集が含まれるものとする：

(A) 対象材料のカテゴリは、廃品回収に適したものにするのができ、リサイクル又は堆肥化のため、廃品回収を受け取る施設により効果的に分類できる。

(B) 処理および選別サービスを提供するリサイクル施設は、地域の管轄区域と協議して、対象材料のカテゴリをリサイクル又は堆肥化の受け入れ可能な材料として含めることに同意し、リサイクル及び再製造又は堆肥化に必要な品質を達成する方法で材料を収集及び分類することに同意する。

(C) 廃品回収及びリサイクル又は堆肥化サービスの提供者は、費用の取決めに同意する。

(2) MRF が対象材料の追加の選別及びリサイクルのために別の選別施設に材料を送ることを選択した場合、PRO は、対象材料の輸送コストをカバーするため PRO が開発する基準に基づいて最初の MRF にレポートを提供するものとする。材料には、有毒又は危険な材料が含まれていないこと。

(m) 計画には、計画に参加する生産者が計画及びこの章の要件を確実に遵守するための具体的措置を含めるものとする。これらの措置には、少なくとも以下の要素の全てが含まれるものとする：

(1) PRO に提供する必要のある正確でタイムリーな情報を提供しなかった場合、又は計画又はこの章のコンプライアンスに対する適切なインセンティブの要件に重大な違反をした場合の料金を含むがこれらに限定されない。PRO による料金の査定に係らず、部門は、この章に違反した個々の生産者又は PRO に対し、第 5 条 (セクション 42080 から始まる) に従って執行措置を講じることができる。

(2) PRO が、合理的な時間内に、計画又はこの章の要件に対する生産者の違反を認識できるようにするプロトコル。

(3) 生産者のパフォーマンスが PRO の計画へのプロデューサーの参加の終了に値する時期を決定する基準、及びその決定を行うためのプロセス。

(4) 計画に参加する各生産者が少なくとも過去 3 年間、計画及びこの章の要件を遵守しているかどうか実証するのに十分な記録を維持することを PRO に要求する記録維持プロトコル。これらのプロトコルは、要求に応じて部門が全ての記録に合理的にアクセスできるようにするものとする。

(5) 計画には、セクション 42057 サブディビジョン (c) で要求される特定のデータ情報を含めるものとする。

(n) PRO は、計画の実施により、不利な立場にある、又は低所得のコミュニティ、農村地域、及び州外の脆弱なコミュニティに対する環境又は公衆衛生への悪影響を回避又は最小限に抑えることを保証するものとする。

42051.2. (a) 計画を承認のために部門に提出する前に、PRO は、セクション 42070 サブディビジョン (h) に従って、レビューとコメントのため提案された計画を諮問委員会に提出するものとする。諮問委員会に 60 暦日以内に書面によるコメントを提供できる。PRO は、パブリックコメントとともにコメントを検討し、これらのコメントを計画に組み込むことができる。

(b) (1) PRO は、諮問委員会のコメント受理から 120 暦日以内に、諮問委員会又は一般の人々からのコメントに応じ、改訂がある場合はその計画を部門に提出するものとする。

(2) 部門は、この章に準拠しているかどうか計画を確認するものとする。PRO から計画を受理から 90 暦日以内に、部門は、セクション 42063 に従って、承認、不承認、条件付き承認、追加情報、又は承認又は不承認に関する決定のタイムラインとともに回答する。

(3) 部門が (2) 項に従って計画を条件付きで承認する場合、部門は、計画又は計画の一部がこの章に準拠していないことを書面で説明し、PRO は条件が満たされていることを確認し、改訂された計画を 12 か月以内に再提出するよう求めるものとする。

(4) 部門が (2) 項に従って計画を不承認とした場合、部門は計画がこの章に準拠していないことを書面で説明し、PRO は計画を部門に再提出するものとする。PRO により再提出された計画がこの章の要件に準拠していないと部門が判断した場合、部門がこの章の要件に準拠していると判断した計画を組織が提出するまで、PRO はこの章に準拠しているとは見なされない。

(5) 承認された計画は公的記録であるものとする。ただし、PRO により部門に報告された財務、生産、又は販売データは、カリフォルニア公共記録法（政府法典タイトル 1 第 10 部（セクション 7920.000 から始まる））の目的のための公的記録ではなく、一般の検査に公開されないものとする。部門は、財務、生産、又は販売のデータを要約形式でのみ公開するものとする。これにより、情報が特定の生産者、小売業者、卸売業者、又はその他組織に帰属することはない。

(c) 部門による計画の承認又は条件付き承認後、90 暦日以内に、PRO は承認された計画を実施し、PRO のインターネット Web サイトに計画を掲載するものとする。

(d) (1) サブディビジョン (e) に規定されている場合を除き、このセクションに基づいて部門により承認された計画は 5 年間有効である。

(2) PRO は、計画の 5 年間の有効期限の 180 暦日前までに、提案された更新された計画を提出し、諮問委員会によってレビューされ、更に 5 年間部門により承認されるものとする。この項に基づいて承認のため提出され更新された計画は、セクション 42051.1 を含むこの章の要件を満たし、以前に承認された計画からの改訂を説明するものとする。部門は、この項に基づいて提出された計画が承認又は却下されるまで、以前に承認された計画の延長を許可する場合がある。

(e) (1) セクション 42050 に規定された義務を果たすための対策を修正し、料金の設定と徴収を修正し、地方自治体又はリサイクルサービスプロバイダーが負担する費用に関してこの章の実施を変更する計画の修正、又、対象材料を調達するための費用を含め、計画を実施するための費用の資金調達を変更する場合、提案された修正案がコメントのために諮問委員会に提出され、部門によって承認されない限り、承認された計画に対して行われないものとする。その提出とレビューは、サブディビジョン (d) に記載されているのと同じプロセスに従って実施されるものとする。

(2) このセクションに基づいて承認のために提出された計画又は計画修正についての部門の拒否又は取り消しは、以前に承認された計画又はこの章の要件に従った義務から PRO 又は参加生産者をフリーにしない。

(3) 本条に基づく承認のための計画修正の提出は、計画修正に関する部門による措置の前に、承認された計画に従った義務から PRO 又は参加生産者をフリーにしない。

(4) 部門は、修正案がこの章の要件を満たす可能性が合理的に高い行動をもたらすのに十分であるかどうかの決定に基づいて、提案された計画修正案を承認又は却下できる。

42051.3. (a) (1) PRO は毎年部門に提出し、PRO が承認された計画をどのように実施しているか、PRO がこの章の施行規則要件をどのように遵守しているかを説明する年次報告書と予算をインターネット Web サイトで公開するものとする。

(2) 年次報告書は、セクション 42050 の要件を満たす、又は超えるために行われた進捗状況を詳細に説明し、PRO がそれらの要件を満たす可能性が合理的にあるかどうかの評価を含めるものとする。PRO がこれらの要件を合理的に満たす可能性が低い場合、PRO は、

要件を確実に満たすために実装する追加の対策を含めるため、計画の修正を部門に提出するものとする。

(3) 年次報告書には、以下の全てを含めるものとする：

(A) PRO のコストと収益。これには、次の年にこの章を実装するための全コストをカバーするのに十分な収益を確保するため必要な、更新された予算と料金表の更新が含まれる。

(B) 計画の各参加者の名前と連絡先情報の最新リスト。

(C) 消費者へのアウトリーチ活動と教育の説明。

(D) 以下の全てを含むがこれらに限定されない、計画の各規定を実施するために PRO が取った活動に関する報告：

(i) カバーされた材料を収集、輸送、処理、リサイクル又は堆肥化するため使用される方法の説明。

(ii) リサイクル技術及びリサイクル要件を達成するために利用される手段。これには、手段及び技術がセクション 42041 サブディビジョン (aa) で指定された条件を満たすことの実証が含まれる。

(iii) 発生源削減目標の達成における進展。

(iv) 現在のリサイクル率と、リサイクル率を満たすため行われた進捗状況、及びリサイクル率の要件を達成するため行われた投資。

(E) セクション 42057 サブディビジョン (c) で指定されたソース削減データ。

(b) (1) 年次報告書を受理から 90 暦日以内に、部門はセクション 42063 に従って報告書を確認し、年次報告書の不備を PRO に通知するものとする。部門からこの通知を受理から 60 暦日以内に、PRO は部門の通知に応じ、追加情報、変更、又は修正を提供するものとする。

(2) 完了したと見なされる年次報告書を受理から 90 暦日以内に、部門はこの章に準拠しているかどうか報告書を検討し、年次報告書を承認、不承認、又は条件付きで承認するものとする。このレビューの一環として、部門は年次報告書を評価し、PRO が計画の実施と、セクション 42051.2 サブディビジョン (e) パラグラフ (1) に基づく計画の修正又は保留中

の修正に照らし、計画及びこの章の要件を満たす可能性が相当高いかどうか判断するものとする。

(3) (A) 部門が年次報告書を条件付きで承認又は不承認にした場合、PRO は、条件付き承認又は不承認から 30 暦日以内に、部門の決定理由を記載した改訂年次報告書を再提出するものとする。

(B) 部門は、PRO が改訂された年次報告書を再提出した日から 60 暦日以内に、最終的な年次報告書を承認又は却下するものとする。

(4) 部門が、パラグラフ (3) サブパラグラフ (A) に従って提出された改訂年次報告書を不承認とした場合、PRO は、パラグラフ (3) サブパラグラフ (B) に従ってレビューされることを条件として、部門による承認に必要な改訂を含む追加の最終年次報告書を 1 回だけ提出できるものとする。

(5) PRO が部門の承認を得た年次報告書を提出しなかった場合、部門は PRO がこの章に準拠しなくなったと見なすことができる。

42052. (a) PRO は、部門のリサイクル及び廃棄報告システム、又は部門により確立された代替報告システムに登録し、PRO の承認に参加する各生産者に代わって次の全ての情報を毎年システムに提出するものとする：

(1) 部門が必要とみなす、州内で又は州へ製造、販売、流通、又は輸入された、対象材料のカテゴリ別及びプラスチック部品の種類別の、対象材料の総重量及びプラスチック部品の数の総量。セクション 42060 サブディビジョン (a) パラグラフ (2) に従って部門が決定した形式、方法、及び頻度で、この章への準拠を決定する。

(2) 部門が (2) 項に従って部門が決定した形式及び方法で本章の遵守を決定するため必要であると部門が判断した場合、セクション 42060 サブディビジョン (a) のリサイクル対象材料のカテゴリ別の対象材料の総重量及びプラスチック部品の数の総量。

(3) 路上収集プログラムを通じて収集されなかった対象材料について、PRO は、収集された対象材料の量と種類を含む、回収とドロップオフ、及び代替の収集とリサイクルプログラムのパフォーマンスを示すデータを収集、検証し、及びシステムに提出するものとする。

(4) セクション 42060 サブディビジョン (a) に従ってデータを収集及び報告するために、部門が必要と見なす追加情報。

(b) PRO は、PRO の承認された計画の参加者である生産者に、別の PRO の計画又は別の部門が承認したスチュワードシップ組織の計画に従って報告し、生産者は部門に直接報告する必要があることを PRO の対象資料に報告することを要求してはならない。

(c) 生産者又は PRO は、追加データの部門からの要求に 14 暦日以内に応答するものとする。部門は、60 暦日を超えてはならない応答のための追加の時間を与えることができる。時間の延長が必要かどうかを判断するため、部門は少なくとも次の全ての考慮事項を検討するものとする：

(1) 要求されたデータの量。

(2) 生産者又は PRO がデータをすぐに利用できるかどうか。

(3) セクション 42050 への準拠を確実にするためデータが必要かどうか。

(4) 生産者又は PRO が、第三者からデータを取得する必要があるかどうか。

(5) 生産者又は PRO が、以前のデータ要求にタイムリーに準拠しているかどうか。

(d) 生産者又は PRO は、州内の又は州への販売、販売への供給、配送、又は輸入に提供された対象材料の記録を、生産者が監査中のこの章へ準拠しているかどうか、当局が決定するため保管するものとする。

(e) 生産者によって提供され、このセクションの下で収集されたデータは、この章の目的のために PRO によってのみ使用されるものとする。PRO は、この章に従って生産者から提供された全ての情報を機密情報と見なし、他の生産者又は一般の人々に情報を開示するか、商業目的での情報の使用を許可するものとする。このセクションでは、PRO が部門から要求されたデータを提供したり、特定の責任組織に関連するデータを識別しない集約データを公表したりすることを禁止しない。

(f) PRO は、要求に応じ、PRO の登録済み参加者の連絡先情報を部門に提供するものとする。

42053. (a) (1) セクション 42051.1 に基づく生産者責任計画の一環として、PRO は、この章の要件が PRO によって満たされ、計画が完全に実施されることを保証するのに十分な参加者の料金を設定するものとする。料金は、サブディビジョン (c) に従って PRO が作成

する料金表に基づくものとする。料金表の作成により、計画に含まれる PRO 予算が完全に賄われるようにする必要がある。料金は、領収書又は請求書の個別の項目として消費者に渡されないものとする。

(2) PRO は、承認された予算を完全にカバーするために、少なくとも毎年、又は必要に応じてより頻繁に料金表を調整するものとする。

(3) PRO の承認された計画の参加生産者は、このセクションで要求される料金を支払い、要求に応じ、PRO がこの章に基づく PRO の要件を満たすために必要な記録又はその他の情報を PRO に提供するものとする。

(b) 運用の最初の 2 年間、及びセクション 42051.1 に従って作成された計画の準備中に、PRO は、計画の実施にかかる推定コスト、運用コスト、完了コスト評価に基づいて、セクション 42064 の環境緩和要件をカバーするためのコスト、及び部門に払い戻すための必要コストについて各生産者の料金表を決定するものとする。操業の 3 年目以降は、各生産者は、サブディビジョン (d) に記載されている要素に基づいて、PRO 計画で定められた年会費を支払うものとする。

(c) サブディビジョン (a) に従って要求される料金表には、次の全てが含まれるものとする：

(1) サブディビジョン (d) で説明されるように、対象となる材料の固有の特性のために生産者に課せられる個別の評価。

(2) サブディビジョン (e) に基づく調整。

(3) カリフォルニアのサーキュラーエコノミー管理手数料。

(4) 諮問委員会を運営するための費用の部門への払い戻し。

(5) セクション 42064 に関連する環境緩和活動に関連する料金。

(6) PRO の費用。これには、スタッフ、及び生産者責任計画の策定と実施に関連する費用が含まれるがこれらに限定されない。

(7) セクション 42051.1 サブディビジョン (j) に記載されるその他の費用。

(d) PRO は、サブディビジョン (a) に従って必要な料金表を構成し、対象材料のカテゴリごとに、次の要素に基づいて説明するものとする：

(1) 対象となる各材料カテゴリがこの章の要件を満たしていることを確認するためのコスト。リサイクル又は堆肥化がより簡単で安価な対象材料、又は同様の対象材料又は堆肥化がより容易な材料にリサイクルされるように設計された対象材料は、より低い料金の対象となる。費用には、次の全てが含まれる場合がある：

(A) 各対象材料のカテゴリの実行可能な責任ある最終市場を開発及び維持コスト。

(B) 汚染を収集、分類、回避、又は除去し、集約し、定義されたストリームに輸送して、廃品回収又はその他手段による対象材料の再製造の実行可能な責任ある最終市場をサポートするコスト。

(C) 実行可能な責任ある最終市場に受け入れられるのに十分な方法と品質で対象材料を処理及び輸送するため、地域の管轄区域又はリサイクルサービスプロバイダーが負担するコスト。これには、堆肥化施設での認定されていない堆肥化可能な製品によるインバウンド夾雑物の割合を削減又は軽減するため、地域の管轄区域又はリサイクルサービスプロバイダーが負担する費用が含まれる。これらの費用は、地域の管轄により異なる場合がある。

(D) 計画を実施し、発生源の削減、リサイクル可能性と堆肥化可能性、リサイクル率、及び計画の実施が、環境又は公衆衛生への悪影響を回避し、最小化することを保証することを含むがこれらに限定されない。不利な立場にある、又は低所得のコミュニティや農村地域が、この章の他の要件を達成するため必要なその他のコスト。

(E) この章で要求される廃棄物の流れのサンプリングと報告、及び必要に応じて対象材料の準備と分類を改善するため、料金支払人を教育するため発生する費用について、地域の管轄区域又はリサイクルサービスプロバイダーが負担する費用。

(2) プラスチックリサイクル業者協会により、リサイクル又は堆肥化に有害となる可能性のあるインク、ラベル、接着剤などの特定の要素を組み込むことにより、対象材料のリサイクル又は堆肥化がより困難になった場合、設計ガイド又は他の関連業界団体、又は部門により確立された基準、その対象材料の料金は、その対象材料を管理するためのコストアップを説明するのに十分でなければならない。

(3) 独立した指標に基づく対象材料の商品価値、又は対象材料と同等の品質の材料の報告された商品価値。

(4) セクション 42057 に従って生産者が発生源削減要件を満たすのを支援するため PRO が負担する費用。

(e) サブディビジョン (a) に従って必要な料金は、参加生産者一のマルス料金又はクレジットを使用して調整され、これらの調整は、該当する場合、次のいずれかに基づいて行われる：

(1) 参加生産者の対象資料に含まれる使用済みリサイクル材の割合。使用済みリサイクル材の割合は、リサイクル材が将来のリサイクルの可能性を妨げない限り、割合が対象材料の最小要件を超えていることを確認する検証サービスを実行するため、部門によって承認された独立した第三者を通じて検証されるものとする。

(2) 包装の適切なサイジング、最適化、及び増量に関連するソースの削減、又は包装を削減するため包装された製品の集中。

(3) 対象材料の処理、マーケティング、仕分け、リサイクル又は堆肥化を簡素化する包装材料の標準化。

(4) 環境健康ハザード評価局、有害物質管理局、又は部門により特定された危険物の存在。

(5) 明確かつ正確な廃棄、リサイクル又は堆肥化、又はリユース及び補充のラベルと指示を含む、選別と適切な廃棄に関連する消費者行動を改善するセクション 42355.51 により生産者が講じた措置。

(6) 発生源の削減を加速し、持続的で堅牢なリユース及び補充システムに投資するため生産者が講じた措置。PRO は、同様の対象材料の生産者が達成している以上の発生源削減を達成したことに対し、生産者がクレジットを受け取ることを可能にするメカニズムを作成する場合がある。そのクレジットの収入は、同様の製品のソース削減を達成していない悪意のある生産者に料金を請求することにより支払われるものとする。

(7) リサイクル可能材料に由来するプラスチック対象材料は、リサイクル不可能材料に由来するプラスチック対象材料に比べて割引料金の対象となるものとする。

(8) 有毒な添加物を含まない認定された堆肥化可能な対象材料は、PRO の決定に従って割引料金の対象となるものとする。

(9) 有毒な重金属、病原体、又は添加物を含む対象物質は、追加料金の対象となる。

(f) 計画で承認された料金の年間スケジュールに加え、PRO 料金スケジュールには、特定の対象材料のカテゴリの参加生産者に請求される、特定の対象カテゴリの対象材料に課される特別な評価が含まれる場合がある。対象材料の性質が収集又は処理に異常なコストを課す場合、又はリサイクル、堆肥化、又は処理の成功への効果的なアクセスに対処するため、特別な措置を必要とする場合の生産者の要求、特別査定からの収入は、特別査定が適用された特定の対象材料又は製品のシステム改善を行うため使用されるものとする。

(g) サブディビジョン (a) に従って PRO に支払われる料金は、計画の実施と予算の資金調達に使用されるものとする。

42053.5. (a) (1) 2026~27 会計年度の終了時又はそれ以前、及びその後 3 か月に 1 回、PRO はカリフォルニア州のサーキュラーエコノミー管理費を部門に支払うものとする。部門は、この章の実施と実施にかかる部門及びその他の州機関の全費用をカバーするのに十分な金額で料金を設定するものとする。徴収される料金の合計額は、この章を実施及び実行するための州の実際の合理的費用を超えてはならない。これらの費用には、セクション 42051.1 に基づく生産者責任計画及びセクション 42051.3 に基づく年次報告書を提出する前に、この章に基づく規制活動に関連する実際の合理的費用が含まれる場合がある。

(2) PRO の場合、(1) 項に従って支払われる管理手数料は、PRO を構成する生産者が資金を提供するものとする。

(b) 部門は、サブディビジョン (a) に従って PRO が支払った管理手数料を、州財務省に設立されたカリフォルニアサーキュラーエコノミー基金に預けるものとする。州議会が予算を充当すると、基金の資金は、この章に従って部門の活動のために部門により支出され、この章に従って部門の活動の初期費用を賄うために使用された他の基金からの未払いのローンを返済することができる。基金の資金は、この章に列挙されていない目的のために使われることはない。

42054. (a) PRO は、PRO の活動と取引を明確に反映する議事録、帳簿、及び記録を保持するものとする。

(b) PRO の会計帳簿は、米国で認定され、PRO により保持されている独立した公認会計士によって、PRO の費用で暦年に少なくとも 1 回監査されるものとする。

(c) PRO は、セクション 42051.3 に従って要求される年次報告書とともに部門に監査を提供するものとする。部門は、この章への準拠とセクション 42051.1 に従って採用された計画との整合性について監査をレビューし、その監査をインターネット Web サイトに公開するものとする。部門は、コンプライアンスの問題又は不整合を PRO に通知するものとする。

(d) (1) 部門は独自の監査を実施することができる。

(2) PRO は、部門の監査の費用を部門に払い戻すものとする。

(3) PRO は、要求に応じ部門の監査のコピーを取得する場合がある。

(e) 部門は、セクション 42080 サブディビジョン (e) に記載されている範囲で、監査を秘密裏に保持するものとする。

42055. (a) サブディビジョン (c) に規定されている場合を除き、サブディビジョン (b) で指定されている、PRO 又はその参加者がとる行動は、カートライト法（ビジネス職業法典ディビジョン 7 パート 2 の第 2 章（セクション 16700 から始まる））、不公正慣行法（ビジネス職業法典ディビジョン 7 パート 2 第 4 章（セクション 17000 から始まる））、又、不公正競争法（ビジネス職業法典のディビジョン 7 パート 2 の競争法（セクション 17200 から始まる））に違反しない。

(b) サブディビジョン (a) は、PRO 又はその参加者がとる次の全ての行動に適用されるものとする：

(1) この章に従って部門により承認された計画の作成、実装、又は管理、及び承認された計画に従って管理された対象材料の種類又は量。

(2) 承認された計画のコストと構造。

(3) この章の実施への資金提供に関連する料金の設定、管理、収集、又は支払い。

(c) サブディビジョン (a) は、次のいずれかを行う契約には適用されないものとする：

(1) 部門により承認又は条件付きで承認された、又はこの章に従って承認された計画への参加に関連する費用又は料金に関連する合意を除き、対象材料の又は対象材料への価格を固定する。

(2) 対象材料の払い出し又は生産を修正する。

(3) 対象材料が販売される地域、又は対象材料が販売される顧客、又は対象材料を購入できる場所又は人を制限する。

42056. (a) PRO は、その生産者責任計画の一部として、カリフォルニアに信託基金又はエスクロー口座を設定し、計画が終了又は取り消された場合、このセクションに従って使用するために全ての未使用の資金を預けるものとする。セクション 42051.1 サブディビジョン (f) に従って要求される閉鎖又は譲渡計画に従って、取り消されるか PRO が解散する。

(b) 計画が終了又は取り消された場合、サブディビジョン (a) に従って設定された信託基金又はエスクロー口座の受託者又はエスクローエージェントは、30 暦日以内に次の両方を行うものとする：

(1) 計画の終了又は取り消しされる前に、PRO に対して行われたはずの信託基金又はエスクロー口座への生産者からの直接支払いを受け入れる。

(2) 部門が書面で、最後に承認された計画を実施するように指示するので、信託基金又はエスクロー口座から支払いを行う。

(c) 終了又は取消し後、1 年以内に新しい計画が部門によって承認されなかった場合、部門は必要に応じて、以前に承認された計画に変更を加え修正された計画を実施するためのサブディビジョン (b) パラグラフ (2) に従って、信託基金又はエスクロー口座からの直接支払いを継続できる。

(d) PRO 資金を保有する受託者又はエスクローエージェントは、部門の指示に従って、承認された計画でそれらの資金を後継 PRO に譲渡するものとする。

42057. (a) (1) 2032 年 1 月 1 日までに、PRO の承認された計画の参加者に代わって行動する PRO は、州内で販売、販売への供給、又は配送された対象資料の場合、25%の重量削減及び 25%のプラスチック部品ソース削減要件を達成するための計画を策定及び実施するものとする。PRO は、このセクションを実装するため、承認された各計画参加者と強制力のある合意を確立するものとする。

(2) 発生源の削減は、PRO により次の方法で達成されるものとする：

(A) 参加生産者が州内で販売、販売への供給、又は配送するプラスチック対象材料の少なくとも 10%は、プラスチック対象材料を詰め替え可能又はリユース可能な包装又は食品サービスウェアに移行するか、プラスチックを排除することにより、発生源を削減するも

のとする。

(B) (i) サブパラグラフ (A) に従って達成されなかった、参加生産者によって州で販売、販売への供給、又は配送されたプラスチック対象材料の残りの発生源削減は、集中、適切なサイジング、軽量化、又は消費者が家庭用又は商業用のリユース可能な容器を補充できるバルク又は大型包装への移行、又はプラスチック対象材料から非プラスチック対象材料への移行により発生源を削減されるものとする。参加生産者が州内で販売、販売への供給、又は配送するプラスチック対象材料の 8%以下が、PRO が開発した、部門の承認を条件として、発生源の削減を提供する代替コンプライアンス方式、プラスチック対象材料に使用済みのリサイクル材を組み込む生産者に対する、使用済みのリサイクル材のプラスチックに対するバージンプラスチックの比率に基づくスライディングスケールでのクレジットにより発生源を削減するものとする。生産者は、ポストコンシューマーリサイクル材が検証可能であり、プラスチックリサイクル業者協会などの第三者により APR ポストコンシューマー樹脂認証プログラム又は承認された同様の第三者により検証された場合にのみ、この代替ソース削減クレジットを受け取るものとする。部門によるものであり、内容物には意図的に添加されたパーフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル物質は含まれてはならない。

(ii) 最適化、排除、適切なサイズ、濃縮、バルク又は大型包装への移行、又は非プラスチック対象材料への切り替えに取られた各アクションの結果として生じる発生源削減は、発生源削減要件を満たすため 1 回カウントされるものとする。

(C) 2027 年 1 月 1 日までに、PRO の情報ソースは、参加生産者によって州内で販売、販売への供給、又は配送されたプラスチック対象材料の 10%以上を削減し、プラスチック対象材料の 2%以上を販売し、リサイクル可能又は詰め替え可能な包装及び食品サービスウェアシステムへの移行により、販売へ供給されるか、参加者の生産者ソースにより州内で配送されるものとする。

(D) 2030 年 1 月 1 日までに、PRO は、参加生産者によって州内で販売、販売へ供給、又は配送されるプラスチック対象材料の 20%以上を調達し、プラスチック対象材料の 4%以上を削減し、参加者の生産者が州内で販売、販売への供給、又は配送するプラスチック対象材料は、リユース可能又は詰め替え可能な包装及び食品サービスウェアシステムへの移行により削減するものとする。

(b) 2025 年 1 月 1 日までに、部門は、販売、提供された対象材料に包装された製品の数を含む、2023 暦年に州で販売、販売への供給、又配送されるプラスチック対象材料の量に基づいて、サブディビジョン (a) に必要な 25%削減のベースラインを確立するものとする。

(c) 部門に提出された生産者責任計画、計画の更新、又は年次報告書の一部として、PRO は、各参加生産者により分解された次のデータを報告するものとする：

(1) プラスチック部品の数及びプラスチック対象材料の重量を含む、州内で販売、販売への供給、又は配送されたプラスチック対象材料及びプラスチック対象材料で販売された製品の量。

(2) 詰め替え可能又はリサイクル可能な包装又は食品サービスウェアにシフトしたプラスチック部品の数とプラスチック対象材料の重量。

(3) 削減されたプラスチック部品の数とプラスチック対象材料の重量。

(4) プラスチック対象材料から非プラスチック対象材料にシフトしたプラスチック部品の数とプラスチック対象材料の重量。

(5) 集中、適切なサイジング、及び消費者が家庭用又は商業用のリユース可能な容器を補充できるバルク又は大型包装への移行によって減少したプラスチック部品の数とプラスチック対象材料の重量。

(6) 対象材料のバージンプラスチックと比較した使用済みのリサイクル材の量。

(d) PRO のメンバーである生産者は、次の両方を含む個別の発生源削減計画を PRO に提出するものとする：

(1) 最初の個別生産者ソース削減計画では、生産者は、プラスチック部品の数と対象材料の重量によって、2013年1月1日以降に削減されたあらゆる量の対象材料を含めるものとする。

(2) プラスチック部品の数及びプラスチック対象材料の重量により、生産者は、2027年1月1日、2030年1月1日、及び2032年1月1日までに調達削減を計画しているプラスチック対象材料の量。次の各方法で多くのソースが削減される：

(A) プラスチック部品の数とプラスチック対象材料の重量が、詰め替え可能又はリユース可能な包装にシフトした。

(B) プラスチック部品の数とプラスチック対象材料の重量が排除された。

(C) プラスチック部品の数とプラスチック対象材料の重量が、プラスチック対象材料

から非プラスチック対象材料にシフトした。

(D) プラスチック部品の数と対象材料ソースの重量は、集中、適切なサイジング、軽量化、及び消費者が家庭用又は商業用のリユース可能な容器を補充できるバルク又は大型包装への移行により減少した。

(E) 対象材料のバージンプラスチックと比較した使用済みのリサイクル材の量。

(e) PRO は、PRO の承認された計画の参加者である生産者に、PRO がサブディビジョン (c) 及び (d) に従って必要な情報を報告するため必要なデータを PRO に提出することを要求するものとする。

(f) (1) 生産者責任計画の一部として、PRO は、このセクションの要件を満たすように設計された発生源削減計画を含めるものとする。発生源削減計画は、個々の生産者発生源削減計画に基づいて分解され、次の要件を全て満たすものとする：

(2) 発生源削減計画では、PRO は、2013 暦年から 2022 暦年までに達成された発生源削減のクレジットを生産者に与えるものとする。この金額は、サブディビジョン (a) の要件にはカウントされないものとする。この金額の割り当て、及びサブディビジョン (a) の要件を満たすための PRO ソース削減計画の要件により、PRO は、生産者に個々の生産者の発生源削減計画の改訂を要求する場合がある。

(3) PRO は、重大なリサイクル又は最終市場の課題に直面し、2032 年 1 月 1 日までにこの章に準拠するため、多額の投資を必要とするソース削減計画の材料タイプを特定する場合がある。詰め替え可能な、又は非可塑性の代替品は、サブディビジョン (a) の目的で発生源の削減と見なされるものとする。PRO は、このソース削減を集約された形式で報告する場合がある。

(g) 市場での公平性を確保するため、PRO は、PRO の承認後、生産者に新しい対象材料を使用し、包装を最適化し、不要な包装材料を含めないよう生産者に要求するものとする。PRO は、PRO により決定され、セクション 42051.1 サブディビジョン (j) に従って部門により承認された、最適化されていない新しい対象材料を使用する生産者のマルス料金を査定するものとする。

(h) 2032 年 1 月 1 日までに達成された発生源削減が、2032 年 1 月 1 日以降も失われないうようにすると同時に、事業の成長を可能にするため、部門は 2030 暦年から 5 年ごとに、よ

り大きな発生源削減を確保する行動が必要かどうかを判断するため、このセクションのプラスチック対象材料の評価を実施するものとする。プラスチック部品の数又はプラスチック対象材料の重量が増加した場合、部門はこの決定を行うものとする。プラスチック部品数又はプラスチック対象材料の総重量が増加したと部門が判断した場合、部門は次の措置を講じ、より大きな発生源の削減を確保するものとする：

(1) 参加生産者が、プラスチック対象材料をリユース可能又は詰め替え可能な包装又は食品サービスウェアにシフトするか、プラスチックコンポーネントを排除することにより、発生源削減率を高めるよう PRO に要求する。これらのより高い発生源削減率を要求する場合、部門は次の全てを考慮するものとする：

(A) 消費者の採用と受け入れ、食品の安全性への潜在的な影響、及びインフラストラクチャの可用性を評価することにより決定される、増加した発生源削減率の実現可能性。

(B) 使用済みのリサイクル材の使用。

(C) 消費者の利便性と採用を改善するため、インフラストラクチャへのリユースと補充が行われた程度。

(D) 他の法域におけるリユース及び補充システムと除去要件の例。

(E) 料金や必要な最適化など、PRO により実装され他のツールによって達成された削減。

(F) プラスチック部品数と対象材料の総重量の増加率。

(2) 新しい包装タイプが最適化されているかどうかを判断し、最適化されていない場合は、規制を通じて最適化要件を作成する。

(i) 発泡ポリスチレン製食品サービスウェアの生産者は、全ての発泡ポリスチレンが次のリサイクル率を満たしていることを部門に証明しない限り、州内の又は州への発泡ポリスチレン製食品サービスウェアの販売、販売への供給、配送、又は輸入を行ってはならない：

(A) 2025 年 1 月 1 日以降、25%以上。

(B) 2028 年 1 月 1 日以降、30%以上。

(C) 2030 年 1 月 1 日以降、50%以上。

(D) 2032 年 1 月 1 日以降及びその後、毎年 65 パーセント以上。

(j) 部門は、報告及び収集の要件を含むがこれらに限定されないこのセクションを実装するための規制を採用ができる。

第 3 条 プログラム管理

42060. (a) 2025 年 1 月 1 日までに、部門は、この章を実装及び施行し、この章の要件、特にセクション 42050 で確立された要件及びセクション 41780.01 で確立された政策目標を確実にするため、必要な規則を採用するものとする。それは対象材料に関連する。規則には、次の全てが含まれるがこれらに限定されない：

(1) PRO が予算を完全に賄うことを含め、計画の実施に完全に資金を提供することを保証するため必要な規制。これには、この章を実装するため地域の管轄区域又は地域の管轄区域のリサイクルサービスプロバイダーが負担する費用が含まれる。これには、消費者教育及び収集費用（関連する場合、コンテナの費用を含む）、及び対象物の処理、保管、輸送が含まれるがこれらに限定されない。費用は、人口密度又はその他の関連要因に基づいて変動する可能性があり、対象材料の処理及びマーケティングに関連する費用の増加から地方の管轄区域が料金支払者を保護できるようにするものとする。

(2) (A) 生産者、小売業者、卸売業者、又は生産者、小売業者、卸売業者に代わって運営されている PRO が、部門に登録して報告するための必須プロセスを確立する。

(B) プロセスには、規則の採択後に定期的な報告を開始するための適切なタイムラインを確立することが含まれるものとする。部門は、部門が適切と見なす他の要素とともに、タイムラインを作成する際に報告される情報の量を検討するものとする。

(C) (i) 部門によるデータ要求は、セクション 42061 サブディビジョン (a) に従って確立され、部門のインターネット Web サイトに掲載された対象材料のカテゴリと一致しているものとする。

(ii) 可能な限り、部門は、報告及び記録管理の要件によって課せられる負担を最小限に抑えつつ有効にするために、地域の管轄区域、生産者、小売業者、卸売業者、又は PRO、この章への準拠を判断する部門が既に維持している記録及び情報の使用に努めるものとする。

(D) 部門は、実行可能な範囲で、報告を、生産者又は他の包装拡大生産者責任プログ

ラムにより使用される他の認められた第三者報告システムと一致させるものとする。

(E) この章に従って部門が受け取った市場に敏感な企業秘密データは、データの提供者がセクション 40062 のサブディビジョン (b)、及び企業秘密であると主張される情報を特定するための実施規則に適合する限り、守秘扱いとしなければならない。

(F) 部門は、このサブディビジョンに従ってレポートを提出するのを容易にするため、オンライン登録様式を作成するものとする。適用法で許容される範囲で、部門は、廃棄物の特性評価、発生源の削減、及びリサイクルについて認められた基準を備えた独立した第三者のオンライン報告システムと契約できる。

(3) (A) 部門は、この章の目的のため使い捨てであると判断されたものに、この章を順守する上で固有の課題を提示する対象材料を特定するプロセスを確立するものとする。部門は、このサブパラグラフに従って特定された対象材料をこの章から除外できる。

(B) 固有の課題を提示していると特定され、サブパラグラフ (A) に基づいてこの章から免除される対象材料について、部門はいつでも対象材料をこの章の要件に段階的に導入する計画を立てることができる。

(4) 部門は、健康と安全上の理由から、又はリサイクルが安全でないために、この章に準拠できない対象材料を特定するプロセスを確立するものとする。部門は、その対象資料をこの章から免除する場合がある。

(5) 部門は、サイズ、収益、小売場所の数に基づいて、セクション 42050 サブディビジョン (b) の要件、小規模生産者、小規模小売業者、及び小規模卸売業者を除き、この章の要件を免除するプロセスを確立するものとする。このときの市場シェアは次の通り：

(A) サブパラグラフ (B) に従い、部門は、直近の暦年に州での総売上高が 100 万ドル (\$ 1,000,000) 未満であった生産者、小売業者、又は卸売業者を免除するものとする。

(B) サブパラグラフ (A) に従って特定の小規模生産者、小規模小売業者、又は小規模卸売業者を免除すると、対象材料の種類又は対象材料のカテゴリがこの章の要件に準拠する能力が妨げられると部門が判断した場合、部門は、特定の小規模生産者、小規模小売業者、又は小規模卸売業者がこの章の要件から免除されないと判断する場合がある。

(6) (A) 部門は、このセクションに従って採択された規則に従って、環境に入る被覆物質の量を減らすために必要なメカニズムを含めるものとする。

(B) 生産者が、生産者が対象材料を削減したことを部門の満足に示すことができ、この章及び第 5.5 章（セクション 42300 から始まる）に準拠するために行われた措置と一致している場合、部門は、生産者がこの章を遵守するための規則の発効日より前に生産者により達成された対象材料の削減を検討できる。

(C) サブディビジョン (a) に従って採択された要件を達成するため必要な削減を計算する際、部門はセクション 42057 に従って達成された発生源削減を考慮しなければならない。

(7) 部門は、PRO と、PRO の承認された計画の参加していない生産者の間、及び必要に応じて複数の PRO の間で調整を要求するプロセスを確立するものとする。これには、セクション 42064 で要求される収益を上げるため必要に応じて資金を按分するため、各 PRO がプラスチック対象材料の生産者に請求する金額を決定することが含まれる。

(8) 部門は、実行可能な範囲で、セクション 42041 サブディビジョン (ab) で定義された年間リサイクル率を計算する方法論とプロセスを確立するものとする。

(b) (1) 部門は、この章に従って採択された規制がガイドラインを考慮し、米国食品医薬品局及び米国農務省により発行された規制と矛盾しないことを保証し、他のカリフォルニア州機関により課される要件を考慮するものとする。

(2) 部門も PRO も、改ざん防止を対象とする法律又は規制を含むがこれらに限定されない、連邦法又は規制と直接矛盾する、リサイクル材の要件を含むがこれらに限定されない要件を課してはならない。連邦規則法典タイトル 21 セクション 211.132 に準拠した包装、連邦規則法典タイトル 16 第 II 章サブチャプター E パート 1700（セクション 1700.1 から始まる）に準拠した子供用耐性のある包装を対象とする法律又は規制、米国農務省又は米国食品医薬品局により発行された、農産物の包装、微生物汚染の要件、構造的完全性、又は連邦食品医薬品化粧品法に基づく包装の安全性に関連する規則又はガイドライン（21 U.S.C. Sec. 301 以降）、21 U.S.C. Sec. 2101 以降、連邦 FDA 食品安全近代化法（21 U.S.C. Sec. 2201 以降）、連邦家禽製品検査法（21 U.S.C. Sec. 451 以降）、連邦肉検査法（21 U.S.C. Sec. 601 以降）、又は連邦卵製品検査法（21 U.S.C. Sec. 1031 以降）を課さねばならない。リサイクル材の要件を確立する際、部門又は PRO は、有機廃棄物の量を考慮し、その有機廃棄物に関連する温室効果ガス排出量を分析するものとする。部門も PRO も、生鮮食品の対象材料に消費後のリサイクル材の要件を課してはならない。

(c) 規制を策定する際、部門は、欧州連合、インド、コスタリカ、中国、チリ、及びカナダを含むがこれらに限定されない他の州、地方、及び国における削減プログラム及びアプローチに関する関連情報、及び ISO 18602 を含むがこれに限定されない国際規格を検討するものとする。

(d) このセクションに従って規制を採用する場合、部門は規制を確保し、規制に従って実施される活動は、不利な立場にある又は低所得のコミュニティ又は農村地域への不均衡な影響を回避又は最小限に抑えるものとする。

42060.5. (a) サブディビジョン (b)、(c)、(d)、及び (e) に規定される場合を除き、全ての地域の管轄区域又はリサイクルサービスプロバイダーは、セクション 42061 サブディビジョン (c) 及び (d) に基づいて公開されたリストに含まれる全ての対象材料を収集及びリサイクルプログラムに含めるものとする。このセクションは、まだ存在しない場合必須のルート収集サービスを要求することを部門に許可しない。このセクションは、地域の管轄区域がリサイクル又は堆肥化のため追加の材料を収集することを制限するものではない。

(b) 部門は、サブディビジョン (a) の要件の延長又は免除を許可される地域の管轄区域またはリサイクルサービスプロバイダーが、特定の理由である種の特定された対象材料に対して、地域の状況、環境、又は課題のため、要件への準拠が実行不可能であることを書面で示した場合、PRO が延長又は免除に反対する場合、PRO は、この章の実施から生じる対象材料の収集、処理、保管、及び輸送のための代替手段を手配する責任を負うものとする。部門は、付与された延長又は免除を 2 年ごとにレビューし、そのレビュー後に延長又は免除を更新できる。地域の管轄区域又はリサイクルサービスプロバイダーの免除又は延長は、生産者又は PRO が章の要件を満たすことを決して軽減するものではない。

(c) 地方の郡又は地方管轄の郡監督委員会は、これらの用語がセクション 42649.8 で定義されるように、地方の郡又は地方管轄をこのセクションの要件から免除する決議を採択できる。地方の管轄区域が、完全に 1 つ以上の地方の郡内にある管轄区域で構成される地方機関である場合、地方機関の理事会は、このサブディビジョンで規定されるように、地方の管轄区域をこのセクションの要件から免除する決議を採択できる。地方の郡又は地方管轄区域の免除は、生産者又は PRO がこの章の要件を満たすことを決して軽減するものではない。

(d) 地域の管轄区域又はリサイクルサービスプロバイダーは、サブディビジョン (l) に記載される基準を満たさないセクション 42061 サブディビジョン (c) 及び (d) に従って公開されたリストに、リサイクル又は堆肥化のため、セクション 42051.1 の規定にあり、生産

者責任計画の廃品回収以外の方法で収集され、リサイクル又は堆肥化される材料を収集する必要はない。

(e) 地域の管轄区域は、リサイクル可能又は堆肥化可能な材料のリストを公開する前に、地域の管轄区域で対象材料の販売又は配送を禁止する、地域の管轄区域により可決された条例の対象となるセクション 42061 サブディビジョン (c) 及び (d) による材料カテゴリを収集する必要はない。

42061. 部門は、次の全てを行うものとする。

(a) (1) 2024 年 7 月 1 日までに、部門は対象材料のカテゴリのリストを作成し、インターネット Web サイトに掲載するものとする。部門は、カテゴリを決定するため、廃棄物特性評価研究又は材料特性評価研究で参照される材料の種類と形態を検討する場合がある。

(2) 部門は、カリフォルニアの埋立地で処分される対象材料のカテゴリの特性調査を実施し、インターネット Web サイトで公開するものとする。調査に含める適切な施設の部門の決定を含む、この段落に従った部門の活動は、政府法典タイトル 2 ディビジョン 3 パート 1 第 3.5 章 (セクション 11340 から始まる) から免除される。

(3) (A) (1) 項に従って実施された部門の最初の材料特性調査 (部門は 2025 年 7 月 1 日以前に完了する) について、部門は処分ベースの特性調査を実施して、カリフォルニアの埋立地で処分されることになる対象材料の凡その量を決定するものとする。

(B) 部門は、2024 年 1 月 1 日以前に、セクション 42355.51 サブディビジョン (d) パラグラフ (2) のサブパラグラフ (A) 及び (B) の要件に関連する材料タイプのステータスに関する政府法典セクション 9795 に従って、州議会に報告するものとする。セクション 42355.51 サブディビジョン (d) パラグラフ (1) サブパラグラフ (B) 条項 (ii) に従って情報を更新する場合、部門は、セクション 42355.51 サブディビジョン (d) パラグラフ (2) のサブパラグラフ (A) 及び (B) の要件を満たす傾向にある、及び州全体のリサイクルプログラム又は回収システムなどの代替プログラムのいずれかによる州全体の収集及び選別率の測定可能な増加を示す材料を特定する場合がある。部門が決定する責任ある最終市場開発は、リサイクル可能な指定の消除により中断される。これらの材料の種類と形態は、州内でリサイクル可能と見なされ、材料の種類と形態が限り、セクション 42355.51 サブディビジョン (d) パラグラフ (2) サブパラグラフ (A) 及び (B) に係らず、セクション 42355.51 サブディビジョン (d) パラグラフ (3) サブパラグラフ (A) から (D) を満たし、材料の種類と形式がセクション 42355.51 サブディビジョン (d) パラグラフ (6) に記載されている

るプログラムの一部であり、それに準拠するまで満たすとき、リサイクル可能としてラベル付けされる場合がある。

(4) 部門は、2028年、2030年、2032年、及びその後少なくとも4年ごとに、このサブディビジョンに従って必要とされる材料特性調査を更新するものとする。

(5) パラグラフ(2)及び(3)に係らず、部門は、材料のタイプ及び様式の適切な特性評価に関し、最新の定期的な材料特性評価研究の時点では入手できなかった追加情報を公開する場合がある。

(6) 州内の材料の種類と形態の代表的サンプルを調査する目的で、部門の要求から90暦日以内に、転送、処理、又はリサイクル施設は、指定された部門の代表者が、相互に合意した日時に、定期的にサンプリングを行うことを許可するものとする。転送、処理、又はリサイクル施設が過去24か月間にサンプリングされた場合、その施設を定期的にサンプリングする必要はない。

(7) このサブディビジョンに従って実施された各材料特性調査について、部門はそのインターネット Web サイトで調査の予備調査結果を公開し、公開会議を実施して予備調査結果を提示し、パブリックコメントを受け取るものとする。公開会議は、部門が予備調査結果を公表してから少なくとも30暦日後に開催されるものとする。パブリックコメントを受理し検討した後、パブリックミーティングから60暦日以内に、部門は調査結果を完成させ、インターネット Web サイトに公開するものとする。

(b) (1) 2026年1月1日までに、部門は、各対象材料のカテゴリについて、州で達成されている現在のリサイクル率を計算し、インターネット Web サイトに公開するものとする。これらのリサイクル率は、政府法典セクション11340.9サブディビジョン(g)の説明に適合していると思われ、行政法局の要請により、政府法典のセクション11343.8に従って提出できる。

(2) リサイクル率を決定する際、部門は、その修正を含め、以下のいずれかに従って収集されたデータを考慮する場合がある：

(A) 2015年制定法第746章。

(B) 第6章(セクション42370から始まる)。

(C) 制定法2016第395章。

(D) 第 5.5 章 (セクション 42300 から始まる)。

(E) デイビジョン 12.1 (セクション 14500 から始まる)。

(F) 第 5.7 章 (セクション 42355 から始まる)。

(G) 地域の管轄区域により自主的に提供されたデータ。

(H) 生産者から受け取ったデータと情報。

(I) 部門が受理したその他の関連データ及び情報。

(c) 2024 年 1 月 1 日までに、部門は、利用可能な収集および処理インフラストラクチャとリサイクル市場に基づいて、2024 年 1 月 1 日時点でリサイクル可能と見なされる対象材料のカテゴリのリストをインターネット Web サイトに公開するものとする。カリフォルニア規則法典タイトル 14 セクション 17989.2 の要件を満たしている場合、そのセクションは 2023 年 1 月 1 日に存在し、セクション 42355.51 であるため、リサイクル可能と見なされる。リストには、部門によって識別され、セクション 42355.51 のサブデイビジョン (d) パラグラフ (1) サブパラグラフ (B) 条項 (vi) に従ってリサイクル可能と見なされる対象材料のカテゴリが含まれる。

(d) 2024 年 1 月 1 日までに、部門は、2024 年 1 月 1 日時点で堆肥化可能と見なされる対象材料のカテゴリのリストを作成し、インターネット Web サイトに掲載するものとする。対象材料は、次のようにラベル付けする要件を満たしている場合、5.7 章 (セクション 42355 より始まる) に従って堆肥化可能と見なされる。

(e) 部門は、サブデイビジョン (c) 及び (d) に従って作成されたリストを更新し、サブデイビジョン (c) 又は (d) の全ての基準を満たすと見なされる対象材料のカテゴリを追加するプロセスを決定するものとする。サブデイビジョン (c) 又は (d) に従ってリサイクル可能又は堆肥化可能と見なされなくなった場合は、対象材料のカテゴリを削除する。プロセスの一環として、部門は少なくとも 2032 年 1 月 1 日まで毎年リストを更新するものとする。2032 年 1 月 1 日以降、部門は定期的に、しかし 2 年に 1 回以上、リストを評価し、リストがまだあるかどうかを判断するものとする。正確に、必要に応じて更新する。2032 年 1 月 1 日の時点でリサイクル可能又は堆肥化可能と見なされ、サブデイビジョン (c) 又は (d) に従ってリストされる対象材料のカテゴリは、部門が対象材料のカテゴリは、サブデ

イビジョン (c) 又は (d) の要件を満たしていないと見なすものとする。

(f) (1) 部門は、セクション 42060 サブディビジョン (c) に従って公開された料金を更新するプロセスを決定するものとする。部門は、リストを少なくとも 2 年ごとに更新し、定期的に、しかし 2 年に 1 回以上更新し、リサイクル率のリストを評価して、率が依然正確であるかどうかを判断するものとする。評価後、部門はリストを修正して、率を削除、追加、又変更する場合がある。部門は、リストの更新をインターネット Web サイトに掲載するものとする。

(2) 生産者は、部門のリストにあるリサイクル率を参照するか、別の方法で、特定の種類の対象材料が該当するリサイクル率を満たしているという証拠を部門に提出することにより、部門により承認されたメカニズムで、セクション 42050 サブディビジョン (c) の率に準拠していることを示すことができる。

(3) 率をリストに含めるか変更することを求める生産者、又は対象材料のカテゴリをリストに追加することを求める生産者は、リスト又はカテゴリを追加することの適切性により、部門がリストに含める率を決定する目的でデータを提出するよう要求される場合がある。

(4) このサブディビジョンに従ってリストの公開及び更新が行われると、政府法典タイトル 2 ディビジョン 3 パート 1 第 3.5 章 (セクション 11340 から始まる) が免除される。

42061.5. (a) 部門は、この章の要件及び以下の両方を満たす PRO を承認するものとする：

(1) PRO には、それらの事業体により上市された対象材料の多様性を代表する生産者で構成される運営委員会がある。運営委員会は、これらの重要な種類が組織によりカバーされている場合、重要な業界団体及び企業を代表する非投票メンバーを含むものとする。

(2) PRO は、資金の適切な管理を確保するため、不正防止措置及び監査スケジュールを含む、適切な財務責任及び財務管理が実施されていることを実証する。

(b) 2031 年 1 月 1 日以降、追加の PRO がこの章の要件を満たすのに有益であるとディレクターが判断した場合、部門は、この章の要件を満たし、次の全ての要件を満たす追加の PRO を承認することができる：

(1) 提案された PRO は、部門に提出し、新しい PRO を設立するための請願書をレビューする部門の費用を負担することに同意する。

(2) 提案された PRO は、この章の要件を共同で遵守するのに十分な数の特定の対象材料又は対象材料のカテゴリの生産者で構成されている。

(3) 特定の対象材料又は対象材料のカテゴリに対し提案された PRO は、提案された PRO 及びその参加者プロデューサーに適用されるこの章の全ての条項の費用をカバーすることに同意する。

(4) 特定の対象材料又は対象材料のカテゴリについて提案された PRO の対象となる生産者は、元の PRO の確立されたコスト配分に基づいて、部門によって決定された、セクション 42064 に基づく環境緩和資金に関連する比例配分された資金シェアをカバーすることに同意する。

(c) PRO が、サブディビジョン (a) に記載される要件を含め、この章の要件を満たさなくなったと部門が判断した場合、又は承認された PRO 計画を次の目的を達成する方法で実装及び管理しなかった場合、この章では、部門は PRO の承認を取り消すものとし、サブディビジョン (b) に係らず、サブディビジョン (a) に従って追加の PRO を承認できる。

42062. (a) 2026 暦年に開始し、その後 2 年ごとに、部門は諮問委員会と協議し、セクション 42050 サブディビジョン (c) で確立されたリサイクル率を調整する必要があるかどうか評価するため関連データを確認するものとする。部門は、その決定と理論的根拠を公開レビューに利用できるようにしなければならない。

(b) 部門が、サブディビジョン (a) に基づくレビューに従って、リサイクルインフラストラクチャの状態を含むがこれに限定されない、現在の予期せぬ異常な市況が、セクション 42050 のサブディビジョン (c) で確立されたリサイクル率の調整を保証すると判断した場合、部門は、次の両方の条件に従って、対象材料のカテゴリに高い又は低い率を課すことができる：

(1) 率は、その対象材料のカテゴリの州内の又は州への販売、流通、又は輸入のため製造されたプラスチック対象料の 10 パーセントを超えて調整されないものとする。

(2) 減額された料金は、2 年以内に有効になり、その時点で、料金はセクション 42050 サブディビジョン (c) で確立された適用料金に戻る。増額された料金については、部門は増加率を維持するか、又は増加率を部分的又は全体的にセクション 42050 のサブディビジョン (c) で確立された該当する率まで下げるかどうか、2 年ごとに決定できる。

(c) 部門は、各対象材料のカテゴリのリサイクル率が、セクション 42050 又はこのセクシ

ョンのサブディビジョン (c) に従って要求される率に準拠しているかどうかを判断し、インターネット Web サイトに掲載するものとする。

42063. (a) セクション 42051.2 及び 42051.3 に従い、部門は、この章に準拠するため PRO から提出された計画、修正計画、又は年次報告書を確認し、90 暦日以内に文書を承認、条件付きで承認、又は拒否するものとする。文書の受領を確認するか、追加の時間が必要かどうかを判断するため、タイムラインを PRO に通知する。

(b) (1) 部門が計画、修正計画、又は年次報告書を不承認にした場合、部門は計画、修正計画、又は年次報告書がどのように非準拠であるかを書面で説明し、PRO は 30 暦日以内に部門に追加情報、修正、又は修正を加えた計画、修正計画又は年次報告書を再提出するものとする。

(2) PRO により再提出された計画、修正計画、又は年次報告書が、依然このセクションの要件に準拠していないと部門が判断した場合、部門は文書に変更を指示し、PRO に 30 暦日以内に、計画、修正計画又は年次報告書を部門へ最提出するよう要求するものとする。

(3) PRO が計画、修正計画、又は年次報告書に変更を組み込んでいないと部門が判断した場合、部門は PRO がこの章に準拠していないと判断し、第 5 条 (セクション 42080 より始まる) による強制執行をとるものとする。

(4) PRO の更新された計画、修正計画、又は年次報告書が部門により拒否された場合、部門は以前に承認された計画の有効性を維持することを許可する場合がある。

(c) 承認された年次報告書及び承認された計画は、PRO により部門に報告された財務、生産、又は販売データがカリフォルニア公共記録法 (第 10 部 (政府法典タイトル 1 のセクション 7920.000 より始める)) を使用し、一般の検査に公開されないものとする。部門は、財務、生産、又は販売のデータを要約形式で公表するものとする。これにより、情報が、特定の生産者、小売業者、卸売業者、又はその他の組織に帰属することはない。

42064. (a) (1) このセクションにより課される追加料金は、歳入第 2 部の料金徴収手続き法 (パート 30 (セクション 55001 から始まる) 及び税法) に従って、カリフォルニア州税務局によって毎年徴収されるものとする。この章の目的上、料金徴収手続き法における「料金」への言及には、このセクションにより課される追加料金が含まれ、「料金支払者」への言及には、このセクションによって課される追加料金の支払いを要求される人が含まれるものとする。

(2) 手数料徴収手続法の控訴規定に係らず、人が追加料金を支払う必要があるという部門による決定、又はその追加料金の金額に関する部門による決定は、セクション 42064.01 に基づく審査の対象であり、カリフォルニア州税務局による再決定の申立ての対象ではない。

(3) 手数料徴収手続法の還付規定に係らず、カリフォルニア州税務局は、局による決定が追加料金の金額を不適切又は誤って計算したという主張に基づく還付請求を受け入れない、又はその決定が部門又は部門の決定を検討する裁判所により取り消されない限り、個人又は団体が追加料金の対象であると誤って決定したものとする。

(b) 年間追加料金は、カリフォルニア州税務局による査定日から 30 日以内に支払う必要があります。歳入税法第 2 部第 30 部第 3 章第 1.1 条 (セクション 55050 から始まる) に係らず、追加料金は、カリフォルニア州税務局への電子送金によって送金されるものとする。

(c) 2027 年 3 月 1 日以前、及びその後毎年 3 月 1 日、部門は毎年、カリフォルニア州税務局に、このセクションに基づく追加料金の責任を負う各個人の適切な名前と住所を送信するものとする。査定される追加料金の金額と同時に、追加料金に関する質問に回答するため、請求書に印刷される部門の連絡先番号をカリフォルニア州税務局に提供するものとする。

(d) カリフォルニアプラスチック汚染軽減基金は、これにより国庫に設立される。カリフォルニアプラスチック汚染軽減基金は、このセクションに従って収集され、カリフォルニア州税務局に支払われる全ての追加料金、利子、罰金、及びその他の金額で構成され、カリフォルニア州税務局への払い戻し及び払い戻しの支払い、このセクションにより課される料金の管理及び徴収にかかる費用は差し引かれる。

(e) (1) PRO は、カリフォルニア州税務局の査定により、毎年 5 億ドル (5 億 \$) を支払うものとする。部門は、サブディビジョン (c) に従って、PRO の名前と住所、及び 5 億ドル (5 億 \$) の年間追加料金をカリフォルニア州税務局に送金するものとする。

(2) セクション 42051 サブディビジョン (a) に従って部門により承認された PRO は、2027 暦年から、毎年、(1) 項で指定された 5 億ドル (5 億 \$) をカリフォルニア州税務局、カリフォルニアプラスチック汚染緩和基金に預けられる料金管理に送金するものとする。

(3) (A) PRO は、PRO の参加者である生産者にプラスチック対象材料を販売するプラ

プラスチック樹脂メーカーから最大 1 億 5000 万ドル (1 億 5000 万 \$) を集めることができる。

(B) PRO は、参加者に、対象材料に使用するプラスチックを販売しているプラスチック樹脂メーカーのリストを参加者に提供するよう参加者に要求する場合がある。

(C) PRO がプラスチック樹脂メーカーから 1 億 5000 万ドル (1 億 5000 万 \$) の全部又は一部を徴収しない場合でも、PRO は (2) 項で指定された送金総額に対して責任を負う。

(f) (1) PRO は、セクション 42057 の対象となるプラスチック対象材料を生産する参加者に、各生産者のプラスチックの市場シェアに基づいて、サブディビジョン (a) に従って資金を送金するため必要な金額の環境緩和追加料金を設定し、プラスチック部品の数と重量の両方を考慮し、対象材料に課すものとする。

(2) (1) 項に従って課される追加料金は、2027 暦年から毎年 7 月 1 日までに支払われるものとする。

(g) カリフォルニアプラスチック汚染軽減基金の資金は、このセクション以外の法律により当事者に課せられた義務、又はニーズ評価で特定された費用をカバーするために費やされないものとする。

(h) (1) PRO の承認された計画の参加者ではない生産者の場合、部門は、生産者が販売、販売のため供給、州内の又は州への配送、又は輸入するプラスチック対象材料の数と重量の両方に基づいて、生産者が支払う環境緩和追加料金の金額を決定するものとする。

(2) 2027 年 7 月 1 日以降、毎年 7 月 1 日以降、PRO に所属していない生産者は、部門が決定した追加料金を支払うものとする。部門は、サブディビジョン (c) に従って、生産者の名前、住所、及び追加料金の金額をカリフォルニア州税務局に送金するものとする。

(i) 2030 暦年に、部門は、セクション 42057 サブディビジョン (h) に従って実施された評価に基づいて、このセクションに従って徴収される追加料金を増額するかどうかを決定するものとする。その評価でプラスチックの総数に変化が見つかった場合、州内のプラスチック対象材料のコンポーネント又は重量について、部門は、規制を通じ、PRO がその変更按比例して徴収する追加料金の金額を調整するものとする。PRO は、参加プロデューサーに課せられる追加料金を、部門により設定された追加料金の調整額に適合させるものとする。

(j) (1) 議会による充当に応じ、カリフォルニアプラスチック汚染軽減基金の資金の 40% は、魚類野生生物局、野生生物保護委員会、州沿岸保護局、カリフォルニア沿岸委員会により支出されるものとする。海洋保護評議会、公園レクリエーション局、自然資源庁、カリフォルニア環境保護庁は、プラスチックが陸生、水生、海洋生物及び人の健康に及ぼす環境影響を監視及び軽減し、自然環境を保護する。

(2) (1) 項に従って割り当てられた資金の少なくとも 50% は、不利な立場にある、又は低所得のコミュニティ又は農村地域に住む居住者に利益を提供するものとする。

(3) (1) 項に従って割り当てられた資金は、部族、非政府組織、コミュニティベースの組織、土地信託、及び地方自治体への助成金を支援するため使用される場合がある。

(k) (1) 議会による充当時に、カリフォルニアプラスチック汚染軽減基金の資金の 60% は、戦略的成長評議会、カリフォルニア環境保護庁、天然資源庁、及び法務省により、プラスチックの歴史的及び現在の環境正義と公衆衛生への影響を監視及び軽減するように支出されるものとする。これには、不利な立場にある、又は低所得のコミュニティや農村地域に対するプラスチックの歴史的及び現在の影響を緩和することも含まれる。

(2) (1) 項に従って割り当てられた資金のうち、75% は、恵まれない地域又は低所得の地域に住む居住者に直接かつ主に利益を齎すものとする。

(3) (1) 項に従って割り当てられた資金は、地方の管轄区域、部族、非政府組織、及びコミュニティベースの組織への助成金を支援するため使用される場合がある。

(l) サブディビジョン (j) 及び (k) に従ってカリフォルニアプラスチック汚染軽減基金から割り当てられた資金は、サブディビジョン (j) 及び (k) に記載される活動を増加及び強化するため使用され、それらの目的のための他の資金とされる。従って、一般基金又は温室効果ガス削減基金について、魚類野生生物局、カリフォルニア沿岸保護局、カリフォルニア沿岸委員会、野生生物保護委員会、海洋保護評議会、公園レクリエーション局、戦略的成長評議会、法務省、カリフォルニア環境保護庁、及び天然資源庁は、2019 年予算法 (2019 年法令第 23 章) に規定されているレベルを下回ってはならない。

(m) このセクションに基づいて資金を受け取る各機関又は部門は、政府法典セクション 9795 に係らず、資金の使用方法、緩和目標に向けた進捗状況、及び関連する詳細について、州議会の関連する予算委員会に、緩和の目的で政府機関又は部門から資金提供を受ける可

能性のある第三者からの結果について年次報告書を提供するものとする。

(n) このセクションは、2037年1月1日までのみ有効であり、その日をもって廃止される。

42064.01. (a) セクション 42064 に従って課された追加料金がそのセクションにより支払われるべきであると決定された人は、決定の通知を受けて、サービス後 30 日以内にこの章がその人に適用されるかどうかの再決定を申請できる。30 日以内に再決定の申立てがない場合、30 日が経過した時点で確定した金額が確定する。

(b) このセクション又はセクション 42064 の適用の再決定の申請は書面で行われ、部門又はその被指名人に送付されるものとする。請願書は、請願書が作成された特定の理由を述べ、裏付けとなる文書を含むものとする。請願書は、部門が再決定の請願書に関し命令又は決定を発行する前のいつでも、追加の根拠を述べるか、追加の文書を提供するように修正される場合がある。

(c) 本条又はセクション 42064 の適用の再決定の申立てが 30 日以内に提出された場合、部門は追加料金が支払われるべきかどうかを再検討し、書面で決定するものとする。部門は、このセクション又はセクション 42064 が請願を提出した人に適用されないとの決定に基づいて、追加料金を撤廃することができる。

(d) 局は、カリフォルニア州税務局に通知と、再決定又は返金請求の各申請の結果を、提出日、報告期間、関連する手数料の額、及びカリフォルニア局に、還付者の徴収義務を実行するため税及び手数料管理の必要な詳細を含めて提供するものとする。

(e) サブディビジョン (a) に従って再決定の適時の請願が提出された場合、セクション 42064 に従って課された追加料金を徴収する全ての法的措置は、サブディビジョン (g) に従って部門が最終決定されるまで保留されるものとする。

(f) サブディビジョン (c) に基づく部門の決定の通知は、申立人とカリフォルニア州税務局に同じ日に配信されるものとする。

(g) 追加料金の再決定の申立てに関する部門の命令又は決定は、決定の通知の申立人のサービスの 30 日後に最終化されるものとする。

(h) このセクションに従って部門により支払われるべきであると決定されたセクション

42064 に従って課される追加料金は、それが最終的になるときに支払われるべきであり、支払われるべきときに支払われない場合、セクション 55086 に従って課されるペナルティ収入及び税法が適用されるものとする。

(i) このセクションで要求される書面による通知は、次のように提供されるものとする：

(1) 通知は封印された封筒に入れられ、郵便料金が支払われ、部門の記録に記載されるように、申立人の住所にある申立人に宛てられる。通知の発行は、米国郵政公社、又は米国郵政公社が定期的に維持又は提供する郵便受け、郵便局、変電所、メールシュート、又はその他の施設に通知を預け入れた時点で、何らかの理由で時間の延長は完了したと見なされるものとする。

(2) 郵送の代わりに、通知は、サービスを受ける人に配信することにより個人的に配信される場合があり、サービスは配信時に完了したと見なされるものとする。企業への個人的なサービスは、民事訴訟法で指定された人に、召喚状及び民事訴訟で苦情を申し立てて企業に提供する通知を送付することにより行うことができる。

(j) セクション 42064 に従って課される追加料金に関する係争は、このセクションのみに従って解決されるものとする。

(k) セクション 42064 に従って課された追加料金の全部又は一部の払い戻しを受ける資格があると部門が判断した場合、その人は第 5 章に従ってカリフォルニア州税務局に請求を行うものとする（収入及び税法ディビジョン 2 パート 30 セクション 55221）。

42065. (a) 部門は、セクション 42060 サブディビジョン (a) に基づく規制を採用する取り組みの説明、及び PRO が順調に進んでいるかどうかを含むがこれらに限定されない、それらの規制と PRO 計画に含まれる要件を満たすため、この章の実施における進捗状況を 2 年ごとに州議会に報告するものとする。政府法典のセクション 9795 に係らず、報告書は、各奇数年の 1 月 1 日までに州議会の関連する政策及び予算委員会に提出されるものとする。

(b) この章に基づいて確立された PRO 及び計画と同様の国家リサイクル PRO 及び生産者責任計画が実施される場合、部門は、国の PRO 及び生産者責任計画と、この章に基づいて確立された PRO 及び計画を検討、評価、及び比較するものとする。政府法典のセクション 9795 に係らず、部門は、この章に関連する推奨される変更を加えた報告書を州議会の関連する政策委員会及び予算委員会に提出するものとする。

42067. (a) 部門は、この章の要件を達成するため、対象材料のカテゴリごとに、対象材料

に必要な手順と投資を決定するように設計された 1 つ以上の州全体の初期ニーズ評価を準備するものとする。ニーズ評価又はそのコンポーネントは、5 年ごとに、又はこの章の要件が満たされていることを確認するため、必要に応じ更新されるものとする。特定の対象材料の初期ニーズ評価は、その対象材料を含む生産者責任計画の完了と承認の前に完了する必要がある。部門は、ニーズ評価を完了するため、独立した第三者の請負業者を選択する場合がある。部門又は第三者の請負業者は、ニーズ評価を作成する際、PRO 及び地域の管轄区域に相談するものとする。

(b) PRO は、ニーズ評価の開発及びニーズ評価の更新にかかる費用を部門に払い戻すものとする。

(c) 部門は、この章の対象となる 1 つ以上の対象資料に固有の複数のニーズ評価を作成するか、この章の対象となる全の対象材料を含む 1 つの包括的なニーズ評価を作成することができる。

(d) 部門は、PRO と協力して開発されるニーズ評価の開発を指導するものとする。これは、都市、郊外、及び農村コミュニティと様々な異なる人口密度と社会経済的視点、そしてニーズ評価の開発に参加することを選択する。

(e) ニーズ評価は、以下のすべてに準拠するものとする：

(1) PRO 予算と PRO 計画を通知するように設計されている。

(2) 対象材料及び対象材料のカテゴリに関し、次の全ての評価を含める：

(A) リサイクル、堆肥化、リユース、削減、及び回収に関連する州の目標の達成を支援するため、市場開発及び金銭的インセンティブに関連する既存の州法の規定及び資金ソース。

(B) 州内の現在のリサイクル、堆肥化、収集、運搬システム、及びシステムの強化に必要な拡張されたアクセスと追加のリサイクル又は堆肥化のオプション。

(C) 集合住宅のオンプレミスのリサイクルと堆肥化への既存のアクセス、及びそのアクセスを拡大する必要性。

(D) 州及び地域の処理能力とインフラストラクチャ、及び人工知能やロボット工学などの革新的で高度な技術がその能力を向上させる能力。

(E) 現在の市況と、州及び地域で実行可能な責任ある最終市場を創出する必要性。

(F) リサイクル、堆肥化、リユース、及び削減のための消費者教育のニーズ。

(G) リサイクル業者への支払い、市場インセンティブの支払い、又はこの章の要件を達成するため必要なその他の支払いを含む、この章の要件を達成するために必要な資金調達の必要性と行動。

(H) 収集、リサイクル、堆肥化、処理、及び実行可能な責任ある最終市場への輸送への十分なアクセスを提供するため必要な行動と投資。

(I) リサイクルされた対象材料の市場の利用可能性又は利用可能性の欠如、リサイクル又は堆肥化された材料の市場開発を奨励する必要性、及び対象材料がリサイクル又は堆肥化され、実行可能であることを保証するため必要な関連投資及び行動の評価セクション 42050 の要件を満たすのに十分な責任ある最終市場。

(J) 材料が再製造の品質要件を確実に満たすため、汚染を回避し、リサイクル及び堆肥化された材料を改善するため必要な汚染及び行動と投資に寄与する要因。

(K) 責任ある最終市場の利用可能性及び責任ある最終市場を特定及び拡大するメカニズム。評価には、リサイクルが行われる地域社会への環境及び公衆衛生への影響を回避及び最小化する対策の特定が含まれるものとする。

(3) 対象材料に関し、次の全ての評価を含める：

(A) 持続的な実行可能な責任ある最終市場を開発する可能性が低い対象材料のカテゴリから、実行可能な責任ある最終市場を有する、或いは持続的な実行可能な責任を開発する可能性が高い対象材料のカテゴリへの包装又は食品サービスウェアのシフトに関連するニーズエンドマーケット。

(B) リサイクル可能性と堆肥化可能性を改善するため対象材料の設計改善に必要な行動と投資。

(C) セクション 42057 で確立されたソース削減要件を実装するために必要な資金。これには、リユース及び補充インフラストラクチャを開発し、リユース可能なインフラストラクチャの使用を拡大及び販売するため、そのインフラストラクチャへの便利なアクセスを消費者に提供するために必要な投資、詰め替え可能な包装と食品サービスウェアが含まれ

る。

(D) リサイクルプロセス全体で対象物質の処分を特定、分類、追跡するため、人工知能を利用してデータ収集を改善する革新的で高度な技術を MRF 全体に統合する評価。

(E) 発生源削減要件を達成するのに効果的な行動と投資の評価。

(4) ニーズ評価は、セクション 40004 に記載されている意図に反する、又はセクション 40059 に従って締結された契約に違反する活動への投資を提案してはならず、特定された活動に資金を支払うメカニズムを含むものとする。

(5) ニーズ評価には、次の全てを達成する要素が含まれる場合があるが、これらに限定されない：

(A) 可能な限り、路上収集サービスへのアクセスの拡大又は改善。

(B) 廃品回収サービス又は路上収集サービスが実行不可能なその他メカニズムへのアクセスの拡大、又は必要に応じ、この章の要件を達成するため路上収集サービスを補完するため。

(C) 公共スペースでの収集サービスへのアクセスの拡大。

(D) 人工知能やロボット工学などの高度な技術を利用して、対象材料の識別と分類を改善するリサイクルセンター又は MRF 内で、革新的な強化された収集、堆肥化、リサイクルシステム及び革新的なリサイクルシステムの展開を提供又は実行可能性を促進する。

(E) 発生源削減要件達成に効果的な行動と投資の評価。

(F) 集合住宅のリサイクル又は堆肥化サービスへのオンプレミスアクセスの作成。

(G) 遠隔地又は農村地域から一元化された仕分け施設、ブローカー、又は実行可能な責任ある最終市場への資材の効率的な輸送に資金を提供、提出、又は促進する。

(H) 実行可能な責任ある最終市場を満たす望ましい材料の分離、処理、包装、リサイクル、堆肥化、再製造、及び輸送のコストをカバーするのに十分な品質インセンティブ支払い、助成金、及びその他メカニズムを開発することにより、既存の材料リサイクル又は堆肥化インフラストラクチャを強化する、又は堆肥化施設へのインバウンド夾雑物の割合を減

らす品質規格。

(I) リユース、補充、及び堆肥化インフラストラクチャへの投資を含むがこれらに限定されない発生源削減計画を実施するため必要なインフラストラクチャ又はその他メカニズム。

(J) 計画に基づく全ての対象材料のリサイクル率と堆肥化率を達成し、対象材料がリサイクル可能又は堆肥化可能であることを保証するため必要なインフラストラクチャ又はその他の活動。

(f) (1) 初期のニーズ評価、及び最新情報は、諮問委員会に提出されるものとする。

(2) このセクションに従った部門によるニーズ評価の開発は、政府法典タイトル 2 ディビジョン 3 パート 1 第 3.5 章（セクション 11340 から始まる）から免除される。

(g) 初期のニーズ評価及び更新は、部門が PRO、諮問委員会、及び一般の関心のあるメンバーに意見の機会を提供する少なくとも 1 回の公開会議を含む公開プロセスを通じて作成されるものとする。

第 4 条 生産者責任諮問委員会

42070. (a) この章の実施において、部門は、この章と一致するサーキュラーエコノミーを作成するための障壁と解決策を特定し、この章の実施において部門、生産者、及び生産者責任組織に助言する目的で、生産者責任諮問委員会を設立するものとする諮問委員会は、次のカテゴリに規定されている 13 人の投票メンバーと 3 人の非投票メンバーで構成され、ディレクターによって任命されるものとする：

- (1) 州全体の市協会により指名された 1 人の代表者。
- (2) 州全体の地方郡協会により指名された 1 人の代表者。
- (3) 環境保護団体の代表者 1 名。
- (4) 海洋擁護団体の代表者 1 名。
- (5) 環境司法機関の代表者 1 名。

(6) 不利な立場にある、又は低所得のコミュニティ又は農村地域からの 1 人の代表者。

(7) カリフォルニア州内にある材料回収施設の代表者 1 名。

(8) リサイクルサービスプロバイダーの代表者、又はリサイクルサービスプロバイダーの協会の代表者 1 名。

(9) カリフォルニア州で操業している堆肥化業界の代表者 1 名。

(10) 使用済みリサイクル材を利用した、様々な材料タイプの対象材料の 4 つのメーカーのそれぞれの代表者であり、そのうちの 1 つは第三者認定の堆肥化可能な対象材料を製造している。これらの理事会メンバーは、PRO の理事会メンバーであってはならない。

(11) 小売部門を代表する州全体の協会によって指名された代表者 1 名。この理事会メンバーは、投票権のないメンバーでなければならない。

(12) 食料品セクターを代表する州全体の協会により指名された代表者 1 名。この理事会メンバーは、投票権のないメンバーでなければならない。

(13) 生産者責任組織の代表者 1 名。この理事会メンバーは、投票権のないメンバーでなければならない。

(b) ディレクターは、2023 年 7 月 1 日以前にすべてのメンバーを諮問委員会に任命するものとする。ディレクターは、3 年の任期をずらしてメンバーを任命し、追加の任期でメンバーを再任することができる。諮問委員会は、最初の会議で、暦年の議長を務め、議長として再選される可能性のある議長を選出するものとする。

(c) 諮問委員会は、議長の招集又は投票メンバーの過半数の要請により、少なくとも年に 1 回会合するものとする。部門は諮問委員会に管理上のサポートを提供するものとする。

(d) 諮問委員会の会議は一般に公開され、Bagley-Keene 公開会議法（政府法典のタイトル 2 ディビジョン 3 パート 1 第 1 章第 9 条（セクション 11120 から始まる））の対象となる。

(e) (1) 諮問委員会は、PRO と部門、及び該当する場合、ニーズ評価を実施又は更新する第三者に、以下の全てに関する最初の推奨事項を提供するものとする：

(A) 諮問委員会の最初の会議から1年以内に、対象物質の回収率を高め、プラスチックの環境への漏出を減らすという目標を前進させるための主要な障壁と可能な解決策。これには、利用可能で実行可能な責任ある最終市場及び対象材料の市場開発に関連する主要な障壁と可能な解決策が含まれる。

(B) 対象材料のバージン材料の生産を減らし、対象材料の埋立てを減らすという目的を前進させるための主要な障壁と可能な解決策。

(C) リユース可能な包装と製品及び詰め替え可能なシステムに向けた主要な障壁と考えられる経路。

(D) この章の要件を満たすため対象材料に必要な主要な障壁及びその他の考慮事項。

(E) PRO が、この章の実装および計画の対象となる資料の管理に関連し、地域の管轄区域及び地域の管轄区域のリサイクルサービスプロバイダーが負担する費用をどのように負担するか。

(2) 部門は、この章の目的を前進させるためどの特定の行動が適切であるかを評価する際、(1) 項に基づいて提供される推奨事項を検討するものとする。

(f) 諮問委員会は、諮問委員会が適切とみなす場合、書面による勧告を通じて以下の行動のいずれかをとることができる：

(1) サーキュラーエコノミーを作成し、対象材料の汚染を減らすというこの章の目標をサポートする技術的な問題について、部門、生産者、又は PRO に助言する。

(2) この章で要求される規則の採用について部門に助言する。

(3) 諮問委員会又は部門により決定された、この章の実施におけるその他の関連事項について、部門、プロデューサー、又は PRO に助言する。

(g) セクション 42067 に従い、諮問委員会は、評価の受領から 90 暦日以内に提出されたニーズ評価又は改訂されたニーズ評価をレビューするものとする。

(h) セクション 42051.2 サブディビジョン (a) に従って提出された計画の受理から 60 暦日以内に、諮問委員会は計画を検討し、計画の修正案を含む可能性のある書面によるコメントを提出するものとする。

(i) 諮問委員会は、諮問委員会の投票メンバーの過半数が勧告を承認した場合のみ、書面による勧告を部門に提出するものとする。勧告を承認しない 1 人又は複数の諮問委員会メンバーは、少数派の意見を反映した別の書面による勧告を部門に提出できる。

(j) 影響を受ける事業体が、この章の要件を満たすために取られた特定の行動が、固形廃棄物収集プログラム、固形廃棄物リサイクル施設、又は地域の固形廃棄物処理要件に従ってサービスを提供する堆肥化施設の持続的な運用又は商業的実行可能性を混乱させるか、さもなければ悪影響を及ぼしていると主張する場合、影響を受ける事業体は、この主張を裏付ける懸念と証拠を諮問委員会に持ち込み、議論を求め、情報の予備評価を実施するよう諮問委員会に依頼できる。評価により、特定の行動が既存の業務を混乱させるか、さもなければ悪影響を及ぼしていることが示された場合、諮問委員会は、更なる分析のためこの懸念を部門に提出するものとする。部門は、諮問委員会から提供された情報を分析し、解決のための推奨事項を提供する場合がある。

第 5 条 施行

42080. (a) PRO が計画の要件を実装及び満たすことができないことを含むがこれらに限定されない、この章の要件に従わない場合、PRO、生産者、卸売業者、又は小売業者は、この条項に記載されている違反とされ、又は承認された計画を取り消される。部門は、生産者と PRO の業務、施設、記録を検査し、生産者と PRO の監査を実施して、事業体がこの章の要件に準拠しているかどうかを判断するなど、調査を実施する場合がある。

(b) 部門は、セクション 42054 に従って PRO が提供する監査に含まれる情報、又はセクション 42052 サブディビジョン (d) に従って PRO が維持する記録は、この章の要件の違反を立証するのに十分と見なすことができる

(c) 部門は、PRO、生産者、小売業者、又は卸売業者に、この章に準拠しない行為又は慣行、及び部門の監査で特定された不一致について通知するものとする。

(d) ディレクターが PRO、プロデューサー、小売業者、又は卸売業者の監査の完了を承認してから 15 暦日以内に、部門は監査対象の組織に監査が部門のインターネット Web サイトに掲載されることを通知するものとする。部門は、その通知を提供してから 45 暦日以内に、完了した監査を部門のインターネット Web サイトに掲載するものとする。

(e) 部門は、民法セクション 3426.1 サブディビジョン (d) に従って明確に識別され、貿

易秘密を構成する情報が含まれている場合、又はカリフォルニア公共記録法（政府法典タイトル 1 ディビジョン 10（セクション 7920.000 から始まる））に基づく開示が免除されている場合にのみ、監査を秘密裡に保持するものとする。監査が完了し、監査が部門のインターネット Web サイトに掲載されるという通知を部門から受理してから 15 暦日以内に、部門によって監査される PRO、生産者、小売業者、又は卸売業者は、営業秘密を構成または含め、監査の各部分を具体的に特定するものとする。セクション 40062 に従って公布された規則にこれとは反対の規定があるにも係らず、営業秘密として識別されない情報及び営業秘密として不適切に識別された情報は、別の法律の規定によって開示が免除されていない限り、カリフォルニア公共記録法（政府法典タイトル 1 第 10 部（セクション 7920.000 から始まる））に従って開示の対象となるものとする。

42081. (a) (1) 部門は、この章に準拠していない事業体又は事業体がセクション 42061 サブディビジョン (a) パラグラフ (5) の基準を満たさない限り、部門がこの章を実施するために採用する規則に違反を通知する。その場合、民事罰は 1 日あたり 25,000 ドル(\$ 25,000) を超えてはならない。

(2) 生産者又は PRO によるセクション 42050 の違反は、ブランド名、包装又は製品ライン、包装又は製品の形態、対象材料のカテゴリ、及び部門が準拠していないと見なす包装又は製品のサイズに基づいて判断されるものとする。

(3) PRO 又は生産者に対する罰則は、違反の通知から 30 暦日後まで、違反に発生し始めないものとする。

(4) 部門は、このセクションに従って収集された全ての罰則を、国庫に作成されたサーキュラーエコノミーペナルティアカウントに預けるものとする。サーキュラーエコノミーペナルティアカウントの金は、この章を更に進める目的で州議会が充当したときに利用できるものとする。

(b) (1) 罰則を評価するかどうかを決定する前に、部門は、生産者又は PRO がこの章に準拠する方法と時期を詳述した是正措置計画を作成し、部門に提出することを許可する場合がある。是正措置計画には、セクション 42050 サブディビジョン (c) に従って要求されるリサイクル率を満たす対象材料のカテゴリに生産をシフトするなどの措置、部門によって設定された基準、又は材料のリサイクル率を高める対象材料の回収システム又は預金システムの確立が含まれる場合がある。部門は、生産者が是正措置計画に準拠している場合、罰則を評価してはならず、是正措置計画の対象材料についてセクション 42082 に従って生産者が非準拠としてリストされてはならない。生産者又は PRO は、他の生産者又は PRO

と協力し、是正措置計画又は是正措置計画の要素を遵守するため、部門からの承認を要求できる。

(2) (A) 是正措置計画の期間は 24 か月を超えてはならない。部門が是正措置計画を遵守するための手順とスケジュールを定め、生産者または PRO が遵守するため相当な努力し合理的に防止された場合、部門は酌量すべき事情のために、是正措置計画を更に 12 か月まで延長することができる。

(B) この段落の目的において、「実質的な努力」を行うことは、是正措置計画を遵守するため実行可能な全ての措置を講じることを意味する。生産者又は PRO が是正措置計画を遵守するため合理的な措置を講じていない状況では、実質的な努力はなされていない。これには、遵守に必要なスタッフのリソースと資金の提供が含まれるが、これらに限定されない。

(3) 罰則を課し、是正措置計画を検討する本条に基づく部門の権限は、セクション 42051.2 に従って PRO 計画の承認を取り消す部門の権限に影響を与えず、部門は罰則を課し、又は承認された計画を取り消さずに生産者、PRO に対する是正措置計画を検討することができる。

(c) 部門は、罰金額を決定し、このセクションに基づいて罰則を評価するかどうかを決定する際、少なくとも次の全てを考慮するものとする：

(1) 違反の性質、状況、範囲、重大性、又は違反を引き起こす条件、及び公衆の健康と安全と環境の保護に主に重点を置いた、特定の状況で適切な様々な救済と罰則。

(2) 違反又は違反の原因となった条件が適時に修正されたかどうか、又は違反又は違反の原因となった条件を修正するため合理的な進展が見られたかどうか。

(3) 違反又は違反を引き起こす条件が、この章により又はこの章に従って採用された規則への違反のパターンを示しているかどうか。違反が最初の違反であり、違反の性質と重大性が大きいと見なされない場合、部門は 1 日当たり 25,000 ドル (\$ 25,000) を超えない罰則評価を検討するものとする。

(4) 違反または違反を引き起こす条件が意図的なものであったかどうか。

(5) 部門による調査又は監査の開始前に、違反又は違反を引き起こした条件が自主的かつ迅速に部門に報告されたかどうか。

(6) 違反又は違反を引き起こした条件が、生産者又は PRO の合理的制御を超えた状況によるものであるか、又は市場の状況の予期しない変化を含むがこれに限定されない状況下で不可避であったかどうか。これには、廃品回収が利用できないか、対象材料の収集と処理に適さず、PRO 又は生産者が対象材料を収集又は処理するための他の手段に適切に投資又は開発できなかった状況は含まれない。

(7) 生産者又は PRO の規模と経済状況。

(8) 環境、人の健康、及び違反から合理的に予想される不利な立場にある又は低所得のコミュニティ又は農村地域への影響の大きさ。

42082. (a) 部門は、インターネット Web サイトに、この章に準拠していない、該当する場合、材料形式別、生産者別を含む、対象材料のカテゴリのリストを掲載するものとする。部門は、少なくとも 6 か月に 1 回リストを更新するものとする。

(b) 部門は、要求に応じ、この章に準拠している、該当する場合、生産者ごとに、対象材料のカテゴリのリストを提供できる。

42083. 生産者は、生産者が持っていることを部門に証明する場合、州内の対象材料のカテゴリの生産者の市場シェアに等しい金額の適用レートを達成した、セクション 42050 サブディビジョン (c) に従って確立されたリサイクル率を満たさない対象材料のカテゴリの対象材料を販売、販売への供給、配送、又は輸入することを申し出ることができる。

42084. (a) 部門は、生産者責任組織又は生産者がセクション 42050 又は 42057 に従って設定された目標を達成していないと判断した場合、公的プロセスを通じて、次の両方を行う規則を採用するものとする：

(1) セクション 42050 サブディビジョン (c) 又はセクション 42057 サブディビジョン (i) に従って確立されたリサイクル率を達成するため、PRO 又は生産者に要件を課す。

(2) セクション 42057 の要件を満たすため、重量と品目数の両方で削減を調達するよう生産者に要件を課す。

(b) 規則は、該当する場合、目標の日付の後、又は承認された是正措置計画の終了時に、PRO 又は生産者に適用されるものとする。

SEC.3. この法律のセクション 1 によって作成された公的資源法典セクション 41821.5 へ

のサブディビジョン (j) の追加は、既存の法律の変更を構成するものではないが、宣言的である。サブディビジョン (j) を追加することは、廃棄されるか固形廃棄物を構成するかに係わりなく、セクション 41821.5 に記載され報告義務が材料に適用されることを明確にすることにある。

SEC.4. 州議会は、公的資源法第 30 部第 3 部に第 3 章（第 42040 条から始まる）を追加するこの法律の第 2 条が、一般市民の会議へのアクセス権に制限を課していることを見出し、カリフォルニア州憲法第 1 条第 3 項の意味における団体又は公務員及び機関の文書を宣言する。その憲法の規定に従い、州議会は、この制限によって保護される利益とその利益を保護する必要性を実証するため、次の調査結果を出す。

使い捨て包装及び使い捨て食品サービスウェアの効果的な固形廃棄物管理及び実行可能な市場を確保するため、生産者、小売業者、卸売業者、及び固形廃棄物企業の専有情報を秘密に保つことにより、この法律のセクション 2 に基づいてこれらの事業体により報告された財務、生産、及び販売データを保護する必要がある。

SEC.5. カリフォルニア州憲法第 XIII B 条第 6 項に従い、地方機関又は学区が負担する可能性のある特定の費用について、この法律は新たな犯罪又は違反を生み出すため、この法律による払い戻しは必要ない。政府法典セクション 17556 の意味の範囲内で、カリフォルニア州憲法の第 XIII B 条のセクション 6 の意味する範囲内で、犯罪又は違反を排除するか、犯罪又は違反に対する罰則を変更するか、犯罪の定義を変更する。

ただし、州の義務委員会が、この法律に州が義務付けたその他の費用が含まれていると判断した場合、これらの費用の地方機関及び学区への払い戻しは、政府法典タイトル 2 ディビジョン 4 パート 7（セクション 17500 から始まる）に従って行われるものとする。

カナダ WTO 通報「G/TBT/N/CAN/661/Add.1/Corr.1」 2022 年 6 月 24 日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/CAN661A1C1.pdf&Open=True>

「官報シングルユースプラスチック禁止規則: SOR/2022-138」

<https://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2022/2022-06-22/html/sor-dors138-eng.html>

カナダ官報、パート II、第 156 巻、第 13 号

登録

SOR /2022-138 2022 年 6 月 20 日

カナダ環境保護法 1999

P.C. 2022-723 2022 年 6 月 17 日

一方、カナダ環境保護法のサブセクション 332 (1) 脚注 a、1999 脚注 b に従い、環境大臣は、2021 年 12 月 25 日にカナダ官報パート I に、提案されたシングルユースプラスチック禁止規則のコピー、実質的には付属書形式を公開した。そして人は、提案された規則に関してコメントを提出するか、又は審査委員会の設立を要求し、異議の理由を述べる異議の通知を提出する機会を与えられた。

一方、同法のサブセクション 93 (3) に従い、国家諮問委員会は同法のセクション 6 脚注 c に基づいて助言を提供する機会を与えられている。

一方、同法のサブセクション 93 (4) に従い、評議会の行政官は、提案された規則は、他の議会法により、又は他の議会法の下で規制される物質の側面を規制しない。評議会の行政官は、環境と人間の健康に十分な保護を提供するという意見である。

従って、カナダ環境保護法 1999 サブセクション 93 (1)、脚注 b に従い、環境大臣及び保健大臣の勧告に基づき、評議会の行政官は、付属書のシングルユースプラスチック近世規則を作成する。

シングルユースプラスチック禁止規則

定義

1 以下の定義がこれらの規則に適用される。

シングルユースプラスチック製チェックアウトバッグとは、全体的又は部分的にプラスチックで作られ、企業から購入した商品を運ぶように設計されたバッグの形に形成されたプラスチック製の製品を意味する：

- (a) プラスチックが繊維表示法セクション 2 で定義されている布でない場合；又は、
- (b) プラスチックが繊維表示法のセクション 2 で定義されている布であり、バッグが、
 - (i) 53m の距離で 10kg を 100 回運ぶために使用される；又は、
 - (ii) 国際標準化機構規格 ISO 6330 「テキスタイル-テキスタイルテスト用の国内洗浄及び乾燥手順」、改正の通り、と題されたに指定された洗浄手順に従って国内で 1 回洗浄される (sac d'emplettes en plastique à usage unique)

シングルユースプラスチックカトラリーとは、全体的又は部分的にプラスチックで作られた、フォーク、ナイフ、スプーン、スプーク、又は箸の形をしたつぎのプラスチック製の製品を意味する：

- (a) ポリスチレン又はポリエチレンを含む；又は、
- (b) 電動式家庭用食器洗い機を 100 回通した後、物性が変化する。(ustensile en plastique à usage unique)

シングルユースプラスチック製の可撓性ストローとは、ストローを曲げて様々な角度でその位置を維持できるようにする波形部分を備えたシングルユースプラスチック製ストローを意味する。(paille flexible en plastique à usage unique)

シングルユースプラスチック製フードサービスウェアとは、全体的又は部分的にプラスチックで作られたつぎのプラスチック製のアイテムを意味する：

- (a) クラムシェル容器、蓋付き容器、箱、カップ、プレート又はボウルの形に形成されている；
- (b) 直ぐに消費できる食品又は飲料を提供又は輸送するため設計されている；及び、
- (c) 発泡ポリスチレン、押出發泡ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、炭化水素の部分的又は不完全燃焼により生成された黒色顔料を含むプラスチック、又はオキソ分解性プラスチックを含む。(récipient alimentaire en plastique à usage unique)

シングルユースプラスチックリングキャリアとは、飲料容器を一緒に運ぶため設計された一連の変形可能なリング又はバンドの形に形成され、全体又は一部がプラスチックで作られたプラスチック製品を意味する。(anneaux en plastique à usage unique pour emballage)

de boissons)

シングルユースプラスチック製攪拌棒とは、飲料を攪拌又は混合するため、又は飲料が容器の蓋からこぼれるのを防ぐために設計され、全体又は一部がプラスチックで作られたプラスチック製の製品を意味する。(bâtonnet à mélanger en plastique à usage unique)

シングルユースプラスチックストローとは、全体又は一部がプラスチックで作られ、ストローの形をしたつぎのプラスチック製の製品を意味する：

(a) ポリスチレン又はポリエチレンを含む；又は、

(b) 電動式家庭用食器洗い機を 100 回通した後、物性が変化する (paille en plastique à usage unique)

適用外

移送

2 (1) これらの規則は、カナダを通過し、カナダ国外からカナダ国外の別の場所に輸送され、そのアイテムがカナダ国外にあることを証明する書面による証拠が添付され、セクション 1 に言及される移送中のプラスチック製造アイテムには適用されない。

輸出

(2) セクション 8 及び 9 に従い、これらの規則は、セクション 1 に言及され、輸出目的で製造、輸入、又は販売されるプラスチック製品には適用されない。

廃棄物

(3) これらの規則は、セクション 1 に言及される廃棄物であるプラスチック製造品目には適用されない。

シングルユースプラスチックリングキャリア

禁止事項-製造又は輸入

3 (1) シングルユースプラスチック製リングキャリアを製造又は輸入してはならない。

禁止-販売

- (2) シングルユースプラスチック製リングキャリアを販売してはならない。

シングルユースプラスチックストロー

禁止事項-製造又は輸入

- 4 シングルユースプラスチック製の可撓性ストロー以外は、シングルユースプラスチック製のストローを製造又は輸入してはならない。

禁止-販売

- 5 (1) サブセクション (2) から (6) に従い、シングルユースプラスチックストローを販売してはならない。

除外-特定の設定での販売

- (2) 人は、非営利、非産業、及び非制度的な環境で、シングルユースプラスチック製の可撓性ストローを販売できる。

除外-企業間販売

- (3) 企業は、20 本以上のシングルユースプラスチック製の可撓性ストローのパッケージを別の企業に販売することができる。

除外-小売販売

- (4) 小売店は、次の場合、20 個以上のシングルユースプラスチック製の可撓性ストローのパッケージを顧客に販売できる：
 - (a) 顧客がストローを要求している；及び、
 - (b) 顧客が店員の助けなしにパッケージを見ることができるような方法でパッケージが表示されていない。

除外-飲料容器

(5) ストローが飲料容器と一緒に包装され、包装が小売店以外の場所で行われた場合、小売店はシングルユースプラスチック製の可撓性ストローを顧客に販売できる。

除外-介護施設での販売

(6) 病院、医療施設、介護施設、その他介護施設は、シングルユースプラスチック製の可撓性ストローを患者又は居住者に販売できる。

その他プラスチック製品

禁止-製造又は輸入

6 (1) シングルユースプラスチック製チェックアウトバッグ、シングルユースプラスチック製カトラリー、シングルユースプラスチック製食品サービス用品、又はシングルユースプラスチック製攪拌棒を製造又は輸入してはならない。

禁止-販売

(2) シングルユースプラスチック製チェックアウトバッグ、シングルユースプラスチック製カトラリー、シングルユースプラスチック製フードサービスウェア、又シングルユースプラスチック製攪拌棒を販売してはならない。

分析

認定試験所

7 (1) これらの規則の目的のために、シングルユースプラスチック製チェックアウトバッグ、シングルユースプラスチック製カトラリー、シングルユースプラスチック製可撓性ストロー、シングルユースプラスチック製フードサービスウェア、又シングルユースの物理的特性を決定するため実行される分析用プラスチックストローは、分析時次の条件を満たす実験室で実行する必要がある：

(a) 認定されている：

(i) 国際標準化機構規格 ISO / IEC 17025 の下で、国際試験所認定協力機構相互承認協定に署名する認定機関による、試験所および校正試験所の能力に関する一般要件；又は、

(ii) 環境品質法、CQLR,c.Q-2 に基づき；及び、

(b) サブセクション (2) に従い、その認定の範囲に、シングルユースプラスチックチェックアウトバッグ、シングルユースプラスチックカトラリー、シングルユースプラスチックフードサービスウェア、シングルユースプラスチック製可撓性ストロー、及びシングルユースプラスチックストローを含む。

適正実践規範

(2) サブセクション (1) に言及されるプラスチック製品の物理的特性を決定するため実行された分析に関し、標準開発機関によって方法が認識されておらず、従って試験所の認定の範囲にその分析が含まれない場合、分析は、実行時に一般的に受け入れられている優れた科学的実践規範に従って実行する必要がある。

記録の保存

記録-輸出

8 輸出を目的として製造する、又は輸出を目的として輸入する人は、これらの規則が適用されるプラスチック製造品目について、輸出の目的又は輸出の目的で輸入されたものに、以下の情報及び文書を含む記録を保持する必要がある：

- (a) 輸出を目的として製造する者の場合、
 - (i) 品目の一般名又は総称名、及び商号（ある場合）、
 - (ii) 各製造施設で製造された品目の数量、
 - (iii) 品目の製造日、
 - (iv) 品目が輸出された日付と数量が輸出された日付、又はまだ輸出されていない場合は、品目が輸出される予定の日付と数量が輸出される予定の日付、及び、
 - (v) アイテムがその後の輸出のためにカナダで販売される事業者の名前（ある場合）、及び、

- (b) 輸出を目的として輸入する者の場合、
 - (i) 品目の一般名又は総称名、及び商号（ある場合）、
 - (ii) 品目の輸入数量、
 - (iii) 品目が輸入された日付、
 - (iv) 船荷証券、請求書、および品目の輸入に関してカナダ国境サービス庁に提出された全ての文書のコピー、
 - (v) 品目が輸出された日付と数量が輸出された日付、又はまだ輸出されていない場合は、品目が輸出される予定の日付と数量が輸出される予定の日付、及び、

(vi) アイテムがその後の輸出のためにカナダで販売される事業者の名前（ある場合）。

記録の保持

9 (1) 第 8 条に基づいて記録を保持する必要がある人は、カナダの主たる事業所又はカナダの他の検査可能な場所に、それらが製造された日から少なくとも 5 年間記録を保持する必要がある。記録がその人の主たる事業所に保管されていない場合、その人は大臣にそれらが保管されている場所の市民の住所を提出しなければならない。

記録の移動

(2) 記録を移動する場合、移動日から 30 日以内に、カナダの市民の住所を書面で大臣に通知する必要がある。

これらの規則の改正

10 これらの規則のサブセクション 2 (2) は廃止される。

11 これらの規則のサブセクション 5 (5) は廃止される。

施行を目的とした規制条項を指定する規制の関連する改正（カナダ環境保護法 1999）

12 施行目的の規制条項を指定する規制（カナダ環境保護法 1999）の脚注 1 のスケジュールは、以下を番号順に追加することにより改訂される。

アイテム	列 1 規則	列 2 措置
38	シングルユースプラスチック禁止規則	(a) サブセクション 3 (1) 及び (2) (b) セクション 4 (c) サブセクション 5 (1) (d) サブセクション 6 (1) 及び (2)

発効

登録から 6 か月目

13 (1) サブセクション (2) から (5) に従い、これらの規則は、登録された月の翌 6 か月目に、それらが登録された日と同じ暦番号を持つ日に発効する。登録済み、又はその 6 か月

目にその番号の日がない場合、その 6 か月目の最終日。

登録から 1 年

(2) サブセクション 3 (1) は、これらの規則の登録日の 1 年目に発効する。

登録から 18 か月目

(3) 第 5 条及び第 6 条 (2) は、これらの規則の登録月の翌 18 か月目が、それらが登録された日と同じ暦番号を持つ日の場合、その日から発効する。その 18 か月目にその番号の日がないとき、その 18 か月目の最終日とする。

登録から 2 年目

(4) サブセクション 3 (2) 及びセクション 11 は、これらの規則が登録された日の 2 年目に発効する。

登録から 42 ヶ月目

(5) 第 10 条は、これらの規則が登録された月の 42 か月目に、それらが登録された日と同じ暦番号を持つ日又はその 42 か月目にその番号の日がないとき、その 42 か月目の最終日とする。

規制影響分析ステートメント

(このステートメントは規則の一部ではない。)

エグゼクティブサマリー

問題：現在の科学的証拠は、マクロプラスチック汚染が一部の動物とその生息地に物理的危険を含む生態学的危険をもたらすことを示している。カナダ人は、毎年かなりの量のシングルユースプラスチック製造品 (SUP) を使用している。これらの SUP は、1 回の使用が完了すると破棄されるように設計されている。その廃棄物の一部はプラスチック汚染になる。環境に害を及ぼす恐れのある SUP を制限または排除するには、対策が必要である。

説明：シングルユースプラスチック禁止規則 (規則) は、6 つのカテゴリーの SUP (即ち、

チェックアウトバッグ、カトラリー、問題のあるプラスチックで作られた、又はそれを含むフードサービスウェア、リングキャリア、攪拌棒、ストロー)の製造、輸入、及び販売(輸出を含む)を禁止する。一時的に輸出が免除される。規則は又、障害者に対応する SUP 可撓性ストローの除外を規定している。SUP チェックアウトバッグ、SUP カトラリー、SUP ストローにはプラスチック製の再利用可能な代替品があるため、規則では、これら 3 つの製品カテゴリのシングルユースアイテムと再利用可能アイテムを区別する性能基準を特定している。

SUP チェックアウトバッグ、SUP カトラリー、問題のあるプラスチックで作られた、又はそれらを含む SUP フードサービスウェア、SUP 攪拌棒、及び SUP ストローについては、規則が登録されてから 6 か月後に製造及び輸入の禁止が施行される。これらのアイテムの販売禁止は、規則が登録されてから 18 か月後に発効する。SUP 可撓性ストローは、必要な人への供給を確保する必要があるため、製造・輸入禁止の対象にはならないが、登録から 18 ヶ月後に施行される特別規則の対象となる。SUP リングキャリアの製造及び輸入の禁止は、規則が登録されてから 12 か月後に発効する。SUP リングキャリアの販売禁止、及び飲料容器と一緒に包装された SUP フレキシブルストローの販売の一時的除外の廃止は、規則が登録されてから 24 か月後に発効する。規則は又、規則が登録されてから 42 か月後に、全てのカテゴリの SUP の輸出を目的とした製造、輸入、及び販売の一時的除外を廃止する。

理論的根拠：プラスチックは、現代社会で最も広く使用されている材料の 1 つである。シングルユースの消費財は、ごみの清掃で最も一般的に収集される品目であり、プラスチックは、国内及び国際的な清掃活動の両方で回収される最も一般的材料である。規制の対象となる SUP の 6 つのカテゴリは、2019 年に販売された推定 15 万トン、又は 2019 年にカナダで発生したプラスチック廃棄物全体の推定 3%に相当する。

この規則は、連邦、州、及び準州政府のプラスチック廃棄物ゼロに関する戦略(PDF)をサポートしている。いくつかの州、準州、及び地方自治体の管轄区域では、特定の SUP の禁止又は基準が既に制定されている。2020 年 10 月 7 日、環境省は、廃棄物と汚染を防止するためのプラスチック製品への統合管理アプローチの提案を概説した、カナダ環境保護法レジストリ脚注 2 に関するディスカッションペーパーを発表した。その後の 60 日間のパブリックコメント期間中に、部門は 245 の利害関係者グループ(151 の業界メンバー、39 の州、準州、又は地方自治体、2 つの先住民グループ、32 の非政府組織、及びシンクタンク、健康アドボカシー、納税者グループなどのグループ、21 のその他)の見解を表す 205 の書面による提出物を受理した。更に同省は、個々のカナダ人から 24,000 を超える電子メールを受理し、市民社会グループが開始した、政府の行動への支援を示す 10 万を超える署名を受けたオンライン請願書を受理した。

提案された規則は、2021年12月25日にカナダ官報パートIで公開され、その後70日間のパブリックコンサルテーション期間が続いた。この協議期間中、利害関係者と一般市民は、提案された規則についての書面によるコメントを部門に提供する機会を与えられた。同省は146件の書面による提出物を受理した（75の業界メンバー、22の州、準州、又は地方自治体、1つの先住民グループ、29の非政府組織（NGO）、及び19のその他）。同省は又、提案された規則に関する25の異議申立て通知を受理し、規則対象となる6つのカテゴリーのSUPの1つ以上によりもたらされる危険の性質と程度を調査するため、審査委員会を設立するよう要請された。環境大臣は、審査委員会の設置を拒否した。異議申し立ての全ての通知は、大臣の回答書とともに、CEPA レジストリで入手できる。

全体として、NGOと地方自治体は規制への支持を表明し、樹脂生産者とプラスチック製品メーカーは懸念を表明した。他の業界の利害関係者は、SUPの使用から移行し始めているか、使用する意向を発表している。州政府と準州政府からの規制への支持はまちまちである。

書面によるコメントに加え、政府は利害関係者とのオンライン会議を開催し、質問に答え、フィードバックを受理した。2022年3月11日の時点で、27の企業、12の業界団体とそのメンバー、4つの環境非政府組織、4つの地方自治体、カナダ地方自治体連合を含む、合計48の利害関係者とのオンライン会議が開催された。更に同省は、カナダ環境大臣評議会を介して全ての州及び準州と会談した。多くの会議には複数の利害関係者が参加し、カナダ保健省の代表者が参加した。これらの会議中に、利害関係者は質問を提起し、フィードバックを提供する機会を与えられた。カナダ全土の多数の製造業者にも調査が送信され、製造部門への影響に関する意見が求められ、12件の回答が寄せられた。

この規則により、10年間の分析期間（2023年から2032年）でプラスチック廃棄物が約130万トン減少すると予想される。これは、カナダで毎年発生するプラスチック廃棄物の推定総量の約3%に相当する。また、同期間にプラスチック汚染が約22,000トン減少すると予想される。これは、毎年発生するプラスチック汚染全体の約5%に相当する。規制により、主に代替費用に起因する、分析期間中の現在価値費用は20億ドルになると予想される。これらのコストは全体としてかなりのものだが、カナダの消費者全体に広く分散される（1人当たり年間約5ドル）。SUPの6つのカテゴリーの製造の禁止は又、分析期間中にカナダの製造業者に1億7600万ドルの費用をもたらすと予想される。

プラスチック汚染を減らすことにより、規制は野生生物とその生息地への生態学的危害のリスクを減らし、カナダ人の自然の楽しみを増やすことも期待される。これらの利点はこの分析では金銭化されていないが、プラスチック汚染に関連する害を考えると、重要であると

予想される。分析は、陸生ごみの浄化費用の回避と海洋プラスチック汚染の回避に関連する利益を金銭化した（分析期間中の現在価値の収益化された利益で 6 億 1600 万ドル）。

「カナダ政府は、有害なシングルユースプラスチック禁止を約束する」 2022 年 6 月 20 日
<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/news/2022/06/government-of-canada-delivers-on-commitment-to-ban-harmful-single-use-plastics.html>

地元の公園やハイキングコース、又子供たちが遊ぶ海岸線でプラスチックごみを見たいと思う人は誰もいない。そのため、カナダ政府は、有害なシングルユースプラスチックを禁止し、環境から保護する包括的計画を進めた。今日、カナダ人や利害関係者と同様に禁止に向けた設計に協力後、政府はこのコミットメントを実現する最終ステップを踏んでいる。

環境気候変動大臣 **Steven Guilbeault** 総裁、及び保健大臣 **Jean-Yves Duclos** 総裁は本日、以下を含むシングルユースプラスチック禁止の最終規則を発表した：

- ・チェックアウトバッグ；
- ・カトラリー；
- ・リサイクルが難しい問題のあるプラスチックで作られた、またはそれを含むフードサービスウェア；
- ・リングキャリア；
- ・攪拌棒；及び、
- ・ストロー（一部例外を除く）。

これら有害なシングルユースプラスチックの製造と輸入の禁止は、特定ケースを認識するいくつかの対象を絞った例外を除いて、2022 年 12 月に発効する。カナダの企業に、移行と既存の在庫の使い果たしに十分時間を提供するため、これらの品目の販売は 2023 年 12 月から禁止される。政府は又、2025 年末までに、6 つのカテゴリーのプラスチックを輸出禁止とし、カナダを国際的にも最初の国にする。

今後 10 年間、この世界をリードする有害なシングルユースプラスチックの禁止により、リサイクルが困難なプラスチック廃棄物が 130 万トン以上、プラスチック汚染が 22,000 トン以上削減されると推定される。これは、ゴミ袋 100 万に当たる。

カナダは、リーダーシップを発揮し、プラスチック汚染を減らし、生物多様性を保護し、ここ国内及び世界中で健康的な環境を促進する強力な行動を取るというコミットメントを堅持している。

この措置は、プラスチック廃棄物と汚染に対処するカナダにおける進行中の包括的アジェンダへの重要な貢献である。この措置により、カナダはプラスチック汚染との闘いにおいて世界のリーダーの1つとなり、海洋プラスチック憲章と国連の持続可能な開発目標 (SDGs) のコミットメントを満たすのに役立つ。

引用

「私たちはカナダ人にシングルユースプラスチックの禁止を約束しました。今日、それは正に私たちがやったことです。年末までに、これらの有害なプラスチックを製造又は輸入できなくなります。その後、企業は、紙のストローであれ、再利用可能なバッグであれ、カナダ人が望む持続可能なソリューションの提供を開始します。これらの新しい規制により、私たちはプラスチック汚染を減らし、私たちのコミュニティと私たちが愛する場所を清潔に保つという歴史的な一歩を踏み出しました。」

-環境・気候変動大臣 **Steven Guilbeault** 総裁

「私たちは、環境を改善しながら、カナダに住む人々の健康を守ることに重点を置いています。プラスチック汚染は屋外の空気、食品、飲料水に見られることが分かっており、これに対処することで、全てのカナダ人の健康状態を改善します。これらの新しい規制は、カナダのターニングポイントを示しています。私たちは環境を保護するために強力な行動を取り、全国にクリーンで健康的なコミュニティを作り上げています。」

-保健大臣 **Jean-Yves Duclos** 総裁

簡潔な事実

・カナダでは、毎年最大 150 億個のプラスチック製チェックアウトバッグが使用され、毎日約 1,600 万本のストローが使用されている。こうしたシングルユースプラスチックは、カナダ全土の海岸線で見られるプラスチックごみの大部分を占めている。

・シングルユースの可撓性プラスチック製ストローの販売は、2023年12月から制限される。ストロー禁止への例外により、医療又はアクセスの理由でシングルユースプラスチック製の可撓性ストローを必要とする人々は、シングルユースプラスチック製の可撓性ストローを引き続き利用できる。これには、自宅、社会的環境、又は病院や介護施設などの医療環境での使用が含まれる。他の全てのタイプのシングルユースプラスチックストローは禁止される。

・飲料容器（ジュースボックスなど）にパッケージされたリングキャリアと可撓性ストロー

の製造と輸入の禁止は 2023 年 6 月施行され、これらの品目の販売の禁止は 2024 年 6 月に施行される。これらの移行スケジュールについては、これら製品の製造ラインの改造に関連する複雑さを認識されたい。

・政府は又、2 つのガイダンス文書を公開した。1 つは企業が規制に適応するのを支援し、もう 1 つはカナダの企業と人々がシングルユースプラスチックのより持続可能な代替品を選択するのを支援する。

・2020 年 10 月 7 日発行された「プラスチック汚染の科学的評価」というタイトルのレポートは、カナダの政策立案と行動に情報を提供し、カナダのプラスチック汚染に関する研究を導くのに役立った。

・規制の草案は、2021 年 12 月 25 日の 70 日間のコメント期間で、カナダ官報パート I に公開された。受理したフィードバックは、本日発表された最終規制の策定に考慮された。

・プラスチックのより循環的な経済に移行すると、炭素排出量を年間 1.8 メトリックトン削減し、数十億ドルの収益を生み出し、2030 年までに約 42,000 人の雇用を創出する可能性がある。

・初夏に、政府は、連邦公式プラスチック登録へのアプローチと、カナダのリサイクル施設の少なくとも 80%がプラスチック製品を受け入れない限り、プラスチック製品に追跡矢印記号を使用できないようにするラベル付け規則の開発について協議を開始する。そして彼らは信頼できる最終市場を持っている。この資料は又、堆肥化能力に関するプラスチック製品の表示についてコメント案を提示する。

「カナダのプラスチック廃棄物ゼロに向けた包括的アプローチ」

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/news/2022/06/canadas-comprehensive-approach-to-zero-plastic-waste.html>

背景

科学的証拠は、プラスチック汚染が環境に蔓延していること、及びマクロプラスチック汚染が野生生物とその生息地に有害であることを確認している。チェックアウトバッグなどのシングルユースプラスチック、及び食品と飲料サービスアイテムは、カナダ及び国際的な海岸線で見られるマクロプラスチックの大部分を構成している。

シングルユースプラスチック禁止規則は、2021年5月スケジュール1に「プラスチック製造品目」が追加された後、カナダ環境保護法（CEPA）1999の権限の下で作成された。CEPAは、プラスチック汚染の科学的評価の結果に基づいている。

これらの規則は、このタイムラインに示されているように、2018年以降、州、準州、及び地方自治体の管轄区域とカナダ政府、業界、市民社会グループ、個人が実施した広範な協議を反映している。政府は、パートナーや利害関係者、及び特定のシングルユースプラスチック禁止に対し支持を表明した何千人もの人々からコメントを受理した。

医療患者及び特定の障害のある人は、飲食又は薬の服用にシングルユースの可撓性プラスチック製ストローを必要とする可能性があるという事実を認識し、規則には、シングルユースの可撓性プラスチック製ストローを必要とする人々が引き続き利用できる除外を設けている。これには、自宅での使用、社会的環境での使用、又は介護施設での使用を問わず、医療又はアクセシビリティの理由が含まれる。これらの除外には、20個以上のシングルユースの可撓性プラスチック製ストローのパッケージを、見えないようにして要求に応じて販売する限り、店舗が販売できる規定が含まれている。即ち、シングルユースの可撓性プラスチック製ストローが必要な人は、レストランやその他社交場にストローを持ち込むことができる。他の全てのタイプのシングルユースプラスチック製ストローは禁止される。

プラスチック汚染を減らすカナダのアプローチのその他重要な要素には、特定のプラスチック製品でリサイクル材の使用を増やすための性能基準を確立し、プラスチック製品とパッケージの製造業者、輸入業者、販売業者がそれらを収集しリサイクルする責任があることを保証することが含まれる。カナダ政府は、パートナーと協力し、カナダ環境大臣評議会を通じて州や準州と協力し、カナダ全体のプラスチックゼロ戦略を実施するなど、国内外でプラスチック廃棄物ゼロのアジェンダ、廃棄物及びプラスチック廃棄物ゼロに関する関連する行動計画のフェーズ1とフェーズ2を推進していく。

国際的には、カナダの2018年G7議長国と、海洋プラスチック憲章の擁護者としての役割に基づき、カナダ政府は、プラスチックのサーキュラーエコノミーへの移行を引き続き提唱している。カナダは、海洋プラスチック憲章への取組みの一環として、開発途上国がプラスチック汚染に対処するのを支援するため1億ドルを投資した。更に、最近の国連環境会議で、カナダは他の175か国とともに、プラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある手段を開発するという歴史的決議を承認した。

引用

「科学的証拠は、プラスチック汚染が環境に蔓延していること、及びチェックアウトバッグなどシングルユースプラスチックがカナダ全土の海岸線で見られるプラスチックごみの大部分を占めていると確認しています。新たなシングルユースプラスチック禁止規則は、海洋プラスチック憲章に基づくカナダの世界的な取組みとともに、プラスチック汚染を減らし、海岸線と海を清潔で汚染のない状態に保つというカナダの継続的な取り組みを示しています。」

-Patrick Weiler、国会議員、西バンクーバー-サンシャインコースト-ブリティッシュコロンビア州シートゥスカイカントリー

「カナダの家族は、プラスチックが私たちの海岸、公園、遊び場、水路にどのように散らばっているのかを知っています。プラスチックは私たちの美しい自然環境の楽しみを損ない、私たちの野生生物に害を及ぼします。私たちは、コミュニティを汚染する最も一般的な使い捨てプラスチック製品のいくつかを取り除き、カナダをリサイクルと再利用を行うプラスチック経済への道に導きます。」

-Karina Gould 総裁、家族、子供、社会開発大臣

「プラスチック汚染は世界的に重要な環境問題として浮上しており、環境、経済、そして人の健康への影響についての懸念が高まっています。新たなシングルユースプラスチック禁止規則の発行は、プラスチック汚染を削減するというカナダの取組みにおける主要なマイルストーンを示しています。そうすることで、カナダは、プラスチックを経済と私たちの環境から遠ざけるために、特定のシングルユースプラスチック禁止により行動を起こした世界中の 50 カ国以上に加わりました。」

- Julie Dabrusin、天然資源大臣及び環境気候変動大臣の議会書記

「カナダの人々は、私たちの海岸、公園、通り、海岸線、その他価値ある場所にプラスチックが散らばっていることに懸念を表明しています。新しいシングルユースプラスチック禁止規則を通じ、カナダは、プラスチック汚染を減らし、生物多様性を保護し、ここ国内及び世界中で健康的な環境を促進する強力な行動をとることにより、確固たるコミットメントとリーダーシップを示してきました。」

-Terry Duguid、環境・気候変動大臣国会議員長官

「アトランティックカナダが、わが国でシングルユースのプラスチックバッグを禁止する道を切り開いたことを誇りに思います。また、廃棄物の削減を中核に据えた、Luminate Co の Will や Sarah のような持続可能性を重視する起業家の彼らのビジネスモデルの模範と努力に感謝しています。今日カナダ政府は、新たなシングルユースプラスチック禁止規則を通じ、更に有害なシングルユースプラスチック製品が私たちの環境に侵入するのを防ぐため

強化しています。これらの規制は、カナダを、プラスチックを廃棄物として処分する直線的な経済から、プラスチック汚染を減らし、イノベーションを推進するサーキュラーエコノミーに移行することを目的とした包括的なアプローチの一部です。」

-Lena Metlege Diab、ノバスコシア州ハリファックス西部議員

「シングルユースプラスチック禁止規則—概要」

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/managing-reducing-waste/reduce-plastic-waste/single-use-plastic-overview.html>

規則の概要

シングルユースプラスチック禁止規則 (SUPPR) は、汚染に対処し、2030年までにプラスチック廃棄物をゼロにするという目標を達成し、温室効果ガス排出量の削減を支援するカナダ政府の包括的計画の一部である。

規則は、シングルユースプラスチック製チェックアウトバッグ、カトラリー、問題のあるプラスチックで作られた、又はそれらを含むフードサービスウェア、リングキャリア、攪拌棒、及びストローの製造、輸入、及び販売を禁止する。規則の除外は、特定条件下でシングルユースプラスチック製の可撓性ストローを利用できることを許可しているため（以下のガイダンス文書に概説される）、それを必要とする人々は引き続きアクセスできる。

規制の範囲

規則は、シングルユースプラスチックの6つのカテゴリーの製造、輸入、及び販売を禁止する。

・企業から購入した商品を運ぶように設計され、通常は小売店で顧客に渡されるチェックアウトバッグ。

・カトラリーには以下が含まれる：

- ナイフ
- フォーク
- スプーン
- スポーク
- 箸

・直ぐに消費できる食品や飲料を提供又は輸送するため設計されたフードサービスウェア

で、次のものが含まれる。

◦以下が含まれる：

- 発泡ポリスチレン
- 押出發泡ポリスチレン
- ポリ塩化ビニル
- カーボンブラック
- オキシ分解性プラスチック

◦以下のアイテムに限定される：

- クラムシェル容器
- 蓋付きの容器
- 箱
- カップ
- プレート
- ボウル

・柔軟性があり、飲料容器と一緒に運ぶためにそれらを囲むように設計されるリングキャリア。

・飲料を攪拌又は混合するため、又は飲料が容器の蓋からこぼれるのを防ぐために設計された攪拌棒。

・ストローには以下のものが含まれる：

- ストレートストロー、及び、
- 可撓性ストロー。ストローを曲げることができる部分があり、飲料容器（ジュースボックスとポーチ）に梱包されている。

この規則は、廃棄物であるか、カナダを通過するプラスチック製品には適用されない。上記のシングルユースプラスチックの6つのカテゴリーのいずれかを製造、輸入、又は販売（無料提供を含む）する人は、規則の対象となる。

禁止のタイムライン

業界が変化に適応できるようにするため、規制は時差のあるタイムラインで実施される。

禁止の発効

シングルユースプラスチックアイテム	カナダでの販売のための製造及び輸入	販売	輸出入のための製造、輸入及び販売
チェックアウトバッグ、カトラリー、ストローフードサービスウェア、攪拌棒、ストロー*	2022年12月20日	2023年12月20日	2025年12月20日
リングキャリア	2023年6月20日	2024年6月20日	2025年12月20日
飲料容器にパッケージされた可撓性ストロー	N/A	2024年6月20日	2025年12月20日

*飲料容器にパッケージされていないシングルユースプラスチック製ストローは、特定の条件下で除外される（詳細は、ガイダンス文書参照）。

ガイダンス文書とファクトシート

- ・シングルユースプラスチック禁止規則の技術ガイドライン
- ・規則で定義されているシングルユースプラスチックの代替品を選択するためのガイダンス

バックグラウンド

2020年10月、カナダ政府はプラスチック汚染の科学的評価を発表した。科学的評価では、プラスチックが私たちの川、湖、海を汚染し、野生生物に害を及ぼし、私たちが使用したり飲んだりする水にマイクロプラスチックを生成していることが分かった。それは、予防原則に従って、環境に最終的に存在するマクロプラスチックとマイクロプラスチックの量を減らす対策を政府が追求することを推奨する。

2020年10月7日、カナダ環境気候変動省は、2030年までにプラスチック廃棄物をゼロにするという目標達成のための次のステップの提案を発表した。アプローチの1つの要素は、証拠がある特定のシングルユースプラスチックの使用を禁止又は制限する提案であった。それらは環境で発見され、リサイクルされないことが多く、直ぐに利用可能で実行可能な代替手段がある。このアプローチは又、プラスチックを回収してリサイクルするための改善を提案したので、プラスチックは私たちの経済に留まり、環境から分離されている。発表には、2020年12月9日終了したパブリックコンサルテーション期間中、廃棄物と汚染を防止するプラスチック製品へ提案された統合管理アプローチのディスカッションペーパーの公表

が含まれた。

2021年12月、カナダ政府は、カナダ官報で提案されたシングルユースプラスチック禁止規則パートI、及び提案されたシングルユースプラスチック禁止規則でのシングルユースプラスチックの代替品を選択するガイダンスを公開した。規則は、シングルユースプラスチック製チェックアウトバッグ、カトラリー、問題のあるプラスチックで作られた、又はそれらを含むフードサービスウェア、リングキャリア、攪拌棒、及びストローの製造、輸入、及び販売禁止を提案した。提案されたシングルユースプラスチック禁止規則でシングルユースプラスチックの代替品選択のガイダンスは、企業が提案された規則にリストされているシングルユースプラスチックの6つのカテゴリーからの移行を支援することを目的としている。協議期間は2022年3月5日に終了した。

2022年6月22日、カナダ政府は、カナダ官報パートIIで、シングルユースプラスチック禁止規則（SUPPR）を公開する。規則は、提案された規則で特定された6つのシングルユースプラスチック製品の製造、輸入、及び販売を公式に禁止する。SUPPRの除外として、シングルユースプラスチック製の可撓性ストローは、特定の条件下で、それを必要とする人々のために店頭で継続販売できる。政府は、規則に付随する2つのガイダンス文書を公開した。

聞いたこと

2021年8月に、私たちが聞いたレポートが公開され、書面によるコメント、利害関係者のディスカッションセッション、及びウェビナーからディスカッションペーパーで受理したフィードバックが要約されている。

ウェビナー

- ・廃棄物と汚染を防ぐために提案されたプラスチック製品の統合管理アプローチの概要
- ・シングルユースプラスチックの管理（パート1）
- ・シングルユースプラスチックの管理（パート2）
- ・パフォーマンス基準の確立
- ・未解決の問題

カナダ環境保護法（CEPA）1999に基づいて提案されたシングルユースプラスチック禁止規則に関連する異議申立ての通知と審査委員会の要請があった。これらの通知への回答は、CEPA レジストリで入手できる。提案された規則に関して受理したパブリックコメントの要約表も公開されている。

「廃棄物と汚染を防ぐために提案されたプラスチック製品の統合管理アプローチ、ディスプレイ用紙」

<https://www.canada.ca/content/dam/ecccc/documents/pdf/cepa/proposed-approach-plastic-management-eng.pdf>

「シングルユースプラスチック禁止規則—技術ガイドライン」

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/managing-reducing-waste/reduce-plastic-waste/single-use-plastic-technical-guidance.html>

概要

A.1 免責事項

これは法的文書ではないため、この文書と規則及び/又はカナダ環境保護法（CEPA）1999との間に矛盾がある場合は、規則及び/又は CEPA が優先される。

A.2 背景

2022年6月22日、カナダ政府は、カナダ官報パートIIで、シングルユースプラスチック禁止規則（規則）を発表した。規則は、6つのカテゴリーのシングルユースプラスチック（SUP）品目の製造、輸入、及び販売を禁止しており、一時的に輸出が免除されている。

- ・チェックアウトバッグ
- ・カトラリー
- ・発泡ポリスチレン又は押出ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、オキシ分解性プラスチック、又はカーボンブラックで作られた黒色プラスチックを含むフードサービスウェア
- ・リングキャリア
- ・攪拌棒
- ・ストロー

この規則の目的は、環境に脅威を与える6つのカテゴリーのSUPを排除又は制限することにより、プラスチック汚染を防止することにある。

カナダ政府は、環境を保護し、カナダ人が清浄な自然地域の恩恵を享受しやすくし、サーキュラーエコノミーへの移行を促進する規則を制定した。

政府は、プラスチック汚染の科学的評価を含む、入手可能な最良の科学と証拠から引き出す管理フレームワークを使用し規則を策定した。科学的評価は、プラスチック汚染の発生と人の健康と環境への潜在的影響に関する徹底的な科学的レビューを提示し、カナダ政府が有害な SUP を禁止するという公約を果たすことを可能にした。規則は又、2020 年から 2022 年までの業界、管轄区域、市民社会組織、及び数千人のカナダ人との幅広い協議を反映している。

カナダ政府は、プラスチック廃棄物とプラスチック汚染を減らすため、いくつかの行動を取ることを約束した。規則は、プラスチックを経済的に、そして環境から遠ざけるための包括的議題の一部である。これらは、プラスチック廃棄物ゼロに関するカナダ環境大臣評議会や海洋プラスチック憲章など、発生源でのプラスチック汚染を防止する国内及び国際的な他の管轄区域とのカナダの共通のコミットメントを反映している。

A.3 このドキュメントの目的

これらガイドラインの目的は、規則に含まれる 6 つのカテゴリーの SUP の製造、輸入、又は販売に従事し、従ってそれらの対象となる全ての人に、規則の要件に関する情報を提供することにある。

これらのガイドラインは、明確性を向上させ、規制の実施に関する問題が発生したときに対処するため、随時更新される場合がある。

A.4 対象読者

規則の対象となる可能性のある人は、この文書の内容に精通するよう勧める。これには、次のものが含まれる可能性がある：

- ・SUP の製造事業者
- ・SUP の輸入事業者
- ・SUP の輸出事業者
- ・SUP の販売事業者（オンライン又物理的場所のいずれか）
- ・SUP の配達事業者
- ・レストランやその他食品ベンダー
- ・医療施設やその他介護施設
- ・テストラボ

A.5 規則を理解するための重要な用語

A.5.1 「シングルユース」の定義

プラスチック製品は、一度使用した後に廃棄するよう設計されている場合、シングルユースと見なされる。規則は、SUP アイテムの6つのカテゴリーを禁止することを目的としている。

SUP チェックアウトバッグ、カトラリー、フードサービスウェア、ストローには、プラスチック製の再利用可能な代替品がある。プラスチック製の攪拌棒は全てシングルユースであることが期待されているため、規則で禁止される。

A.5.2 「プラスチック」の定義

プラスチックは、様々な供給源、物理的特性、及び添加剤を持つことができる合成化学物質（ポリマーと呼ばれる）の幅広いカテゴリーである。材料がプラスチックと見なされるかどうか判断するため、様々な情報源を使用できる。例えば、プラスチック汚染の科学的評価には、プラスチックの組成、特性、及び使用に関するセクションが含まれる。

規制の対象となる SUP 品目の多くで一般的に使用されているプラスチック樹脂には、次のものがある：

- ・高密度及び低密度ポリエチレンを含むポリエチレン
- ・ポリプロピレン
- ・発泡ポリスチレン及び押出ポリスチレンを含むポリスチレン
- ・ポリ塩化ビニル

規制の対象となる他の種類のプラスチックには、従来の原料（石油とガスから得られる）から作られていないものが含まれる。これら非従来型のプラスチックには、トウモロコシや木材などの原料に由来するプラスチックが含まれる。SUP アイテムに使用される一般的な非従来型プラスチックには次のものがある：

- ・ポリ乳酸
- ・ポリヒドロキシアルカノエート

規則対象となるプラスチックの完全なリストはないことに注意されたい。これは、現在存在する、又は将来開発される可能性のある様々な種類のプラスチックが原因である。

A.5.3 「製造」の定義

製造とは、手作業、機械、工具、生物学的又は化学的処理又は配合を使用して、原材料から商品（この場合は特定の SUP アイテム）を生産する活動である。規則は、規則のセクション 1 で定義される全ての SUP アイテムの製造を禁止している。これには、チェックアウトバッグ、カトラリー、フードサービスウェア、リングキャリア、攪拌棒、ストローが含まれる。シングルユースプラスチックの可撓性ストローの製造は引き続き許可される。

A.5.4 「輸入」の定義

輸入とは、商品（この場合は特定の SUP アイテム）を、陸路、海路、又は空路のいずれかを介して、別の国からカナダに持ち込む行為である。規則は、規則のセクション 1 で定義される全ての SUP アイテムの輸入を禁止する。これには、チェックアウトバッグ、カトラリー、フードサービスウェア、リングキャリア、攪拌棒、ストローが含まれる。シングルユースプラスチック製の可撓性ストローの輸入は引き続き許可される。

これには、運輸部門、特に国境を越えた人や物の移動を扱う部門の一部が含まれる。これには、次のように、カナダに入るバス、電車、船、飛行機が含まれる：

・他の国からカナダに入る全てのバス、電車、船、飛行機は、カナダの領土、カナダの水域、又はカナダの空域で乗客に提供されない限り、SUP を搭載できる。これらの SUP は「輸送中」と見なされ、規制から免除される可能性がある

・これらのバス、電車、船、飛行機は、廃棄物も規制から免除されるため、廃棄物として SUP を使用できる（乗客が以前にそれらを廃棄した場合）。

A.5.5 「販売」の定義

規則は、規則のセクション 1 で定義される全ての SUP アイテムの販売を禁止する。これには、チェックアウトバッグ、カトラリー、フードサービスウェア、リングキャリア、攪拌棒、ストローが含まれる。

規則での販売の禁止には、「販売する」という動詞の一般的な理解を超える可能性のある様々な法的活動が含まれる。CEPA セクション 3 は、「販売」を「販売又はリースを提供する、販売又はリースを所有する、又は販売又はリースを引き渡す」を含むと定義し、CEPA のサブセクション 93 (2) は、「販売」には「物質の物理的な所有又は管理の譲渡」が含まれると述べている。これは、活動が売却と見なされるため金銭の交換を行う必要がないことを意味する。

規則は、多くの SUP アイテムの販売を禁止している。これには、次のアクティビティが含まれる：

- ・販売又はリースの提供には、次が含まれる：
 - 顧客が服用できるよう、禁止されているアイテムを容器又はディスペンサーに入れる
 - オンライン又は物理的な場所での販売又はリースを提供する

- ・販売又はリースのための配達には、次が含まれる：
 - SUP アイテムのサンプルを企業に配布する

- ・所持又は管理の譲渡には、次が含まれる：
 - 持ち帰り用食品の購入時など、購入時に SUP アイテムを顧客に提供する

A.5.6 「輸出」の定義

輸出とは、商品、この場合は特定の SUP アイテムを、カナダ国外から陸路、海路、又は空路を経由して別の国に移動する行為である。規則には、規則のセクション 1 で定義されている SUP の 6 つのカテゴリ全てについて、輸出を目的とした製造、輸入、及び販売の一時的免除が含まれている。免除は、規則が登録されてから 42 か月後 (2025 年 12 月 20 日) に廃止される。プラスチック製のシングルユース可撓性ストローの輸出は引き続き許可される。

これには、運輸部門、特に国境を越えた人や物の移動を扱う部門の一部が含まれる。特に、カナダを出発するバス、電車、船、飛行機は、カナダにいる間は SUP を補充できず、乗客に SUP を提供できない。

A.5.7 「転送」の定義

転送とは、ある場所から別の場所へ、又はその場所を通過する活動である。規則のセクション 1 で定義されている SUP の 6 つのカテゴリ全てが、カナダを通過中の場合、及びそれらの SUP が転送中であることを証明する文書が添付されている場合、禁止されない。

「転送」とは、出発地でも最終目的地でもない国の領土を通過する 6 つの SUP の国際越境移動の一部を指す。転送中と見なされるかどうかは、カナダへの入国時の SUP の配送先と関係がある。SUP がカナダで保管された後、外国の顧客に販売/配布される場合は禁止される。

次の 2 つのシナリオは、「転送」と見なされる場合と見なされない場合があることを示している：

・SUP はヨーロッパからハリファックス港に輸送され、そこでトロントに輸送するトラックに転送される。そこで SUP は鉄道車両に転送され、ブリティッシュコロンビアに輸送されてから、別のトラックに転送されワシントン州シアトルの最終目的地へ移送される。カナダにいる間、これらの SUP は「輸送」と見なされるため、禁止されない。

・SUP はヨーロッパからハリファックス港に輸送され、そこでトラックに輸送され、トロントを拠点とする目的地に輸送される。SUP はパレットに残り、シュリンクラップされ、国際的に販売され（例えば、ワシントン州シアトルにある会社に）、その後出荷（輸出）されるまで、流通倉庫に保管される。カナダにいる間、これらの SUP は「輸送」とは見なされないため、禁止される。

A.6 参考資料

シングルユースプラスチック禁止規則は、カナダ官報で調べることができる。

規則に関連するその他の文書には、次のものが含まれる。

・CEPA

- ・カナダ環境保護法 1999 スケジュール 1 にプラスチック製造品目を追加する指令
- ・プラスチック汚染の科学的評価
- ・シングルユースプラスチック禁止規則でシングルユースプラスチックの代替品を選択するためのガイダンス

B.規則で禁止されるシングルユースプラスチック製品の 6 つのカテゴリに関する詳細技術ガイドライン

以下の定義は、100%プラスチックで構成されたプラスチック製造品目と、任意の量のプラスチックと層状材料などの別の材料を含むプラスチック製造品目の両方に適用される。

B.1 シングルユースプラスチックチェックアウトバッグ

B.1.1 この定義の対象となるアイテム

規則（セクション 1）は、SUP チェックアウトバッグを次のように定義する。

全体的又は部分的にプラスチックで作られたプラスチック製の製品で、企業から購入した商品を運ぶように設計されたバッグの形をしている：

- a. プラスチックが繊維表示法セクション 2 で定義されている布地*ではない場合、又は、
 - b. プラスチックが繊維表示法セクション 2 で定義されている布地*であり、
 - i. バッグが 53m の距離で 100 回 10kg を運ぶために使用された場合、破損される又は破れる、又は、
 - ii. 国際標準化機構標準 ISO6330「テキスタイル-テキスタイルテスト用の国内の洗浄及び乾燥手順」で 1 回の国内洗浄に指定されている洗浄手順に従って洗浄され、随時修正される。
- *生地：織物、編み物、かぎ針編み、結び目、編み物、フェルト、接着、ラミネート、又はその他方法で繊維から、又は繊維と組み合わせて製造された素材を意味する。

SUP チェックアウトバッグは、通常（排他的ではないが）販売時点で顧客に提供され、顧客が企業から購入した商品を運ぶのを支援する。この定義には、レストランから持ち帰り用の食べ物や飲み物を運んだり配達したりするために使用されるプラスチックバッグも含まれる。SUP チェックアウトバッグを説明するため使用される他の用語には、ショッピングバッグ、持ち帰り用バッグ、食料品バッグが含まれる。

B.1.2 規則で禁止されないプラスチックバッグ

B.1.2.1. その他のプラスチックバッグ

以下のプラスチックバッグは、SUP チェックアウトバッグの定義を満たさない場合、規則によって禁止されることを意図しない。これは、次の種類のバッグが規則の影響を受けないことを意味する：

- ・堆肥化を目的とした有機性廃棄物を保持することを目的としたバッグ
 - シングルユースプラスチック製チェックアウトバッグは禁止されており、この用途で製造、輸入、販売はできない。
- ・家庭用又は商業用のごみ箱で一般的に使用される、リサイクルを目的としたアイテムを保持するバッグ
- ・家庭用又は商業用のごみ箱で一般的に使用され、埋立て又は焼却用のゴミを保持することを目的としたバッグ

- ・果物、野菜、キャンディー、穀物、ナッツ、その他ばらばらのバルク食品を包装するためのバッグ。食料品店で一般的に使用される（農産物バッグとも呼ばれる）。
 - ・事前に梱包されているかどうかに関わりなく、肉、鶏肉、魚を包むためのバッグ
 - ・花や鉢植えの植物を包むためのバッグ
 - ・包装されていない惣菜やベーカリー製品を保護するバッグ
 - ・個人の住居や事業所に残された新聞やその他の印刷物を保護するバッグ
 - ・プロの洗濯又はドライクリーニング後に衣服を保護するバッグ
 - ・車両から取り外して人の車に装着した使用済みタイヤを保護するバッグ
- *上記のリストは全てを網羅しているわけではなく、例を提供するためのものである。

B.1.2.2 布地のチェックアウトバッグ

布地とは、織物繊維から、又は織物繊維と組み合わせて製造された、織られた、編まれた、かぎ針編みの、結ばれた、編まれた、フェルトにされた、結合された、又は積層された材料のことである。

石油製品（プラスチック）で作られた合成繊維を含む布で作られたチェックアウトバッグは、次の場合に引き続き製造、輸入、販売できる：

- ・53m の距離で 10kg を 100 回運ぶために使用した場合、破損したり裂けたりしない。
- ・国際標準化機構規格 ISO6330 で 1 回の家庭用洗浄に指定されている洗浄手順に従って洗浄しても、破損したり裂けたりしない。

B.1.3 禁止事項の発効

SUP チェックアウトバッグの禁止は、規則が登録されてから 42 か月目に発効する。様々な活動の発効日のタイムラインを以下に示す：

- ・製造と輸入-2022 年 12 月 20 日
- ・販売-2023 年 12 月 20 日

・輸出-2025年12月20日

B.2 シングルユースプラスチックカトラリー

B.2.1 この定義の対象となるアイテム

規則（セクション1）は、SUPカトラリーを次のように定義する。

全体的又は部分的にプラスチックで作られた、フォーク、ナイフ、スプーン、スポーク、又は箸の形をしたプラスチック製品：

- a. ポリスチレン又はポリエチレンを含む、又は、
- b. 電動家庭用食器洗い機を100回通過した後、その物理的特性が変わる

規則で禁止されるSUPカトラリーは次の通り：

- ・フォーク
- ・ナイフ
- ・スプーン
- ・スポーク、及び、
- ・箸

SUPカトラリーは通常、ポリスチレン又はポリエチレンで作られている。ただし、他のプラスチック樹脂で作られたアイテムも利用できる場合がある。これらのアイテムは通常、レストランや食品ベンダーの顧客（テイクアウトの食事など）に提供され、小売店（誕生日パーティーやバーベキューなど）でまとめて購入もできる。また、病院や学校などの様々な施設でよく使用される。

場合によって、SUPカトラリーはポリ乳酸（PLA）で作られるが、PLAで作られたアイテムは、規則の性能基準に耐えられない可能性があり、これにより禁止される。

B.2.2 規則で禁止されていないプラスチックカトラリー

ポリスチレン又はポリエチレンで作られていないプラスチック製カトラリーは、電動式の家庭用食器洗い機で100回洗浄しても物性が変わらない場合、再利用可能と見なされる。

これは、以下のタイプのカトラリーが上記の性能基準を満たしている場合、引き続き製造、輸入、販売*できることを意味する：

- ・ポリスチレンやポリエチレン以外の厚いプラスチック製の再利用可能なカトラリー
- ・乳児の授乳に使用される再利用可能なシリコンカトラリー
- ・料理や調理に使用される再利用可能なプラスチック製の道具（おたまやミキシングスプーンなど）
- ・再利用可能なプラスチック計量スプーン

*上記のリストは全てを網羅しているわけではなく、例を提供するものである。

B.2.3 禁止事項の発効

SUP カトラリーの禁止は、規則が登録されてから 42 か月目に発効する。様々な活動の発効日のタイムラインを以下に示す：

- ・製造と輸入-2022 年 12 月 20 日
- ・販売-2023 年 12 月 20 日
- ・輸出-2025 年 12 月 20 日

B.3 シングルユースプラスチックフードサービスウェア

B.3.1 この定義の対象となるアイテム

規則（セクション 1）は、SUP フードサービスウェアを次のように定義する。

全体的又は部分的にプラスチックで作られたプラスチック製の製品で、

a. クラムシェルコンテナ、蓋付きコンテナ、ボックス、カップ、プレート、又はボウルの形に形成され

b. 直ぐに消費できる食品又は飲料を提供又は輸送するため設計され

c. 発泡ポリスチレン、押出發泡ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、炭化水素の部分的又は不完全燃焼により生成された黒色顔料を含むプラスチック、又はオキシ分解性プラスチックを含む

規則で禁止されている SUP フードサービスウェアには、上記の 3 つの基準（a、b、c）全てを満たすプラスチック製の製品が含まれる。これらは通常、レストラン、食料品店、食料品店の顧客に、テイクアウトや持ち帰り用の様々な食べ物や飲み物を保管するため提供されるアイテムである。SUP フードサービスウェアの禁止事項は、飲食物の提供又は輸送を

伴うあらゆる活動にまで及ぶ。これは、カナダ人が家庭や社交の場でこれらのアイテムを使用することも禁止されることを意味する。例えば、発泡ポリスチレンで作られた SUP プレートは、小売店から購入して社交的なバーベキューディナーで使用できない。

各基準の詳細については、以下を参照されたい。必要に応じ、規制の対象となる可能性のあるフードサービスウェアの種類の非網羅的な例を示す：

・基準 a) の場合：次の形で成形される：

◦ クラムシェル容器

- 容器を開閉できるようにするヒンジで結合された 2 つの半分を持つ容器
- 温かい食べ物又は冷たい食べ物の容器が含まれる

◦ 蓋付きの容器

- 別々の蓋のある容器（ヒンジで結合されていない）
- 温かい食べ物又は冷たい食べ物の容器が含まれる
- スープ用の大きな蓋付き容器から、ドレッシング、ソース、調味料用の小さな蓋付き容器までを含める

◦ 箱

- 食品と直接接触する箱、又は既に他の容器に入っている食品を輸送するために使用される箱が含まれる

◦ カップ

- ハンドル付き又はハンドルなしのカップが含まれる
- 高温又は低温の液体用に作られたカップが含まれる

◦ プレート

- 通常は平ら又は凹状で、固形食品を提供するため使用される
- テイクアウトの食事と一緒に与えられることもあるが、人に販売/提供されるときに食べ物を入れる必要はない

◦ ボウル

- 通常は丸く、スープ、ソース、シチューなど液体を提供することを目的とする
- テイクアウトの食事と一緒に与えられることもあるが、人に販売/提供されるときに食べ物を入れる必要はない

・基準 b) の場合：

◦食品又は飲料の提供又は輸送する

■人々が容器から食べたり飲んだりすることを選択したかどうかに係りなく、人々が直接食べたり飲んだりできる食べ物や飲み物を提供又は輸送する容器

■例えば、顧客が外食産業の食器容器でテイクアウトの食事を受け取る場合、例え顧客が家に帰ってからテイクアウトの食事を自分の皿に置いたとしても、それは規則の要件を満たさねばならない。

◦消費する準備ができている

■食品又は飲料は、食品又は飲料を購入/受け取った人が受け取ったら直ぐ消費できる場合、「直ぐ消費できる」と見なされる

■これは、人が食べ物や飲み物を直ぐに食べたり飲んだりすることを選択したかどうか、又はフライドポテトやミルクにケチャップを追加したりコーヒーに砂糖を追加したりするなど、食べ物や飲み物を更に準備する追加の手順を選択したかどうかに係りなく適用される

■食べ物や飲み物は、食べたり飲んだりする前に、冷凍、冷蔵、調理、沸騰、加熱、電子レンジ、トースト、グリル/バーベキュー、又は揚げることを必要としない場合、「直ぐ消費できる」と見なされる

■これには、食料品店での惣菜や飲み物が含まれる。食べ物や飲み物を手に入れたら直ぐ食べたり飲んだりすることを選択したかどうかは係りない。

■「直ぐ食べられる」と見なされる食品又は飲料には、直ぐ食べられる生の又は未調理の食品も含まれる

■これには、果物、野菜、ナッツの丸ごと又は事前にカット/準備されたものに使用されるフードサービスウェアが含まれる

・基準 c) の場合：

◦発泡ポリスチレン (EPS)

■表面が滑らかで、ポリスチレンビーズで出来ている、通常は白色の硬質プラスチック

■一般的用途には、コールドカップ、プレート、ボウルが含まれる

◦押出發泡ポリスチレン (XPS)

■最も一般的に発泡ポリスチレンと呼ばれ、ざらざらした質感を持ち、ポリスチレン結晶でできている

■一般的用途には、プレート、断熱飲料カップ、クラムシェル食品容器、及びトレイが含まれる

◦ポリ塩化ビニル

- 別名 PVC、塩化ビニルを重合して作られた合成熱可塑性材料である
- 一般的用途には、フルーツ用のクラムシェル、ケーキボックス、サラダ容器などがある

る

◦炭化水素の部分的又は不完全燃焼により生成された黒色顔料を含むプラスチック

■「カーボンブラック」とも呼ばれ、多くのプラスチック製フードサービスウェアコンテナに追加され黒色になる

■一般的用途には、通常はプラスチックの透明な蓋で覆われた黒いプラスチック製の食品容器が含まれる

◦酸化により、化学分解又はプラスチック材料のマイクロ片へ断片化を引き起こす添加剤を含むプラスチック

■「オキシ分解性プラスチック」、「オキシ分解性プラスチック」、「オキシ生分解性プラスチック」などの用語でも知られている

■オキシ分解性又はオキシ分解性プラスチックは、プラスチックと同じ外観であるため、区別が難しく、容器、皿、箱など多くの用途がある。

B.3.2 規則で禁止されないプラスチック製のフードサービスウェア

以下のプラスチック製フードサービスウェアは、SUP フードサービスウェアの定義から除外されており、消費の準備ができていない食品又は飲料を主に提供及び輸送するため使用されない限り、規制の影響を受けない*：

・冷凍食品を含むプラスチック製のフードサービスウェアで、消費する前に準備（オープンで焼く、電子レンジ又はトースターで加熱する）が必要である

・準備前に食べる準備ができていない、又は肉トレイから直接消費することを意図していない肉を含むプラスチックトレイ、野菜を包装するためこれらのトレイを使用することも禁止されていないことに注意されたい

・準備前に食べる準備ができていない、又は魚のトレイ/ボックスから直接消費することを意図していない魚を含むプラスチック製の魚のトレイ/ボックス

・直ぐに消費できる食品に使用される軟質プラスチック包装又はラップ

・病院や介護施設が居住者や患者に薬を提供するために使用するカップや容器

・プラスチックライニングに発泡ポリスチレン、押出發泡ポリスチレン、PVC、カーボンブラック、又はオキシ分解性プラスチックが含まれていない限り、プラスチックライニングを備えた紙及び繊維ベースのコーヒーカップ

・プラスチックライニングに発泡ポリスチレン、押出發泡ポリスチレン、PVC、カーボンブラック、又はオキシ分解性プラスチックが含まれない限り、プラスチックライニングを備えた紙及び繊維ベースの食品容器

・ポリエチレンテレフタレート (PET)、高密度ポリエチレン (HDPE)、ポリプロピレン (PP) など、禁止されていない種類のリサイクル可能なプラスチックで作られたクラムシェル容器、蓋付き容器、箱、カップ、プレート、又はボウル

・ポリ乳酸 (PLA) などの非従来型又は堆肥化可能なプラスチックで作られたクラムシェル容器、蓋付き容器、箱、カップ、プレート、又はボウル

*上記のリストは全てを網羅しているわけではなく、例を提供するためのものである。

B.3.3 禁止事項の発効

SUP フードサービスウェアの禁止は、規則が登録されてから 42 か月目に発効する。様々な活動の発効日のタイムラインを以下に示す：

- ・製造と輸入-2022 年 12 月 20 日
- ・販売-2023 年 12 月 20 日
- ・輸出-2025 年 12 月 20 日

B.4 シングルユースプラスチックリングキャリア

B.4.1 この定義の対象となるアイテム

規則 (セクション 1) は、SUP リングキャリアを次のように定義する。

全体的又は部分的にプラスチックで作られたプラスチック製の製品で、飲料容器と一緒に運ぶためそれらを囲むように設計された一連の変形可能なリング又はバンドの形に形成されている。

SUP リングキャリア（「シックスパックリング」と呼ばれることもある）は、アルミ缶やペットボトルなどの飲料容器の梱包と輸送に使用されてきた。それらは柔軟性があり、通常は低密度ポリエチレンで作られている。それらは、アルコール飲料やノンアルコール飲料、栄養補助食品、離乳食など食品や飲料を運ぶことができるあらゆる種類のボトルや缶を保持するため使用されてきた。

他の種類のリングキャリアも規制により禁止されている。飲料容器の上部にフィットする柔軟な又可撓性の部品（歯のようなプラスチックビット）を備えた硬質プラスチック製のリングキャリアは、定義に含まれるため（一般に「犬の骨の首輪」と呼ばれる）、禁止される。

B.4.2 規則で禁止されないプラスチックリングキャリア

剛性のあるプラスチック製の飲料ホルダー（例えば、スナップで飲料容器の上部に取り付ける）は、飲料容器を囲む柔軟なバンドがないため、SUP リングキャリアの定義から除外される。

B.4.3 禁止事項の発効

SUP リングキャリアの禁止は、規則が登録されてから 42 か月目に発効する。様々な活動の発効日のタイムラインを以下に示す：

- ・製造と輸入-2023 年 6 月 20 日
- ・販売-2024 年 6 月 20 日
- ・輸出-2025 年 12 月 20 日

B.5 シングルユースプラスチック攪拌棒

B.5.1 この定義の対象となるアイテム

規則（セクション 1）は、SUP 攪拌棒を次のように定義する。

飲料をかき混ぜたり混合したり、容器の蓋から飲料がこぼれるのを防ぐように設計され、全体的又は部分的にプラスチックで作られたプラスチック製の製品。

SUP 攪拌棒は、スターラー、ミキサー、マドラーなど、様々な名前で行われている。通常、これらは、コーヒー、紅茶、ホットチョコレート、カクテルなどの飲料が提供される顧客に

提供されるため、顧客は飲料をかき混ぜたり混ぜたりできる。また、小売店でもまとめて販売されている。

規則は又、飲料がその容器の蓋からこぼれたり滴り落ちたりするのを防ぐように設計された攪拌棒を禁止する。これらはストッパーやプラグなどの様々な名前で知られており、通常、コーヒー、紅茶、ホットチョコレートなどの飲み物が提供される顧客に提供され、顧客は飲み物をこぼさないようになっている。

B.5.2 規則で禁止されていないプラスチック製の攪拌棒

全ての種類のプラスチック製の攪拌棒は、規則により禁止される。

B.5.3 禁止の発効

SUP 攪拌棒の禁止は、規則が登録されてから 42 か月目に発効する。様々な活動の発効日のタイムラインを以下に示す：

- ・製造と輸入-2022 年 12 月 20 日
- ・販売-2023 年 12 月 20 日
- ・輸出-2025 年 12 月 20 日

B.6 シングルユースプラスチックストロー

B.6.1 この定義の対象となる項目

規則（セクション 1）は、SUP ストローを次のように定義する。

全体的又は部分的にプラスチックで作られ、ストローの形をしたプラスチック製の製品。

- a. ポリスチレン又はポリエチレンを含む、又は、
- b. 電動家庭用食器洗い機を 100 回通過した後、その物理的特性が変わる

SUP ストローは通常、レストラン、バー、その他食品ベンダーの顧客に飲み物とともに提供されており、カナダ人は様々な小売店でまとめて購入している。特定種類の飲料容器（ジュースボックス、バッグ、ポーチに取り付けられているものなど）のパッケージに取り付けられている、又はパッケージと一緒に販売されている SUP ストローも、規則で禁止される。

B.6.2 規則で禁止されないプラスチックストロー

SUP 可撓性ストローの製造及び輸入は規則で禁止されていないが、SUP 可撓性ストローの販売は特定の状況でのみ許可される（これらの例外の詳細についてはセクション B.6.4 を参照）。これら可撓性ストローは、曲がってその位置を維持できるため、まっすぐなストローよりもアクセスしやすいと考えられる。

規則では、SUP 可撓性ストローを次のように定義する。

ストローを曲げて様々な角度でその位置を維持できるようにする波形セクションを備えたシングルユースプラスチックストロー。

更に、ポリスチレン又はポリエチレンで作られていない SUP プラスチックストローは、電動家庭用食器洗い機で 100 回洗浄した後、物理的特性が変化しない限り、規則で禁止されない。

B.6.3 禁止の発効

SUP ストローの禁止は、規則が登録後 42 か月目に発効する。SUP ストローの様々な活動及び様々な発効日のタイムラインを以下に示す：

- ・製造と輸入-2022 年 12 月 20 日
- ・販売-2023 年 12 月 20 日
- ・飲料容器と一緒にパッケージ化された可撓性ストローの販売-2024 年 6 月 20 日
- ・輸入*-2025 年 12 月 20 日

*この日以降、可撓性ストローの輸出は、セクション B.6.4 に記載され販売条件を順守する必要がある。

B.6.4. 規則の例外-可撓性ストロー

B.6.4.1 シングルユースプラスチック製可撓性ストロー

規則は、SUP 可撓性ストローについて 6 つの例外（規則のセクション 4 及びサブセクション 5 [2]、5 [3]、5 [4]、5 [5]、及び 5 [6]）を作る。B.6.2 で述べたように、アクセシビリティの目的で SUP 可撓性ストローが必要である。

6 つの例外のうち 5 つは、規制が SUP 可撓性ストローの製造や輸入、又は特定の条件下で

の販売を禁止しないため、カナダ市場での SUP 可撓性ストローの入手を妨げないよう設計されている。追加の時間制限のある例外は、規制対象者が飲料容器に取り付けられた SUP 可撓性ストローから移行するための追加の時間を提供する。最初の 5 つの例外について以下に詳しく説明する。

B.6.4.2 製造及び輸入の例外

規則（セクション 4）は次のように述べる。

シングルユースプラスチック製の可撓性ストロー以外のシングルユースプラスチック製のストローを製造又は輸入してはならない。

この例外は、規則の下で企業が SUP 可撓性ストローを製造又は輸入することを妨げられていないことを意味する（B.6.2 で定義される）。可撓性のない SUP ストローは、あらゆる状況で禁止される。

B.6.4.3 特定の設定（自宅及び社会の設定）での販売の例外

規則（サブセクション 5（2））は次のように述べる。

人は、非営利、非産業、及び非制度的な環境でシングルユースプラスチック製可撓性ストローを販売できる。

この例外は、カナダ人が家族や社会的状況で他の人に SUP 可撓性ストローを提供することを規則により妨げられないことを意味する。例えば、親は規則の下、子供や友人に SUP の可撓性ストローを与えることを禁じられない。CEPA の「販売」の定義には、ある人から別の人への SUP 可撓性ストローの所有権の物理的な移転が含まれるため、この例外が必要になる（販売の定義の詳細については、A.5.5 を参照）。

この例外は、個人の家庭又は社会の設定又は状況に固有であり、商業、工業、又は機関の設定での販売には適用されないことに注意されたい：

・レストランは、SUP 可撓性ストローを顧客に提供することを引き続き禁止される。これは、商業環境での販売と見なされるため、禁止されているためである。ただし、これらの規則では、顧客がグループ内の別の人に SUP 可撓性ストローを提供することは禁止されていない。

B.6.4.4 企業間販売の例外

規則（サブセクション 5（3））は次のように述べる。

ある企業が、20 個以上のシングルユースプラスチック製の可撓性ストローのパッケージを別の企業に販売する場合がある。

この例外は、規則の下、20 個以上のパッケージの SUP 可撓性ストローを別の企業に販売することを企業が禁止されていないことを意味する。これには、A.5.5 で説明されている「販売」の全ての意味が含まれる。この例外は、サプライチェーン（例えば、製造事業者、輸入事業者、又は流通事業者）がこれらの規則の下で小売事業者及び介護機関に SUP 可撓性ストローを提供することを妨げられないことを意味する。これらの例外の詳細は以下の通り。

B.6.4.5 小売販売の例外

規則（サブセクション 5（4））は次のように述べる。

小売店は、20 個以上のシングルユースプラスチック製可撓性ストローのパッケージを顧客に販売する場合がある：

- a.顧客がストローを要求し、
- b.パッケージは、顧客が店員の助けなしにパッケージを表示できるような方法で展示されていない。

この例外は、小売業者（例えば、食料品店や薬局）が、顧客が要求した場合に限り、20 個以上の SUP 可撓性ストローのパッケージを顧客に販売することを規制で禁止されていないことを意味する。

小売業者は又、SUP 可撓性ストローを顧客の視界から遠ざける必要がある。規則は、小売業者が SUP 可撓性ストローのパッケージを視界から外れている限り、どこに保管しなければならないかを規定していない。例えば、可能な場所には、カスタマーサービスカウンターの後ろ、レジの後ろ、又その他在庫の後ろが含まれる。小売業者は又、SUP 可撓性ストローが要求に応じ店舗で入手可能であることを知らせることを妨げられていない。これは、店内の看板や広告（例えば、チラシ）を介して行うことができる。

オンライン小売店も、SUP 可撓性ストローの販売に関するこれらの要件を順守する必要がある。小売店の SUP 可撓性ストローと同様、オンライン小売業者は、例えば Web サイトの製品リストに含めることにより、SUP 可撓性ストローのパッケージが利用可能であるこ

とを規制の下で通知することを妨げられない。ただし、SUP 可撓性ストローのパッケージは、オンラインで他の製品を購入又は検索するときに、顧客に推奨される製品としてリストできない。また、他の顧客が購入したアイテムとしてリストすることもできない。顧客は、オンラインストアで自分の場所に到達するため、SUP フレキシブルストローのパッケージを具体的に検索する必要がある。

規則は、カナダの人が小売業者に SUP 可撓性ストローの購入を要求することを禁止しておらず、購入するために小売業者に文書を提供することを要求していない。

オンラインであろうと店舗であろうと、小売業者は次を行う必要はない：

- ・障害があるかどうか、又は SUP 可撓性ストローが必要かどうか確認するためお客様に尋ねる
- ・障害の種類やアクセシビリティのニーズに関する情報を顧客に尋ねる
- ・顧客に障害があるかどうか、又は SUP 可撓性ストローが必要かどうかを確認する

B.6.4.6 飲料容器の例外

規則（サブセクション 5 (5)）は次のように述べる。

ストローが飲料容器と一緒に包装され、包装が小売店以外の場所で行われた場合、小売店はシングルユースプラスチック製の可撓性ストローを顧客に販売ができる。

この例外は、小売業者が 2024 年 6 月 20 日まで SUP 可撓性ストローが取り付けられた飲料容器を販売することを規制により禁止されていないことを意味する。

B.6.4.7 介護施設での販売の例外

規則（サブセクション 5 (6)）は次のように述べる。

病院、医療施設、介護施設、その他医療機関は、シングルユースプラスチック製の可撓性ストローを患者又は居住者に販売する場合がある。

この例外は、病院、医療施設、その他医療機関が、患者又は居住者に SUP 可撓性ストローの提供を禁止されていないことを意味する。以下の非網羅的な情報は、この例外により捕捉された様々なタイプの機関を示している：

- ・病院：

◦以下のサービスを提供する可能性のある、急性期、リハビリテーション、又は慢性期のケアを含む、患者に治療を提供する施設又は施設の一部が含まれる：

- 標準又は公立病棟レベルでの宿泊と食事、及び医学的に必要な場合は優先宿泊
- 看護
- 外来ケア
- 必要な解釈とともに、実験室、放射線その他診断手順とサービス
- 病院で投与された場合の薬物、生物製剤及び関連製剤
- 手術室、ケースルーム、及び必要な機器と備品を含む麻酔施設
- 放射線療法
- 理学療法

・医療施設◦医師、外科医、歯科医、看護師、及び/又はその他医療専門家が患者に医療サービスを提供するオフィスや診療所が含まれる。

・介護施設

◦ナーシングホーム、リハビリテーション施設、入院患者の行動医療施設、成人向けデイケアセンター、生活支援施設が含まれる

・その他の介護施設

◦この用語は、その前にリストされている他の施設と同様の施設を含むことを意図しており、それらの施設を含む：

- ホスピス
- 検査室その他医療検体が収集される場所
- メンタルヘルス及び依存症治療センター

この例外は、上記の施設の敷地内で運営されている民間のフードサービス会社には適用されず、この例外はチャイルドケアセンター（デイケアセンターなど）にも適用されないことに注意されたい。

C.発効日の概要

様々な SUP 及び活動の発効日のタイムラインの概要を以下に示す。

・チェックアウトバッグ、カトラリー、フードサービスウェア、スタースティック、ストロー用

◦製造と輸入-2022年12月20日

◦販売-2023年12月20日

◦輸出-2025年12月20日

・リングキャリア用

◦製造と輸入-2023年6月20日

◦販売-2024年6月20日

◦輸出-2025年12月20日

・飲料容器と一緒にパッケージされた SUP 可撓性ストロー用

◦販売-2024年6月20日

◦輸出-2025年12月20日

D. シングルユースプラスチック製品の物理的特性を決定するためのテストと分析

これらの規則の適用と施行のため、SUP アイテムのテストと分析が必要になる場合がある。規則には、一部の SUP がシングルユースと見なされるため満たさなければならない特定のパラメータが含まれている。これらのパラメータは、カナダ政府が規則への準拠を検証するため使用する標準であるため、認定された研究所で分析する必要がある。このテストは、次の SUP にのみ適用される。それぞれに特定の基準があるためである。脚注 1 は、アイテムがシングルユースと見なされるかどうか判断するためのものである：

- ・チェックアウトバッグ
- ・カトラリー
- ・可撓性ストロー
- ・ストロー

フードサービスウェアの場合、テストを使用し、アイテムにカーボンブラック又はオキシソ分解性プラスチックが含まれているかどうか判断する。

2025年12月20日より前は、輸出目的で製造、輸入、又は販売された SUP アイテムは、認定された研究所によるテストの必要がないことに注意されたい。

D.1 認定された試験所をテストと分析に使用する

試験所が試験に使用される場合、規則のセクション 7 (1) は、試験所が以下の下で認定されることを要求している：

・ISO/IEC 17025 規格、「国際試験所認定協力機構相互承認協定に署名する認定機関による、試験所及び校正機関の能力に関する一般要件」、又は

・分析又はテストが実施された時点でのケベック州の環境品質法。

規則は、カナダ市場に配置された SUP のコンプライアンスを検証するために政府が使用するテストのパラメータを設定する。

D.2 シングルユースプラスチック製品の試験方法

政府は現在、テストが必要な SUP アイテムの方法を開発する。完了すると、ECCC が規制要件への準拠について製品を評価する方法を理解することで、規制対象者を支援するため要求に応じメソッドが利用可能になる。これらのメソッドは必須のテストメソッドではない。ただし、規制対象の当事者は、シングルユースプラスチック禁止規則の要件に従って製品が評価されるようにする責任がある。特定の試験方法又は試験パラメータが規則に定められていない場合、規制対象者は異なる試験手順及び/又は機器を特定し、それらの手順及び機器が指定された要件に適していることを確認する責任がある。

E.輸出のための記録保持

輸出を目的として製造する者、又は輸出を目的として輸入する者は、記録を保持する必要がある。規則では、これらの記録は、記録が作成された日から 5 年間カナダに保管することが義務付けられるため、要求に応じ直ぐ検査することができる。この記録保持要件は、これらの SUP アイテムが、禁止されているカナダ市場に出回らないようにするのに役立つ。

E.1 製造業者と輸入業者の記録管理

規則のセクション 8 は、輸出の目的で規則の対象となる SUP アイテムを製造又は輸入する人は、記録と文書を保持することを要求する。SUP 品目の輸入事業者の記録保持要件は、製造事業者の要件とは異なる。

製造事業者は以下の記録を保持する必要がある：

- ・アイテムの一般名又は総称名と商号（ある場合）
- ・各製造施設で製造された品目の数量
- ・アイテムの製造日
- ・アイテムが輸出された日付と数量が輸出された日付、又まだ輸出されていない場合は、アイテムが輸出される予定日と数量が輸出される予定日。
- ・その後の輸出のためカナダで商品が販売される事業者の名前（ある場合）

輸入事業者は以下の記録を保持する必要がある：

- ・アイテムの一般名又は総称名と商号（ある場合）
- ・アイテムの輸入された数量
- ・アイテムが輸入された日付
- ・船荷証券、請求書、及び品目の輸入に関して CBSA に提出された全ての文書のコピー
- ・アイテムが輸出された日付と数量が輸出された日付、又はまだ輸出されていない場合、アイテムが輸出される予定日と数量が輸出される予定日。
- ・その後の輸出のためカナダで商品が販売される事業者の名前（ある場合）

E.2 記録の保持と執行役員への提供

規則に従って保管される全ての記録は、カナダの本人の主たる事業所、又はカナダの他の場所で検査できる場所に保管する必要がある。記録は、物理形式（例えば、紙の形式）又は電子形式のいずれかで保存できる。電子的に保存された記録は、カナダにあるサーバーに保存する必要がある、カナダの規制対象者の事業所にあるコンピューターから簡単にアクセスできる必要がある。

記録は、規則に準拠していることを確認するため検査の対象となる場合がある。検査中、執行官は、これらの規則に基づいて保管されている全ての紙及び/又は電子記録の確認を要求できる。これらの記録が要求に応じ直ぐに利用可能であることを確認するのはあなたの責任である。

E.3 記録を保持する期間

規則のサブセクション 9 (1) は、規制対象の当事者が、物理的又は電子的な記録が作成された日から 5 年間、全ての記録を保持することを要求している。例えば、記録が 2025 年 1 月 1 日に作成された場合、規則は規制対象者に 2030 年 1 月 1 日まで記録をカナダに保管することを要求している。

E.4 記録の移動

規則のサブセクション 9 (2) は、記録がカナダ内の新しい場所に移動された場合、規制対象の当事者が書面で大臣に通知することを要求している。規制対象者は、30 暦日（営業日ではない）以内に大臣に通知し、記録が保管されているカナダの新しい住所を大臣に提供する必要がある。

この要件は、物理的記録と電子的記録の両方に適用されることに注意されたい。例えば、企業がその記録を電子的に保持し（オフィスのコンピューターで要求に応じてアクセス可能）、カナダの新しいオフィスに移転する場合、企業は大臣にこの移転を通知する必要がある。これは、記録にアクセスするコンピューターが移動したためである（従って、記録も移動したと見なされる）。

記録が保管されている市民の住所を更新するには、次のいずれかの方法を使用して大臣に通知できる。

郵送で：

プラスチック規制課、9階、371 サンジョセフ大通り、ガティノー、QC K1A 0H3

メールで：PlastiquesUU-SUPlastics@ec.gc.ca

「シングルユースプラスチック禁止規則—代替品選択ガイドライン」

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/managing-reducing-waste/reduce-plastic-waste/single-use-plastic-guidance.html>

「カナダのプラスチック廃棄物ゼロアジェンダ」

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/managing-reducing-waste/reduce-plastic-waste/canada-action.html>

TBT 通報 G/TBT/N/CAN/661/Add.1 2022年6月21日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/CAN661A1.pdf&Open=True>

説明：シングルユースプラスチック禁止規則は、6つのカテゴリのシングルユースプラスチックアイテム（即ち、シングルユースプラスチックチェックアウトバッグ、カトラリー、問題のあるプラスチックで作られた、又は問題のあるプラスチックを含む食品サービスウェア、リングキャリア、攪拌棒とストロー）の製造、輸入、及び使用を禁止する。規則には、規則が登録されてから42か月後に失効する、輸出を目的とした製造及び輸入の一時的除外が含まれる。チェックアウトバッグ、カトラリー、ストローには再利用可能な代替品があるため、規則では、これら3つの製品カテゴリのシングルユースアイテムと再利用可能なアイテムを区別するパフォーマンス基準を特定している。規則は、障害を持つ人々に対応するためのストローの除外を規定する。これらの除外は、ストローが販売される条件に関連している。

6つのSUPのうち5つ（チェックアウトバッグ、カトラリー、問題のあるプラスチックで作られた、又はそれらを含む食品サービスウェア、攪拌棒、ストロー）の製造と輸入の禁止は、規則が登録されて販売が禁止されてから6か月後発効する。これらの5つの項目のうち、規則が登録されてから18か月後に発効する。飲料（ジュースボックス、テトラパックなど）と一緒に包装されたリングキャリア及びシングルユースプラスチック製ストローの輸入及び製造の禁止は、規則が登録されてから1年後発効し、これらの品目の販売の禁止は規則が登録されてから24か月後に発効する。

6つのSUPの全てについて、輸出を目的とした製造、輸入、又は販売の禁止は、登録から42か月後に施行される。

規制の対象となるシングルユースプラスチック製品の6つのカテゴリーは、カナダの海岸線と陸域のごみの清掃によく見られる。政府は、規制により10年間で23,000トンのプラスチック汚染が防止されると見積もっている。ピアレビューされた研究を含む様々な証拠源は、アイテムが散らばっている場合、絡み合い、摂取、又は生息地の破壊を通じ、野生生物に害を及ぼす恐れがあることを示している。

シングルユースプラスチック製品の6つのカテゴリーは、プラスチックを経済の中に、そして環境から遠ざけることになるカナダのサーキュラーエコノミーを促進することへの障壁も提示する。それらはリサイクル率が低く、リサイクル又は廃水処理システムを妨げることが知られており、リサイクル率を上げることに障壁があるからである。カナダ市場からこれらの製品を排除することは、価値回復システムから主要な影響を取り除き、それらの効率を改善するだろう。

カナダ「カナダはどうすればプラスチック製の食品包装を削減できるか? 今すぐ発言を」
2023年8月1日

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/news/2023/08/how-can-canada-reduce-plastic-food-packaging-have-your-say-now.html>

ニュースリリース

2023年8月1日 - ケベック州ガティノー

カナダ人は、海岸、公園、通り、海岸線、その他自分たちが大切にしている場所にプラスチックが散乱していることを懸念している。気候変動、生物多様性の損失、汚染といった環境

危機に対処するには、これまでとは異なるやり方でビジネスを行う必要がある。そのため、カナダ政府はプラスチックのライフサイクル全体に取り組む包括的アプローチを通じてプラスチック汚染を削減するための措置を講じている。

プラスチック廃棄物ゼロに向けた取組みの一環として、カナダ政府は、食品と直接接触するプラスチック包装（一次食品プラスチック包装とも呼ばれる）に関する汚染防止計画通知（P2 通知）を作成することを提案する。P2 通知では、カナダ最大の食料品小売業者に対し、リサイクル含有量の目標を含む、一次食品プラスチック包装の削減、再利用、再設計の目標を達成するための汚染防止計画を作成し、実施することが求められる。これは、プラスチック廃棄物を削減し、使い捨てプラスチックやリサイクルが難しいプラスチックから循環経済に移行するための食料品店や食品ブランドの取組みに基づいている。

プラスチック製の食品包装はカナダの全プラスチック包装の約 3 分の 1 を占めており、そのかなりの部分が使い捨てである。例としては、ジュースの箱、農産物の袋、ヨーグルトの容器、肉のトレイなどがある。

この P2 通知は、プラスチック廃棄物に対処し、以下によって汚染を防止するというカナダ政府の計画に貢献する：

- ・ 不要なプラスチック包装や問題のあるプラスチック包装を廃止する。
- ・ 使い捨てプラスチック包装を再利用詰め替えシステムに置き換える。
- ・ 使用されるプラスチック包装が安全に再利用、リサイクル、又は堆肥化できるように設計されることを確認する。

P2 通知には、再利用詰め替えシステム内の製品、濃縮製品、及びプラスチック包装のない製品の売上を増やす目標も含まれる予定である。P2 通知と、2023 年末までの発行を目標とするプラスチック製品のリサイクル含有量及びラベル表示規制案を組み合わせることで、環境中のプラスチック製品によって齎される危害の全体的脅威が軽減されることになる。

2023 年 8 月 30 日まで、食料品小売業者、利害関係者、関心のあるパートナー、及びカナダ人は、P2 通知の作成に関する協議文書についてコメントするよう求められる。受理したコメントは、今年後半に発行される通知案の作成に役立つ。

引用

「プラスチックはカナダ人の日常生活において重要な役割を果たしています。しかし、かなりの量のプラスチック製食品包装が一度だけ使用され、その後廃棄物として埋立地に送られたり、汚染として環境に捨てられたりすることになります。解決策は、全ての政府、業界

(この場合は大手食料品小売店)、カナダ国民の協調行動と共同の努力にあります。問題のあるプラスチック製の食品包装を廃止し、使い捨て包装を再利用詰め替えシステムに置き換え、必要に応じてプラスチックが安全に再利用、リサイクル、又は堆肥化できるように設計されていることを確認することで、カナダをプラスチック廃棄物ゼロに向けて推進できます。」 - スティーブン・ギルボー環境・気候変動大臣

簡潔な事実

- ・2019年、カナダ人は440万トンのプラスチック廃棄物を捨てたが、そのうちリサイクルされたのは僅か9%だった。プラスチック廃棄物は失われた資源であり、プラスチック汚染は自然や野生生物に有害な影響を与える。

- ・今後10年間で、カナダ政府の使い捨てプラスチック禁止規則により、130万トン以上のリサイクル困難なプラスチック廃棄物と22,000トン以上のプラスチック汚染が除去されると推定されており、これはゴミが詰まったゴミ袋100万トン以上に相当する。

- ・汚染防止(P2)計画は、組織が汚染源からどのように汚染を排除又は削減するかを概説する。

- ・P2通知は、今春発表された「リサイクル材に関する規制枠組み文書」及び「プラスチックの表示規則」を基礎としている。この枠組みは、一次食品プラスチック包装をリサイクル材の要件から免除することを提案している。この免除は、食品医薬品法とその規制に基づく食品安全要件と、食品グレードの再生プラスチック樹脂の供給が非常に限られており、需要が競合しているため提案される。

- ・カナダ全土の大型食料品店に対する最近の監査(PDF)では、一部の食料品売場にある製品(農産物、ベビーフード、ペットフード、スープ)のほぼ3分の2(64%)が使い捨てを目的としたプラスチックで包装されていることが判明した。

- ・使い捨ての食品及び飲料の包装は、2020年にカナダの海岸線で発見されたゴミの4分の1以上を占めた。

- ・カナダは、プラスチック汚染を完全に終わらせることを目的とした、プラスチック汚染に関する新たな野心的で法的拘束力のある国際協定の交渉に向けて国際パートナーと引き続き協力する。第4回交渉は2024年4月にオタワで開催される。

「あなたの考えを共有されたい：一次食品プラスチック包装の汚染防止(P2)計画通知の

作成」 2023 年 8 月 1 日

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/corporate/transparency/consultations/pollution-prevention-planning-notice-plastic-primary-food-packaging.html>

正式タイトル: あなたの考えを共有されたい: 一次食品プラスチック包装に関する汚染防止 (P2) 計画通知の作成: 削減、再利用、再設計、及びリサイクル材の目標

現在の状況: 開設

2023 年 8 月 1 日開設され、2023 年 8 月 30 日に入力終了する。

我々は、一次食品プラスチック包装に関する汚染防止 (P2) 計画通知の作成に関するフィードバックを求めている。この取組みは、プラスチック廃棄物に対処し、汚染を防止するためのカナダの包括的課題の一部である。この協議文書は、この問題に対する政府の現在の認識を概説し、カナダの大手食料品小売業者が食品プラスチック一次包装の汚染防止計画 (P2 計画) を作成し、実施するためのアプローチを提案している。

パートナー、利害関係者、及び関心のある一般の人々は、協議文書についてコメントを提供するよう求められる。受理しコメントは、P2 通知案の作成に考慮される。

この協議の対象者は誰か

我々は以下の方々と関わりたいと考えている:

・以下に該当する人又はその集団:

○以下のチェーンを操作する:

■スーパーマーケット

■食料品店

■スーパーセンター及び/又はウェアハウスクラブ

■以下を含む一般的な生鮮食品及び調理済み食品を小売する子会社及びフランチャイズ:

■生肉及び加工肉

■鶏肉及び魚介類

■缶詰及び冷凍食品

■生鮮果物及び野菜

■各種乳製品; 及び、

○カナダで年間 40 億ドル以上の食料品小売売上高を生み出す

- ・食品及び飲料加工業（即ちブランド）
- ・食品小売業及び業界団体
- ・非政府組織
- ・州及び準州
- ・地方公共団体

全てのカナダ人からのフィードバックを歓迎する。この通知は以下を把握することを目的としたものではない：

- ・中小企業
- ・独立系食料品店
- ・専門食料品店
- ・コンビニ
- ・ファーマーズマーケット

インプットのための重要な質問

以下に関するアイデアと意見が求められる：

- ・一次食品プラスチック包装廃棄物に対処するために考慮すべき目標と要素
- ・サプライチェーンの考慮事項及び目標達成に対するその他の障壁
- ・成功の報告と測定
- ・プラスチックのフットプリントに関する食品小売業者からのデータと洞察

参加する：参加方法

我々にメール送信を：

メール送信を：plastiques-plastics@ec.gc.ca

郵便で参加：

コメントを添えた手紙を以下の宛先に送信されたい：

Tracey Spack, Director
Plastics Regulatory Affairs Division
Environment and Climate Change Canada
351 Saint-Joseph Boulevard
Gatineau QC K1A 0H3

この協議に関するプライバシーに関する声明を確認されたい。

議論のための重要な文書

- ・食品用プラスチック一次包装の公害防止計画通知：削減、再利用、再設計、リサイクル材の目標

関連情報

我々は、2030年までにプラスチック廃棄物ゼロを達成するという包括的課題を持っている。この課題の一環として、政府はパートナーや利害関係者と協力し、プラスチック汚染を防止し、年末プラスチックの回収率を向上させる、生命を維持し、カナダ経済に再循環させるための様々な対策に取り組んでいる。これらの対策には次のものが含まれる：

- ・有害な使い捨てプラスチックの禁止により、10年間で **22,000** トンのプラスチック汚染と **130** 万トンのリサイクル困難なプラスチック廃棄物が防止される。これはゴミが詰まった **100** 万袋以上のゴミ袋に相当する。

- ・州や準州と協力して、生産者にリサイクルシステムの責任を負わせる一貫した政策を推進するためのガイダンスを開発し、収集とリサイクルのインフラを改善する。

- ・プラスチック製品の生産者に対し、カナダ経済におけるプラスチックについて毎年報告することを義務付ける連邦プラスチック登録簿を設立する。

- ・特に、リサイクル含有量の最小要件を設定する規制を策定することにより、カナダのプラスチック包装にリサイクル含有量が少なくとも **50%** 含まれることを **2030** 年までに義務付ける。

- ・カナダのリサイクル施設の **80%** がこれらの製品を受け入れ、信頼できる最終市場を持たない限り、プラスチック製品への追いかけ矢印記号の使用を禁止するラベル表示規則を導入する。

- ・ある州又は準州のカナダ人の **80%** がこれらのプラスチックを受入れ、分別し、再処理するリサイクルシステムにアクセスできないとき、プラスチック製品の不正確な分解性及び堆肥化可能性の表示要求に対処する。

「協議文書：食品用プラスチック一次包装に係る汚染防止計画通知」2023年8月1日

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/corporate/transparency/consultations/consultation-pollution-prevention>

[planning-notice-primary-food-plastic-packaging.html](https://www2.gov.bc.ca/gov2/planning-notice-primary-food-plastic-packaging.html)

正式名称: 協議文書: 食品用プラスチック一次包装に係る公害防止計画通知: 削減、再利用、再設計及びリサイクル内容の目標

1.0 目的

2023年4月18日、我々はプラスチックのリサイクル材及び表示ルールに関する規制枠組み文書（規制案）を発行した。この枠組みは、プラスチック包装及び特定の使い捨てプラスチックのリサイクル材に関する野心的な規制目標の概要を示している。提案されるリサイクル材の要件は、飲料容器を除き、食品と直接接触するプラスチック包装（一次食品プラスチック包装と呼ばれる）には適用されない。[1] これは、食品医薬品法及びその規制に基づく食品安全要件により、食品接触の多くの種類の包装用の食品グレードの再生樹脂の供給が非常に限られているためである。従って、政府は、プラスチック廃棄物に対処し、汚染を防止する包括的課題の一環として、一次食品プラスチック包装の環境への影響を削減する代替手段として、汚染防止（P2）計画通知（P2通知）の発行を提案している。

P2通知は、カナダ最大の食料品小売業者に対し、食品プラスチックの一次包装からプラスチック廃棄物をゼロにすることを目的として、汚染防止計画（P2計画）を作成し、実施するための要件を定めるものである。これは、プラスチック廃棄物を削減し、使い捨てプラスチックやリサイクルが難しいプラスチックから循環経済に移行するための食料品店や食品ブランドによるこれまでの取り組みと関与を基礎とするものである。P2計画は、リサイクル材と、一次食品プラスチック包装の削減、再利用、及び再設計に関して大臣が設定した目標を達成するように設計される。また、再使用詰め替えシステム、濃縮製品、プラスチック包装を使用しない製品の使用を増やすという目標も含まれる。再利用・詰め替え目標を達成するため、企業はP2計画に食品以外の製品を含めることを柔軟に検討できるようになる。

「一次プラスチック包装」とは、製品と直接接触するよう設計された包装を意味する(ISO 21067)。一次食品プラスチック包装の例には、焼き菓子や農産物のクラムシェル、野菜や肉のラップ、調味料のプラスチックボトル、ペットフードの袋などがある。この文書で使用される用語の詳細な定義は、附属書Iで参照できる。

この文書全体を通じて、「大規模食料品小売業者」という用語は、次のような食料品チェーン、スーパーセンター、ウェアハウスクラブを指すため使用される：

- ・小売食料品（生鮮食品、調理済み食品、家庭用洗剤、パーソナルケア製品など）

- ・カナダで年間 40 億ドル以上の食料品小売売上高を生み出す

この協議は、利害関係者とパートナーが、一次食品プラスチック包装の廃棄物と汚染を削減する方法について意見を提供する最初の機会である。この協議文書に関し受理したコメントは、パブリックコメントのためカナダ官報パート I に掲載される通知案の作成に使用される。最終通知は、受理したコメントの検討後、カナダ官報パート I に掲載される。

利害関係者は、2023 年 8 月 30 日までに、本文書のセクション 8.0 に記載されている住所に書面でコメントできる。

2.0 P2 通知の主要な要素

P2 通知は、対象コミュニティが特定の成果を達成するため革新し、新しいビジネス プロセスに適応するための条件を提供する。この P2 通知では、特定のプラスチック製品（即ち、一次食品プラスチック包装）を使用する大手食料品小売業者（セクション 4.2 参照）に対して、親会社レベルで P2 計画を作成し、実施することが求められる。P2 計画は、セクション 4.3 で概要を説明する活動を行う子会社及びフランチャイズ全体に適用される。大手食料品小売業者は、P2 計画を策定する際、通知に概説される全ての要素を考慮する必要がある。最後に、大手食料品小売業者は、P2 計画で計画及び実施された活動の概要を示す宣言書と中間進捗報告書をカナダ政府に提出する必要がある。

この P2 通知の目標は、以下の方法により、店内及び食品バリュー チェーン全体で使用される一次食品プラスチック包装の量を削減することにある：

- ・ 不要な包装材料や問題のある包装材料の廃止
- ・ 使い捨て包装材料を再利用詰め替えシステムに置き換える
- ・ 必要なプラスチックが食品に安全であり、以下のように設計されるようイノベーションを推進する：
 - リユース
 - リサイクル
 - カナダの施設で堆肥化

公害防止計画のお知らせ よくある質問（FAQ）

公害防止通知書とは

P2 通知は、カナダ環境保護法 1999 第 4 部に基づく強制力のある文書で、指定された者に

P2 計画を作成及び実施し、その計画について報告を義務付けている。P2 通知では次を指定する：

- 通知の対象者
- P2 計画の対象となる物質又は物質群
- 検討される活動
- P2 計画を立てる際に考慮すべき要素
- 計画の作成と実施の期限
- スケジュール内で収集する情報
- 報告期限

通知の対象となる個人または企業は、特に求められない限り、P2 計画全体をカナダ政府に提出する必要はない。

要因に対処できない場合はどうなるか

P2 通知の対象となる個人又は企業は、P2 計画を作成する際に通知に概説されている考慮すべき要素に対処し、これらの要素に対処するため何を行ったかを宣言で報告する必要がある。不合理又は非現実的であるため要因に対処できない場合は、要因を考慮する要件の免除リクエストを提出し、ケースバイケースで評価される。

公害防止通知は規制とどう違うのか

規制に反して、対象となる個人又は企業が P2 計画の全ての行動を実行した後で目標を達成できない場合でも、コンプライアンス違反にはならない。ただし、全ての要因をどのように検討したか、及び目標が達成されなかった理由を、目標を達成するため実施される行動を特定する計画とともに、カナダ環境・気候変動省 (ECCC) に報告する必要がある。P2 計画の準備、実施、又は報告を怠った者に対して、強制措置が講じられる可能性がある。

企業は P2 通知に対しどのように責任を負うのか

P2 通知は、義務的な報告要件を通じて公的説明責任を提供し、全ての非機密情報は P2 計画の Web サイトに掲載される。

我々は、P2 通知の実施前、実施中、実施後に収集した情報を使用し、その通知がその物質によって齎されるリスクを防止又は軽減したかどうか判断する。未解決のリスクが依然として存在する場合、又は P2 計画がリスク管理目標を達成していない場合、ECCC は人の健

康と環境を保護するため規制などの他の手段の使用を検討する可能性がある。

P2 通知の効果はどれ位か

現在までの P2 通知の大部分は成功している。宣言と報告からの情報が評価され、その通知が有毒物質によって齎されるリスクが防止又は軽減されたかどうか判断される。現在までに完了した通知の有効性の概要については、次の Web ページを参照されたい：汚染防止計画通知の有効性

この仕組みに関する包括的情報については、これらのガイドラインを参照されたい。

3.0 背景

カナダ人はプラスチック廃棄物と汚染の影響を懸念しており、プラスチックのリサイクルを改善し汚染を防ぐための具体的行動を望んでいる。使い捨てプラスチック (SUP) 食品包装がプラスチック廃棄物の大部分を占めているため、多くのカナダ人は食品包装からのフットプリントを削減する意欲を持っている[2]。

カナダ人は毎年 440 万トンを超えるプラスチック廃棄物を捨てている[3]が、リサイクルされているのは僅か 9%である。ボトル、硬質容器、袋などの品目を含むプラスチック包装は、2019 年カナダで消費されるプラスチック生産量の 37%を占めた。殆どのプラスチック廃棄物は埋立地に行くが、約 1%、これはナダの国民一人当たり約 1 キログラムに相当するが、これがカナダでは年間 - プラスチック汚染として環境中に排出される。リサイクルだけではプラスチック廃棄物問題を解決できない。この問題は、気候変動への影響と、人の健康、野生動物、環境へのリスクによって更に深刻化している。プラスチックの循環経済を導入すると、プラスチックと炭素汚染が削減され、2030 年までに数十億ドルの収益が生まれ、約 42,000 人の雇用が創出される可能性がある。

連邦、地方、及び地域の行動

2018 年と 2019 年に、カナダ環境大臣評議会 (CCME) を通じて、連邦政府、州政府、及び準州政府は、プラスチック廃棄物ゼロに関するカナダ全体の戦略と行動計画を採択した。この戦略は、プラスチックに対する循環経済とライフサイクルのアプローチを採用し、カナダにおける行動の枠組みを提供する。

2022 年 CCME は、使い捨て及び廃棄されるプラスチックの管理を強化するためのロード

マップを発表した。ロードマップでは、「硬質包装」（発泡した食品トレイ、飲料容器など）と「フィルム及び軟包装」（食品包装紙、食品及び飲料用パウチなど）を管理の優先カテゴリとして特定している。ロードマップで提案される管理手段には、政府と業界間の合意と、使い捨てアイテムや廃棄されるアイテムを、より耐久性があり環境に配慮したオプションに置き換える次の行動が含まれている：

- 前売りバルク販売
- 再利用、修理可能性、リサイクル又は堆肥化可能性を高める

提案された P2 通知は、このロードマップの実施をサポートし、小売業者が再利用詰め替えモデルの商品化など、新しいビジネスプロセスを革新して適応することを奨励する。

カナダのプラスチック廃棄物ゼロ計画

カナダ全体の戦略と一致して、カナダ政府はプラスチックをより適切に管理し、プラスチック廃棄物ゼロの目標に向け前進するため新たな措置を継続的に進めている。次が含まれる：

- 科学への投資
- プラスチック廃棄物と汚染に関する知識の向上
- 政府業務と調達グリーン化
- 州や準州との連携
- 業界リーダーと協力して業界主導のソリューションを推進
- プラスチック汚染をなくすため法的拘束力のある野心的な国際協定に向け他国と協力する

2022年6月、我々は使い捨てプラスチック禁止規則（SUPPR）を発行し、次の製品の製造、輸入、販売を禁止した：問題のあるプラスチックで作られた、又はそれを含む食品用食器、リングキャリア、かき混ぜ棒、ストロー（例外あり）。これにより、10年間で22,000トンのプラスチック汚染と130万トンのリサイクル困難なプラスチック廃棄物が防止されることになる。

2023年4月、我々はプラスチック製品のリサイクル含有量とラベル表示規制案に関する規制枠組みの文書と、連邦プラスチック登録の報告要件の概要を説明する技術文書を発行した。提案された規制と要件は次のとおり：

- プラスチック包装に最小限のレベルのリサイクル含有量を要求することで、リサイクルプラスチックの最終市場をより強力で信頼性の高いものにサポートする。
- 州又は準州の人口の少なくとも80%が利用できる回収システムで品目が受け入れられ、

北米の再処理業者に送られる少なくとも 80%の選別収率でベールに選別でき、そしてそのベールは北米の再処理業者による再処理率が少なくとも 80%でないとき、プラスチック包装及び使い捨てプラスチックに対する追いかへ矢印のシンボル及びその他のリサイクル可能性の表示の使用を禁止する。

●プラスチック包装品や使い捨て品の表示において「分解性」、「生分解性」などの用語の使用を禁止し、堆肥化可能と表示する製品の最低基準を設定する。

●カナダ市場に流通するプラスチックと、これらの製品が寿命の終わりにどのように管理されるかに関する年次報告を義務付ける

提案されている規制と P2 通知は、生産者と小売業者に製品の設計、製造、販売による下流側の危害を軽減する措置を講じることを義務付けることで、プラスチックの削減、再利用、リサイクルの増加に繋がるだろう。これらの機器を組合せることで、環境中のプラスチック製品によって齎される危害の全体的脅威が軽減される。

再利用の機会

カナダ政府は、プラスチックを経済の中に維持し、廃棄物や汚染になるのを防ぐため、リサイクル率を向上させるソリューションを推進しているが、特に包装などのポイ捨てが多い品目については、上流のソリューションを採用する機会がある。過去 3 年間、カナダ政府は、再利用に関する次のような将来の行動の準備となる、再利用に関する重要な基礎的な作業を推進してきた：

●リサイクル含有量の最小要件とラベル表示ルールに関する規制案から、再利用可能なプラスチック包装を除外する。

●再利用可能な包装と詰め替えに焦点を当てたスカウト・エンバイロメンタルとの提携により、再利用・詰め替えシステムの採用を正規化するカナダ再利用・詰め替えイニシアティブ、及びカナダにおける再利用と詰め替えの現状と推奨事項に関する調査が行われた。

●2022 年 11 月に再利用に関するシンポジウムを共催し、民間部門と公的部門のリーダーが集まり、再利用を推進して、回収・製造・廃棄物の消費モデルから切り離す経済的、社会的、環境的機会について議論した。

●プラスチック包装の設計と再利用に関するカナダプラスチック協定 (CPP) へ関与した。

● レストランでの不必要なプラスチック廃棄物を削減するツールキットを作成する OceanWise など、プラスチック汚染を削減するための再利用モデルを促進するプロジェクトを支援した。

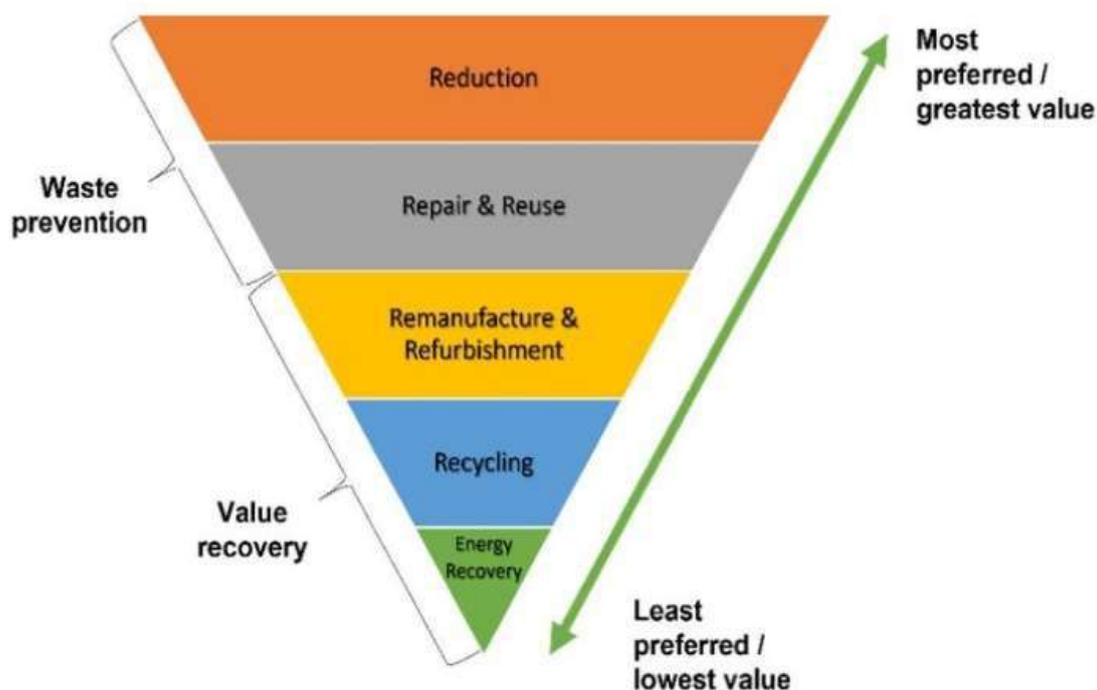
カナダ政府のプラスチック廃棄物ゼロ計画の一環として、これらの措置は、カナダ市場における再利用可能な代替品の革新と成長を奨励し促進するのに役立つ。

3.1 循環経済とプラスチック食品包装

削減と再利用

プラスチック廃棄物や汚染、それに関連する排出物を削減する最も効果的手段は、削減、再利用、修理、再製造、改修などの上流のソリューションを通じ、そもそもプラスチックが廃棄物になるのを防ぐことにある[4]。削減後の再利用は、プラスチック廃棄物を防ぐための最も効果的かつ持続可能な唯一の方法となる。Reuse Refill Canada は、カナダの使い捨て包装材料の僅か 20%を再利用可能な包装に置き換えることで、年間 30 万トン以上の廃棄物が削減され、7 億 7,000 万ドル以上の価値がある経済的機会が生まれることを見出した。[5]

Figure 1: Waste management hierarchy



循環性を考慮した設計

カナダでプラスチックの循環経済を構築するには、プラスチック食品包装の設計、使用、及び耐用年数終了時の管理方法を改善する必要がある。プラスチック包装の使用が避けられない場合、再利用とリサイクルを可能にする包装を設計することは、プラスチック廃棄物と排出削減に最も大きな影響を与え、これらのプラスチックが経済の中で循環し続ける上で重要な役割を果たすことになる。

この文書で概説される緩和策は、食品包装部門を循環モデルに移行させ、プラスチックが経済に留まり、埋立地、焼却場、環境から排出されるのに役立つであろう。

プラスチック食品包装

食品包装は、使い捨てプラスチック廃棄物と汚染の大きな原因となっている。調査によると、プラスチック製食品包装はカナダのプラスチック製包装全体の約3分の1を占めている（約半分は一次包装、残りの半分は二次又は三次包装）。食品包装の大部分は使い捨てである（ジュースボトル、青果袋、ヨーグルト容器、スナックの包み紙、肉トレイなど）。カナダ全土の大型食料品店を対象とした最近の監査では、一部の食料品売場にある製品（農産物、ベビーフード、ペットフード、スープ）のほぼ3分の2（64%）が、使い捨てのプラスチックで包装されていることが判明した。[6] カナダの海岸線で見つかった使い捨ての食品及び飲料の包装ゴミの全ゴミに占める割合は、2019年の15.3%から2020年の26.6%へとほぼ2倍になった。[7]

プラスチックは、主に食品ロスや廃棄物を削減できるという理由から、食品包装に最も一般的な素材となっている。また、安価で軽量、柔軟性があり、耐熱性や耐引裂性などの製品規則を満たすのに適している。プラスチック包装は印刷も簡単で、包装の形成、充填、封止が1つの生産ラインで行われる生産プロセスに組み込むこともできる。

プラスチック製の食品包装は多種多様で複雑であるため、リサイクル可能性が制限され、リサイクルの流れを汚染する可能性がある。例えば、スナックやチーズなどの食品の包装に使用される、複数の素材を使用した軟質プラスチック包装をリサイクルする幅広に利用できる仕組みは現在ない。これらの材料をリサイクルするには、技術の進歩と、これらの材料を効率的に識別して分別するための機械的リサイクル技術への多額の投資が必要となる[8]。ケミカルリサイクルプロセスが出現しつつあるが、財務コスト、環境コスト、及び拡張性についての懸念がある。

対象コミュニティの理論的根拠

大手食料品小売業者は、カナダの家庭に食品を供給し、毎年大量のプラスチック包装食品を上市する上で重要な役割を果たしている。伝統的な食料品小売業者の上位4社（ロブロウ、エンパイア、メトロ、ジム パティソン グループ）と一般小売業者の上位2社（ウォルマート、コストコ）が、2020年売上の市場シェアの約80%を占めた[9]。食品小売部門でもかなりの垂直統合が進んでおり、大手小売業者は自社の店舗に商品を供給する卸売業者や流通センターを所有しているほか、フランチャイズと非フランチャイズを含む独立系小売業者もいる。従って、これらはバリューチェーンの中心で極めて重要な位置を占めており、使い捨てのリニアエコノミーからの移行を促進し、プラスチックのフットプリントを大幅に削減し、再利用システムと配信モデルへの移行をサポートするため、購入習慣を変えることについて顧客に関与して教育する。

いくつかの大手小売業者は、企業の持続可能性に関する誓約に加え、カナダプラスチック協定[10]などの継続的な取組みを通じ、プラスチックの削減に取り組んでいる。大手食料品小売業者は、自社のプライベートラベルブランドからプラスチックを削減し、ブランドやサプライヤーと連携し、調達ポリシーを通じてバリューチェーンの更に上流の慣行に影響を与えることで、これらの取組みを更に強化できる。[11]

P2計画を準備、実施、報告する責任は大手食料品小売業者にあるが、バリューチェーンに沿った企業（食品小売業者、生産者、ブランド）が協力しP2通知に定められた目標を達成することを期待する。

4.0 一次食品プラスチック包装に関する P2 通知の主な要素

4.1 P2 計画の内容

P2計画は、組織が事業活動内での汚染物質や廃棄物の生成をどのように防止又は最小限に抑えるかを文書化する。通知の対象となる者は、計画を作成する際に通知に概説されている全ての要素を考慮しつつ、特定の状況に最適な一連の行動を柔軟に策定及び実施できる。この計画には、カナダ政府に提出する必須の報告書に必要な情報を生成する機能も含まれる。汚染防止リソースについては、セクション 8.0 を参照されたい。

4.2 P2 計画の準備と実施に必要な個人又は人のクラス

食品プラスチック一次包装に関する P2 通知は、以下を最もよく管理する企業を対象として

いる：

- 店頭体験
- プラスチック包装食品の企画及び販売
- プラスチック包装食品の販売

我々は、最終通知の発行日から 2035 年 12 月 31 日までの間に、次のような人又はグループを補足することを提案する：

●肉、鶏肉、魚介類を含む生鮮食品や加工食品、ベーカリー、缶詰、冷凍食品、新鮮な果物や野菜、乳製品などの食料品の小売に従事する、子会社やフランチャイズを含むスーパーマーケット、食料品店、スーパーセンター、倉庫クラブのチェーンを運営する。

●カナダにおける食料品小売売上高が、店舗及びオンライン売上を含め、現在の金額で年間 40 億ドルを超える。

提案された通知は、中小企業、独立系食料品店、専門食料品店、コンビニエンスストア、ファーマーズマーケットなどの捕捉を目的としたものではない。

この通知は、後継者であるか、このセクションで特定される人によって任命された人又は人のクラスに適用される。

4.3 P2 計画で取り組むべき活動

セクション 4.2 で特定された全ての人は、以下の活動に関連する P2 計画を準備し、実施する必要がある：

- ペットフードを含む食品、袋詰め、パウチ包装、ラップ包装、充填ボトル、飲料ボトル、クラムシェル容器など、プラスチック一次包装の食品全般の流通・販売
- 店舗及び提携食料品配送サービスでの食品一次プラスチック包装の使用（青果袋、トレイ（肉）、食品の包装に使用されるラップ、食品サンプル容器、ベーカリー商品用の袋、デリ/テイクアウト容器など）

この活動は、消費者直送及び企業間の食品接触用包装に適用される。

「消費者直販」とは、製品が個人使用のため消費者に販売されることを意味する。

「企業間」とは、消費者に直接販売するのではなく、ある企業に商品を販売し、別の企業（小

売業者に販売するサプライヤー(流通業者など)に商品を販売することを意味する。

4.4 目的、目標、スケジュール

カナダ政府は、食品の一次プラスチック包装からのプラスチック廃棄物ゼロを目指して、次の目標を提案する。P2 通知の対象となる企業は、これらの目的と目標を達成するための計画を策定し実行する必要がある、セクション 4.5 で概説される全ての要素を考慮する必要がある。

リスク管理の目標

目標 1

不要な又は問題のある包装を排除し、循環性を考慮した設計を通じて、バリューチェーンに沿った一次食品プラスチック包装の環境影響を可能な限り削減する。

目標：2035 年

目標 2

生鮮果物及び野菜は、バルクで、又はプラスチックを含まない包装で流通及び販売される。

目標：

●2026 年までに 75%

●2028 年までに 95%

目標 3

全ての一次食品プラスチック包装は再利用可能、リサイクル可能、又は堆肥化可能とする*

目標：2028 年までに 100%

* 地元の堆肥化施設がこれらの製品を受入れ、連邦基準案の対象となる場合 (2023 年秋に発表予定)

目標 4

生鮮食品以外で、以下のものの売上を一定の割合で増加させる戦略を策定する：

- 再利用－再充填システムの対象製品*
- プラスチック包装を使用していない製品及び／又は
- 濃縮製品

目標：

- 2026年までに20%
- 2030年までに50%
- 2035年までに60%

企業は、非食品製品を使用して再利用/詰め替えシステムの目標を柔軟に達成できる。これにより、再利用詰替システム、プラスチック包装を使用しない、大手食料品小売店で一般的に販売される非食品の濃縮代替品の他の機会が認識され促進されるだろう。例には、パーソナルケア製品（シャンプー、石鹸など）やクリーニング製品（洗濯洗剤など）が含まれる。

*再利用－再充填システム内の製品が、上記目標の50%以上である必要がある。

目標 5

再利用不可*のプラスチック食品包装には、消費済リサイクル材(PCR)が含まれる**

目標：

年間平均で：

- 2028年までに10%
- 2030年までに20%
- 2035年までに30%

* リサイクル材の目標は、再利用可能なプラスチック包装には適用されない。

** カナダ政府は、特定のプラスチック製品に対するリサイクル材及びラベル表示規則案の一環として、飲料容器に最小限のリサイクル材を義務付けることを提案する。飲料容器に関する規制要件は P2 要件に優先する。

4.5 P2 計画を作成する際に考慮すべき要素

P2 計画の通知には「考慮すべき要素」が指定されている。これらは、通知の対象者が P2 計

画を準備及び実施する際に考慮する問題又は活動である。P2 計画の作成時に特定の要因にどのように対処したかの説明は、カナダ政府に報告され、一般に公開されることが義務付けられる。一次食品プラスチック包装に関する P2 通知に含めるよう考慮すべき要素の概要を以下に示す。

セクション 4.2 で概説した人は、次を努めることが期待される：

1. バリューチェーンに沿った一次食品プラスチック包装廃棄物の環境影響を可能な限り削減するため対策を開発し実施する。これは、次のように、包装の設計とライフサイクル管理に廃棄物管理階層（図 1 参照）を適用することで達成される必要がある：

●食品プラスチック一次包装の使用と廃棄物の流れに入るプラスチック包装の量を段階的に廃止するよう、バリューチェーン（製造、企業間、企業間）に沿ったプラスチック廃棄物削減対策を設定されたタイムラインに亘りバリューチェーンで戦略的目標に設定する。

●不必要な又は問題のある包装を排除する（例：プラスチック青果袋、プラスチックメッシュ、その他の結束袋、個別に包装された青果）

●使い捨て包装の使用を最小限に抑える。プラスチックフリーの包装材料、バルク及び再利用—詰め替えオプションを支持及び推進する。

●使い捨て包装が必要な場合、包装は循環性を考慮して設計される（即ち、実際にリサイクル可能であり、可能な場合はリサイクル材が含まれる）。

●プラスチック廃棄物削減対策の実施、即ち包装の代替に関連し、意図せぬマイナスの結果を生み出す可能性のあるその他のリスク要因を考慮する。リスク要因には以下が含まれるが、これらに限定されない：

○代替材料やプロセスによる健康影響（例：マイクロプラスチックやその他の化学物質の食品への放出、発がん性、生物濃縮、内分泌系のかく乱）

○食品の無駄と損失（即ち、包装は食品廃棄を減らすための手段となり得るが、例えば、1つの包装でピーマンやキノコなどの複数の農産物を同梱するなど、所定の量の生鮮食品が必要量を超えた場合、包装は無駄の原因となる可能性もある）

○エネルギー原単位要件の増加

○GHG 排出量の増加

○森林伐採（バージン板紙の使用増加）

○汚染の増加（大気、水、土地）

○カナダの雇用喪失

●P2 通知の対象となる同業他社やバリューチェーンの関係者（生産者やブランド）、業界団体、政府と協力し、相互運用可能なシステム（即ち、標準包装、デザイン、デポジット回収システムなど）の食品プラスチック一次包装の環境影響を削減する取組み、及び再利用をサポートするインフラストラクチャを調整する。[12]

2. 問題のある及び/又は不要なプラスチック包装を特定するための評価を実施し、次のような計画を作成及び実施する：

●果物と野菜はバルクで流通及び/又はプラスチックフリーの包装で販売される：2026年までに少なくとも75%、2028年までに少なくとも95%。

●全ての一次食品プラスチック包装は、2028年までに再利用可能、リサイクル可能、又は堆肥化可能になるように設計される：

○プラスチック包装は、以下の基準を全て満たす場合、リサイクル可能と見なされるが、提案されている連邦ラベル要件（規制草案は2023年末までに発表予定）の対象となる：

■当該品目は、2026年までにカナダ人口の少なくとも60%、2030年までに80%が利用できる回収システムに受け入れられる。

■当該品目は、2026年までに少なくとも60%、2030年までに80%の分別収率でベールに分別できている。

■北米の再処理業者によるベールの再処理率は、2026年までに少なくとも60%、2030年までに80%となる。

○リサイクル性を考慮した設計に関するその他の考慮事項は次のとおり：

■リサイクル可能性と循環性を最適化するように設計されている（即ち、包装に使用される材料、インク、接着剤、添加剤、ラベル、コーティング、バリア層は、PCRの品質を最大化し、リサイクルを可能にするよう設計されている）。

■リサイクル可能性を考慮したプラスチック包装を設計する際には、認定された情報源からの第三者のガイダンスを考慮する。

■最適なプラスチックの設計、生産、リサイクルのため、カナダプラスチック協定のゴールドデザインルールを考慮する。

■プラスチック包装のリサイクル可能性基準を定義する連邦規制は、ここに記載される基準に優先する。

○プラスチック包装を廃止したり、再利用したり、新しい包装形式にリサイクルしたりできない場合、環境に配慮した素材や樹脂の代替品の選択肢を検討する。

○堆肥化可能なプラスチックは、食品廃棄物を最小限に抑えるため、地元の堆肥化施設がこれらの品目を受け入れ、首尾よく処理するニッチな用途にのみ使用されるべきである。このような場合、堆肥化可能な包装が確実に受け入れられ、地元の堆肥化施設で適切に処理されるようにする責任は食品小売業者にある。

3. 生鮮食品以外で、次のものの売上を一定の割合で増加させる戦略を実行する：

- 再利用－再充填システム対象製品
- プラスチック包装フリーの製品
- 濃縮製品

売上には次の目標とスケジュールが適用される：

- 2026年までに20%（総売上高の）
- 2028年までに50%（総売上高の）
- 2035年までに60%（総売上高の）

●企業は食品以外の商品でも柔軟に売上に対応できるようになる。これにより、大手食品小売店が販売する他の製品（シャンプー、洗濯洗剤、ペーパータオルなど）の再詰め替え、プラスチック包装フリー、濃縮代替品の機会が促進されるだろう。

●売上目標は以下の基準に従うものとする：

○再利用－再充填システムが上記目標の50%以上であること

○プラスチックフリーの包装と、乾物（レンズ豆、豆、ナッツなど）及び生鮮食品（サラダバー、デリ、肉や魚介類のセクションなど）の再利用可能なオプションを顧客に提供する。

○環境に配慮した製品を単一の専用エリアで提供するのではなく、同じ製品ライン内の

他の製品と統合することを目指す。

○再利用—詰め替えシステム、濃縮製品、及びプラスチック包装フリーの製品は、店内で最適な配置になっている（例えば、目の高さ及び/又は通路の端又は目立つ陳列）

○包装材料の再利用—詰め替え方法に関する情報がエンドユーザーに直ぐに提供される

○価格設定ポリシーは、顧客がパッケージ無料の再利用詰め替えオプションを好むよう効果的に動機付け、インセンティブを与えるよう設計されている。

○再循環を奨励する引き取りプログラムや価格インセンティブ構造を欠いた、無視できる費用での包装、即ち、袋、持ち帰り食品容器の提供は、再利用とは見なされない。

4. 基準 2(b) を満たすことに加えて、一次プラスチック食品包装には、次の目標とスケジュールを条件として、消費者からリサイクル材が含まれる：

●2028年までに 10%

●2030年までに 20%

●2035年までに 30%

●消費者が使用したリサイクル材をプラスチック包装に統合しやすくするため、次の点を考慮されたい：

○人が消費することを目的とした食品に使用される包装は、食品医薬品法及び規制の安全規定を遵守する必要がある。

○軟包装のようなリサイクルが難しいプラスチックから食品グレードの PCR を確保するための「クローズドループ」リサイクルシステムへの経路を検討する。例えば、店舗裏のプラスチックフィルムラップの回収と返却や、リサイクルという明確な目的のための引き取りプログラムの提供など。

○食品グレードの PCR に加工される実行可能な経路を持つ樹脂を使用することにより、食品包装を食品グレードの PCR リサイクルできるようにする

○食品に安全ではない材料（添加物を含む）を含む一次又は二次包装の使用を可能な限り削減する。

○プラスチックの規制枠組みに関する提案されたリサイクル材及びラベル表示規則に概要が記載されているとおり：

■二次プラスチックの許容可能な供給源を遵守する原則

■再利用可能なプラスチック包装は、リサイクル材の要件を満たす必要がない

4.6 P2 計画の準備に必要な時間

通知の対象となる全ての個人又は人のクラスは、最終通知の発行から 12 か月以内に計画を準備し、実行を開始する必要がある。

4.7 P2 計画の実施に与えられる時間

この通知は、最終通知の対象となる全ての個人又は人のクラスが、2035 年 12 月 31 日までに計画内の全ての行動の実施を完了することを要求する。

また、セクション 4.2 で概説される人は、セクション 4.4 及び 4.5 で概説される目的とスケジュールを達成するため努力することが期待される。

5.0 P2 通知要件と情報の公開

P2 通知の対象となる人は、次を行う必要がある：

- 通知に記載されている考慮すべき全ての要素を考慮し P2 計画を作成する
- 予想される措置と削減の説明を含む、汚染防止計画が準備され、実施されているというスケジュール 1 の宣言を提出する。
- P2 計画に基づく活動を実施する。
- スケジュール 4 の中間進捗報告書を毎年提出する。これには、P2 計画で特定された行動の実施における進捗状況、現在までに達成された削減量、及び通知の様々な目的の達成状況に関する情報が含まれる。

注：カナダ政府は、P2 計画のプロセスに沿って、P2 計画の実施を通じて毎年進捗報告を収集することを提案する。

- 講じられた措置と達成された結果の説明を含む、汚染防止計画が実施されたことを示すスケジュール 5 の宣言を提出する。

●計画の準備と実施の期限、及び申告と報告書の提出期限を遵守する。

●P2 計画のコピーを現場に保管されたい。

オプションのレポートには、必要に応じて次のものが含まれる：

●要因を考慮するための要件の免除要求（スケジュール 2）：免除要求の詳細については、ガイドラインのセクション 3 を参照されたい：カナダ環境保護法に基づく汚染防止計画：ガイドライン

●汚染防止計画の作成又は実施のための時間延長の要請（スケジュール 3）：時間延長の詳細については、ガイドラインのセクション 4 を参照されたい：カナダ環境保護法に基づく汚染防止計画：ガイドライン

大臣は、スケジュール 1、4 及び 5 で受理した非機密情報、及び許可された期間延長又は免除要求を、カナダ政府の Web サイト又は CEPA レジストリの P2 計画通知セクションで公開する予定であることに注意されたい。

6.0 通知のパフォーマンス測定と評価

通知のパフォーマンス測定は、意図された目的を達成する通知の有効性を評価するため、報告サイクルごとに毎年実施される。これまでの全体的結果をまとめたパフォーマンスレポートがオンラインで公開される。

大臣は、この文書の第 4.3 項で提案される目的に関して通知の有効性を評価する。これには、計画の実施後の行動を検証するためのデータ収集が含まれる場合がある。この評価は、一次食品プラスチック包装による環境影響を更に防止又は軽減するため、規制を含む他の対策が必要かどうかを決定する。

7.0 議論の質問

1.カナダ政府が一次食品プラスチック包装に対処するアプローチを開発する際に考慮すべき他の目標や要素はあるか？ もしそうなら、それらは何か、そしてなぜ重要か

2.このアプローチに関連するサプライチェーンの関係、コスト、その他の障害に対する潜在的影響は何か

- 3.食料品店での再利用を進めるために他に何が必要か
- 4.業界を支援し、目標の達成を促進するため、カナダ政府が開発を検討すべきガイダンス文書、ツール、啓発キャンペーンなどのサポート資料はあるか
- 5.リサイクルに依存するのではなく、再利用と循環性を考慮した設計に移行することで望ましくない結果はあるか
- 6.カナダ政府が進捗状況を追跡し、成功を評価する際に考慮すべきパフォーマンス指標は何か
- 7.食品小売業者は現在、調達基準及び/又はサプライヤーとの契約において、削減、再利用、リサイクル可能性を考慮しているか
- 8.P2 計画通知の適用可能性は明らかか? 即ち、企業のどのレベルが必要な提出に対して責任を負うのかは明確か
- 9.食品小売店のプラスチックのフットプリントに関してカナダ政府が知っておくべきデータはあるか?

8.0 汚染防止リソース

汚染防止計画の作成に関するガイダンスは、以下から入手できる：

- あなたの事業どのように汚染を防ぐことができるか
- 公害防止計画の作成と実施

9.0 次のステップ

カナダ政府は、対象コミュニティ、関心のあるパートナー、一般の人々を含む全ての利害関係者に対し、2023年8月30日までに書面によるコメント提出を呼びかけている。セクション7.0の議論の質問は、意見を集中させることを目的としている。ただし、この文書で提起された問題や提案についてのフィードバックは歓迎する。

コメント期間の後、政府は以下の次のステップに取り組むことを約束する：

- フィードバックを分析して P2 通知デザインに情報を提供する。
- P2 通知の作成に伴い、関係者との協議を継続する。

●最終決定前にパブリックコメントのために P2 通知草案を公開する。

コメントは電子メール又は以下の連絡先情報に郵送で送信できる。

問合せ先

Tracey Spack, Director
Plastics Regulatory Affairs Division
351 Saint-Joseph Boulevard
Gatineau QC K1A 0H3

電子メール : plastiques-plastics@ec.gc.ca

附属塑 I - 定義

この協議文書の目的について : :

生分解性プラスチック (プラスチック汚染の科学評価で定義) - 主鎖に沿ってヘテロ原子を持ち、加水分解又は酵素反応を受けやすくする種類のプラスチック。

企業間 - ある企業が別の企業と商取引を行う状況である。有形製品の場合、これは通常、企業が生産物を生産する別の企業に原材料を販売する場合、又は別の企業が生産した商品を再販する場合に発生する。

バルク・パッケージなしで提供され、顧客がパッケージなしで購入できる製品。店舗が提供する個人用の再利用可能な容器またはリターナブル容器に、顧客が選択した数量で自ら包装して購入できる。

チェーン - 複数の小売店で構成され、ブランドと集中管理を共有し、通常は標準化されたビジネス手法と慣行を持つ小売組織。

循環経済 - 製品や材料の再利用、修理、改修、再製造、再利用、又はリサイクルによって、資源から可能な限り多くの価値を保持し、回収するための措置を実施すること。それは、貴重な資源を賢く利用し、廃棄物をコストではなく資源として考え、環境と経済を改善する革新的な方法を見つけることである。

堆肥化可能なプラスチック (ISO 17088 で定義) - 堆肥化中に生物学的プロセスによって分解を受け、他の既知の堆肥化可能な材料と一致した速度で CO₂、水、無機化合物、及び

バイオマスを生成し、目に見える、識別可能な、又は有毒な残留物を残さないプラスチック。

濃縮製品 - 液体の大部分が除去された、直ちに使用できる製品と同じ成分が含まれている。

例：濃縮果汁、シャンプーバー。

消費者直接 - 製品は個人使用のため消費者に直接販売される（企業間の販売とは対照的）。

分解性プラスチック(ISO 及び ASTM で定義) - 特定の環境条件下で化学構造が大きく変化し、その結果、プラスチックと用途に適した標準的な試験方法で測定した場合に変化する可能性のある一部の特性が、その分類を決定する期間内で失われるように設計されたプラスチック。

一般的な食品ライン - 生鮮肉及び調理済みの肉、鶏肉及び魚介類、缶詰及び冷凍食品、生鮮果物及び野菜、及び様々な乳製品を含む生鮮食品及び調理済み食品。

日用品 - 生鮮食品や調理済み食品、家庭用クリーニング製品（洗濯洗剤、ペーパータオル）、又はパーソナルケア製品（シャンプー、石鹸）などの食品及び非食品。

生鮮食品 - 最小限の加工が施された生鮮食品を指す。これらの製品は賞味期限が短く、通常は品質と安全性を維持するため冷蔵が必要である。

多層プラスチック包装 - 包装に使用されている、又は使用されることになるあらゆる材料で、主成分として少なくとも 1 層のプラスチックと紙、板紙、高分子材料、金属層又はアルミニウム箔などの材料の 1 つ以上の層ラミネート又は共押出構造の形で組み合わせたもの。

プラスチックフリーパッケージ - 接着剤、コーティング、ラミネートなどのプラスチックを含まないパッケージ。

充填済み製品 - 再利用可能なリターナブル容器に入れて顧客に直接販売される。これらの容器は回収され、滅菌され、再充填される。充填済み製品の例としては、標準的な茶色のビール瓶、プライベート デポジット コンテナ（牛乳やヨーグルトなど）、小売業者による大量配送などが挙げられる。

一次プラスチック包装 (ISO 21067 で定義) - 製品と直接接触するように設計された包装を意味する。例としては、ボトル、瓶、パウチ、プリスターパックなどが挙げられる。

リサイクル材(ISO 14021 からの適用) - 住宅、産業、商業、又は機関の供給源からの使用済み製品に由来するリサイクルされたプラスチックを指し、使用済み樹脂 (PCR) とも呼ばれる。

再生産品と再生品 - 再生品ではすべてのコンポーネントが新しい仕様に交換されているが、再生品では故障したコンポーネントのみが交換される。

再利用・詰め替えシステムは、次の 4 つの異なるソリューションに分類できる：

●自宅からの返品 - 包材は、物流会社などによってユーザーの自宅から回収されたり、食料品や食事宅配サービスなどの新製品の配送と組み合わせられたりする。

●外出先で再充填 - ユーザーは、店内のバルク分配システムなど、自宅から離れた場所で再利用可能な容器を充填する。

●外出先での返品 - ユーザーはパッケージを店舗または返却場所に返却する。例えば、預入れ及び返却機に返却されるボトルなど、充填済みの返却可能及び再利用可能な容器で販売されている製品などである。

スーパーマーケット及び食料品店 - 主に、缶詰、乾燥食品、冷凍食品などの一般的な食品及び家庭用品の小売に従事する。生鮮果物及び野菜、新鮮な肉と調理済みの肉、魚、鶏肉、乳製品、焼き製品、スナック食品、クリーニング及びパーソナルケア製品

スーパーセンター及びウェアハウス クラブ - 主に食品及び家庭用品の一般的商品と、アパレル、電化製品、美容用品などその他の基本的商品を販売する店舗。倉庫クラブには会員要件があるが、スーパーセンターにはない。

価値保持プロセス (VPR) - 製品本来の価値を維持しながら、製品の稼働状態を維持したり、耐用年数を予想し、耐用年数を超えて延長したりするのに役立ち、経済的及び環境的持続可能性と回復力の向上に役立つ。

脚注

[1] Recycling processes producing food-grade PET and HDPE are relatively mature, and beverage bottles made from these resins have a proven ability to incorporate high levels of recycled content

[2] Walker, T.R., McGuinty, E., Charlebois, S. et al. Single-use plastic packaging in the Canadian food industry: consumer behavior and perceptions. *Humanit Soc Sci Commun* 8, 80 (2021).

[3] Statistics Canada, Pilot physical flow account for plastic material, 2019 (statcan.gc.ca), March 2023

[4] Remanufacturing and other VRPs (including refurbishment, repair and reuse) are key activities of the circular economy. They help maintain a product in service or extend its useful life beyond its expected service life, while preserving its inherent value, helping to increase both economic and environmental sustainability and resilience, Retaining product value in a circular economy

[5] Make Reuse the Norm, Reuse Refill Canada, May 10, 2023

[6] Left holding the bag: A survey of plastic packaging in Canada's grocery stores, Grocery Store Report, April 2023

[7] Great Canadian Shoreline Clean up Annual Report 2020, May 2020

[8] Mulakkal M.C., Castillo A.C., Taylor A.C., Blackman B.R.K., Balint D.S, Pimenta S., Charalambides M.N. Advancing mechanical recycling of multilayer plastics through finite element modelling and environmental policy. *Resources, Conservation and Recycling*. 2021; 166

[9] BMO Capital Markets/BMO Nesbitt Burns custom tabulation with calculations by Kevin Grier, 2021. It is important to note that, while not included in the consolidation estimate, Jim Pattison is a significant retail player in Western Canada, operating and owning several retail banners.

[10] Canada Plastics Pact, Partners list - Working together for a Canada without plastic waste or pollution

[11] Greenpeace and Environmental Investigation Agency, Checking out on plastic: A survey of UK supermarkets' plastic habits, Checking out on plastics

[12] Persons, including those subject to the P2 Planning Notice, must not contravene the Competition Act (the “Act”) (see: Competition Act). Agreements between competitors or potential competitors that are likely to substantially lessen or prevent competition may be subject to review under the civil agreements provision in section 90.1 of the Act. Further, subsection 45(1) of the Act prohibits, under criminal law, agreements between competitors and potential competitors to fix prices, allocate markets or restrict output. Legal defences, exceptions or exemptions could apply. Parties wishing to collaborate may wish review the guidance provided in the Competitor Collaboration Guidelines (see: Competitor Collaboration Guidelines) to ensure they remain compliant with the Act.

[13] Compostable labelled plastic packaging and single use plastics will be subject to proposed labelling requirements, including minimum performance standards.